

6. 下水道事業の財源

(1) 財源

財源の構成

ア. 建設費、維持管理費

種類	建設費		維持管理費
流域下水道	国庫補助事業	<ul style="list-style-type: none"> 国費(国庫補助金) 地方費 <ul style="list-style-type: none"> 一般財源 関連市町村負担金 地方債 	<ul style="list-style-type: none"> 県費 関連市町村負担金 <ul style="list-style-type: none"> 使用料 一般市町村費
	単独事業	<ul style="list-style-type: none"> 地方費 <ul style="list-style-type: none"> 一般財源 関連市町村負担金 地方債 	
公共下水道 及び 特定環境保全 公共下水道	国庫補助事業	<ul style="list-style-type: none"> 国費(国庫補助金) 地方費 <ul style="list-style-type: none"> 一般市町村費 地方債 受益者負担金 	<ul style="list-style-type: none"> 使用料 一般市町村費
	単独事業	<ul style="list-style-type: none"> 地方費 <ul style="list-style-type: none"> 一般市町村費 地方債 受益者負担金 	
都市下水路	<ul style="list-style-type: none"> 国費(国庫補助金) 地方費 <ul style="list-style-type: none"> 一般市町村費 地方債 	一般市町村費	

イ. 建設財源内訳

区分		国費	地方負担分		
			地方債	その他	計
流域下水道	管きよ等 (国庫補助事業)	1/2 (1/2)	県 1/5 (1/5) 市町 1/10 (1/10)	県 2/15 (2/15) 市町 1/15 (1/15)	県 1/3 (1/3) 市町 1/6 (1/6)
	処理場 (国庫補助事業)	2/3 (2/3)	県 2/15 (2/15) 市町 1/15 (1/15)	県 4/45 (4/45) 市町 2/45 (2/45)	県 10/45 (10/45) 市町 5/45 (5/45)
	単独事業	—	県 1.8/3 市町 0.9/3	県 0.2/3 市町 0.1/3	県 2/3 市町 1/3
	管きよ等 (国庫補助事業)	1/2 (1/2)	4.5/10 (4.5/10)	0.5/10 (0.5/10)	1/2 (1/2)
公共下水道	処理場 (国庫補助事業)	5.5/10 (5.5/10)	4.05/10	0.45/10	4.5/10
	単独事業	—	9.5/10	0.5/10	10/10
	管きよ等 (国庫補助事業)	1/2	4.5/10	0.5/10	1/2
特定環境保全 公共下水道	処理場 (国庫補助事業)	5.5/10	4.05/10	0.45/10	4.5/10
	単独事業	—	9.5/10	0.5/10	10/10
	都市下水路	4/10	3.3/10	2.7/10	6/10

注：() は住宅宅地関連公共施設整備促進事業費として施行する場合

流域下水道のうちその他の県及び市町村費については平成13年度より当面の間臨時措置分として起債対象となります。

国庫補助率の変遷

区分	年度	S47	S49	S55	S60	S61	S62	H3~4	H5~R4					
		~48	~54	~59		住宅関連	住宅関連			住宅関連				
流域下水道	1/2	管2/3	管2/3	管2/3	管6/10	管6/10	管5.5/10	管5.5/10	管5.25/10	管5.25/10	管5.5/10	管5.5/10	管1/2	管1/2
		処3/4	処3/4	処3/4	処2/3	処3/4	処6/10	処6/10	処5.75/10	処5.75/10	処6/10	処6/10	処2/3	処2/3
公共下水道	4/10	管6/10	管6/10	管6/10	管5.5/10	管5.5/10	管1/2	管1/2	管1/2	管1/2	管1/2	管1/2	管1/2	管1/2
		処2/3	処2/3	処2/3	処6/10	処6/10	処5.5/10	処5.5/10	処5.25/10	処5.25/10	処5.5/10	処5.5/10	処5.5/10	処5.5/10
都市下水路	1/3	4/10	4/10	4/10	4/10	4/10	4/10	4/10	4/10	4/10	4/10	4/10	4/10	4/10
公共下水道 (同和) 都市下水路	2/3	2/3	2/3	-	2/3	-	2/3	-	2/3	-	2/3	-	2/3	-
特 下 定 水 公 道 共	S45年度以前 着工前	1/4	1/4	1/4	-	1/4	-	1/4	-	1/4	-	1/4	-	1/4
	S46年度以後 着工前	2/9	2/9	2/9	-	2/9	-	2/9	-	2/9	-	2/9	-	2/9
特定環境保全公共下水道	-	管6/10	管6/10	-	管5.5/10	-	管1/2	-	管1/2	-	管1/2	-	管1/2	-
		処2/3	処2/3		処6/10		処5.5/10		処5.25/10		処5.5/10		処5.5/10	

地方債充当率の変遷

区分	年度	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53		S54		S55		S56		S57	
								住宅関連		住宅関連		住宅関連		住宅関連		住宅関連	
流域下水道	(補助事業分)	6/10	6/10	7.5/10	7.5/10	7.5/10	7.5/10	7.5/10	7/10	7.5/10	7.5/10	通常分 7.5/10 財特分 1.75/10	7.5/10	7.5/10	7.5/10	7.5/10	7.5/10
	地方負担額の (単独事業分)	-	8.5/10	9/10	9/10	9/10	9/10	9/10	-	9/10	-	9/10	-	9/10	-	9/10	-
	査定額の																
公共下水道	(補助事業分) (一般分)	5/10	2/3	7.5/10	7.5/10	7.5/10	8.5/10	8.5/10	7.5/10	8.5/10	7.5/10	8.5/10	7.5/10	8.5/10	7.5/10	8.5/10	8.5/10
	地方負担額の (補助事業分) (特別分)	-	-	-	10/10	10/10	10/10	10/10	-	10/10	-	10/10	-	10/10	-	10/10	-
	査定額の (単独事業分)	8/10	8.5/10	9/10	9/10	9/10	9/10	9/10	-	9/10	-	9/10	-	9/10	-	9.5/10	-
	査定額の																
都市下水路	地方負担額の	3/10	5/10	3/10	3/10	6/10	8/10	8/10	7.5/10	8/10	7.5/10	7.5/10	7.5/10	6/10	7.5/10	3/10	3/10
公共下水道 (同和) 都市下水路	地方負担額の	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	-	10/10	-	10/10	-	10/10	-	10/10	-
特定環境 保全公共 下水道	(補助事業分)	-	-	-	-	7.5/10	8.5/10	8.5/10	-	8.5/10	-	8.5/10	-	8.5/10	-	8.5/10	-
	地方負担額の (単独事業分)	-	-	-	-	9/10	9/10	9/10	-	9/10	-	9/10	-	9/10	-	9/10	-
	地方負担額の																

区分	年度	S58~59		S60~61		S62		S63~H5		H6~H11		H12~		H13~R4	
		住宅関連		住宅関連		住宅関連		住宅関連		住宅関連		住宅関連		住宅関連	
流域下水道	(補助事業分)	7.5/10	7.5/10	7.5/10	7.5/10	7.5/10	7.5/10	7.5/10	7.5/10	7.5/10	7.5/10	10/10	7.5/10	10/10	7.5/10
	地方負担額の (単独事業分)	9/10	-	9/10	-	9/10	-	9/10	-	9/10	-	9/10	-	9/10	-
	査定額の														
公共下水道	(補助事業分) (一般分)	8.5/10	8.5/10	8.5/10	8.5/10	8.5/10	8.5/10	8.5/10	8.5/10	8.5/10	8.5/10	8.5/10	8.5/10	9/10	8.5/10
	地方負担額の (補助事業分) (特別分)	10/10	-	10/10	-	10/10	-	10/10	-	10/10	-	10/10	-	10/10	-
	査定額の (単独事業分)	9.5/10	-	9.5/10	-	9.5/10	-	9.5/10	-	9.5/10	-	9.5/10	-	9.5/10	-
	査定額の														
都市下水路	地方負担額の	8/10	8/10	3/10	-	5.5/10	-	3/10	-	5/10	-	5/10	-	5/10	-
公共下水道 (同和) 都市下水路	地方負担額の	10/10	-	10/10	-	10/10	-	10/10	-	10/10	-	10/10	-	10/10	-
特定環境 保全公共 下水道	(補助事業分)	8.5/10	-	8.5/10	-	8.5/10	-	8.5/10	-	8.5/10	-	8.5/10	-	8.5/10	-
	地方負担額の (単独事業分)	9.5/10	-	9.5/10	-	9.5/10	-	9.5/10	-	9.5/10	-	9.5/10	-	9.5/10	-
	地方負担額の														

建設財源内訳表

(ア) 公共下水道・特定環境保全公共下水道

(補助対象)	(管きよ等)		(処理場)	
	(単独)	(補助対象 高率)	(補助対象 低率)	(単独)
国 費 (1/2)	起 債 9.5/10	国 費 (5.5/10)	国 費 (1/2)	起 債 9.5/10
起 債 (9/20)		起 債 (8.1/20)	起 債 (9/20)	
市町村費 (1/20)		(0.5/10)	市町村費 (0.9/20)	
市町村費				

(イ) 流域下水道

(補助対象)	(管きよ等)		(処理場)	
	(単独)	(補助対象 高率)	(補助対象 低率)	(単独)
国 費 (1/2)	起 債 9/10	国 費 (2/3)	国 費 (1/2)	起 債 9/10
起 債 (3/10)		起 債 (1/5)	起 債 (3/10)	
県及び市町村費 (1/5)		(1/10)	県及び市町村費 (2/15)	
県及び市町村費				

ただし、県及び市町村費については平成13年度より当面の間臨時措置分として起債対象となります。

(ウ) 都市下水路

国 費 (4/10)
起 債 (3.3/10)
市町村費 (2.7/10)

(2) 受益者負担金

受益者負担金制度は、特定の事業により著しい利益を受ける者に対して、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を負担させようとするものであり、都市計画事業として施行される下水道事業については、都市計画法第75条、それ以外のものについては、地方自治法第224条を法的根拠とし、条例で定める。

受益者負担金の賦課額は、第5次下水道財政研究委員会の提言によれば、「雨・汚水の排除に伴う受益の範囲内で、事業費の一部を負担するという原則に立脚しつつ、例えば末端管渠整備費相当額を目安とすることが適当であり・・・」とされており、次式で算出されるものを目安とする。

$$\text{単位負担金} = \text{末端管渠整備事業費} / \text{処理区域内面積}$$

受益者負担金の徴収状況

(令和4年度末現在)

市 町	種別	条例施行年月日	単 位 負担金額	分割徴収 年 限	根 拠 法	受益者負担金の対象 となる事業費の考え方
豊橋市	公共	S45.3.31	350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
	特環	S53.4.1	140,000~391,000円/戸	-	地方自治法第224条	(総事業費-処理場建設費)×1/10
岡崎市	公共	S49.3.29	80~430	3	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
	特環	H10.4.1	390~430	3	地方自治法第224条	〃
一宮市	公共	S47.12.25	81~230	3	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
瀬戸市	公共	S57.12.27	600	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費相当額
半田市	公共	S49.12.23	350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一部
春日井市	公共	S46.12.27	234~677	4	都市計画法第75条	総事業費の一定比率(比率25%)
豊川市	公共	S48.8.27	236~580	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費相当額
	特環	H11.4.1	362,000~447,000円/戸	5	地方自治法第224条	分担金対象事業費÷対象戸数
津島市	公共 (流閘のみ)	H21.3.30	400	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一部
碧南市	公共	H2.3.14	350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率25%)
刈谷市	公共	S44.10.3	350~400	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
豊田市	公共	S62.4.1	330~380	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一部
	特環	〃	330~380	5	地方自治法第224条	〃
安城市	公共	H4.3.26	350	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
	特環	〃	〃	5	地方自治法第224条	〃
西尾市	公共	S63.12.26	350・380	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一部
	特環	H14.4.1	380	5	地方自治法第224条	〃
蒲郡市	公共	S45.7.1	250~430	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費相当額
	特環	H5.9.30	410	5	都市計画法第75条	〃
犬山市	公共	S63.12.23	420~530	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率20.2%)
常滑市	公共	H12.4.1	350・2,000	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
江南市	公共	H8.9.27	300・400	3	都市計画法第75条 地方自治法第224条	総事業費の一定比率(比率5%) 末端管渠整備費の一部
小牧市	公共	S60.3.30	400~500	4	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費相当額
稲沢市	公共	H9.6.25	450~866	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
	特環	H11.9.28	250~866	5	都市計画法第75条	〃
(旧祖父江町域)	公共	-	-	-	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率(比率31%)
(旧平和町域)	公共	-	-	-	都市計画法第75条 地方自治法第224条	総事業費の一定比率(10%程度)
	特環	-	-	-	都市計画法第75条 地方自治法第224条	〃
新城市	公共	S61.3.25	320~380	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率34%)
東海市	公共	S47.12.22	300~430	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率(比率25%程度)
大府市	公共	S61.12.23	350~380	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率25%)
知多市	公共	S50.6.30	250・450	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率15%)
知立市	公共	H5.4.1	350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
高浜市	公共	H7.4.1	350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
岩倉市	公共	H6.3.15	450	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費相当額
豊明市	公共	H2.4.1	350~370	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
田原市	公共	H1.12.19	350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費相当額
			350+100,000円/戸	5	地方自治法第224条	末端管渠整備費相当額に都市計画税相当額を加算
(旧渥美町域)	公共	-	300,000円/戸(市街化区域)、400,000円/戸(市街化調整区域)	-	都市計画法第75条 地方自治法第224条	総工事費の1割相当額で定額
愛西市	公共	H21.6.24	400(個人専用住宅に限り・上限25万円)	3	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
清須市	公共	H25.4.1	400	3	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率(比率25%)
北名古屋市	公共	H19.6.21	400	3	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
みよし市	公共	H8.4.1	・350~360 ・286,000~288,000円/戸	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
あま市	公共	H22.3.22	270	3	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一部
長久手市	公共	H13.4.1	830	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率25%)
東郷町	公共	H7.4.1	60~350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率33.3%)
大口町	公共	H5.12.24	400	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費相当額
扶桑町	公共	H18.5.24	400	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費相当額の一定比率(比率24.5%)
大治町	公共	H21.11.2	270	-	都市計画法第75条	総事業費の一定比率(比率5%)
蟹江町	公共	H21.10.1	300	3	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費相当額
阿久比町	公共	H4.3.25	350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費相当額
東浦町	公共	S61.12.23	350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率16%)
武豊町	公共	S61.4.1	350~400	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費相当額
幸田町	公共	S63.12.22	350~400	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費相当額
設楽町	特環	R3.4.1	200,000円/戸	3	地方自治法第224条	末端管渠整備費相当額
東栄町	特環	H11.6.24	300,000円/戸(町内者)、 360,000円/戸(町外者)	-	地方自治法第224条	総事業費の一定比率(比率5%)

注1)尾張旭市、日進市、弥富市及び豊山町は受益者負担金制度を採用していない。

注2)名古屋市の尾張旭市及び日進市は取付管工事費を徴収している。

注3)負担区の設定数欄中「-」は負担区制を採用していない市町を示す。

注4)種別欄の「公共」は「公共下水道」を、「特環」は「特定環境保全公共下水道」をそれぞれ指す。

7. 下水道事業費の推移

(1) 愛知県の下水道事業費

下水道事業費の推移(1)

(単位：千円)

区分	年度	S 4 6 年度	S 4 7 年度	S 4 8 年度	S 4 9 年度	S 5 0 年度	S 5 1 年度	S 5 2 年度	S 5 3 年度
土木総務費		344,400	258,500	499,400	581,000	403,900	276,000	242,700	267,400
市町村土木事業費補助金	単補	344,400	258,500	499,400	581,000	403,900	276,000	242,700	267,400
下水道事業費		297,064	2,817,812	2,403,354	3,376,782	3,707,083	3,632,355	6,594,471	8,368,136
流域下水道事業費	公共	99,814	1,759,302	1,668,699	2,497,098	3,030,079	2,999,995	6,113,000	7,830,000
流域下水道事業費	単独			8,480	88,816	89,692	74,883	54,656	105,588
流域下水道関連道路事業費	単独		402,139	634,215	703,379	462,282	299,434	296,579	299,236
流域下水道関連環境整備事業費補助金	単補								
流域下水道調査計画費	消国	9,000					83,996		
流域下水道調査計画費	消県	142,502	120,046	86,805	83,197	118,582	99,575	123,343	126,398
日本下水道事業団出資金	単独		2,112	3,540	2,134	1,326	1,276	808	808
日本下水道事業団補助金	単補			461	2,158	5,122	5,454	6,085	6,106
下水道事業調査計画費補助金	単補	24,000							
特定公共下水道事業費補助金	単補	21,748							
流域下水道調査費	単独		533,819	1,154					
水路水質汚濁防止調査費	消国		394						
流域下水道事業国庫支出金返還金	単独						67,742		
流域下水道関連受託事業	単独								
愛知県下水道公社出えん金	出資								
流域下水道管理事業特別会計貸付金	貸付								
流域下水道管理事業特別会計繰出金	繰出	0	0	0	0	0	0		
流域下水道事業特別会計									
豊川浄化センター管理運営費	維持	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		641,464	3,076,312	2,902,754	3,957,782	4,110,983	3,908,355	6,837,171	8,635,536
累計		641,464	3,717,776	6,620,530	10,578,312	14,689,295	18,597,650	25,434,821	34,070,357

区分	年度	S 5 4 年度	S 5 5 年度	S 5 6 年度	S 5 7 年度	S 5 8 年度	S 5 9 年度	S 6 0 年度	S 6 1 年度
土木総務費		290,800	334,000	330,600	355,000	376,840	399,090	420,680	417,000
市町村土木事業費補助金	単補	290,800	334,000	330,600	355,000	376,840	399,090	420,680	417,000
下水道事業費		12,831,074	10,933,334	11,920,659	8,799,780	7,509,737	7,920,310	8,792,696	11,944,940
流域下水道事業費	公共	11,383,000	9,134,100	9,517,650	7,071,000	6,719,000	7,132,100	8,044,134	11,248,466
流域下水道事業費	単独	257,500	468,500	337,760	398,700	282,680	305,500	302,400	369,330
流域下水道関連道路事業費	単独	1,000,000	999,187	992,978	625,202				
流域下水道関連環境整備事業費補助金	単補	50,000	100,000	100,000	100,000	100,000	86,334	70,300	
流域下水道調査計画費	消国						15,000	25,800	18,000
流域下水道調査計画費	消県	133,832	129,100	154,875	165,426	144,767	136,511	135,723	143,483
日本下水道事業団出資金	単独	808	723	638	638	638	638	638	638
日本下水道事業団補助金	単補	5,934	5,447	5,707	5,890	5,801	5,932	6,070	6,346
下水道事業調査計画費補助金	単補								
特定公共下水道事業費補助金	単補								
流域下水道調査費	単独								
水路水質汚濁防止調査費	消国								
流域下水道事業国庫支出金等返還金	単独								
流域下水道関連受託事業	単独			379,964	142,997				
愛知県下水道公社出えん金	出資		5,000						
流域下水道管理事業特別会計貸付金	貸付		88,399	297,883	276,323	239,000	220,000	189,000	138,392
流域下水道管理事業特別会計繰出金	繰出		2,878	133,204	13,604	17,851	18,295	18,631	20,285
流域下水道事業特別会計			91,922	348,316	377,776	424,365	429,002	462,354	462,708
豊川浄化センター管理運営費	維持	0	91,922	348,316	377,776	424,365	429,002	462,354	462,708
合計		13,121,874	11,359,256	12,599,575	9,532,556	8,310,942	8,748,402	9,675,730	12,824,648
累計		47,192,231	58,551,487	71,151,062	80,683,618	88,994,560	97,742,962	107,418,692	120,243,340

下水道事業費の推移（２）

（単位：千円）

区分	年度	S 6 2 年度	S 6 3 年度	H 元年度	H 2 年度	H 3 年度	H 4 年度	H 5 年度
土木総務費		469,810	512,500	586,800	645,100	775,100	940,000	1,157,600
市町村土木事業費補助金	単補	469,810	512,500	586,800	645,100	775,100	940,000	1,157,600
都市計画総務費		2,747,224	3,135,534	3,493,254	3,729,451	4,511,321	5,389,717	5,123,896
都市計画調査費（下水道事業）	消国	25,500	25,500				3,000	11,500
都市計画調査費（下水道事業）	消県	30,847	29,200	40,587	42,927	43,117	38,729	33,274
下水道普及推進費	消県				1,983	1,891	1,948	270
愛知県下水道公社出えん金	出資	2,500		4,114			5,000	
流域下水道事業特別会計貸付金	貸付	334,713	227,083	236,818	181,748	306,621	554,011	157,382
流域下水道事業特別会計繰出金	繰出	2,353,664	2,853,751	3,211,735	3,502,793	4,159,692	4,787,029	4,921,470
流域下水道事業特別会計		19,019,355	17,845,943	21,063,041	22,611,065	26,726,920	35,936,120	43,799,228
流域下水道建設事業費		16,581,725	14,475,855	16,538,987	18,830,864	22,482,578	30,824,418	33,557,462
職員給与	消県	49,709	53,570	45,925	58,295	50,846	55,688	36,483
共済組合負担金	消県	7,123	9,193	9,575	5,655	5,604	6,908	4,969
流域下水道建設事業費	公共	16,121,700	13,935,320	15,834,160	17,865,386	21,360,257	29,557,520	32,342,847
流域下水道建設事業費	単独	369,500	393,212	554,000	823,999	929,747	933,697	935,749
流域下水道関連環境整備事業費補助金	単補		33,000	12,190	40,000	61,666	162,000	162,000
流域下水道調査計画費	消県	25,061	42,751	73,864	27,697	64,015	97,760	64,317
日本下水道事業団出資金	単独	638	638	657	651	651	651	651
日本下水道事業団補助金	単補	6,477	6,572	6,853	7,131	7,660	8,226	8,478
職員互助会補助金	単補	1,517	1,599	1,763	2,050	2,132	1,968	1,968
流域下水道管理事業費		765,190	816,535	1,304,696	1,421,573	1,852,808	2,348,252	2,757,999
豊川浄化センター管理運営費	維持	419,534	434,890	497,274	542,763	606,840	699,825	767,151
五条川左岸浄化センター管理運営費	維持	345,656	381,645	434,902	449,706	486,970	539,517	668,138
境川浄化センター管理運営費	維持			372,520	429,104	455,766	458,514	551,504
衣浦西部浄化センター管理運営費	維持					303,232	321,645	330,805
矢作川浄化センター管理運営費	維持						328,751	440,401
公債費		1,672,440	2,553,553	3,219,358	2,358,628	2,391,534	2,763,450	7,483,767
元 金		499,126	1,195,385	1,727,286	650,187	415,821	528,054	4,955,434
利 子		1,167,897	1,347,721	1,478,524	1,704,738	1,971,531	2,230,720	2,526,484
公債費諸費		5,417	10,447	13,548	3,703	4,182	4,676	1,849
合 計		22,236,389	21,493,977	25,143,095	26,985,616	32,013,341	42,265,837	50,080,724
累 計		142,479,729	163,973,706	189,116,801	216,102,417	248,115,758	290,381,595	340,462,319

区分	年度	H 6 年度	H 7 年度	H 8 年度	H 9 年度	H 1 0 年度	H 1 1 年度	H 1 2 年度
都市計画総務費		7,255,163	7,774,824	8,363,945	9,084,806	9,763,414	9,759,627	8,543,556
過疎代行下水道事業費	公共		80,000	158,110	307,498	1,038,448	488,000	60,000
過疎代行下水道事業費（含委託事業費）	単独				937	9,462	5,370	10,577
都市計画調査費（下水道事業）	消国	11,500	13,000	2,000	32,000	43,017	33,000	18,600
都市計画調査費（下水道事業）	消県	28,973	19,823	13,582	26,932	20,438	23,400	86,280
下水道普及推進費	消県	1,358	1,500	848	699	582	490	343
愛知県下水道公社出えん金	出資			500				2,500
流域下水道事業特別会計貸付金	貸付	95,875	54,430	258,474	248,063	226,732	124,644	401,824
流域下水道事業特別会計繰出金	繰出	5,607,457	6,098,071	6,578,731	7,022,677	7,147,735	8,192,223	7,338,682
市町村下水道事業費補助金	単補	1,500,000	1,500,000	1,350,000	1,440,000	1,275,000	892,500	624,750
市町村下水道事業費補助金	単補	10,000	8,000	1,700	6,000	2,000		
流域下水道事業特別会計		41,258,838	63,347,951	41,055,095	39,179,342	51,662,656	45,825,463	43,644,334
流域下水道建設事業費		30,295,728	55,724,129	32,020,991	29,381,402	40,465,172	32,867,573	29,977,572
職員給与	消県	34,076	17,189	11,707	12,624	9,856	11,158	10,897
共済組合負担金	消県	4,883	2,101	1,063	1,122	931	1,238	1,214
流域下水道建設事業費	公共	29,110,892	54,557,693	30,989,302	28,302,631	39,520,658	29,778,500	28,928,085
流域下水道建設事業費	単独	886,962	806,521	730,883	708,981	593,440	679,000	592,716
下水道科学館建設費	単独		7,931	19,570	71,563	73,527	2,186,216	187,396
流域下水道関連環境整備事業費補助金	単補	161,997	174,099	171,486	191,660	172,500	120,750	196,772
流域下水道調査計画費	消県	85,813	80,914	85,654	81,229	82,867	79,738	49,832
流域下水道地震対策調査費	単補		24,999					
日本下水道事業団出資金	単独	651	651	651	651	651	651	651
日本下水道事業団補助金	単補	8,609	8,659	8,748	8,748	8,635	8,817	8,769
職員互助会補助金	単補	1,845	2,009	1,927	2,193	2,107	1,505	1,240
市町村受託事業費	単補		41,363					
流域下水道管理事業費		2,866,356	3,530,269	4,341,811	4,620,054	5,115,711	5,432,239	6,201,682
豊川浄化センター管理運営費	維持	775,615	834,410	897,101	1,040,250	1,157,273	1,152,805	1,233,295
五条川左岸浄化センター管理運営費	維持	716,746	837,086	1,026,297	1,076,644	1,161,996	1,062,780	1,034,920
境川浄化センター管理運営費	維持	574,764	774,530	915,010	832,149	908,567	1,065,434	1,231,946
衣浦西部浄化センター管理運営費	維持	322,436	393,208	462,718	563,633	682,838	807,114	854,551
矢作川浄化センター管理運営費	維持	476,795	691,035	786,611	807,926	884,286	1,022,569	1,188,128
衣浦東部浄化センター管理運営費	維持			254,074	299,452	320,751	321,537	334,848
日光川上流浄化センター管理運営費	維持							270,184
五条川右岸浄化センター管理運営費	維持							0
下水道科学館管理運営費	維持							53,810
公債費		8,096,754	4,093,553	4,692,293	5,177,886	6,081,773	7,510,651	7,450,080
元 金		5,217,950	1,005,607	1,126,312	1,533,170	2,367,332	3,513,473	3,409,433
利 子		2,852,194	3,085,010	3,563,495	3,642,435	3,706,832	3,935,756	4,007,423
公債費諸費		26,610	2,936	2,486	2,281	7,609	61,422	33,224
予備費							15,000	15,000
合 計		48,514,001	71,122,775	49,419,040	48,264,148	61,426,070	55,585,090	52,187,890
累 計		388,976,320	460,099,095	509,518,135	557,782,283	619,208,353	674,793,443	726,981,333

平成3年度、平成6年度、平成12年度の流域下水道建設事業費については、都市計画災害復旧事業費を含む

下水道事業費の推移（3）

（単位：千円）

区分	年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
都市計画総務費		8,874,898	9,221,075	9,826,196	10,234,755	7,169,477	6,738,861
過疎代行下水道事業費	公共	0	0		88,000	314,000	12,000
過疎代行下水道事業費（含受託事業費）	単独	0	0				
都市計画調査費（下水道事業）	消国	3,000	0	4,000	28,000	0	45,000
都市計画調査費（下水道事業）	消県	79,275	45,270	41,994	18,690	58,139	23,034
下水道普及推進費	消県	118	270	250	205	214	150
下水汚泥リサイクル推進事業費	消県			7,026			
下水道資源・施設有効活用計画策定費	消県						6,348
愛知県下水道公社出せん金	出資	1,500	0		73		
流域下水道事業特別会計貸付金	貸付	641,802	549,030	413,077	111,542	77,775	
流域下水道事業特別会計繰出金	繰出	7,636,203	8,164,605	8,943,849	9,634,245	6,418,449	6,396,529
市町村下水道事業費補助金	単補	513,000	461,900	416,000	354,000	300,900	255,800
市町村下水道事業化構想調査費補助金	単補						
流域下水道事業特別会計		38,639,920	39,449,548	34,503,081	42,404,103	43,342,983	43,639,132
流域下水道建設事業費		24,543,528	24,127,881	18,430,581	25,072,111	25,110,235	26,079,870
職員給与	消県	10,946	18,531	76,927	131,018	190,257	221,139
共済組合負担金	消県	1,253	2,498	12,513	21,331	32,156	38,071
流域下水道建設事業費	公共	23,811,422	23,525,839	17,797,232	24,385,650	24,531,750	25,514,408
流域下水道建設事業費	単独	442,015	345,313	299,572	242,928	206,946	183,904
下水道科学館建設費	単独	47,275	21,854	19,799	5,779	4,879	
流域下水道関連環境整備事業費補助金	単補	187,708	143,633	155,732	218,002	70,607	68,563
流域下水道調査計画費	消県	32,858	61,500	60,734	59,724	66,204	47,191
地方公営企業会計制度推進費	単独						
流域下水道地震対策調査費	単補						
日本下水道事業団出資金	単独	651	0	0	0	0	0
日本下水道事業団補助金	単補	8,290	7,603	6,868	6,354	6,116	5,848
職員互助会補助金	単補	1,110	1,110	1,204	1,325	1,320	746
市町村受託事業費	単補						
流域下水道管理事業費		6,572,320	6,565,058	6,714,163	7,264,332	7,491,918	7,956,170
豊川浄化センター管理運営費	維持	1,306,260	977,565	982,157	1,040,662	1,031,026	1,054,122
五条川左岸浄化センター管理運営費	維持	1,115,563	1,000,766	987,799	972,186	986,763	990,385
境川浄化センター管理運営費	維持	1,242,586	1,451,923	1,551,575	1,623,837	1,761,207	1,756,076
衣浦西部浄化センター管理運営費	維持	834,626	896,657	772,186	754,075	846,122	769,106
矢作川浄化センター管理運営費	維持	1,090,504	1,164,645	1,248,939	1,651,451	1,583,161	1,769,517
衣浦東部浄化センター管理運営費	維持	360,310	383,077	404,608	425,802	445,425	612,531
日光川上流浄化センター管理運営費	維持	315,942	338,668	374,594	394,460	423,084	579,054
五条川右岸浄化センター管理運営費	維持	239,149	277,846	323,999	336,509	353,312	362,671
新川東部浄化センター管理運営費	維持						
日光川下流浄化センター管理運営費	維持						
新川西部浄化センター管理運営費	維持						
消費税及び地方消費税	維持						
下水道科学館管理運営費	維持	67,380	73,911	68,306	65,350	61,818	62,708
公債費		7,519,620	8,751,514	9,349,017	10,066,951	10,740,153	9,602,669
元金		3,697,546	4,945,968	5,694,899	6,494,373	7,268,301	6,144,622
利子		3,820,289	3,800,784	3,649,877	3,570,163	3,461,264	3,443,652
公債諸費		1,785	4,762	4,241	2,415	10,588	14,395
予備費（国庫支出金等返還金）		4,452	5,095	9,320	709	677	423
合計		47,514,818	48,670,623	44,329,277	52,638,858	50,512,460	50,377,993
累計		774,496,151	823,166,774	867,496,051	920,134,909	970,647,369	1,021,025,362

下水道事業費の推移（４）

（単位：千円）

区分	年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
都市計画総務費		6,708,656	6,518,026	6,639,045	7,175,592	6,991,034	6,929,412
過疎代行下水道事業費	公共	0	0				
過疎代行下水道事業費（含受託事業費）	単独						
都市計画調査費（下水道事業）	消国	30,000	0				
都市計画調査費（下水道事業）	消県	20,822	3,546	17,344	5,933	3,943	7,512
下水道普及推進費	消県	145	100	84	60	0	0
下水汚泥リサイクル推進事業費	消県						
下水道資源・施設有効活用計画策定費	消県						
愛知県下水道公社出えん金	出資		500				
流域下水道事業特別会計貸付金	貸付		71,811	32,935	247,468	198,272	0
流域下水道事業特別会計繰出金	繰出	6,440,189	6,278,369	6,480,682	6,867,396	6,758,715	6,902,332
市町村下水道事業費補助金	単補	217,500	163,700	108,000	54,735	30,104	19,568
市町村下水道事業化構想調査費補助金	単補						
流域下水道事業特別会計		47,720,610	55,070,749	49,926,538	40,159,667	37,231,326	32,618,552
流域下水道建設事業費		28,751,950	29,154,505	28,010,457	19,375,694	18,547,546	13,494,578
職員給与	消県	257,451	261,679	225,360	322,090	286,696	330,607
共済組合負担金	消県	46,303	49,539	43,990	71,331	66,013	70,564
流域下水道建設事業費	公共	28,039,584	28,365,557	27,283,692	18,566,946	17,847,439	12,752,345
流域下水道建設事業費	単独	225,070	147,997	212,876	112,863	86,856	125,482
下水道科学館建設費	単独						
流域下水道関連環境整備事業費補助金	単補	111,104	291,671	198,251	274,752	241,533	202,848
流域下水道調査計画費	消県	65,932	31,611	40,522	22,811	15,052	9,613
地方公営企業会計制度推進費	単独						
流域下水道地震対策調査費	単補						
日本下水道事業団出資金	単独	0	0				
日本下水道事業団補助金	単補	5,729	5,830	5,766	4,901	3,957	3,119
職員互助会補助金	単補	777	621				
市町村受託事業費	単補						
流域下水道管理事業費		8,663,372	8,632,937	8,635,923	10,467,403	9,365,897	9,477,885
豊川浄化センター管理運営費	維持	990,849	1,050,813	955,903	973,161	922,039	912,747
五条川左岸浄化センター管理運営費	維持	1,015,716	1,001,431	1,037,778	982,378	988,538	989,107
境川浄化センター管理運営費	維持	1,810,557	1,939,016	1,930,499	2,686,884	2,069,076	2,114,782
衣浦西部浄化センター管理運営費	維持	777,604	789,476	756,789	768,794	785,583	857,921
矢作川浄化センター管理運営費	維持	2,316,692	1,831,751	1,891,963	2,866,966	2,177,038	2,215,090
衣浦東部浄化センター管理運営費	維持	530,684	605,783	575,607	581,910	616,706	514,616
日光川上流浄化センター管理運営費	維持	755,611	857,311	882,472	706,253	789,700	713,595
五条川右岸浄化センター管理運営費	維持	402,707	410,397	437,521	494,715	520,510	603,139
新川東部浄化センター管理運営費	維持		84,147	104,769	146,226	192,426	212,990
日光川下流浄化センター管理運営費	維持				196,634	247,689	276,493
新川西部浄化センター管理運営費	維持						
消費税及び地方消費税	維持						
下水道科学館管理運営費	維持	62,952	62,812	62,622	63,482	56,592	67,405
公債費		10,304,688	17,274,309	13,271,965	10,295,974	9,300,993	9,646,050
元 金		6,852,327	13,950,691	10,180,114	7,317,369	6,313,751	6,686,157
利 子		3,451,814	3,323,477	3,091,731	2,978,503	2,987,149	2,959,821
公債諸費		547	141	120	102	93	72
予備費（国庫支出金等返還金）		600	8,998	8,193	20,596	16,890	39
合 計		54,429,266	61,588,775	56,565,583	47,335,259	44,222,360	39,547,964
累 計		1,075,454,628	1,137,043,403	1,193,608,986	1,240,944,245	1,285,166,605	1,324,714,569

下水道事業費の推移（５）

（単位：千円）

区分	年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
都市計画総務費		6,853,870	7,198,538	7,080,836	7,011,859	7,019,939	6,887,830
過疎代行下水道事業費	公共				39,985	39,343	197,475
過疎代行下水道事業費（含受託事業費）	単独						
都市計画調査費（下水道事業）	消国						
都市計画調査費（下水道事業）	消県	7,629	6,889	6,368	7,506	6,553	7,041
下水道普及推進費	消県	0	0	0	0	0	
下水汚泥リサイクル推進事業費	消県						
下水道資源・施設有効活用計画策定費	消県						
愛知県下水道公社出せん金	出資						
流域下水道事業特別会計貸付金	貸付	72,850	50,202				
流域下水道事業特別会計繰出金	繰出	6,765,564	7,135,968	7,069,537	6,961,683	6,971,025	6,681,140
市町村下水道事業費補助金	単補	7,827	5,479	4,931	2,685	2,417	2,175
市町村下水道事業化構想調査費補助金	単補						
流域下水道事業特別会計		31,255,698	30,499,234	32,640,095	33,585,853	32,669,852	28,933,799
流域下水道建設事業費		10,217,254	9,789,208	10,613,862	10,982,380	8,803,448	6,284,335
職員給与	消県	375,733	392,891	390,060	409,919	403,918	388,896
共済組合負担金	消県	82,118	84,986	83,906	89,454	87,945	85,001
流域下水道建設事業費	公共	9,666,181	9,222,400	10,096,487	10,302,852	8,126,610	5,766,724
流域下水道建設事業費	単独	42,765	45,214	19,478	39,539	13,644	10,834
下水道科学館建設費	単独						
流域下水道関連環境整備事業費補助金	単補	38,266	29,333	3,667	3,667	2,508	
流域下水道調査計画費	消県	10,395	14,384	20,264	12,252	20,755	8,826
地方公営企業会計制度推進費	単独				124,697	148,068	24,354
流域下水道地震対策調査費	単補						
日本下水道事業団出資金	単独						
日本下水道事業団補助金	単補	1,796					
職員互助会補助金	単補						
市町村受託事業費	単補						
流域下水道管理事業費		11,101,217	10,590,872	10,812,361	10,203,303	11,124,563	11,888,193
豊川浄化センター管理運営費	維持	930,069	980,895	929,862	902,740	906,855	1,064,564
五条川左岸浄化センター管理運営費	維持	965,157	1,050,019	969,766	1,023,742	1,306,203	1,200,091
境川浄化センター管理運営費	維持	2,701,748	2,176,789	2,185,997	2,169,042	2,311,683	2,310,532
衣浦西部浄化センター管理運営費	維持	914,510	901,285	944,991	935,106	979,986	1,212,810
矢作川浄化センター管理運営費	維持	2,863,394	2,338,334	2,258,148	2,101,062	2,426,304	2,549,313
衣浦東部浄化センター管理運営費	維持	461,906	560,777	614,424	422,042	542,772	494,456
日光川上流浄化センター管理運営費	維持	781,116	837,782	889,512	853,586	820,073	868,126
五条川右岸浄化センター管理運営費	維持	710,963	813,978	915,493	607,156	630,958	714,487
新川東部浄化センター管理運営費	維持	176,940	234,051	271,873	280,924	275,623	310,923
日光川下流浄化センター管理運営費	維持	358,131	407,923	483,119	501,370	506,065	691,356
新川西部浄化センター管理運営費	維持	60,535	91,183	98,676	122,462	136,933	151,122
消費税及び地方消費税	維持	120,150	135,146	149,177	214,176	212,813	237,764
下水道科学館管理運営費	維持	56,598	62,710	101,323	69,895	68,294	82,650
公債費		9,937,227	10,119,154	11,213,834	12,400,169	12,739,743	10,761,271
元金		7,046,461	7,322,828	8,542,524	9,925,957	10,444,951	8,637,689
利子		2,890,702	2,796,269	2,671,254	2,474,181	2,294,793	2,123,582
公債諸費		64	57	56	31	0	0
予備費（国庫支出金等返還金）		0	0	38	1	2,098	0
合計		38,109,568	37,697,772	39,720,931	40,597,712	39,689,791	35,821,629
累計		1,362,824,137	1,400,521,909	1,440,242,840	1,480,840,552	1,520,530,343	1,556,351,972

下水道事業費の推移（6）

（単位：千円）

区分	年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
建設総務費〔一般会計〕		7,317,889	7,784,748	7,134,095	6,899,277
下水道事業費		498,326	608,021	92,136	77,176
過疎代行下水道事業費	公共	466,697	555,791		
過疎代行下水道事業費(含受託事業費)	単独		18,936		
下水道事業指導監督費	公共		14,290	14,174	13,900
下水道計画基礎調査費	消国	19,546		61,501	47,107
下水道計画基礎調査費	消県		6,083		
下水道普及推進費	消県				
下水汚泥リサイクル推進事業費	消県				
下水道資源・施設有効活用計画策定費	消県				
愛知県下水道公社出えん金	出資				
市町村下水道事業費補助金	単補	12,083	12,921	16,461	16,169
市町村下水道事業化構想調査費補助金	単補				
流域下水道事業費		6,735,114	7,090,472	6,953,994	6,733,704
流域下水道事業会計補助金	繰出	5,498,093	5,424,779	5,357,094	5,209,148
流域下水道事業会計出資金	繰出	1,237,021	1,665,693	1,596,900	1,524,556
下水道科館管理運営事業費		84,449	86,255	87,965	88,397
管理運営費	単独	65,109	66,542	69,275	69,285
施設設備整備費	公共	19,340	19,713	18,690	19,112
流域下水道事業会計〔公営企業会計〕		49,197,792	52,731,872	48,988,662	51,037,598
収益的支出		30,671,729	30,656,321	30,610,431	32,139,683
営業費用		28,507,263	27,831,574	28,387,289	29,266,607
管渠・ポンプ場・処理場費		11,548,685	11,680,588	12,389,374	13,673,010
職員給与		251,757	246,580	244,572	234,803
需用費		17,508	10,402	10,054	25,453
施設維持管理委託費		11,077,955	11,176,051	12,012,073	13,216,940
維持修繕費		201,465	247,555	122,675	195,814
総係費		1,423,639	229,334	180,320	144,270
職員給与		87,665	194,497	149,189	110,692
需用費		1,335,974	34,837	31,131	33,578
減価償却費		15,482,201	15,475,629	15,567,387	15,221,509
資産減耗費		52,738	446,023	250,208	227,818
固定資産除却費		9,124	51,323		
固定資産除却損		43,614	394,700	250,208	227,818
営業外費用		1,959,459	2,824,747	2,223,142	2,873,076
支払利息		1,959,459	1,803,944	1,670,606	1,548,785
企業債利息		1,959,459	1,803,944	1,670,606	1,548,785
借入金利息					
消費税及び地方消費税				29,088	
雑支出			1,020,803	523,448	1,324,291
特別損失		205,007			
その他特別損失		205,007			
予備費					
資本的支出		18,526,063	22,075,551	18,378,231	18,897,915
建設改良費		10,064,309	13,821,234	10,226,062	9,894,652
建設事業費		10,034,912	13,788,275	10,196,617	9,861,404
職員給与		539,731	538,997	524,207	527,504
需用費		19,835	16,565	18,507	18,703
建設工事費		9,475,346	13,232,713	9,653,903	9,315,197
計画調査費		19,263	21,435	22,777	26,857
固定資産購入費		10,134	11,524	6,668	6,391
建設事業用地購入費					
維持管理用機器購入費		10,134	11,524	6,668	6,391
償還金		8,461,754	8,254,317	8,152,169	9,003,263
償還金		8,461,754	8,254,317	8,152,169	9,003,263
企業債償還金		8,352,020	8,254,204	8,151,728	8,995,959
国庫等償還金			101	433	38
一般会計借入金償還金		109,731			7,265
建設負担金償還金		3	12	8	1
予備費					
合計		56,515,681	60,516,620	56,122,757	57,936,875
累計		1,612,867,653	1,673,384,273	1,729,507,030	1,787,443,905

(2) 国庫補助事業

国庫補助事業（名古屋市を除く）

		S50年度	S51年度	S52年度	S53年度	S54年度	S55年度	S56年度	S57年度	S58年度	S59年度	S60年度	S61年度	S62年度
流域下水道	事業補対	2,730,000	3,000,000	6,113,000	7,904,000	(327,000)	(324,000)	(324,000)	7,071,000	(30,000)	(360,000)	(174,000)	(95,000)	16,360,020
	国費	1,820,000	2,000,000	4,266,000	5,582,000	(218,000)	(216,000)	(216,000)	4,846,000	(20,000)	(240,000)	(104,400)	(52,300)	8,861,000
公共下水道	事業補対	6,672,900	7,046,000	8,956,500	10,329,700	(182,000)	(104,000)	(266,000)	(235,000)	(580,000)	(534,000)	(1,095,000)	(1,369,220)	(1,399,400)
	国費	2,263,600	2,549,000	4,301,100	5,208,100	(109,200)	(62,400)	(159,600)	(141,000)	(353,200)	(334,400)	(640,350)	(718,460)	(712,600)
都市下水道	事業補対	1,069,341	1,294,250	2,678,000	(200,000)	(75,000)	5,289,400	4,990,100	(170,000)	(50,500)	3,382,500	4,103,500	4,411,500	7,283,000
	国費	427,737	490,700	1,085,200	(8,000)	(30,000)	2,174,080	2,059,080	(68,000)	(20,200)	1,361,000	1,641,400	1,803,800	2,913,200
特定環境保全 公共下水道	事業補対	110,000	131,000	149,000	170,300	157,000	150,000	89,000	68,000	55,000	75,000	150,000	204,000	459,200
	国費	66,000	83,200	89,400	106,400	100,800	76,000	53,400	40,800	33,000	45,000	84,000	109,400	197,800
特定公共下水道	事業補対	255,000	499,113	501,000	443,026	150,000	150,000							
	国費	85,000	166,371	167,000	147,675	50,000	50,000							
計	事業補対	10,837,241	11,970,363	18,397,500	(200,000)	(584,000)	(428,000)	(590,000)	(405,000)	(660,500)	(894,000)	(1,269,000)	(1,464,220)	(1,399,400)
	国費	4,662,337	5,289,271	9,908,700	(8,000)	(357,200)	(278,400)	(375,600)	(209,000)	(393,400)	(574,400)	(744,750)	(770,760)	(712,600)

国庫補助事業費（名古屋市）

		S50年度	S51年度	S52年度	S53年度	S54年度	S55年度	S56年度	S57年度	S58年度	S59年度	S60年度	S61年度	S62年度
公共下水道	事業補対	12,987,000	14,177,000	18,054,000	17,710,000	15,737,500	18,425,000	17,832,000	15,177,500	12,953,500	12,785,500	10,984,000	11,180,800	15,552,000
	国費	5,338,196	6,342,391	8,716,249	10,365,757	10,462,655	8,798,793	10,022,511	9,932,393	9,536,967	8,816,741	7,939,446	7,068,030	7,238,266
都市下水道	事業補対	530,610	437,500	755,500	700,000	1,033,750	827,500	720,000	802,000	577,500	544,250	585,000	690,000	1,046,750
	国費	212,244	175,000	302,200	280,000	413,500	331,000	288,000	320,800	231,000	217,700	234,000	276,000	418,700
名古屋市計	事業補対	13,517,610	14,614,500	18,809,500	18,410,000	16,771,250	19,252,500	18,552,000	15,979,500	13,531,000	13,329,750	11,569,000	11,870,800	16,598,750
	国費	5,550,440	6,517,391	9,018,449	10,645,757	10,876,155	9,129,793	10,310,511	10,253,193	9,767,967	9,034,441	8,173,446	7,344,030	7,656,966

() 書きは、住宅宅地関連公共施設整備促進事業費

(単位：千円)

S63年度	H元年度	H2年度	H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
13,783,000	(476,000) 15,325,000	(828,000) 17,147,200	(3,263,500) 18,034,030	(4,273,800) 25,233,200	(5,111,200) 29,818,000	(4,518,000) 22,101,600	(7,515,600) 48,473,300	(4,967,000) 25,278,500	(4,482,000) 23,700,000	(3,909,000) 50,420,000	(721,000) 29,057,500	(408,000) 28,273,500	(50,000) 22,935,500	(0) 22,196,500
7,508,900	(249,900) 8,347,250	(450,100) 9,290,500	(1,852,000) 10,070,238	(2,497,140) 14,045,250	(3,164,800) 16,243,700	(2,451,000) 12,170,000	(3,882,800) 26,082,000	(2,556,000) 14,317,000	(2,391,000) 13,728,500	(2,225,000) 29,566,000	(478,500) 17,118,000	(272,000) 16,869,000	(25,000) 12,823,500	(0) 12,407,500
(863,000) 22,369,900	(901,700) 25,929,480	(774,300) 26,049,600	(663,400) 27,708,500	(1,236,000) 38,594,200	(5,164,900) 50,070,300	(7,585,380) 35,280,800	(6,435,800) 49,888,400	(5,483,200) 38,777,100	(2,864,200) 38,223,800	(3,140,000) 58,159,000	(403,800) 42,958,300	(167,600) 40,545,400	(102,000) 41,770,460	(0) 41,894,374
(442,050) 11,299,500	(458,990) 13,080,670	(395,550) 13,096,180	(338,350) 13,997,250	(622,900) 19,554,900	(2,623,050) 25,414,300	(3,855,140) 17,880,000	(3,281,300) 25,347,100	(2,818,050) 19,654,450	(1,498,100) 19,300,600	(1,643,950) 29,418,150	(201,900) 21,707,000	(83,800) 20,418,000	(51,000) 21,204,330	(0) 21,264,937
(140,000) 5,795,250	6,166,500	4,260,750	3,489,250	5,070,000	6,652,000	5,426,000	3,603,750	1,837,500	1,500,000	2,584,500	2,029,000	1,491,000	782,500	524,500
(56,000) 2,318,100	2,466,600	1,704,300	1,395,700	2,028,000	2,660,800	2,170,400	1,441,500	735,000	600,000	1,033,800	811,600	596,400	313,000	209,800
31,000			35,000	313,000	631,000	583,800	(200,000) 904,560	(30,000) 620,000	(188,000) 806,000	(102,000) 2,890,800	(10,000) 2,067,300	(0) 2,424,000	(0) 1,331,700	(0) 1,045,000
15,500			17,500	161,050	326,400	306,900	(100,000) 474,600	(15,000) 313,000	(94,000) 409,000	(51,000) 1,483,700	(5,000) 1,045,000	(0) 1,212,200	(0) 667,750	(0) 522,500
(1,003,000) 41,979,150	(1,377,700) 47,420,980	(1,602,300) 47,457,550	(3,926,900) 49,266,780	(5,509,800) 69,210,400	(10,276,100) 87,171,300	(12,103,380) 63,392,200	(14,151,400) 102,870,010	(10,480,200) 66,438,300	(7,534,200) 64,229,800	(7,151,000) 114,054,300	(1,134,800) 76,112,100	(575,600) 72,733,900	(152,000) 66,820,160	(0) 65,660,374
(498,050) 21,142,000	(708,890) 23,894,520	(845,650) 24,090,980	(2,190,350) 25,480,688	(3,120,040) 35,789,200	(5,787,850) 44,645,200	(6,306,140) 32,540,050	(7,264,100) 53,345,200	(5,389,050) 35,019,450	(3,983,100) 34,038,100	(3,919,950) 61,501,650	(685,400) 40,681,600	(355,800) 39,095,600	(76,000) 35,008,580	(0) 34,404,737

S63年度	H元年度	H2年度	H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
15,000,000	16,344,800	16,129,000	15,550,000	19,953,000	25,496,300	13,766,500	16,918,000	13,984,000	(100,000) 13,029,000	(60,000) 20,464,000	(30,000) 17,036,000	(154,000) 14,928,000	(70,000) 17,332,000	(220,000) 20,433,620
5,834,022	8,456,000	8,222,000	8,016,000	10,216,000	13,132,300	7,104,000	8,771,000	7,217,000	(50,000) 6,632,000	(30,000) 10,383,000	(15,000) 8,631,000	(77,000) 7,569,000	(35,000) 8,821,250	(110,000) 10,478,810
1,190,000	1,131,500	1,145,000	946,250	760,000	985,000	732,500	150,000	393,000	725,000	990,000	996,000	385,000	85,580	0
476,000	452,600	458,000	378,500	304,000	394,000	293,000	60,000	157,200	290,000	396,000	398,400	154,000	34,230	0
16,190,000	17,476,300	17,274,000	16,496,250	20,713,000	26,481,300	14,499,000	17,068,000	14,377,000	(100,000) 13,754,000	(60,000) 21,454,000	(30,000) 18,032,000	(154,000) 15,313,000	(70,000) 17,417,580	(220,000) 20,433,620
6,310,022	8,908,600	8,680,000	8,394,500	10,520,000	13,526,300	7,397,000	8,831,000	7,374,200	(50,000) 6,922,000	(30,000) 10,779,000	(15,000) 9,029,400	(77,000) 7,723,000	(35,000) 8,855,480	(110,000) 10,478,810

国庫補助事業（名古屋市を除く）

（単位・千円）

		H15年度	H16年度
流域下水道	補対事業費	9,705,000	11,601,000
	国費	5,183,000	6,121,500
公共下水道	補対事業費	29,494,240	35,228,885
	国費	14,802,690	17,620,960
水質改善下水道	補対事業費	6,323,000	13,296,000
	国費	3,879,500	8,178,000
	補対事業費	3,561,900	3,161,060
	国費	1,900,890	1,666,110
機能高度化下水道	補対事業費	40,000	0
	国費	20,000	0
都市下水路	補対事業費	450,000	510,800
	国費	231,600	261,400
都市水環境整備	補対事業費	345,000	937,000
	国費	138,000	374,800
まちづくり交付金等	補対事業費	46,000	34,800
	国費	19,000	13,400
小計	補対事業費	528,300	296,500
	国費	264,150	165,300
県事業	補対事業費	16,068,000	24,897,000
	国費	9,082,500	14,299,500
市町事業	補対事業費	34,425,440	40,169,045
	国費	17,356,330	20,101,970
県計	補対事業費	50,493,440	65,066,045
	国費	26,438,830	34,401,470

（単位・千円）

		H17年度	H18年度	H19年度
流域下水道	補対事業費	10,683,500	11,112,600	15,405,900
	国費	5,503,500	5,656,800	7,702,950
公共下水道	補対事業費	22,695,830	23,838,260	21,834,020
	国費	11,317,715	11,794,130	10,939,060
水質改善下水道	補対事業費	13,834,250	14,826,150	14,502,650
	国費	8,587,500	9,320,500	9,138,600
	補対事業費	3,607,000	3,604,400	2,321,400
	国費	1,895,750	1,900,100	1,200,250
機能高度化下水道	補対事業費	70,000	94,000	149,000
	国費	40,000	47,000	74,500
都市下水路	補対事業費	1,177,000	1,254,800	1,462,400
	国費	589,600	658,450	765,450
浸水対策下水道 (公共下水道)	補対事業費	5,644,000	3,322,900	5,233,400
	国費	2,822,000	1,661,450	2,616,700
都市下水路	補対事業費	646,250	535,000	838,500
	国費	258,500	214,000	335,400
都市水環境整備	補対事業費	43,500	24,000	36,000
	国費	14,500	8,000	12,000
まちづくり交付金等	補対事業費	657,000	549,900	494,800
	国費	277,500	247,990	180,800
汚水処理施設整備交付金	補対事業費	3,756,760	3,416,976	3,114,976
	国費	2,573,504	1,557,871	1,243,939
小計	補対事業費	24,587,750	26,032,750	30,057,550
	国費	14,131,000	15,024,300	16,916,050
市町事業	補対事業費	38,227,340	36,546,236	35,335,496
	国費	19,749,069	18,041,991	17,293,599
県計	補対事業費	62,815,090	62,578,986	65,393,046
	国費	33,880,069	33,066,291	34,209,649

（単位・千円）

		H20年度	H21年度
未普及解消下水道	補対事業費	8,958,900	6,639,100
	国費	4,479,750	3,319,550
公共下水道	補対事業費	22,755,830	21,571,880
	国費	11,352,865	10,785,940
水質保全下水道	補対事業費	14,713,150	14,653,900
	国費	9,120,250	8,976,950
	補対事業費	5,158,800	5,671,800
	国費	2,702,250	3,047,150
資源循環形下水道	補対事業費	5,013,100	4,244,300
	国費	3,298,300	2,807,500
公共下水道	補対事業費	408,000	582,000
	国費	223,300	319,900
地震対策下水道	補対事業費	80,600	417,000
	国費	40,300	208,500
	補対事業費	764,800	1,996,400
	国費	382,400	998,200
都市下水路	補対事業費	23,000	0
	国費	9,200	0
浸水対策下水道	補対事業費	8,788,200	5,076,192
	国費	4,394,100	2,538,096
都市水環境整備	補対事業費	236,250	303,000
	国費	94,500	121,200
都市水環境整備	補対事業費	401,500	1,139,900
	国費	251,300	752,000
まちづくり交付金等	補対事業費	350,000	505,000
	国費	171,000	248,500
まちづくり交付金等	補対事業費	269,544	311,300
	国費	114,190	86,920
汚水処理施設整備交付金	補対事業費	3,016,610	3,750,046
	国費	1,392,466	1,709,430
小計	補対事業費	29,167,250	27,094,200
	国費	17,189,900	16,064,500
市町事業	補対事業費	41,771,034	39,767,618
	国費	20,836,271	19,855,336
県計	補対事業費	70,938,284	66,861,818
	国費	38,026,171	35,919,836

国庫補助事業費（名古屋市）

		H15年度	H16年度
公共下水道	補対事業費	612,000	6,496,000
	国費	320,000	3,251,000
水質改善下水道	補対事業費	2,656,000	3,768,000
	国費	1,359,000	1,939,000
機能高度化下水道	補対事業費	15,584,000	10,102,000
	国費	7,930,000	5,243,000
都市下水路	補対事業費	0	0
	国費	0	0
都市水環境整備	補対事業費	600,000	250,000
	国費	300,000	125,000
住宅地地関連	補対事業費	795,000	362,000
	国費	397,500	181,000
名古屋 市計	補対事業費	20,247,000	20,978,000
	国費	10,306,500	10,739,000

		H17年度	H18年度	H19年度
公共下水道	補対事業費	314,000	1,199,000	8,328,000
	国費	159,000	631,000	4,189,000
水質改善下水道	補対事業費	6,182,600	7,948,000	7,818,000
	国費	3,170,300	4,107,000	4,101,000
機能高度化下水道	補対事業費	3,245,600	3,984,000	5,274,000
	国費	1,740,300	2,141,000	2,785,000
浸水対策下水道	補対事業費	12,823,200	11,052,862	8,948,400
	国費	6,411,600	5,526,431	4,474,200
都市下水路	補対事業費	23,500	130,000	285,000
	国費	9,400	52,000	114,000
都市水環境整備	補対事業費	43,200	100,000	142,200
	国費	21,600	50,000	71,100
住宅地地関連	補対事業費	47,600	4,000	0
	国費	23,800	2,000	0
名古屋 市計	補対事業費	22,679,700	24,417,862	30,795,600
	国費	11,536,000	12,509,431	15,734,300

		H20年度	H21年度
未普及解消下水道	補対事業費	329,000	374,000
	国費	164,500	187,000
水質保全下水道	補対事業費	9,061,000	8,275,000
	国費	4,801,500	4,385,500
資源循環形下水道	補対事業費	6,757,000	4,882,000
	国費	3,523,500	2,653,500
地震対策下水道	補対事業費	2,817,000	2,969,000
	国費	1,408,500	1,484,500
浸水対策下水道	補対事業費	7,081,000	8,103,000
	国費	3,540,500	4,051,500
都市水環境整備	補対事業費	325,000	450,000
	国費	130,000	180,000
都市水環境整備	補対事業費	100,000	320,000
	国費	50,000	160,000
住宅地地関連	補対事業費	0	0
	国費	0	0
名古屋 市計	補対事業費	26,470,000	25,373,000
	国費	13,618,500	13,102,000

国庫補助事業（名古屋市を除く）

（単位：千円）

			H22年度	H23年度	
事業費 下水道補助	流域下水道	補対事業費	10,732,245	4,389,489	
		国費	6,339,308	2,623,695	
	公共下水道	補対事業費	407,076	293,514	
		国費	203,538	146,757	
社会資本整備 総合交付金	社会資本整備 総合交付金※	流域下水道	補対事業費	5,393,449	12,688,895
			国費	3,213,858	7,543,814
		公共下水道	補対事業費	29,747,674	27,898,726
			国費	15,188,362	14,152,800
	市街地整備	流域下水道	補対事業費	598,312	0
			国費	391,700	0
		公共下水道	補対事業費	513,800	36,000
			国費	250,900	12,000
	全国防災	流域下水道	補対事業費		0
			国費		0
		公共下水道	補対事業費		365,000
			国費		198,500
汚水処理施設整備交付金		補対事業費	1,856,400	1,157,000	
		国費	928,200	578,500	
小計	流域下水道	補対事業費	16,125,694	17,078,384	
		国費	9,553,166	10,167,509	
	公共下水道	補対事業費	32,011,150	29,750,240	
		国費	16,320,100	15,088,557	
県計		補対事業費	48,136,844	46,828,624	
		国費	25,873,266	25,256,066	

※地域自主戦略交付金を含む

（単位：千円）

			H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
事業費 下水道補助	流域下水道	補対事業費	144,989	62,740	0	112,499	
		国費	72,495	31,370	0	75,000	
	公共下水道	補対事業費	282,000	14,300	0	0	
		国費	141,000	7,200	0	0	
社会資本整備 総合交付金	社会資本整備 総合交付金※	流域下水道	補対事業費	12,841,231	6,280,520	6,208,573	5,676,338
			国費	7,665,247	3,584,694	3,627,120	3,406,471
		公共下水道	補対事業費	31,204,942	22,188,590	19,530,970	22,829,017
			国費	15,723,900	11,112,500	10,430,710	11,241,046
	防災・安全 交付金	流域下水道	補対事業費	0	2,858,534	3,488,632	3,483,843
			国費	0	1,770,091	2,121,713	2,174,074
		公共下水道	補対事業費	2,035,400	9,841,168	8,963,360	9,376,316
			国費	1,017,700	5,009,800	4,422,120	4,717,550
	市街地整備	流域下水道	補対事業費	0	0	0	0
			国費	0	0	0	0
		公共下水道	補対事業費	24,000	71,000	75,491	69,204
			国費	8,000	29,500	43,864	30,602
	全国防災	流域下水道	補対事業費	73,200	0	0	0
			国費	48,800	0	0	0
		公共下水道	補対事業費	586,000	0	0	0
			国費	302,700	0	0	0
汚水処理施設整備交付金		補対事業費	769,298	799,634	419,186	660,168	
		国費	402,756	416,567	209,593	330,084	
小計	流域下水道	補対事業費	13,059,420	9,201,794	9,697,205	9,272,680	
		国費	7,786,542	5,386,155	5,748,833	5,655,545	
	公共下水道	補対事業費	34,901,640	32,914,692	28,989,007	32,934,705	
		国費	17,596,056	16,575,567	15,106,287	16,319,282	
県計		補対事業費	47,961,060	42,116,486	38,686,212	42,207,385	
		国費	25,382,598	21,961,722	20,855,120	21,974,827	

※地域自主戦略交付金を含む

国庫補助事業費（名古屋市）

（単位：千円）

			H22年度	H23年度
下水道事業費補助		補対事業費	0	0
		国費	0	0
社会資本整備 総合交付金	水の安全・安心 基盤整備	補対事業費	22,530,800	20,632,991
		国費	11,679,500	10,791,000
	市街地整備	補対事業費	739,900	0
		国費	372,500	0
汚水処理施設整備交付金		補対事業費	0	0
		国費	0	0
合計		補対事業費	23,270,700	20,632,991
		国費	12,052,000	10,791,000

国庫補助事業費（名古屋市）

（単位：千円）

			H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
下水道事業費補助		補対事業費	0	0	0	0
		国費	0	0	0	0
社会資本整備 総合交付金	社会資本整備総合 交付金、防災・安 全交付金	補対事業費	22,031,006	18,114,376	17,576,340	15,912,662
		国費	11,509,300	9,353,573	9,024,720	8,214,340
	市街地整備	補対事業費	0	0	0	0
		国費	0	0	0	0
汚水処理施設整備交付金		補対事業費	0	0	0	0
		国費	0	0	0	0
合計		補対事業費	22,031,006	18,114,376	17,576,340	15,912,662
		国費	11,509,300	9,353,573	9,024,720	8,214,340

国庫補助事業（名古屋市を除く）

(単位・千円)

			H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
事業費補助	流域下水道	補対事業費	774,000	0	0	0	0	0	2,253,450	
		国費	516,000	0	0	0	0	0	1,502,300	
	公共下水道	補対事業費	0	0	0	703,200	3,080,840	3,898,608	5,099,792	
		国費	0	0	0	351,600	1,540,420	1,949,304	2,549,896	
社会資本整備総合交付金	社会資本整備総合交付金※	流域下水道	補対事業費	6,080,474	4,492,640	5,455,628	7,311,790	7,174,764	7,676,360	4,896,329
			国費	3,594,674	2,533,352	3,298,671	4,296,071	4,294,000	4,540,319	3,026,800
		公共下水道	補対事業費	26,176,050	23,138,546	21,729,559	23,858,367	25,240,388	20,432,112	16,938,790
			国費	13,173,407	11,615,040	10,892,628	12,038,513	12,748,299	10,275,262	8,473,895
	防災・安全	流域下水道	補対事業費	3,331,498	3,538,186	2,922,544	3,629,281	4,029,134	4,524,878	4,401,830
			国費	2,012,907	2,161,877	1,721,907	2,116,000	2,354,500	2,789,613	2,694,590
		公共下水道	補対事業費	13,145,210	14,366,863	15,819,561	11,976,475	15,586,985	13,244,813	13,792,484
			国費	6,621,477	7,259,080	7,922,202	6,125,256	7,870,006	6,710,437	6,953,150
	市街地整備	流域下水道	補対事業費	0	0	0	0	0	0	0
			国費	0	0	0	0	0	0	0
		公共下水道	補対事業費	1,083,022	1,079,512	1,581,462	1,161,168	1,005,614	1,010,828	855,660
			国費	535,911	539,016	790,731	575,584	498,807	505,414	423,830
	全国防災	流域下水道	補対事業費	0	0	0	0	0	0	0
			国費	0	0	0	0	0	0	0
		公共下水道	補対事業費	0	0	0	0	0	0	0
			国費	0	0	0	0	0	0	0
地方創生汚水処理施設整備推進交付金		補対事業費	779,570	754,416	736,800	457,592	0	0	0	
		国費	389,785	372,330	368,400	228,796	0	0	0	
小計	流域下水道	補対事業費	10,185,972	8,030,826	8,378,172	10,941,071	11,203,898	12,201,238	11,551,609	
		国費	6,123,581	4,695,229	5,020,578	6,412,071	6,648,500	7,329,932	7,223,690	
	公共下水道	補対事業費	41,183,852	39,339,337	39,867,382	38,156,802	44,913,827	38,586,361	36,686,726	
		国費	20,720,580	19,785,466	19,973,961	19,319,749	22,657,532	19,440,417	18,400,771	
県計		補対事業費	51,369,824	47,370,163	48,245,554	49,097,873	56,117,725	50,787,599	48,238,335	
		国費	26,844,161	24,480,695	24,994,539	25,731,820	29,306,032	26,770,349	25,624,461	

※地域自主戦略交付金を含む

国庫補助事業費（名古屋市）

(単位・千円)

			28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
下水道事業費補助		補対事業費	0	0	0	8,294,822	8,002,000	7,000,000	5,472,000
		国費	0	0	0	4,147,411	4,001,000	3,500,000	2,736,000
社会資本整備総合交付金	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	補対事業費	16,448,128	15,497,764	15,497,764	13,559,800	14,541,400	12,107,624	12,648,646
		国費	8,475,000	7,970,000	7,970,000	7,043,250	7,600,250	6,174,712	6,513,823
	市街地整備	補対事業費	0	0	0	0	0	0	0
		国費	0	0	0	0	0	0	0
地方創生汚水処理施設整備推進交付金		補対事業費	0	0	0	0	0	0	0
		国費	0	0	0	0	0	0	0
合計		補対事業費	16,448,128	15,497,764	15,497,764	21,854,622	22,543,400	19,107,624	18,120,646
		国費	8,475,000	7,970,000	7,970,000	11,190,661	11,601,250	9,674,712	9,249,823

流域下水道建設事業費の推移

(単位：百万円)

箇所名	区分	S46-49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60
矢作川	管渠	2,407.50	1,125.00	1,131.60	741.70	402.00	210.00	684.00	864.00	558.00	540.00	371.10	686.00
	処理場											7.50	44.00
	計	2,407.50	1,125.00	1,131.60	741.70	402.00	210.00	684.00	864.00	558.00	540.00	378.60	730.00
	(単県)		0.50		1.50	3.40	49.50	14.50	21.30	69.40	51.20	39.00	70.50
境川	管渠	718.90		53.40	80.30							19.50	156.20
	処理場	959.70				261.00	570.00	633.00	638.00	714.00	893.00	1,362.90	1,264.60
	計	1,678.60		53.40	80.30	261.00	570.00	633.00	638.00	714.00	893.00	1,382.40	1,420.80
	(単県)	87.90	44.50	47.00	23.70	28.10	68.40	126.90	137.30	55.40	70.50	105.40	59.40
衣浦西部	管渠										18.00	5.80	127.60
	処理場											24.20	42.40
	計										18.00	30.00	170.00
	(単県)												4.50
衣浦東部	管渠												
	処理場												
	計												
	(単県)												
豊川	管渠	2,175.20	1,326.90	677.00	500.50	724.60	2,958.70	2,030.90	1,940.70	636.70	476.50	758.30	2,305.40
	処理場	20.70	278.10	1,138.00	4,493.50	5,025.40	5,627.30	2,710.10	2,021.90	1,661.30	1,628.50	1,293.70	624.60
	計	2,195.90	1,605.00	1,815.00	4,994.00	5,750.00	8,586.00	4,741.00	3,962.60	2,298.00	2,105.00	2,052.00	2,930.00
	(単県)	9.50	44.70	27.90	29.50	66.70	110.20	222.60	151.50	212.00	124.30	121.10	47.30
五条川左岸	管渠				10.10	297.40	857.60	1,128.60	1,202.10	857.30	478.50	423.40	384.00
	処理場				286.90	1,193.60	1,385.40	2,023.40	2,475.10	2,643.70	2,684.50	2,865.70	2,459.60
	計				297.00	1,491.00	2,243.00	3,152.00	3,677.20	3,501.00	3,163.00	3,289.10	2,843.60
	(単県)					7.40	29.40	110.70	21.60	61.90	36.70	40.00	120.75
日光川上流	管渠												
	処理場												
	計												
	(単県)												
五条川右岸	管渠												
	処理場												
	計												
	(単県)												
新川東部	管渠												
	処理場												
	計												
	(単県)												
日光川下流	管渠												
	処理場												
	計												
	(単県)												
新川西部	管渠												
	処理場												
	計												
	(単県)												
県計	公共	6,282.00	2,730.00	3,000.00	6,113.00	7,904.00	11,609.00	9,210.00	9,141.80	7,071.00	6,719.00	7,132.10	8,094.40
	(単県)	97.40	89.70	74.90	54.70	105.60	257.50	474.70	331.70	398.70	282.70	305.50	302.45

(単位：百万円)

S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
1,460.00	2,132.90	2,494.00	2,980.00	3,816.00	5,750.20	5,729.00	4,419.00	5,751.00	8,953.00	6,256.40	3,704.00	5,102.00
138.00	2,655.10	1,868.00	3,302.00	4,614.00	5,915.88	2,914.00	2,755.00	2,527.00	24,799.60	5,792.25	2,872.50	4,980.00
1,598.00	4,788.00	4,362.00	6,282.00	8,430.00	11,666.08	8,643.00	7,174.00	8,278.00	33,752.60	12,048.65	6,576.50	10,082.00
72.00	94.40	121.50	221.00	409.00	623.40	197.58	307.20	201.25	53.44	177.89	230.23	81.70
817.40	1,392.80	1,467.00	1,622.10	2,596.00	1,731.96	5,040.00	6,852.00	5,138.20	5,757.00	3,581.00	2,248.00	2,204.00
2,176.30	3,701.30	2,737.00	1,867.90	358.00	445.84	1,952.90	4,960.00	1,253.00	503.50	1,513.00	3,141.00	2,363.00
2,993.70	5,094.10	4,204.00	3,490.00	2,954.00	2,177.80	6,992.90	11,812.00	6,391.20	6,260.50	5,094.00	5,389.00	4,567.00
48.00	105.30	175.00	142.10	22.60	56.39	114.61	160.70	127.30	209.84	230.60	164.45	213.90
281.50	642.10	1,036.00	1,247.00	1,165.10	1,164.52	1,698.00	2,191.00	1,749.00	945.00	383.20	705.00	1,766.00
700.00	2,244.90	2,161.00	3,310.00	2,768.90	965.33	792.00	1,700.00	2,350.00	4,032.00	1,599.00	1,248.00	2,427.00
981.50	2,887.00	3,197.00	4,557.00	3,934.00	2,129.85	2,490.00	3,891.00	4,099.00	4,977.00	1,982.20	1,953.00	4,193.00
5.70	13.10	6.90	29.60	290.00	58.84	151.93	279.20	182.32	195.22	106.28	48.70	35.60
			35.00	103.00	668.70	841.00	1,087.00	1,361.40	1,454.00	2,423.00	2,226.00	1,973.00
		40.00	169.00	1,055.00	1,361.00	1,210.00	1,705.00	1,912.00	2,297.00	669.50	158.00	1,234.50
		40.00	204.00	1,158.00	2,029.70	2,051.00	2,792.00	3,273.40	3,751.00	3,092.50	2,384.00	3,207.50
			6.80	1.90	5.69	29.24	11.40	111.40	171.59	27.16	35.58	22.80
2,222.50	2,304.90	766.00	51.90	68.00	646.00	174.30	0.00	58.00	74.00	163.40	20.00	61.00
47.50	31.40	2.00	64.10	771.20	789.20	2,711.35	2,344.00	715.00	1,014.00	100.85	123.00	2,586.00
2,270.00	2,336.30	768.00	116.00	839.20	1,435.20	2,885.65	2,344.00	773.00	1,088.00	264.25	143.00	2,647.00
63.80	68.00	51.50	93.00	63.00	133.75	75.05	45.80	127.83	84.58	47.35	58.11	63.50
1,095.40	837.90	780.00	281.80		51.60	500.00	845.00	341.50		32.00	39.00	49.00
2,259.60	416.70	432.00	830.20	620.00	1,801.30	2,023.05	2,148.20	1,165.50	1,285.00	812.00	2,524.00	7,753.50
3,355.00	1,254.60	1,212.00	1,112.00	620.00	1,852.90	2,523.05	2,993.20	1,507.00	1,285.00	844.00	2,563.00	7,802.50
179.90	89.70	39.00	61.50	20.20	25.84	332.89	121.80	100.16	76.80	105.88	65.28	86.10
			40.00				167.00	98.00	782.60	1,487.00	2,134.00	4,793.00
				40.00	6.00	3,921.40	2,056.00	1,290.00	2,446.20	2,324.90	3,016.00	8,885.50
			40.00	40.00	6.00	3,921.40	2,223.00	1,388.00	3,228.80	3,811.90	5,150.00	13,678.50
				18.40	25.84	2.40	20.20	35.16	25.90	46.01	85.36	66.20
							104.00	69.00	408.00	1,035.00	1,446.00	2,824.00
							1,596.00	841.00	1,238.00	2,073.00	2,577.50	5,327.50
							1,700.00	910.00	1,646.00	3,108.00	4,023.50	8,151.50
							0.00	2.82	8.18	1.83	32.29	34.70
11,198.20	16,360.00	13,783.00	15,801.00	17,975.20	21,297.53	29,507.00	34,929.20	26,619.60	55,988.90	30,245.50	28,182.00	54,329.00
369.40	370.50	393.90	554.00	825.10	929.749	903.70	946.30	888.24	825.55	743.00	720.00	604.50

(単位：百万円)

箇所名	区分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
矢作川	管渠	1,997.00	1,494.00	1,495.00	1,371.00	306.00	212.00	197.00	0.00	38.00	149.00	377.20	278.47
	処理場	4,044.00	6,528.00	3,515.50	2,014.00	2,605.00	6,119.00	6,529.50	4,008.00	2,489.00	3,548.00	2,146.30	858.99
	計	6,041.00	8,022.00	5,010.50	3,385.00	2,911.00	6,331.00	6,726.50	4,008.00	2,527.00	3,697.00	2,523.50	1,137.46
	(単県)	21.80	24.60	23.80	68.50	35.83	22.55	8.64	9.43	10.03	7.95	27.27	2.00
境川	管渠	272.00	197.00	246.00	42.00	53.00	25.00	21.00	17.00	151.99	58.29	28.00	58.49
	処理場	1,912.50	2,272.00	1,458.00	1,912.00	1,368.50	2,327.00	1,955.00	2,472.00	3,403.01	4,621.21	5,719.00	2,736.98
	計	2,184.50	2,469.00	1,704.00	1,954.00	1,421.50	2,352.00	1,976.00	2,489.00	3,555.00	4,679.50	5,747.00	2,795.47
	(単県)	153.70	220.49	210.80	38.80	92.28	35.14	18.75	25.57	17.82	16.00	14.77	30.60
衣浦西部	管渠	903.90	1,141.00	710.00	102.00	0.00	0.00	0.00	22.00	3.00	8.60	0.00	0.00
	処理場	3,783.10	2,648.00	1,535.00	1,117.00	1,051.00	761.00	198.00	273.00	375.60	883.05	1,633.10	1,075.46
	計	4,687.00	3,789.00	2,245.00	1,219.00	1,051.00	761.00	198.00	295.00	378.60	891.65	1,633.10	1,075.46
	(単県)	14.40	21.76	20.50	28.02	13.10	14.20	19.20	25.45	7.16	6.02	2.27	2.00
衣浦東部	管渠	525.00	438.00	360.00	153.00	643.00	551.00	151.00	0.00	6.00	6.49	0.00	3.16
	処理場	958.00	853.00	907.00	691.00	700.00	649.00	1,059.00	1,127.75	429.00	395.01	1,241.90	2,959.48
	計	1,483.00	1,291.00	1,267.00	844.00	1,343.00	1,200.00	1,210.00	1,127.75	435.00	401.50	1,241.90	2,962.64
	(単県)	14.10	11.31	12.50	10.90	25.20	7.62	3.41	0.00	10.65	6.82	1.14	1.77
豊川	管渠	59.21	163.00	165.00	6.00	70.00	59.00	92.00	26.00	47.00	30.60	75.00	45.25
	処理場	624.79	867.50	1,673.00	1,653.00	1,251.00	709.00	1,162.00	1,601.00	2,251.00	3,302.50	1,955.00	676.26
	計	684.00	1,030.50	1,838.00	1,659.00	1,321.00	768.00	1,254.00	1,627.00	2,298.00	3,333.10	2,030.00	721.51
	(単県)	16.70	41.90	9.40	35.20	30.60	11.30	12.50	4.55	10.11	11.36	10.04	2.00
五条川左岸	管渠	73.00	42.00	19.00	84.00	25.00	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.00	8.10
	処理場	2,753.00	3,386.00	488.00	1,089.50	1,295.00	2,190.00	901.25	1,520.00	1,308.00	920.50	531.70	203.59
	計	2,826.00	3,428.00	507.00	1,173.50	1,320.00	2,200.00	901.25	1,520.00	1,308.00	920.50	545.70	211.69
	(単県)	243.90	39.46	14.60	34.70	21.59	36.60	4.55	6.25	4.77	4.55	0.57	1.14
日光川上流	管渠	2,768.00	2,352.00	3,935.00	3,300.00	844.00	165.00	125.00	306.00	42.80	214.00	126.00	27.12
	処理場	2,897.00	1,356.75	1,877.00	867.00	476.50	1,120.00	1,028.00	893.00	1,811.15	992.25	822.00	515.31
	計	5,665.00	3,708.75	5,812.00	4,167.00	1,320.50	1,285.00	1,153.00	1,199.00	1,853.95	1,206.25	948.00	542.43
	(単県)	184.40	44.80	80.60	74.40	32.20	23.81	27.84	9.40	6.79	5.80	3.86	1.14
五条川右岸	管渠	2,360.00	1,820.00	1,882.00	1,668.00	1,695.00	2,553.00	1,166.00	1,131.00	1,584.00	935.49	65.00	28.79
	処理場	3,848.00	3,073.25	1,434.00	1,059.00	472.00	1,168.00	179.00	838.00	636.00	867.76	605.00	156.20
	計	6,208.00	4,893.25	3,316.00	2,727.00	2,167.00	3,721.00	1,345.00	1,969.00	2,220.00	1,803.25	670.00	184.99
	(単県)	30.00	188.40	64.30	71.10	18.40	12.10	22.16	15.46	11.52	9.66	2.73	1.80
新川東部	管渠			73.00	387.00	777.00	1,249.00	2,191.00	1,017.00	792.00	956.00	1,197.76	635.68
	処理場		50.00	1,213.00	1,801.00	542.00	1,714.00	2,033.00	1,423.00	1,061.50	722.00	835.24	564.61
	計		50.00	1,286.00	2,188.00	1,319.00	2,963.00	4,224.00	2,440.00	1,853.50	1,678.00	2,033.00	1,200.29
	(単県)			20.80	10.20	19.20	64.60	66.74	38.24	85.65	10.23	3.98	2.30
日光川下流	管渠				25.00	1,649.00	2,613.00	4,288.00	6,343.00	6,367.00	5,971.99	3,909.60	1,747.28
	処理場				2,855.00	241.00	699.00	1,262.00	2,731.00	2,744.50	1,864.01	1,994.40	968.77
	計				2,880.00	1,890.00	3,312.00	5,550.00	9,074.00	9,111.50	7,836.00	5,904.00	2,716.05
	(単県)				0.00	13.30	17.04	24.43	51.36	57.00	62.11	131.52	29.34
新川西部	管渠							50.00	94.00	287.29	758.00	1,263.53	929.11
	処理場							0.00	190.00	4,199.71	1,962.50	2,554.47	2,470.25
	計							50.00	284.00	4,487.00	2,720.50	3,818.00	3,399.36
	(単県)							0.00	0.00	9.36	7.50	17.73	35.94
県計	公共	29,778.50	28,681.50	22,985.50	22,196.50	16,064.00	24,893.00	24,587.75	26,032.75	30,027.55	29,167.25	27,094.20	16,947.35
	(単県)	679.00	592.72	457.30	371.82	301.70	244.96	208.22	185.71	230.86	148.00	215.88	110.03

(単位：百万円)

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	S46-R4計
305.25	214.32	283.82	424.97	97.22	272.99	247.29	4.73	55.76	105.13	464.94	474.49	79,133.99
989.27	1,220.91	1,150.86	2,167.73	2,461.90	1,176.68	2,380.25	2,615.69	3,235.96	2,271.60	1,957.99	4,030.93	135,249.90
1,294.52	1,435.23	1,434.68	2,592.70	2,559.13	1,449.67	2,627.54	2,620.42	3,291.72	2,376.73	2,422.94	4,505.42	214,383.89
2.30	4.00	1.92	6.81	5.29	1.93	0.00	2.95	3.73	3.11	4.10	0.00	3,409.93
397.76	875.03	720.23	25.20	0.22	16.58	0.10	0.08	350.50	467.09	18.27	7.75	45,524.34
1,634.86	2,031.27	784.10	830.19	871.10	1,138.44	1,250.21	1,965.38	1,314.42	619.31	1,456.58	1,743.53	82,065.53
2,032.62	2,906.30	1,504.33	855.39	871.33	1,155.02	1,250.30	1,965.46	1,664.91	1,086.40	1,474.86	1,751.28	127,589.87
13.90	3.20	3.07	1.24	0.00	0.00	2.75	3.52	0.00	0.00	0.00	0.00	3,527.68
7.66	48.86	12.42	43.34	5.08	71.56	114.76	77.00	83.25	69.50	49.61	32.10	18,630.46
1,564.12	287.65	459.06	342.19	344.79	369.22	337.85	113.91	630.28	2,317.70	2,787.03	273.55	51,525.39
1,571.78	336.51	471.48	385.53	349.87	440.78	452.61	190.91	713.52	2,387.20	2,836.64	305.65	70,155.84
4.60	4.00	0.00	0.00	0.00	5.68	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,596.25
36.52	0.00	17.41	17.16	75.94	86.53	23.73	35.12	192.59	27.28	1.56	34.86	15,557.46
2,208.97	210.17	177.53	195.29	62.13	256.46	596.07	1,107.78	905.45	953.41	385.54	670.41	31,510.35
2,245.49	210.17	194.94	212.45	138.07	342.98	619.80	1,142.90	1,098.04	980.69	387.10	705.28	47,067.80
2.30	11.00	0.00	0.00	3.49	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	545.77
69.54	53.69	85.38	31.71	108.75	212.61	102.58	79.37	219.11	133.13	34.66	125.99	25,215.99
1,086.73	1,023.51	474.41	574.38	2,095.33	3,236.25	528.53	331.60	519.76	612.14	965.65	673.98	67,671.01
1,156.27	1,077.21	559.79	606.09	2,204.08	3,448.86	631.11	410.97	738.87	745.27	1,000.31	799.97	92,887.00
2.60	2.40	0.00	0.00	0.00	25.96	0.00	0.00	1.86	0.00	0.00	0.00	2,371.05
6.31	0.00	0.00	0.50	0.00	14.12	0.00	17.79	0.00	5.36	45.73	1.76	10,858.88
391.28	825.27	576.25	539.95	515.63	298.64	443.15	584.36	410.62	446.37	1,148.76	1,014.72	65,870.49
397.59	825.27	576.25	540.45	515.63	312.76	443.15	602.15	410.62	451.74	1,194.49	1,016.48	76,729.37
3.70	1.20	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.56	26.37	25.57	188.61	2,395.19
3.56	21.84	27.12	10.31	103.54	211.66	164.17	33.54	4.90	37.88	10.53	16.01	24,351.57
791.02	887.08	348.17	448.17	422.52	282.89	188.04	244.42	732.69	832.08	330.49	292.02	44,441.56
794.58	908.92	375.29	458.48	526.06	494.55	352.21	277.96	737.59	869.96	341.02	308.03	68,793.13
1.90	1.20	1.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	824.86
173.85	416.87	276.33	664.06	675.99	693.66	436.15	15.42	50.99	53.41	77.84	22.34	26,331.19
38.94	20.18	9.78	32.07	40.18	57.02	285.12	502.02	414.18	773.42	779.98	1,248.80	32,190.90
212.79	437.06	286.11	696.13	716.17	750.68	721.26	517.44	465.17	826.84	857.81	1,271.14	58,522.10
1.20	1.20	1.26	1.22	1.25	1.20	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	534.78
179.40	14.50	87.40	202.70	39.88	13.07	0.00	0.00	8.44	2.52	36.99	47.74	9,908.07
2,002.22	2,037.13	2,087.47	600.99	46.29	20.20	73.74	147.88	195.46	105.94	547.36	244.63	20,068.67
2,181.62	2,051.63	2,174.87	803.69	86.16	33.27	73.74	147.88	203.90	108.46	584.35	292.37	29,976.74
6.20	2.40	10.49	5.43	2.39	1.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	350.09
1,261.05	852.67	924.73	1,211.98	829.39	1,278.63	1,392.54	1,001.92	638.42	825.34	819.19	499.88	44,449.60
487.45	954.39	257.43	886.13	414.35	160.43	213.20	223.95	635.17	455.98	157.52	160.62	20,366.30
1,748.50	1,807.06	1,182.16	2,098.11	1,243.74	1,439.06	1,605.74	1,225.87	1,273.58	1,281.32	976.70	660.50	64,815.90
12.56	5.28	1.82	9.27	4.43	1.70	1.79	7.16	3.76	4.65	2.54	0.00	441.07
1,428.46	34.39	142.44	208.90	18.45	78.83	142.40	38.84	533.75	529.29	621.77	384.25	7,543.70
2,256.33	1,303.33	443.25	388.38	268.45	77.06	40.96	29.17	71.24	23.14	1.12	10.11	16,289.48
3,684.79	1,337.71	585.69	597.28	286.90	155.89	183.36	68.01	604.99	552.43	622.90	394.36	23,833.18
35.60	89.60	19.94	18.21	2.60	1.82	9.09	0.00	0.00	3.11	3.50	0.00	254.00
17,320.55	13,333.07	9,345.58	9,846.32	9,497.14	10,023.52	8,960.82	9,169.97	11,202.92	11,667.03	12,699.12	12,010.49	874,754.80
86.86	125.48	39.75	42.18	19.44	39.54	13.63	13.63	12.90	37.25	35.72	188.61	16,250.68

(3) 県費補助事業

(単位：千円) 補助率 公下 1/10、都下 3/10 以内

		S 5 4		S 5 5		S 5 6		S 5 7		S 5 8	
		当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終
名古屋市	計	69,300	69,300	73,500	73,500	60,800	60,800	60,000	60,000	60,000	60,000
	公下	42,900	42,900	45,000	45,000	56,000	56,000	51,000	51,000	51,000	51,000
	都下	26,400	26,400	28,500	28,500	4,800	4,800	9,000	9,000	9,000	9,000
他の都市	計	142,500	221,500	151,400	260,500	170,200	269,800	171,000	295,000	168,500	316,840
	公下	43,500	59,200	49,100	77,200	86,500	111,030	69,900	123,100	84,800	151,300
	都下	99,000	162,300	102,300	183,300	83,700	158,770	101,100	171,900	83,700	165,540
合計	計	211,800	290,800	224,900	334,000	231,000	330,600	231,000	355,000	228,500	376,840
	公下	86,400	102,100	94,100	122,200	142,500	167,030	120,900	174,100	135,800	202,300
	都下	125,400	188,700	130,800	211,800	88,500	163,570	110,100	180,900	92,700	174,540
市町村土木補助金			2,046,000	1,726,000	2,426,000	1,812,000	2,426,000	1,812,000	2,620,000	1,865,000	2,855,000
摘要										競馬関連 5,340	

		S 5 9		S 6 0		S 6 1		S 6 2		S 6 3	
		当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終
名古屋市	計	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
	公下	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000
	都下	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
他の都市	計	173,300	339,090	181,335	360,680	169,800	357,000	199,900	409,810	205,500	452,500
	公下	89,900	160,500	104,535	182,471	109,200	201,900	121,300	246,700	143,910	299,410
	都下	83,400	178,590	76,800	178,209	60,600	155,100	78,600	163,110	61,590	153,090
合計	計	233,300	399,090	241,335	420,680	229,800	417,000	259,900	469,810	265,500	512,500
	公下	140,900	211,500	155,535	233,471	160,200	252,900	172,300	297,700	194,910	350,410
	都下	92,400	187,590	85,800	187,209	69,600	164,100	87,600	172,110	70,590	162,090
市町村土木補助金		2,063,000	3,151,000	2,251,000	3,473,000	2,551,000	3,814,000	2,617,000	4,018,000	2,498,000	4,243,000
摘要		競馬関連 4,660 農技関連 4,590		内農技関連 15,009		内競馬関連 6,000		内競馬関連 6,000 臨交金街路関連 19,200		内街路関連 11,000 競馬関連 3,300	

		H元		H 2		H 3		H 4		H 5	
		当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終
名古屋市	計	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
	公下	51,000	51,000	51,000	51,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
	都下	9,000	9,000	9,000	9,000	0	0	0	0	0	0
他の都市	計	275,500	526,800	373,700	585,100	488,700	715,100	622,000	880,000	695,800	1,097,600
	公下	241,900	443,700	347,600	501,550	459,600	633,200	589,600	826,600	640,000	1,009,100
	都下	33,600	83,100	26,100	83,550	29,100	81,900	32,400	53,400	55,800	88,500
合計	計	335,500	586,800	433,700	645,100	548,700	775,100	682,000	940,000	755,800	1,157,600
	公下	292,900	494,700	398,600	552,550	519,600	693,200	649,600	886,600	700,000	1,069,100
	都下	42,600	92,100	35,100	92,550	29,100	81,900	32,400	53,400	55,800	88,500
市町村土木補助金		2,890,000	4,647,000	3,384,000	5,153,000	3,892,000	5,402,000	6,604,000	9,044,000	4,200,000	5,872,000
摘要		内道路関連 11,000				内住宅関連 公共下水道 10,000		内住宅関連 公共下水道 50,000		内住宅関連 公共下水道 20,500 都市下水路 10,500	
										公下 27市13町 都下 4市 4町 8箇所	

(単位：千円) 補助率 公下 1/10、都下 3/10 以内

		H 6		H 7		H 8		H 9		H 1 0	
		当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終
名古屋市	計	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
	公下	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
	都下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の都市	計	1,240,000	1,440,000	1,440,000	1,440,000	1,290,000	1,290,000	1,380,000	1,380,000	1,215,000	1,215,000
	公下	1,162,600	1,353,600	1,360,800	1,365,000	1,209,600	1,221,550	1,321,200	1,321,200	1,142,400	1,142,400
	都下	77,400	86,400	79,200	75,000	80,400	68,450	58,800	58,800	72,600	72,600
合 計	計	1,300,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,350,000	1,350,000	1,440,000	1,440,000	1,275,000	1,275,000
	公下	1,222,600	1,413,600	1,420,800	1,425,000	1,269,600	1,281,550	1,381,200	1,381,200	1,202,400	1,202,400
	都下	77,400	86,400	79,200	75,000	80,400	68,450	58,800	58,800	72,600	72,600
市町村土木補助金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
摘 要		内住宅関連 公共下水道 18,300 都市下水路 11,700		内住宅関連 公共下水道 29,500 都市下水路 18,000		内住宅関連 公共下水道 17,000					
		公下 31市16町 都下 5市 1町 6箇所		公下 31市16町 都下 4市 2町 8箇所		公下 29市16町 都下 3市 3町 6箇所		公下 30市18町 都下 4市 3町 7箇所		公下 28市20町 都下 2市 4町 6箇所	

		H 1 1		H 1 2		H 1 3		H 1 4		H 1 5	
		当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終
名古屋市	計	37,440	37,440	13,200	13,200	25,000	25,000	12,000	12,000	8,500	8,500
	公下	37,440	37,440	13,200	13,200	25,000	25,000	12,000	12,000	8,500	8,500
	都下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の都市	計	855,060	855,060	611,550	611,550	488,000	488,000	450,800	449,900	407,500	407,500
	公下	814,377	814,377	559,538	559,538	409,100	409,100	380,720	379,820	378,750	378,750
	都下	40,683	40,683	52,012	52,012	78,900	78,900	70,080	70,080	28,750	28,750
合 計	計	892,500	892,500	624,750	624,750	513,000	513,000	462,800	461,900	416,000	416,000
	公下	851,817	851,817	572,738	572,738	434,100	434,100	392,720	391,820	387,250	387,250
	都下	40,683	40,683	52,012	52,012	78,900	78,900	70,080	70,080	28,750	28,750
市町村土木補助金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
摘 要						公下 28市14町 都下 1市 4町 5箇所		公下 28市17町 都下 1市 5町 6箇所		公下 27市16町 都下 1市 2町 3箇所	
		公下 29市22町 都下 1市 4町 5箇所		公下 30市22町 都下 1市 4町 5箇所							

		H 1 6		H 1 7		H 1 8		H 1 9		H 2 0	
		当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終
名古屋市	計	7,000	7,000	1,000	1,000	1,700	2,000	0	0	0	0
	公下	7,000	7,000	1,000	1,000	1,700	2,000	0	0	0	0
	都下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の都市	計	347,000	347,000	299,900	299,900	220,174	253,800	195,300	217,500	146,700	163,700
	公下	339,800	339,800	277,400	277,400	212,674	245,100	164,300	184,200	138,100	153,200
	都下	7,200	7,200	22,500	22,500	7,500	8,700	31,000	33,300	8,600	10,500
合 計	計	354,000	354,000	300,900	300,900	221,874	255,800	195,300	217,500	146,700	163,700
	公下	346,800	346,800	278,400	278,400	214,374	247,100	164,300	184,200	138,100	153,200
	都下	7,200	7,200	22,500	22,500	7,500	8,700	31,000	33,300	8,600	10,500
市町村土木補助金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
摘 要		公下 27市25町 都下 2町 2箇所		公下 25市20町 都下 1市 1町 3箇所		公下 27市16町 都下 1市 1箇所		公下 26市14町 都下 2市 2箇所		公下 26市14町 都下 1市 1箇所	

(単位：千円) 補助率 公下 1/10、都下 3/10 以内

		H 2 1		H 2 2		H 2 3		H 2 4		H 2 5	
		当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終
名古屋市	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の都市	計	108,000	108,000	54,735	54,735	30,104	30,104	19,568	19,568	7,827	7,827
	公下	108,000	108,000	54,735	54,735	30,104	30,104	19,568	19,568	7,827	7,827
	都下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	計	108,000	108,000	54,735	54,735	30,104	30,104	19,568	19,568	7,827	7,827
	公下	108,000	108,000	54,735	54,735	30,104	30,104	19,568	19,568	7,827	7,827
	都下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村土木補助金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
摘 要		公下 25市12町		公下 21市6町		公下 11市1町		公下 10市2町		公下 8市2町	

		H 2 6		H 2 7		H 2 8		H 2 9		H 3 0	
		当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終
名古屋市	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の都市	計	5,479	5,479	4,931	4,931	2,685	2,685	2,417	2,417	2,175	2,175
	公下	5,479	5,479	4,931	4,931	2,685	2,685	2,417	2,417	2,175	2,175
	都下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	計	5,479	5,479	4,931	4,931	2,685	2,685	2,417	2,417	2,175	2,175
	公下	5,479	5,479	4,931	4,931	2,685	2,685	2,417	2,417	2,175	2,175
	都下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村土木補助金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
摘 要		公下 6市2町		公下 10市3町		公下 3市2町		公下 3市2町		公下 3市2町	

		R 元		R 2		R 3		R 4			
		当初	最終	当初	最終	当初	最終	当初	最終		
名古屋市	計	0	0	0	0	0	0	0	0		
	公下	0	0	0	0	0	0	0	0		
	都下	0	0	0	0	0	0	0	0		
他の都市	計	12,083	12,083	12,921	12,921	16,461	16,461	16,169	16,169		
	公下	12,083	12,083	12,921	12,921	16,461	16,461	16,169	16,169		
	都下	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計	計	12,083	12,083	12,921	12,921	16,461	16,461	16,169	16,169		
	公下	12,083	12,083	12,921	12,921	16,461	16,461	16,169	16,169		
	都下	0	0	0	0	0	0	0	0		
市町村土木補助金		-	-	-	-	-	-	-	-		
摘 要		公下 9市1町		公下 10市		公下 8市		公下9市			

8. 下水道の維持管理

(1) 下水道使用料

下水道使用料は、下水道法第 20 条第 1 項の規定に基づき、公共下水道管理者が定める条例によって徴収され、その使用料体系の設定の基本理念は同法第 20 条第 2 項に次のように規定されています。

- 1 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 2 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 3 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 4 特定の使用者に対し、不当な差別的取扱をするものでないこと。

下水道使用料の状況

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

地方公共 団体名	使 用 料 体 系										徴収開始 年月日	
名古屋市		10	20	30	50	100	300				254	S16.10.1
	560	108	160	179	205	240						
豊橋市 (公共下水道)	770	10	20		50	100					300	S27.4.1
		10	120		190	270						
豊橋市 (特定環境保全 公共下水道、 農業集落排水 施設及びし尿 処理施設)	900	10	20		50	100					350	S27.4.1
		10	140		220	310						
岡崎市	700	10		25	50						210	S28.4.1
		10		105	165							
一宮市 (一般区域公共 下水道)	596	10		25	50					132		S34.4.1
		8		116	127							
一宮市 (特定区域公共 下水道) 用途:事業用					33						90	S46.10.1
					3,000							
一宮市 (特定区域公共 下水道) 用途:家事用	596	10		25	50					132		S46.10.1
		8		116	127							
瀬戸市		10	20		50	100					110	S45.4.1
		750	85		95	105						
半田市	600	10	20	30	50	100					250	H3.4.1
		60	105	130	145	180						
春日井市	1,100	10	20	30	40	50	100	200			190	S43.4.1
		25	130	140	150	160	170	180				
豊川市		10	20	30	50	100		500			217	S55.3.22
		860	95	129	148	163		180				
津島市 (単独公共)		10		30	50	100		500			209	S39.10.1
		1,361		146	162	178		193				
津島市 (流域関連)		10		30	50	100		500			209	H22.3.31
		1,361		146	162	178		193				
碧南市	450	10	20	30	50	100		500			235	H8.4.1
		30	85	130	150	170		190				
刈谷市	700	10	20		40	100		500			180	H1.4.1
		10	70		100	115		135				
豊田市	700	10	20		40	60		300			230	S63.4.1
		10	100		130	160		180				
安城市	450	10	20	30	50			500			180	H4.3.26
		35	70	95	125			150				
西尾市	700	10	20		40	90		500			225	H4.4.1
		30	90		125	165		190				
蒲郡市	700	10		30		100		1,000			226	S52.4.1
		23		116		165		198				
犬山市		5	10	20	30		100		500		199	H1.7.1
		550	44	84	104		129		154			
常滑市	300	10	20	30	40	50	100		500		230	H13.4.1
		50	75	110	130	140	165		200			
江南市	610	5	10	20	30	50	100		500		240	H14.8.1
		24	99	111	140	169	186		222			
小牧市		10	20		40	100		500			160	S61.10.9
		718	72		87	106		131				

地方公共 団体名	使 用 料 体 系										基本使用量 : 従量使用量	上段: 使用量/m3 下段: 円/m3	徴収開始 年月日	
稲沢市	10	20	30	50	100	500					250	H12.4.1		
	1,100	110	130	160	180	210								
新城市	550	10	20	30	50	100	500					260	H23.4.1	
		75	130	150	185	205	230							
東海市		10	20	30	50						210	H2.10.1		
		800	95	130	165									
大府市	750	10		30	50	100	500					160	H1.4.1	
		5		85	100	115	130							
知多市	380	10	20	40	100						141	S48.4.1		
		53	111	121	131									
知立市	750	10	20	30	50	100	500					210	H6.4.1	
		30	110	125	145	160	175							
尾張旭市	600	10	20		50						150	S60.3.29		
		70	90		120									
高浜市	450	10	20	30	50	100	500					235	H10.4.1	
		30	85	130	150	170	190							
岩倉市	5	10	20	40	100	500						184	H6.3.15	
	428	60	78	97	117	145								
豊明市	550	10	20	30	50	80	100	300	400	500			228	H3.4.1
		40	100	109	145	160	189	202	207	210				
日進市	600	10	20	30	40	50	100						220	H1.4.1
		30	100	110	130	150	200							
田原市		10	20	30	50	100						170	H3.4.1	
		700	90	100	120	140								
愛西市		10					50	100	500				240	H22.4.1
		1,500					150	180	210					
清須市		10				30	50	100	300	500			250	H25.4.1
		1,300				130	160	180	210	240				
北名古屋	600	10		30	50	100						230	H20.3.31	
		40		100	150	200								
弥富市		10					50	100	500				240	H22.3.31
		1,500					150	180	210					
みよし市		10		30	50	100	300					170	S62.9.24	
		900		90	100	120	140							
あま市	900	10		30	50	100	500					240.0	H22.3.31	
		30.0		120.0	150.0	180.0	210.0							
長久手市		10				30	50	200	500				190	H8.10.1
		1,000				100	110	130	160					
東郷町	800	10	20	30	40	50	80	100	500	1,000	1,500	280	H9.4.1	
		10	90	100	120	140	180	200	220	240	260			
豊山町	600	10		30	50	100						230	H20.4.1	
		40		100	150	200								
大口町	410	10			50		200	500					218	H5.12.24
		71			94		155	181						
扶桑町		10	20	30	50	100	500					190	H19.4.1	
		714	104	119	128	133	152							
大治町		10	20	30	50	100	300					240	H22.4.1	
		1,100	110	120	150	180	210							
蟹江町		10	20		40		500					240	H22.4.1	
		1,100	150		180		210							
阿久比町		10	20	40	100	500					210	H6.4.1		
		800	90	105	130	165								
東浦町		10	20	30	50	500					150	H1.4.1		
		750	85	95	105	120								
武豊町		10	20	40	100	500					210	H3.4.1		
		800	90	105	130	165								
幸田町	700	10		30	50	100	500	1,000				170	H2.5.1	
		10		90	100	115	140	160						
設楽町		8											150	R3.4.1
		1,500												
東栄町		10											170	H12.4.1
		1,600												

注1) 基本使用料単価は1ヶ月当たりの金額である。

注2) 基本使用料、従量使用料単価共、消費税相当額を含まない。

(2) 水洗化に関する貸付制度

下水道法第 11 条の 3 第 1 項において、公共下水道の処理開始がなされた区域に、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者に対し、処理開始の日から 3 年以内に水洗便所に改善させる義務を課しています。

このような義務を課す一方、水洗化の普及を図るため市町村では、水洗便所への改造および浄化槽からの切り替えに対し貸付金等の助成を行っています。

水洗便所の助成状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

上段：くみ取り便所から水洗便所への改造

下段：浄化槽からの切り替え

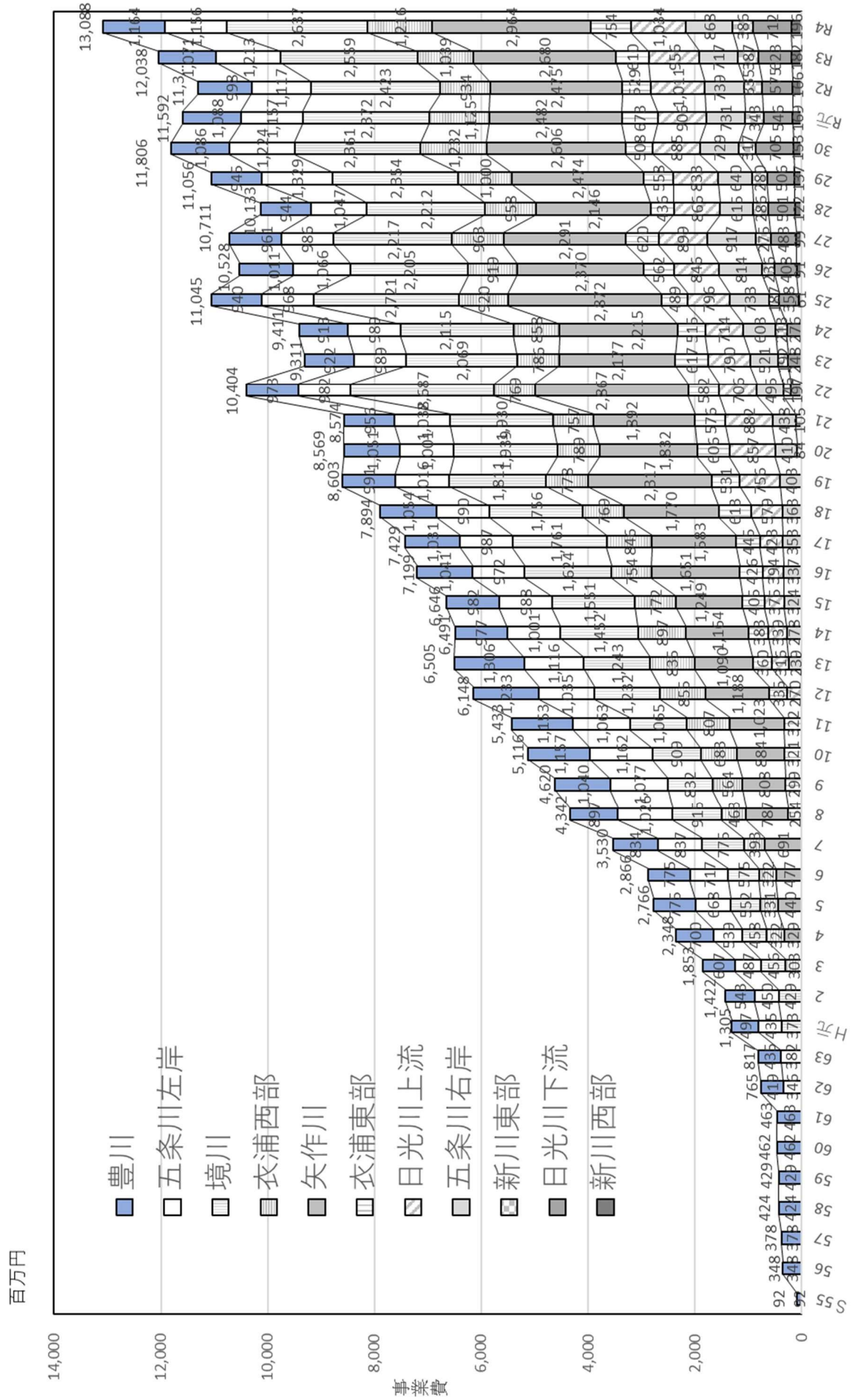
市町村名	貸付制度		補助制度		備考
	1戸当たり貸付金額(千円)	返済月数(月)	一般家庭1戸当たり金額(千円)	生活扶助世帯1戸当たり金額(千円)	
名古屋市	510	36	30	255	
	390	36	10	—	
豊橋市	600	50		600	トイレ1組あたりの金額、貸付制度は市が利子補給を行うもの
	600	50		600	
岡崎市	400	40			
	400	40			
一宮市	600	60			1家屋2箇所まで
	400	60			
瀬戸市	700	40			1カ所増すごとに10万円加算、上限100万円
	400	40			1カ所増すごとに5万円加算、上限100万円
半田市	540	36			
	540	36			
春日井市	600	48			大便器1基あたり *貸付は春日井市による直接貸付
	400	48			
豊川市	500	40			トイレ1組増すごとに10万円加算
	500	40			
津島市	700	40	50		くみ取り：供用開始3年以内に接続 浄化槽：供用開始2年以内に接続 供用開始時点で浄化槽経過年数が5年以内 14万円 5年を超え7年以内 8万円 7年を超えるもの 2万円
	700	40	20, 80, 140		
碧南市	800	60		全額	2ヶ所以上上限100万円
	800	60		全額	
刈谷市	500	50	20	全額	貸付制度は1ヶ所増すごとに10万円加算
	500	50	20		
豊田市	400	40		—	便器1組増すごとに10万円加算
	400	40		—	
安城市	500	50		全額	1ヶ所増すごとに20万円加算
	500	50		全額	
西尾市	500	50			1ヶ所増すごとに10万円加算
	500	50			
蒲郡市	500	50			トイレ1組増ごと10万円加算 上限120万円
	500	50			
犬山市	600	40			1ヶ所増すごとに20万円加算
	400	40			
常滑市	600	36			・融資あつせん額は、改造工事に要した費用の額以内とし、限度額は、1件につき60万円 36月以内の元金均等の方法による償還
	600	36			

市町村名	貸付制度		補助制度		備考
	1戸当たり 貸付金額 (千円)	返済月数 (月)	一般家庭 1戸当たり金額 (千円)	生活扶助世帯 1戸当たり金額 (千円)	
江南市	720	60	10		貸付制度はくみ取便所1ヶ所増すごとに10万円加算
	720	60	10		
小牧市	540	36			くみ取便所1基あたり し尿浄化槽1基あたり
	360	36			
稲沢市	1,000	36			借入利子年間4万3千円を上限に利子補給
	1,000	36			
新城市	600	60			トイレ1組増すごとに10万円加算
	600	60			
東海市	500	36	10	全額	1ヶ所あたり
	500	36	10	全額	
大府市	500	36			トイレ1組増すごとに50万円加算
	500	36			
知多市	400	45		400	1ヶ所増すごとに10万円加算 上限100万円
	400	45		400	
知立市	500	60	200	全額	貸付制度は1ヶ所増すごとに10万円加算
	500	60	200	全額	
尾張旭市	800	40		240	1ヶ所増すごとに6万円加算 上限80万円
	500	40		240	
高浜市	600	60		全額	トイレ1箇所増す毎に20万円加算、上限100万円
	600	60		全額	
岩倉市	600	60			1ヶ所増すごとに30万円加算
	300	60			1ヶ所増すごとに15万円加算
豊明市	500	36		全額	1ヶ所増すごとに10万円加算
	500	36		全額	
日進市	600	36			・1戸につき、60万円を限度に工事金額を超えない範囲の1万円単位の額。 ・36月以内の元金均等の方法による償還 ・供用開始から3年以内に行う工事が対象
	600	36			
田原市	1,000	60		全額	
	1,000	60			
愛西市	1,000	最長60			供用開始から3年以内に行う工事が対象
	1,000	最長60			
清須市	600	40			・融資あっせん額は、改造工事に要した費用の額以内とし、限度額は、1件につき60万円 ・40月以内の元金均等の方法による償還
	600	40			
北名古屋市	600	60			便槽1個増すごとに30万円加算
	300	60			浄化槽1基増すごとに15万円加算
弥富市	700	最長60			供用開始から3年以内、保証料を補助
	700	最長60			
みよし市	1,000	54			トイレ1組増すごとに30万円加算
	1,000	54			
あま市	600	60			・融資あっせん額は、改造工事に要した費用の額以内とし、限度額は、1件につき60万円 ・60月以内の元金均等の方法による償還
	600	60			
長久手市	500	36			供用開始から3年以内に行う排水設備工事が対象
	500	36			
東郷町	500	36		全額	供用開始から3年以内に行う工事が対象
	500	36		全額	

市町村名	貸付制度		補助制度		備考
	1戸当たり貸付金額(千円)	返済月数(月)	一般家庭1戸当たり金額(千円)	生活扶助世帯1戸当たり金額(千円)	
豊山町	1,000	60			供用開始から3年以内
	1,000	60			
大口町	500	50			1ヶ所増すごとに10万円加算
	300	50			
扶桑町	600	60			くみ取り便所改造又は浄化槽廃止1箇所増すごとに上限20万円加算 トイレ又は浄化槽1箇所増すごとに上限20万円加算
	400	60			
大治町	600	60			供用開始から3年以内
	600	60			
蟹江町	—	—	100	全額	供用開始から1年以内 2年以内 3年以内
			75		
			50		
	—	—	60	全額	供用開始から1年以内 2年以内 3年以内
			45		
			30		
阿久比町	600	36			浄化槽2基以上上限100万円
	500	36			
東浦町	500	36			くみ取り便所1ヶ所増ごと20万円加算
	500	36			
武豊町	700	36			大便器1個につき20万円加算 大便器1個につき5万円加算
	500	36			
幸田町	800	60			供用開始から3年以内
	800	60			
設楽町	—	—	全額	全額	公共ますから集ます(供用開始から3年以内) 集ます(供用開始3年超は公共ます)から宅内まで 浄化槽撤去・有用物へ改修
			100	100	
			90	90	
	—	—	全額	全額	公共ますから集ますまで(供用開始から3年以内) 集ます(供用開始3年超は公共ます)から宅内まで 浄化槽撤去・有用物へ改修
			100	100	
			90	90	

注) 貸付制度は、単独(直接)貸付もしくは金融機関が貸付を行い、市町が利子補給を行うものである。

(3) 流域下水道管理事業費の推移



(5) 災害時の対応

1) 流域下水道BCP

下水道施設は、市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であり、そのためには発災前の対策と発災後の対応が重要です。

そこで、大規模な地震災害で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても優先実施業務を中断させず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧できることを目的とし「流域下水道の事業継続計画(流域下水道BCP)」を平成25年度末に策定しました。

流域下水道BCPは、常に最新性を保ちつつ、計画全体のレベルアップを図るため、定期的な見直しを行っています。

また、大規模災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合に備えて、都道府県や市町村を越える広域的な下水道事業関係者間の相互支援体制が確立されています。

2) 災害時協定

愛知県や公益財団法人愛知水と緑の公社では、自然災害により下水道施設に被害が発生した場合に、管路施設や、処理場・ポンプ場施設を早期に復旧するため、関係団体や民間企業と災害時支援に関する協定を締結しています。

H26.1	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定 ・愛知県（流域下水道管理者）、県内の公共下水道管理者と県内市町村及び一部事務組合が協定を締結 ・災害時の一般廃棄物の処理と下水処理の相互応援を行う。
H26.4	災害時における下水道管路施設の緊急対応に関する協定 ・愛知県と日本下水道管路管理業協会が締結。 ・管渠の緊急調査や応急復旧を行う。
R4.4 (H28.4)	愛知県公共土木施設防災安全協定 ・建設事務所長及び港務所長と民間業者386社が締結。 ・公共土木施設の緊急対応や緊急修繕を行う。
R4.4 (H30.2)	愛知県・日本下水道事業団災害支援協定 ・愛知県と日本下水道事業団が締結。 ・処理場・ポンプ場の緊急調査や、災害報告・査定資料等の作成を行う。
H30.6	災害時における復旧支援協力に関する協定 ・愛知水と緑の公社と日本下水道施設管理業協会が締結。
R2.4	自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定（親協定） ・愛知県と日本下水道施設業協会が締結。 ・会員企業との子協定を予め締結しておくことを定め、災害時に協力要請を行う。
R2.7	自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事の請負に関する協定（子協定） ・愛知県と協会会員企業27社が締結。 ・機械及び電気設備の緊急調査、応急復旧を行う。

()は当初の協定年月

9. 下水道事業の各種事業制度（愛知県内の支援事業実施状況）

（1）新世代下水道支援事業

（令和5年4月1日現在）

支援事業名	支援事業の内容	事業主体	実施箇所	採択年度	完了(予定)年度	
水環境創造事業	下水道処理水又は雨水の再利用を行い、親水空間を創出する	岡崎市	早川1号雨水幹線	H元	H3	
		碧南市	堀川	H8	H11	
	東栄町	東栄浄化センター	H9	H16		
	水循環再生型	不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留施設の新設により雨水の流出抑制を図るものに対して助成する	岡崎市	美合中継ポンプ場	H12	H13
			豊橋市	雨水全体区域内	H9	H30
			豊川市	雨水全体計画区域内	H9	H26
			豊田市	公共下水道全体計画区域内	H9	R7
			小坂井町	雨水全体計画区域内	H9	H21
			蒲郡市	雨水全体計画区域内	H10	H17
			大府市	雨水全体計画区域内	H14	R2
			江南市	雨水全体計画区域内	H14	R7
			高浜市	雨水全体計画区域内	H15	H27
			長久手市	下水道供用開始区域	H15	H27
			岡崎市	公共下水道事業計画区域内	H16	R6
			日進市	公共下水道供用開始区域内	H16	R5
			安城市	市内全域	H19	R8
			西尾市	雨水全体計画区域内	H17	H27
			北名古屋	事業計画区域内	H22	R2
			小牧市	雨水全体計画区域内	H22	R9
			津島市	下水道供用開始区域	H22	R2
			東浦町	雨水全体計画区域内	H22	R5
			刈谷市	公共下水道全体計画区域内	H31	R5
			豊川市	雨水全体計画区域内	H27	H31
			豊橋市	雨水全体区域内	H31	R5
			一宮市	公共下水道事業計画区域内 雨水全体計画区域内	R3	R6
			稲沢市	雨水全体計画区域内	R5	R9
	ノンポイント汚濁負荷削減型	下水処理水を再生水として利用するための事業	蒲郡市	蒲郡市下水道浄化センター	S63	H15
			豊橋市	中島処理場	H8	H8
			愛知県	衣浦西部浄化センター	H8	H8
			愛知県	豊川浄化センター	H8	H8
雨水浸透施設を設置し、雨水の流出抑制や地下水涵養を図る	豊川市	豊川東部、桜町・蔵子、御油西部地区、牛久保第1・2排水区、帯川第1・5排水区、東豊地区、国府地区	H15	R6		
		浸透式調整池を設置することにより浸水被害の軽減を図り、併せて雨水流出抑制・地下水の涵養を図る。	小坂井町	小坂井字中野地内	H17	H17
雨に強い都市づくり支援事業 (下水道浸水被害軽減総合事業へ移行)	雨水浸透施設を設置し、雨水の流出抑制を図るものに対し助成する。また、浸水被害の軽減に資することを目的とした住民への情報提供施設の機能強化を図る。	岡崎市	公共下水道事業計画区域内	H21	R6	
アクアトピア (旧モデル事業)	住民と清らかな水との結びつきを深める	碧南市	堀川	H2	H18	
アクアパーク (旧モデル事業)	下水道事業を公園事業と有機的・一体的に整備する	岡崎市	八帖処理場 岡崎公園	H2	H3	
		長久手市	長久手浄化センター 絵ヶ根公園	H3	H16	
アピール下水道 (旧モデル事業)	市民の暮らしと下水道との結びつきを強め、短期間に下水道事業の効果をアピールする事業	東海市	東海市浄化センター	H2	H4	
リサイクル推進事業	再生資源活用型 下水汚泥を用いた建設資材を使用する下水道建設事業	東海市	東海市浄化センター	S63	H3	
		豊橋市	牟呂ポンプ場	S63	S63	
		愛知県	境川浄化センター	S63	S63	
		東海市	東海市浄化センター	H元	H2	

支 援 事 業 名		支 援 事 業 の 内 容	事業主体	実 施 箇 所	採 択 年 度	完了(予定)年度
リ サ イ ク ル 推 進 事 業	再生資源活用型	下水汚泥を用いた建設資材を使用する下水道建設事業	瀬 戸 市	西部浄化センター	H元	H元
			豊 橋 市	八町中継ポンプ場	H元	H元
			豊 橋 市	野田処理場	H 2	H 2
			愛 知 県	矢作川浄化センター	H 3	H 3
			愛 知 県	衣浦東部浄化センター	H 4	H 6
			愛 知 県	豊川浄化センター	H 5	H 5
			刈 谷 市	前川都市下水路	H 6	H 6
			長久手市	長久手浄化センター	H 6	H 7
			春日井市	南部浄化センター	H 7	H 7
			半 田 市	瑞穂排水ポンプ場	H 7	H 7
			豊 田 市	鞍ヶ池浄化センター	H 7	H 7
			愛 知 県	衣浦東部浄化センター	H 7	H 7
			瀬 戸 市	水野浄化センター	H 8	H10
			東 海 市	東海市浄化センター	H 8	H 9
			愛 知 県	日光川上流浄化センター	H 8	H11
			半 田 市	旭排水ポンプ場	H 9	H 9
			尾張旭市	西部浄化センター	H 9	H11
			常 滑 市	常滑浄化センター	H 9	H12
			愛 知 県	豊川流域下水道接続点	H 9	H 9
			愛 知 県	五条川左岸浄化センター	H 9	H12
			愛 知 県	日光川上流浄化センター	H 9	H12
			愛 知 県	五条川右岸浄化センター	H 9	H12
			岡 崎 市	美合中継ポンプ場	H11	H12
			小 牧 市	自オポンプ場	H11	H12
			一 宮 市	東部浄化センター	H12	H12
			一 宮 市	常願通ポンプ場	H12	H12
			春日井市	高蔵寺浄化センター	H12	H13
			愛 知 県	境川流域下水道接続点 衣浦西部流域下水道接続点・ ゲート室	H12	H12
			愛 知 県	幸田、幡豆、亀崎中継ポンプ場 境川流域下水道接続点・ゲート室 衣浦西部流域下水道接続点	H13	H15
			愛 知 県	衣浦東部浄化センター・ポンプ棟	H14	H14
			常 滑 市	空港島汚水中継ポンプ場	H14	H15
			常 滑 市	常滑浄化センター	H15	H16
			愛 知 県	日光川上流浄化センター	H15	H16
			愛 知 県	見合ポンプ場	H15	H16
			岡 崎 市	砂川雨水ポンプ場	H16	H16
			長久手市	長久手浄化センター	H16	H16
			愛 知 県	五条川右岸浄化センター	H17	H18
			愛 知 県	矢作川浄化センター	H18	H18
			愛 知 県	弥富ポンプ場、津島ポンプ場	H20	H20
			愛 知 県	五条川右岸浄化センター	H20	H20
			愛 知 県	五条川左岸浄化センター	H21	H23
			東 海 市	東海市浄化センター	H21	H22
			春日井市	南部浄化センター	H21	H23
	愛 知 県	新川西部浄化センター	H22	H23		
長久手市	長久手南部浄化センター	H23	H24			
愛 知 県	日光川上流浄化センター	H25	H26			
碧 南 市	中田川ポンプ場	H26	H27			
未利用エネルギー活用型	下水及び下水処理水の持つ熱の有効利用を図る	愛 知 県	五条川左岸浄化センター	H11	H11	
		豊 田 市	豊田市市街地	H26	H28	
	下水汚泥やその他バイオマスから回収した下水道バイオガスの有効利用を図る	豊 橋 市	中島処理場	H27	H29	
		知 多 市	南部浄化センター	H27	H29	

(2) 下水道総合地震対策事業

(令和5年4月1日現在)

事業主体	計画名	対象施設	実施箇所(内容)	開始年度	完了(予定)年度	
愛知県	下水道総合地震対策事業 あいち地震対策アクションプラン	管渠施設	矢作川 流域幹線管渠の耐震補強 豊川 流域幹線管渠の耐震補強	H14	H29	
		処理施設	矢作川浄化センター 脱水機棟、管廊、中継ポンプの耐震補強 境川浄化センター 汚泥棟、管廊、沈砂池棟、塩素混和池等の耐震補強 衣浦西部浄化センター 汚泥棟、沈砂池、ポンプ棟等の耐震補強 衣浦東部浄化センター ポンプ棟、塩素混和池、用水棟、管廊等の耐震補強 豊川浄化センター 管理棟、管廊、水処理施設、沈砂池等の耐震補強 五条川左岸浄化センター 管理棟、ポンプ棟、水処理施設等の耐震補強 日光川上流浄化センター 管廊、ポンプ棟の耐震補強 五条川右岸浄化センター ポンプ棟、水処理施設の耐震補強	H14	H26	
豊橋市	豊橋市下水道総合地震対策計画	管渠施設	重要な幹線等の耐震設計及び耐震補強工事 管更生 L=3,554m マンホール本体の耐震補強 46基 マンホールの浮上防止工 31基 マンホール継ぎ手の可とう管化 32箇所	H27	R5	
岡崎市	岡崎市下水道総合地震対策計画	管渠施設	管渠の更生、継手部の耐震化 管渠延長計28,313m マンホールの浮上防止対策 221基	H21	H30	
		ポンプ施設	吹矢、大西汚水中継ポンプ場の耐震化 大門、早川、赤沢雨水ポンプ場の耐震化			
	その他	マンホールトイレの設置 小学校、中学校、公園、計70ヶ所	H31	R5		
	管渠施設	管渠の更生、継手部の耐震化 管渠延長計22,600m マンホールの浮上防止対策 109基				
一宮市	一宮市下水道総合地震対策計画	管渠施設	管渠の耐震診断 L=2,170m、管渠の更生 L=2,050m 管渠可とう管化 L=2,300m	H28	R2	
	第2期一宮市下水道総合地震対策計画	管渠施設	管渠の更生 L=1,395m 管渠可とう管化 L=1,823m	R3	R7	
瀬戸市	瀬戸市下水道総合地震対策計画	管渠施設	幹線管渠の管路耐震化 計47m マンホールの液状化対策 計6基	H25	H30	
		処理施設	西部浄化センター 沈砂池ポンプ棟、2系水処理施設、汚泥処理棟、 塩素混和池、管理棟の耐震補強			
		その他	マンホールトイレの確保 小学校、中学校 13箇所 32基			
半田市	半田市下水道総合地震対策計画	その他	マンホールトイレの設置 小学校、中学校、高校、計19ヶ所	H19	H22	
			マンホールトイレの設置 公民館 1ヶ所	H26	H26	
			マンホールトイレの設置 小学校、大学キャンパス 計2ヶ所	H28	H28	
春日井市	春日井市下水道総合地震対策計画	処理施設	南部浄化センター 汚水ポンプ施設・管理本館 耐震診断、耐震補強	H21	H25	
		ポンプ施設	勝西浄化センター 管理本館 耐震診断 高蔵寺第3中継ポンプ場 沈砂池・ポンプ室 耐震補強			
		その他	マンホールトイレの設置 小学校12ヶ所			
	春日井市	春日井市下水道総合地震対策計画	処理施設	高蔵寺浄化センター 管理本館、場内第1・2ポンプ場 耐震補強 勝西浄化センター 管理本館耐震補強、第2プラント 沈砂池ポンプ棟 耐震診断・耐震補強実施設計	H26	H30
			ポンプ施設	高蔵寺第1・2中継ポンプ場 耐震補強		
			その他	マンホールトイレ等の設置 小学校11ヶ所		
春日井市	春日井市下水道総合地震対策計画	管渠施設	雨水管路施設の耐震診断 L=63,466m 汚水管路施設の耐震補強(人孔) 439箇所	H31	R10	
		処理施設	勝西浄化センターの耐震診断 第1・第2プラント水処理棟、消毒タンク 場内用水施設、汚泥処理棟、ホッパー室 汚泥濃縮タンク、脱臭棟、油脂倉庫 勝西浄化センターの耐震補強 第1プラント沈砂池ポンプ棟 第2プラント沈砂池ポンプ棟、分水槽 南部浄化センターの耐震診断 第1水処理棟、放流ゲート室、用水施設棟 接触タンク棟、油脂倉庫、汚泥処理棟			
		ポンプ施設	高蔵寺第1中継ポンプ場の耐震補強 高蔵寺第2中継ポンプ場の耐震補強 勝西ポンプ場の耐震診断 南部ポンプ場の耐震診断			
		その他	マンホールトイレ等の設置 11箇所、51基 指定避難所 3箇所 福祉避難所 8ヶ所			
豊川市	宝飯郡小坂井町下水道総合地震対策計画	ポンプ施設	平井ポンプ場 ポンプ棟の耐震補強	H21	H23	
	豊川市公共下水道総合地震対策計画	管渠施設	管更生 L=265m マンホール継ぎ手の可とう化 128箇所 マンホール浮上防止 6基	H29	R3	
碧南市	碧南市下水道総合地震対策計画	ポンプ施設	雨池ポンプ場 流入渠、流出渠、導水路、ポンプ井、吐出 槽、吐口の耐震化	H28	R7	
		管渠施設	マンホール浮上防止 32基			
		その他	マンホールトイレの設置 7施設	H23	H27	
		ポンプ施設	一ツ橋ポンプ場 ポンプ井、冷却水槽、沈砂池、 放流渠の耐震化 大浜権現中継ポンプ場、ポンプ井、機械室の耐震化			
刈谷市	刈谷市下水道総合地震対策計画	管渠施設	マンホール浮上防止対策 93基 管渠耐震補強 151m	H28	R3	
		その他	マンホールトイレの設置 小学校、中学校 計8ヶ所			
	刈谷市下水道総合地震対策計画 (第2期)	管渠施設	雨水管路耐震診断 26.7km	R4	R9	
		その他	マンホールトイレの設置 小学校、中学校、高校、大学 計16ヶ所			

事業主体	計画名	対象施設	実施箇所(内容)	開始年度	完了(予定)年度
豊田市	豊田市下水道総合地震対策計画	管渠施設	管渠の更生 管渠延長計3,707m	H21	H30
		処理施設	鞍ヶ池浄化センター 処理棟の耐震補強		
		ポンプ施設	梅坪ポンプ場 沈砂池、ポンプ棟の耐震補強		
	その他	マンホールトイレの設置 小学校、中学校、計21ヶ所			
	豊田市下水道総合地震対策計画(第2期)	管渠施設	管渠の新設、更生 管渠延長計4,836m	H30	R9
安城市	安城市下水道総合地震対策計画	管渠施設	耐震補強設計 管渠180m、人孔28箇所 耐震補強工事 管渠333m、人孔33箇所	R3	R9
		ポンプ施設	—		
		その他	マンホールトイレの設置 9箇所		
西尾市	西尾市下水道総合地震対策計画	管渠施設	重要な幹線の補強 可とう管化 1,542箇所 マンホール浮上防止 337基 マンホールポンプ津波対策 13基	H28	R2
		ポンプ施設	一色西部ポンプ場 地震・津波対策		
	西尾市下水道総合地震対策計画	管渠施設	重要な幹線の補強 可とう管化 53箇所 マンホール浮上防止 42基	R4	R5
犬山市	犬山市下水道総合地震対策計画	管渠施設	可とう性継手の設置 管渠延長計12,909m	H26	H30
		その他	マンホールトイレの設置 小学校 5箇所		
	犬山市下水道総合地震対策計画	管渠施設	可とう性継手の設置 管渠延長計6,356m	H31	R3
		その他	マンホールトイレの設置 小学校、高等学校 3箇所(15基)		
常滑市	常滑市下水道総合地震対策計画	ポンプ施設	常滑北部ポンプ場 ポンプ場、ポンプ井の耐震補強	H21	H23
	常滑市下水道総合地震対策計画	ポンプ施設	多屋南部雨水ポンプ場 落差人孔、ポンプ棟、 ポンプ井、放流ゲート操作台の耐震補強	H27	H29
稲沢市	稲沢市下水道総合地震対策計画	管渠施設	管渠の更生 L=984m、可とう継手設置 N=18箇所 マンホール耐震化及び浮上防止 N=16箇所	H27	R元
	稲沢市下水道総合地震対策計画	管渠施設	管渠の更生 L=347m、マンホール浮上防止 N=32基 マンホールトイレ N=31箇所	R2	R6
東海市	東海市下水道総合地震対策計画	管渠施設	管渠の耐震診断、耐震化工事 管渠延長計7,210m	H21	H25
		処理施設	東海市浄化センター 東海市浄化センター、 管理本館の耐震補強		
		ポンプ施設	元浜第1ポンプ場 沈砂池、ポンプ棟の耐震補強 天竺ポンプ場 沈砂池、ポンプ棟の耐震補強		
	東海市下水道総合地震対策計画	管渠施設	マンホール浮上防止 274基 管渠耐震補強 管渠延長計1,993m	H27	R元
		処理施設	東海市浄化センター 沈砂池、反応タンク、可とう継ぎ手、耐震化		
		ポンプ施設	名和前第1ポンプ場 ポンプ棟、沈砂池、流入渠・ 放流渠・吐口の耐震補強		
	東海市下水道総合地震対策計画	管渠施設	マンホール浮上防止 50基 管路耐震化延長計1,993m	R2	R6
		処理施設	東海市浄化センター 水処理施設の耐震補強		
ポンプ施設		名和前第1ポンプ場、元浜第1ポンプ場、元浜第2 ポンプ場、浅山ポンプ場、伏見ポンプ場の耐震補強			
大府市	大府市下水道総合地震対策計画	管路施設	汚水管路耐震化791m、雨水管路耐震化290m	R4	R8
		ポンプ施設	江端雨水ポンプ場、深田雨水ポンプ場の耐震補強		
知多市	知多市下水道総合地震対策計画	管渠施設	幹線管渠の耐震補強 管渠の更生・可とう管化 L=3,664m、 マンホール耐震化49基、浮上防止1基	R2	R6
		処理施設	南部浄化センター 汚泥処理棟の耐震対策、水処理施設の耐震診断、耐震対策		
知立市	知立市下水道地震対策緊急整備計画	管渠施設	管渠の耐震診断、更生、可とう管性継手の設置 管渠延長計6,637m マンホールポンプの浮上防止対策 6ヶ所	H21	H25
		その他	マンホールトイレの設置 小学校、中学校、高校など、計10ヶ所		
	知立市下水道総合地震対策計画	管渠施設	可とう管性継手の設置 117m	H26	H30
		その他	マンホールトイレの設置 小学校 3ヶ所、高校 2ヶ所、計5ヶ所		
高浜市	高浜市下水道地震対策緊急整備計画	その他	マンホールトイレの設置 小学校、中学校、計5ヶ所	H20	H22
日進市	日進市下水道地震対策緊急整備計画	管渠施設	—	H21	H28
		処理施設	北部浄化センター 沈砂池・管理棟の耐震補強		
		その他	マンホールトイレの設置 小中学校、計4ヶ所		
尾張旭市	尾張旭市下水道総合地震対策計画	その他	マンホールトイレの設置 小学校 7ヶ所、中学校 3ヶ所、計10ヶ所	H29	R3
豊明市	豊明市下水道総合地震対策計画	管路施設	豊明処理分区内の計900mの管路耐震化 人孔16基の液状化対策	H26	H30
		その他	マンホールトイレの設置 指定避難所8箇所 20基		
	豊明市下水道総合地震対策計画	管路施設	豊明処理分区内の計12mの管路耐震化	H31	R3
		その他	マンホールトイレの設置 指定避難所4箇所 30基		
清須市	清須市下水道総合地震対策計画	ポンプ施設	堀江ポンプ場および豊田川ポンプ場の耐震化	R2	R5
北名古屋	北名古屋市下水道総合地震対策計画	管路施設 ポンプ施設	耐震診断、耐震補強	H28	R2
みよし市	三好町下水道総合地震対策計画	管渠施設	管渠の更生、開削施設替え 管渠延長計246m	H21	H23
あま市	甚目寺町下水道総合地震対策計画	ポンプ施設	梶村ポンプ場 ポンプ場、ポンプ井、沈砂池の耐震補強	H21	H25
東郷町	東郷町下水道総合地震対策計画	管渠施設	管路の耐震化 L=270m マンホール浮上防止 80基	H26	H30
		その他	マンホールトイレの確保 小学校、中学校 5箇所 22基・可搬 ポンプ2台の備蓄		
蟹江町	蟹江町下水道総合地震対策計画	その他	マンホールトイレの設置 蟹江小学校 8基、蟹江中学校 9基、町体育館11基	H23	H26
	蟹江町下水道総合地震対策計画	その他	マンホールトイレの設置 学戸小学校 7基	H27	H30
	蟹江町下水道総合地震対策計画	その他	マンホールトイレの設置 町図書館 4基	R4	R4
武豊町	武豊町下水道総合地震対策計画	ポンプ施設	上ヶ第1ポンプ場 ポンプ棟・自家発電機棟の耐震化	H25	H25

(3) 下水道ストックマネジメント支援制度

愛知県流域下水道 ストックマネジメント計画

(令和5年4月1日現在)

事業主体	計画名	対象施設	実施箇所(内容)	開始年度	完了(予定)年度
愛知県	豊川流域下水道 ストックマネジメント計画	管路施設 処理場施設	御津幹線、東部幹線、西部幹線、豊橋幹線 土木・建築(水処理施設) 機械・電気(水処理設備、汚泥処理設備、受変電設備、監視制御設備、焼却設備)	R4	R8
愛知県	五条川左岸流域下水道 ストックマネジメント計画	管路施設 処理場施設	大山幹線、大口幹線、岩倉幹線 土木・建築(水処理施設、汚泥処理施設、管理棟) 機械・電気(水処理設備、汚泥処理設備、自家発電設備、監視制御設備、焼却設備)	R4	R8
愛知県	境川流域下水道 ストックマネジメント計画	管路施設 処理場施設	境川左岸幹線、境川右岸幹線、東浦幹線、知立幹線、逢妻川幹線、猿渡川幹線、吹戸川幹線 機械・電気(水処理設備、汚泥処理設備、受変電設備、監視制御設備)	R4	R8
愛知県	衣浦西部流域下水道 ストックマネジメント計画	管路施設 処理場施設	第1幹線、第2幹線、阿久比幹線 土木・建築(水処理施設、汚泥処理施設) 機械・電気(水処理設備、汚泥処理設備、受変電設備、焼却設備)	R4	R8
愛知県	矢作川流域下水道 ストックマネジメント計画	管路施設 ポンプ場施設 処理場施設	右岸幹線、幡豆幹線、左岸幹線、幸田幹線 幡豆幹線中継ポンプ場、幸田幹線中継ポンプ場、矢作川右岸幹線中継ポンプ場 土木・建築(水処理施設、汚泥処理施設) 機械・電気(水処理設備、汚泥処理設備、受変電設備、監視制御設備、焼却設備)	R4	R8
愛知県	衣浦東部流域下水道 ストックマネジメント計画	管路施設 ポンプ場施設 処理場施設	衣浦東部第1幹線 見合ポンプ場 土木・建築(汚泥処理施設) 機械・電気(水処理設備、汚泥処理設備、自家発電設備、受変電設備、監視制御設備、焼却設備)	R4	R8
愛知県	日光川上流流域下水道 ストックマネジメント計画	管路施設 処理場施設	東部幹線、西部幹線 土木・建築(水処理施設、汚泥処理施設) 機械・電気(水処理設備、汚泥処理設備、監視制御設備)	R4	R8
愛知県	五条川右岸流域下水道 ストックマネジメント計画	管路施設 処理場施設	第1幹線、第2幹線、第3幹線、第4幹線 土木・建築(水処理施設、汚泥処理施設) 機械・電気(水処理設備、汚泥処理設備、受変電設備、自家発電設備、監視制御設備)	R4	R8
愛知県	新川東部流域下水道 ストックマネジメント計画	処理場施設	機械・電気(水処理設備、汚泥処理設備)	R4	R8
愛知県	日光川下流流域下水道 ストックマネジメント計画	管路施設 ポンプ場施設	1号幹線、3号幹線、4号幹線、8号幹線 弥富ポンプ場、佐織ポンプ場	R4	R8
愛知県	新川西部流域下水道 ストックマネジメント計画	処理場施設	機械・電気(水処理設備)	R4	R8

事業主体	計画名	対象施設	実施箇所(内容)	開始年度	完了(予定)年度	
豊橋市	豊橋市下水道ストックマネジメント計画	管路施設	最重要施設及び重要施設の管きよの点検・調査、管路施設の改築	R3	R7	
		処理場・ポンプ場施設	点検・調査 処理場・ポンプ場：機械設備 改築 処理場・ポンプ場：機械設備、電気設備			
岡崎市	岡崎市下水道ストックマネジメント計画	管路施設 ポンプ場施設	管渠の改築 管渠延長計19.9km 管路調査30.6km マンホールポンプ所改築 ポンプ場施設：機械設備、電気設備、建築、建築電気設備	H30	R4	
	岡崎市下水道ストックマネジメント計画 (第2期)	管路施設 ポンプ場施設	管路施設：点検・調査、改築 ポンプ場施設：機械設備、電気設備、建築、建築電気設備	R5	R9	
一宮市	一宮市下水道ストックマネジメント計画	管路施設 処理場・ポンプ場施設	管渠の改築 3.62km ポンプ場の改築 沈砂池設備	R2	R6	
瀬戸市	瀬戸市下水道ストックマネジメント計画	処理場・ポンプ場施設	水野浄化センター改築・更新(監視制御装置、制御・電源設備)	H30	R3	
		管路施設	管路点検・調査			
	瀬戸市下水道ストックマネジメント計画	処理場・ポンプ場施設	水野浄化センター改築・更新(内部防食、屋根防水)	R4	R8	
		管路施設	管路点検・調査、管きよ改築			
半田市	半田市下水道ストックマネジメント計画	管路施設 ポンプ場施設	管路施設の点検調査、改築、雨水ポンプ場改築2施設、マンホールポンプ改築6施設	H31	R5	
春日井市	春日井市下水道ストックマネジメント計画	処理場・ポンプ場施設	南部ポンプ場(雨水ポンプ設備、自家発電設備、受変電設備) 高蔵寺浄化センター(汚水ポンプ設備、最初沈殿池設備、反応タンク設備、最終沈殿池設備、汚泥貯留・濃縮設備、監視制御設備、ケーブル・配管設備、屋根防水、空調設備) 第1中継ポンプ場(スクリーンかす設備、汚水ポンプ設備、電気計装設備) 第2中継ポンプ場(沈砂池、ポンプ、受変電設備) 勝西浄化センター(反応タンク設備、消毒設備、最終沈殿池、汚泥脱水設備、計測設備、受変電設備) 南部浄化センター(汚泥脱水設備、自家発電設備、受変電設備、屋根防水)	H30	R4	
		管路施設	高蔵寺処理区(管渠、マンホール蓋、マンホール躯体) 中央処理区(管渠、マンホール蓋、マンホール躯体) 南部処理区(マンホール蓋) 高蔵寺排水区(マンホール蓋) 中央排水区(マンホール蓋) 南部排水区(マンホール蓋)			
	春日井市下水道ストックマネジメント計画	処理場・ポンプ場施設	南部ポンプ場(雨水ポンプ設備、負荷設備、計測設備、自家発電設備、監視制御設備) 勝西ポンプ場(躯体(土木・建築)、雨水沈砂池、雨水ポンプ設備、負荷設備、計測設備、監視制御設備) 第1中継ポンプ場(汚水ポンプ設備、スクリーンかす設備、負荷設備、監視制御設備、計測設備) 勝西浄化センター(監視制御設備、受変電設備、スクリーンかす設備、負荷設備、監視制御設備) 南部浄化センター(受変電設備、監視制御設備、自家発電設備)	R5	R7	
		管路施設	高蔵寺処理区(管渠、マンホール躯体、マンホール蓋) 高蔵寺排水区(マンホール蓋) 中央処理区(管渠、マンホール躯体)	R5	R7	
	豊川市	豊川市下水道ストックマネジメント計画	管路施設	管渠の改築、更生 管渠延長計2.3km マンホール蓋の改築 392箇所 管路施設点検調査 55.0km	H29	R3
		豊川市下水道ストックマネジメント計画 (第2期)	管路施設	管渠の改築；0.9km マンホール蓋の更新；800箇所 マンホールポンプ本体及び水位計の更新 管路施設の点検調査	R4	R8
津島市	津島市下水道施設ストックマネジメント基本計画	管路施設、ポンプ場施設	管路施設：管きよ、マンホール蓋、マンホール本体、取付管、ます ポンプ場施設：土木構築物、機械設備、電気設備	H30	R4	
	津島市下水道施設ストックマネジメント基本計画(第2期)	管路施設、ポンプ場施設	管路施設(管きよ、マンホール蓋、マンホール本体)の点検・調査 ポンプ場施設(電気設備)の改築	R5	R9	
碧南市	碧南市下水道ストックマネジメント計画	ポンプ場施設	雨水ポンプ場改築：3施設 汚水ポンプ場改築：1施設	H31	R5	
刈谷市	刈谷市下水道ストックマネジメント計画	管路施設、ポンプ場施設	管渠改築・修繕 6.0km 管路点検・調査 139km マンホール蓋更新 252箇所 マンホールポンプ場改築 5箇所 雨水ポンプ場改築 2箇所	R2	R6	

事業主体	計画名	対象施設	実施箇所(内容)	開始年度	完了(予定)年度
豊田市	豊田市下水道ストックマネジメント計画	管路施設	管渠及びマンホールの点検・調査、管渠改築更新	H30	R4
		処理場・ポンプ場施設	中継ポンプ場：6施設 処理場：9施設 雨水ポンプ場：4施設 雨水調整池：1箇所 マンホール形式ポンプ場	H30	R4
	豊田市下水道ストックマネジメント計画 (第2期)	管路施設	管渠及びマンホールの点検・調査、管渠改築更新	R5	R9
		処理場・ポンプ場施設	中継ポンプ場：6施設 処理場：9施設 雨水ポンプ場：4施設 雨水調整池：1箇所 マンホール形式ポンプ場	R5	R9
安城市	安城市下水道施設ストックマネジメント計画	管路施設、ポンプ場施設	管路調査48.4km マンホール目視点検117基 汚水ポンプ場のポンプ設備更新	H31	R5
西尾市	西尾市下水道ストックマネジメント計画	管路施設、ポンプ場施設	主要な管渠点検調査 5.8km マンホールポンプ点検調査 98箇所 管渠改築 609m マンホール蓋改築 334基 ポンプ場点検調査 14資産 ポンプ場改築 46資産	R5	R9
蒲郡市	蒲郡市下水道ストックマネジメント計画	管路施設 処理場・ポンプ場施設	処理場施設：機械設備、電気設備 ポンプ場施設：機械設備、電気設備	R5	R6
犬山市	犬山市下水道ストックマネジメント計画	管路施設	管きよの点検・調査、改築 2.73km	H31	R5
常滑市	常滑市下水道ストックマネジメント計画	管路施設 処理場、ポンプ場施設	管きよの点検・調査 榎戸雨水ポンプ場の改築 常滑浄化センター改築(電気設備)	R3	R7
小牧市	小牧市下水道ストックマネジメント計画	管路施設	管渠及びマンホールの点検・調査	R5	R9
		ポンプ場施設	桃花台汚水中継ポンプ場(脱臭設備、沈砂池設備、汚水ポンプ設備、自家発電設備、受変電設備、屋根防水、空調・換気設備、建築電気設備、消火災害防止設備) 光ヶ丘ポンプ場、小松寺ポンプ場、一色ポンプ場、春日寺ポンプ場(汚水ポンプ設備)		
稲沢市	稲沢市下水道ストックマネジメント計画	管路施設 処理場、ポンプ場施設	管渠、マンホール、マンホール蓋、雨水調整池の点検・調査	R5	R9
新城市	ストックマネジメント計画に基づく管渠点検	管路施設	管渠の点検・調査19.2km	R2	R6
東海市	東海市公共下水道ストックマネジメント計画	管路施設 処理場、ポンプ場施設	管路調査620.7km マンホール蓋の改築5300箇所 東海市浄化センター 改築(中央監視制御施設、沈砂池機械設備、水処理施設、送風機設備、汚泥処理設備、自家発電設備、受変電設備) 元浜ポンプ場 改築(電気計装設備)	H30	R4
	東海市公共下水道ストックマネジメント計画 (第2期)	管路施設 処理場、ポンプ場施設	管路施設(管きよ、マンホール蓋、マンホール本体)の点検・調査 東海市浄化センター、元浜第1ポンプ場、名和前第1ポンプ場、浅山ポンプ場、伏見ポンプ場、天宝ポンプ場(土木建築・電気・機械設備)の改築	R5	R9
大府市	大府市公共下水道ストックマネジメント計画	管路施設 ポンプ場施設	雨水ポンプ場改築 : 1施設 マンホールポンプ改築 : 16施設	R2	R6
知多市	知多市下水道ストックマネジメント計画	管路施設、処理場 ポンプ場施設	管渠・マンホール点検(腐食環境及び重要路線は点検頻度高める) 処理場、ポンプ場点検(駆体、自動除塵機、沈砂掻きあげ機、汚水ポンプ、最初沈殿池汚泥掻き機、送風機、散気装置、汚泥脱水機、受変電設備、自家発電機等)	H31	R5
知立市	知立市下水道ストックマネジメント計画	管路施設 ポンプ場施設	管渠の改築、更生 管渠延長計2.98km マンホール蓋の改築128か所 雨水ポンプ場の改築 流入ゲート、放流ゲート、補助継電気盤、コントロールセンタ、自家発自動始動盤 等	H30	R4
	知立市下水道ストックマネジメント計画(第2期)	管路施設 ポンプ場施設	管渠の改築、更生 管渠延長計2.85km マンホール蓋の改築84か所 雨水ポンプ場の改築 流入ゲート、温水ポンプ、冷却水ポンプ、自家発電機設備等 マンホールポンプの改築 汚水ポンプ、制御盤、監視装置等	R5	R9
尾張旭市	尾張旭市下水道ストックマネジメント計画	処理場	東部浄化センターの改築(受変電設備、自家発電設備、水処理電気・計装設備、汚泥処理計装設備、非常照明設備、流入ゲート設備、汚水ポンプ設備、汚泥搬送・貯留設備)	H31	R5
豊明市	豊明市下水道ストックマネジメント計画	管路施設	管渠の点検調査、マンホール蓋の改築	H31	R5
日進市	日進市下水道ストックマネジメント計画	管路施設 処理場	管きよの改築 4.0km、取付管の改築 201箇所、マンホール蓋の改築 292箇所 南部浄化センター 改築(汚泥脱水設備、負荷設備、計測設備、監視制御設備) 北部浄化センター 改築(計測設備)	H31	R5
田原市	田原市下水道ストックマネジメント計画	管路施設 処理場・ポンプ場施設	管渠、マンホール、マンホールのふた、マンホールポンプの点検・調査 駆体、ポンプ設備(汚水ポンプ・雨水ポンプ)、水処理施設(反応タンク設備、放流ポンプ設備)、汚泥処理施設(調質設備、汚泥脱水設備)、沈砂池設備(スクリーンかす設備)	R3	R7

(令和5年4月1日現在)

事業主体	計画名	対象施設	実施箇所(内容)	開始年度	完了(予定)年度
愛西市	愛西市下水道ストックマネジメント計画	管路施設	管渠の点検・調査12.5km、マンホールの点検・調査278基	H31	R5
清須市	清須市下水道ストックマネジメント計画	ポンプ場施設	○豊田川ポンプ場(雨水) 躯体(電気室)受変電施設、雨水ポンプ設備、監視制御施設、自動除塵機、負荷設備、計装設備、監視制御設備 ○堀江ポンプ場(雨水) 主ポンプ、受変電施設、雨水ポンプ設備、自動除塵機、負荷設備、計装設備、監視制御設備	H30	R4
	清須市下水道ストックマネジメント計画	管路施設	管きよ、マンホール本体及びマンホール蓋の点検・調査	R5	R9
	清須市下水道ストックマネジメント計画	ポンプ場施設	○豊田川ポンプ場(雨水) 雨水ポンプ設備、負荷設備、計装設備、監視制御設備 ○堀江ポンプ場(雨水) 雨水ポンプ設備、負荷設備、計装設備、監視制御設備 ○土器野ポンプ場(雨水) 受変電設備、自家発電設備、制御電源及び計装用電源設備、仕上、防水、電気設備		
北名古屋	北名古屋下水道ストックマネジメント計画	管路施設、処理場、ポンプ場施設	管路施設、ポンプ場、マンホールポンプの調査、点検、改築、修繕	R4	R8
弥富市	弥富市下水道ストックマネジメント計画	管路施設	管きよの改築、更生 管きよ延長1.6km 管路施設(管きよ、マンホール蓋、マンホール本体)の点検調査	R5	R9
みよし市	みよし市公共下水道ストックマネジメント計画	管路施設、ポンプ場施設	管路施設、マンホールポンプの点検・調査、汚水中継ポンプ場3箇所の点検・調査および電気設備の改築	R3	R7
あま市	あま市下水道ストックマネジメント計画	管路施設 ポンプ場施設	梶村ポンプ場 電気設備関連(自家発電設備、柱上気中開閉器、空気圧縮機2台、燃料移送ポンプ2台、地下燃料タンク、燃料小出槽) 更新 機械設備(除塵機2〜3号、し渣ベルトコンベアー) 長寿命化	R2	R6
長久手市	長久手市下水道ストックマネジメント計画	管路施設、処理場	マンホールの点検・調査1,500基 水処理施設(再構築設計) 独立管廊(耐震診断・耐震補強設計) 用水設備(再構築設計・再構築工事) 汚泥処理施設(耐震補強設計・耐震補強工事、再構築設計・再構築工事)	R4	R8
東郷町	東郷町公共下水道ストックマネジメント計画	管路施設、ポンプ場施設	部田山汚水中継ポンプ場 汎用UPS、沈砂池設備動力制御盤、主ポンプ設備動力制御盤、流入ゲート現場盤、自動除塵機現場盤、揚水ポンプ現場盤、計装盤、自動通報装置、ポンプ井水位計(投込式) 御岳マンホールポンプ場 自動通報装置	H31	R5
豊山町	豊山町下水道ストックマネジメント計画	管路施設	管渠の点検・調査、マンホールの点検・調査	R5	R9
大口町	大口町下水道ストックマネジメント計画	管路施設	管渠の点検・調査、マンホールの点検・調査2,000基	H31	R5
大治町	大治町下水道ストックマネジメント計画	管路施設	人孔、管きよ及び人孔蓋(鉄蓋)の点検・調査	R4	R8
蟹江町	蟹江町下水道ストックマネジメント計画	管路施設	管路施設(管きよ、マンホール蓋、マンホール本体)の点検・調査	R5	R9
阿久比町	阿久比町下水道ストックマネジメント計画	管路施設	管渠の改築、更生 管渠延長0.6km 管路調査38.3km	H30	R4
	阿久比町下水道ストックマネジメント計画(第2期)	管路施設	管路施設(管きよ、マンホール蓋、マンホール本体)の点検・調査	R5	R9
東浦町	東浦町下水道ストックマネジメント計画	管路施設 ポンプ場施設	管路施設の点検・調査、改築 藤江ポンプ場、緒川ポンプ施設の点検・調査、改築	R2	R6
幸田町	幸田町下水道ストックマネジメント計画	管路施設	汚水幹線点検・調査 4.8km	H30	R4
	幸田町下水道ストックマネジメント計画(第2期)	管路施設	管きよ及びマンホールの点検・調査	R5	R9
東栄町	東栄町下水道ストックマネジメント計画	処理場	東栄浄化センターの電気・機械設備の更新	R3	R7

(4) 合流式下水道緊急改善事業

(令和5年4月1日現在)

事業主体	計画名	対象施設	実施箇所(内容)	第1期	第2期	第3期	第4期	完了(予定)年度
豊橋市	豊橋市合流式下水道緊急改善事業	中島処理区 野田処理区	スクリーン N=24箇所 貯留施設 N=4箇所 遮集管 N=1箇所 堰かさ上げ N=6箇所 ポンプ施設(ドライ化) N=2箇所 分流化管きよ N=1箇所 ポンプ施設(3Q送水) N=1箇所	H18~H20	H21~H25	H26~H30	R1~R5	R5
岡崎市	岡崎市合流式下水道緊急改善事業	矢作川処理区	遮集管築造 N=1式 遮集管改築 N=1式 夾雑物削除施設 N=57箇所	H17~H21	H22~H25			H25
一宮市	一宮市合流式下水道緊急改善事業	東部浄化センター 西部浄化センター	簡易処理施設 N=1式 送水管更新 N=1式、遮集管増強 N=1式 スクリーン N=6箇所	H18~H21	H22~H25			H25
津島市	津島市合流式下水道緊急改善事業	津島市下水 終末処理場	簡易処理施設(滞水池) N=1式	H17~H21	H22~H25			H25
刈谷市	刈谷市合流式下水道緊急改善事業	中部処理分区	スクリーン設置 N=7箇所 夾雑物削除施設 N=8箇所	H17~H21	H22~H25			H24

(5) 下水道浸水被害軽減総合事業

(令和5年4月1日現在)

事業主体	計画名	対象地区	実施施策(内容)	開始年度	完了(予定)年度
岡崎市	岡崎市占部川排水区下水道浸水被害軽減総合計画	占部川排水区	【ハード対策】 六名雨水ポンプ場の建設 六名雨水ポンプ場流入渠の整備0.1km 六名雨水ポンプ場放流渠の整備0.8km 南明大寺幹線の整備0.6km 【ソフト対策】 管渠内水位計の設置 止水板設置への支援	H29	R8
岡崎市	岡崎市早川伊賀川排水区下水道浸水被害軽減総合計画	早川・伊賀川排水区	【ハード対策】 八帖雨水ポンプ場の増設 八帖北幹線の整備1.5km 愛宕幹線の整備0.4km 日名北幹線の整備0.3km 中橋接続管渠の整備0.2km	H29	R8

(6) 100mm/h安心プラン

(令和5年4月1日現在)

事業主体	計画名	取組内容	開始年度	完了(予定)年度
東海市	東海市大田川流域における浸水対策推進プラン (大田川流域浸水対策協議会)	・法定計画に基づく河川・下水道の整備による浸水対策 ・分散型貯留浸透施設棟による流域対策 ・危険情報周知の対策 ・地域における水防活動強化の取組 ・まちづくりや住民(団体)、民間企業等における水害対策への取組	H28	R7

(7) 下水道広域化推進総合事業

(令和5年4月1日現在)

事業主体	計画名	対象施設	実施箇所(内容)	開始年度	完了(予定)年度
豊橋市	豊橋市バイオマス資源利活用 施設整備・運営事業	共同汚泥処理処分施設	中島処理場 (汚泥脱水設備・汚泥資源化設備)	H27	H29
豊橋市	野田処理場再整備事業	処理場	中島処理場 (合流中継ポンプ棟整備)	R4	R4
豊橋市	野田地区施設再構築事業	処理場・管路施設	野田処理場 (処理場撤去、管路施設整備)	R5	R6
一宮市	一宮市における下水道普及の推進(重点計画)	管路施設	西部処理区(合流) (日光川上流域下水道への接続管整備)	R4	R7
春日井市	総合的な公共下水道の推進(重点計画)	管路施設	高蔵寺浄化センターを南部浄化センターへ統合	R5	R8
稲沢市	稲沢市における汚水処理普及促進の実現(重点計画)	し尿処理場	平和浄化センター (し尿処理場の流域下水道処理場への接続管渠)	R4	R7
豊明市	豊明市の下水道の統廃合(重点計画)	公共下水道管までの接続管渠、マンホールポンプ等	農村集落排水等接続污水管整備	H31	R5
日進市	広域的な汚泥処理集約に向けた日進市公共下水道事業(水の安全・安心)	し尿受入施設	南部処理場 (受入施設建設・汚泥脱水設備・重力濃縮設備・し尿処理施設の解体撤去)	H31	R5
田原市	田原市における公共下水道事業計画の推進	し尿受入施設	赤羽根浄化センター (土木・建築・水処理施設・電気設備) 衛生センター (し尿処理施設の解体撤去)	H31	R4
幸田町	幸田町における広域的水環境向上	管路施設	農業集落排水施設 (5地区)	H31	R5

(8) 下水道整備推進重点化事業

(令和5年4月1日現在)

事業主体	計画名	重点整備処理区(分区) 対象施設	実行メニュー/実行内容	開始年度	完了(予定) 年度
豊橋市	豊橋市アクションプラン (施設統合)	野田処理場 中島処理場	中島処理場と野田処理場の合流水処理施設の統合 野田処理場の合流水を中島処理場へ送水	H29	R3
一宮市	一宮市アクションプラン	日光川上流処理区 北方第1処理分区 北方第2処理分区 大和中第1処理分区 萩原処理分区 尾西北部第2処理分区 尾西北部第3処理分区 尾西中央処理分区 黒田里小牧処理分区 外割田処理分区 玉ノ井処理分区 五条川右岸処理区 西成南第1処理分区 西成南第2処理分区 千秋西第2処理分区 千秋東第3処理分区 千秋東第5処理分区	汚水処理人口の多い区域の整備優先 コスト削減技術の導入 暫定的な単独公共区域(東部処理区)への接続 浄化槽設置補助制度	H28	R7
瀬戸市	瀬戸市アクションプラン	西部処理区	低コスト手法による整備の実施	H28	R7
春日井市	春日井市アクションプラン	高蔵寺処理区 中央処理区 南部処理区	低コスト手法による整備の実施 下水道の整備が遅い区域を暫定的に浄化槽補助により整備	H29	R8
津島市	津島市アクションプラン	日光川下流処理区 鹿伏重処理分区 我原西処理分区 神守処理分区 蛭間処理分区 喜楽処理分区 河原処理分区 唐臼南処理分区 唐臼北処理分区 新開北処理分区 南本町処理分区 中地処理分区 宮川処理分区 江東処理分区	低コスト手法による整備の実施 事業費の増加による整備期間の短縮の実施	H28	R7
碧南市	碧南市アクションプラン	衣浦東部処理区 松本伏見屋処理分区 千福第1処理分区 千福第2処理分区 鷺塚第1処理分区 鷺塚第2処理分区 鷺塚第3処理分区 鷺塚第4処理分区 西山第1処理分区 西山第2処理分区	低コスト手法による整備の実施 事業費の増加による事業期間の短縮の実施 下水道の整備が遅い区域を暫定的に浄化槽補助により整備	H29	R7
豊田市	豊田市アクションプラン	矢作川処理区 西中山処理分区 元宮処理分区 秋葉処理分区 河合処理分区 渡川処理分区 鷺鴨処理分区 幸処理分区 畝部処理分区 榊塚処理分区 上丘処理分区 堤処理分区 本田処理分区 大島処理分区 中田処理分区 中田第二処理分区 駒新処理分区 鞍ヶ池処理区 足助処理区	低コスト手法による管路整備の実施 事業費の増加による事業期間の短縮の実施 設計施工一括発注方式の実施	H28	R7
安城市	安城市アクションプラン	矢作川処理区 東尾処理分区 桜井処理分区 姫小川処理分区 小川処理分区 里第8処理分区 東端第9処理分区 境川処理区 衣浦東部処理区	低コスト手法による整備の実施 事業費の増加による事業期間の短縮の実施 合併浄化槽普及促進、転換補助	H29	R8
蒲郡市	蒲郡市アクションプラン	蒲郡処理区	低コスト手法による整備の実施 事業費の増加による事業期間の短縮の実施 官民連携事業を活用した発注方式の見直し	H29	R7
犬山市	犬山市アクションプラン	五条川左岸処理区 大山第1処理分区 橋爪処理分区 上野第一処理分区 坂下・上坂処理分区 木津処理分区 五条川右岸処理区	低コスト手法による整備の実施 事業費の増加による事業期間の短縮の実施 下水道の整備が遅い区域を暫定的に浄化槽補助により整備	H29	R8
江南市	江南市アクションプラン	五条川右岸処理区 北部1処理分区 東部1処理分区 東部2処理分区 東部3処理分区 東部4処理分区 東部5処理分区 東部6処理分区 中部処理分区 南部2処理分区 南部3処理分区	低コスト手法による整備の実施 事業費の増加による事業期間の短縮の実施 最適化による下水道の整備区域の見直し	H29	R8
稲沢市	稲沢市アクションプラン	日光川上流処理区 北部処理分区 朝府処理分区 稲沢中央処理分区 中央処理分区 稲沢東部第1処理分区 稲沢東部第2処理分区 稲沢東部第3処理分区 稲沢東部第4処理分区 新川西部処理区	処理区・処理分区の見直し 事業費・整備期間の短縮	H29	R8

事業主体	計画名	重点整備処理区(分区) 対象施設	実行メニュー / 実行内容	開始年度	完了(予定) 年度
知立市	知立市アクションプラン	境川処理区 西丘処理分区 西町処理分区 昭和処理分区 谷田処理分区 西中処理分区 重原処理分区 弘法処理分区	低コスト手法による整備の実施	H29	R8
尾張旭市	尾張旭市アクションプラン	東部処理区 西部処理区	低コスト手法による整備の実施	H28	R7
日進市	日進市アクションプラン	北部処理区 南部処理区 梅森処理区	未整備地域の整備 低コスト手法による整備の実施	H28	R7
愛西市	愛西市アクションプラン	日光川下流処理区 佐屋第4処理分区 佐屋第6処理分区 佐屋第8処理分区 佐屋第10処理分区 佐屋第11処理分区 佐屋第16処理分区 諏訪東処理分区 諏訪東処理分区 根高処理分区 見越処理分区 町方新田東処理分区 十二城処理分区	低コスト手法による整備の実施 事業費の増加による整備区域拡大の実施 処理分区見直しによる効率的な整備の実施 下水道の整備が遅い区域を暫定的に浄化槽補助により整備	H28	R7
清須市	清須市アクションプラン	新川西部処理区 新川第2処理分区 新川第3処理分区 清洲第4処理分区 春日第1処理分区 春日第2処理分区 春日第3処理分区 春日第4処理分区 西枇杷島第1処理分区 西枇杷島第2処理分区 西枇杷島第3処理分区 西枇杷島第4処理分区 西枇杷島第5処理分区 新川第6処理分区 新川第9処理分区 新川第10処理分区 清洲第11処理分区 清洲第12処理分区 清洲第13処理分区 清洲第3処理分区 新川第11処理分区 新川第4処理分区	低コスト手法による整備の実施	H28	R7
北名古屋	北名古屋アクションプラン	新川東部処理区 鹿田南部処理分区 鹿田中部処理分区 鹿田北部処理分区 二子西処理分区 久地野西部処理分区 久地野東部処理分区 高田寺東部処理分区 高田寺西部処理分区 片場南部処理分区 片場北部処理分区 弥勒寺処理分区 西之保処理分区 九之坪中部処理分区 石橋処理分区 宇福寺処理分区 徳重処理分区 中之郷第3処理分区	コスト削減による整備の実施 整備ベースアップによる整備期間の短縮の実施	H28	R7
弥富市	弥富市アクションプラン	日光川下流処理区 平島東処理分区 平島西処理分区 前ヶ須処理分区 下之割南処理分区 下之割北処理分区 西中地処理分区 ボプラ台処理分区 佐古木西処理分区 佐古木東処理分区 海老江北処理分区	低コスト手法による整備の実施 処理分区境界・接続位置の見直し 事業費の増加による事業期間の短縮の実施 下水道の整備が遅い区域を暫定的に浄化槽補助により整備	H28	R7
あま市	あま市アクションプラン	日光川下流処理区 七宝第5処理分区 七宝第9処理分区 美和第3処理分区 美和第5処理分区 甚目寺第1処理分区 甚目寺第5処理分区 甚目寺第10処理分区	低コスト手法による整備の実施 推進工法の削減 整備面積の増加による整備期間の短縮 下水道の整備が遅い区域を暫定的に浄化槽補助により整備	H28	R7
豊山町	豊山町アクションプラン	新川東部処理区 豊場南処理分区 豊場中央東処理分区 豊場北処理分区 青山東処理分区	低コスト手法による整備の実施 事業費の増加による事業期間の短縮の実施 下水道の整備が遅い区域を暫定的に浄化槽補助により整備	H29	R8
扶桑町	扶桑町アクションプラン	五条川右岸処理区 扶桑第5処理分区 扶桑第9-1処理分区 扶桑第9-2処理分区	低コスト手法による整備の実施	H29	R8
大治町	大治町アクションプラン	日光川下流処理区 第2処理分区 第3処理分区 第4処理分区 第6処理分区	低コスト手法による整備の実施 事業費の増加による事業期間の短縮の実施	H28	R7
蟹江町	蟹江町アクションプラン	日光川下流処理区 西之森処理分区 須成西処理分区 駅前処理分区 今東処理分区 本町海門処理分区 学戸新田処理分区 富吉北処理分区 富吉南処理分区 西大海用処理分区	低コスト手法による整備の実施 事業費の増加による事業期間の短縮の実施 下水道の整備が遅い区域を暫定的に浄化槽補助により整備	H28	R7

(9) 下水道床上浸水対策事業、大規模雨水処理施設整備事業

(令和5年4月1日現在)

事業主体	計画名	対象地区	実施施策(内容)	開始年度	完了(予定)年度
岡崎市	岡崎市六名地区下水道床上浸水対策計画	占部川排水区	【ハード対策】 六名雨水ポンプ場の建設 六名雨水ポンプ場放流渠の整備0.8km 南明大寺幹線の整備0.6km 【ソフト対策】 管渠内水位計の設置 止水板設置への支援	R1	R5
岡崎市	岡崎市八帖地区ほか大規模雨水処理施設整備事業計画	早川・伊賀川排水区	【ハード対策】 八帖雨水ポンプ場の増設 八帖北幹線の整備1.5km 愛宕幹線の整備0.4km 日名北幹線の整備0.3km 中橋接続管渠の整備0.2km 合流管渠の改築21km 人孔蓋の取替2,400箇所 【ソフト対策】 管渠内水位計の設置 止水板設置への支援	R2	R11
一宮市	一宮市東部処理区及び西部処理区大規模雨水処理施設整備事業計画	東部処理区 西部処理区	合流管渠の耐震化 L=1.8km	R4	R7
春日井市	生棚川排水区大規模雨水処理施設整備事業計画	生棚川排水区 松河戸排水区 熊野排水区 駅南排水区 勝西排水区	雨水管渠および雨水貯留施設の整備 雨水施設の改築	R3	R11
豊田市	豊田市中部排水区及び梅坪排水区大規模雨水処理施設整備事業計画	中部排水区 梅坪排水区	【中部ポンプ場】 雨水ポンプ場 改築更新 【管渠】 雨水管路耐震補強 L=7.2km	R2	R10
東海市	元浜ポンプ場大規模雨水処理施設事業計画	東海市元浜ポンプ場 (東海市元浜町地内)	元浜ポンプ場 エンジンポンプ3台 改築更新	R2	R5
田原市	田原市東大浜排水区大規模雨水処理施設整備事業計画	東大浜排水区	【東大浜ポンプ場】 【機械・電気工事】 自家発電設備、受変電設備、運転操作施設、沈砂池施設、雨水ポンプ施設更新 【土木・建築工事】 沈砂池施設、雨水ポンプ施設 耐震化	R2	R3
清須市	堀江・豊田川地区 大規模雨水処理施設整備事業計画	堀江排水区 豊田川排水区	【堀江ポンプ場】 沈砂池・主ポンプ設備工事、耐震補強工事、電気設備工事 【豊田川ポンプ場】 沈砂池・主ポンプ設備工事、耐震補強工事、電気設備工事	R4	R8
大府市	江端地区 大規模雨水処理施設整備事業	江端地区	【江端ポンプ場】 機械設備工事、建設工事、土木工事、電気設備工事	R5	R11

10. 下水道のPR

一般の人々にとって下水道は汚いものというイメージがあり、また、下水道管が地中に埋設され住民に見えにくいため、下水道に対する認識も低く誤解も多くあります。そこで、一般の人々の下水道に対する理解と協力を得るため、本県では種々のPR活動を行っています。

主なPR活動内容は、次のとおりです。

(1) 下水道の日

毎年9月10日の下水道の日に懸垂幕等の掲示を行っています。

(2) 下水道出前講座

愛知県建設局・都市整備局・建築局では平成19年度より、小学生を対象に、道路や下水道など生活に必要な社会資本の役割を理解してもらうため、社会科の特別授業や総合学習の一部として活用できるように出前講座を実施しています。

下水道出前講座では、私たちの生活排水が川や海に与える影響、下水処理場で水がキレイになる仕組み、水質実験などをおして、下水道の大切さを知ってもらうことを目的として実施しています。

平成19年度	5校	275人
平成20年度	11校	899人
平成21年度	21校	1,725人
平成22年度	35校	2,925人
平成23年度	37校	2,824人
平成24年度	26校	2,263人
平成25年度	14校	1,136人
平成26年度	14校	1,159人
平成27年度	11校	788人
平成28年度	11校	1,006人
平成29年度	10校	651人
平成30年度	8校	522人
令和元年度	8校	410人
令和2年度	5校	302人
令和3年度	12校	597人
令和4年度	16校	1,409人
計	244校	18,891人

<講座内容>

1	ビデオ鑑賞	ビデオによる下水道の概要と仕組みの説明
2	下水道の概要説明	パワーポイントと配布資料を使った下水道の概要説明
3	活性汚泥の観察	顕微鏡を使った、下水をキレイにする活性汚泥（微生物）の観察
4	実験（水質分析）	パックテストを使った水の汚れの分析
5	クイズ	簡単な選択式クイズによる出前講座のおさらい
6	質問時間	小学生との質疑応答

(3) 県政お届け講座

愛知県では平成20年度より、県職員が、地域・コミュニティで行われる集会や会合などの場で、県民の皆様さまにさまざまな県政情報をわかりやすく説明する県政お届け講座を実施しています。

愛知県建設局下水道課では、「循環型社会を支える下水道」というテーマで、下水道の役割、下水汚泥の有効利用、下水道と地球温暖化対策などについて説明をしています。

平成20年度	2団体	
平成25年度	1団体	48人
平成30年度	1団体	50人

(4) メタウォーター下水道科学館あいち（愛知県下水道科学館）

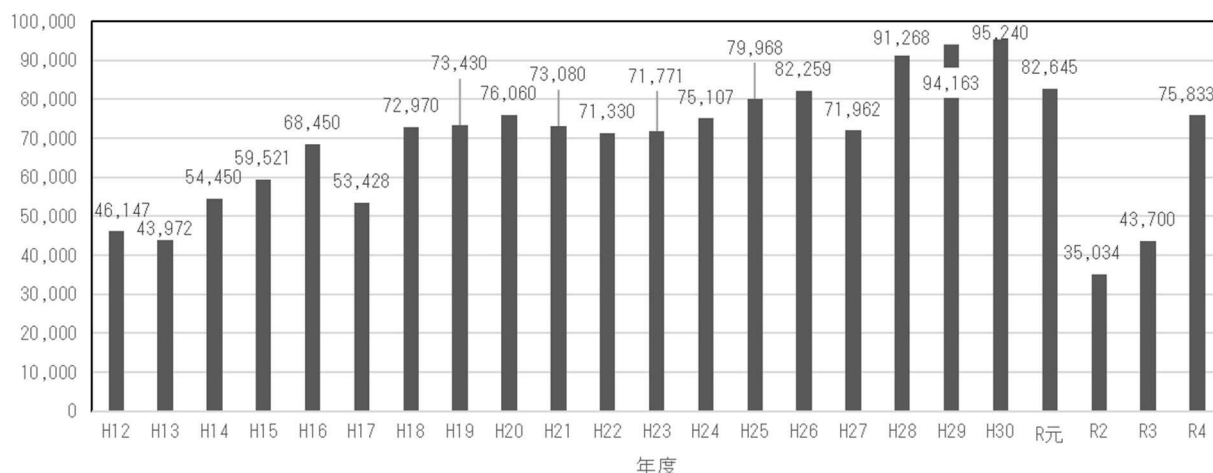
下水道事業の普及啓発を目的に平成12年4月15日に開館しました。「人と自然との共生～水循環の保全・再生・創造の下水道」を基本理念として、下水道の役割や機能を説明するだけでなく、下水道が生態系や自然の循環システムを良好に保つために役立っていることや、良好な水環境を保全することの大切さなどについても学習できるようになっています。

令和2年3月以降は通年にわたり、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、来館者数が減少しましたが、令和4年度は令和3年度に比べ来館者数が大幅に増加しました。

なお、平成29年度よりネーミングライツを導入しており、愛称を「メタウォーター下水道科学館あいち」としています。

ア 入場者数の推移

入場者(人)



イ 施設の概要

構造	鉄筋コンクリート造地上2階地下1階 延べ床面積2,900㎡
展示面積	1階 1,016㎡ 2階 540㎡
主な施設	3Dシアター、下水道クイズコーナー
所在地	愛知県稲沢市平和町須ヶ谷長田295-3
電話	0567-47-1551
利用時間	9:30~17:00
休館日	月曜日（月曜日が祝日の時は開館し、翌日休館） 年末年始（12月29日~1月3日）
入館料	無料
駐車場	無料（バス5台、乗用車75台、車椅子用6台）

ウ 指定管理者概要

指定管理者	A&A下水道科学館 （公益財団法人愛知水と緑の公社とアクティオ株式会社の共同体）
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

エ ネーミングライツ導入概要

パートナー	メタウォーター株式会社
愛称	メタウォーター下水道科学館あいち
期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 循環のみち下水道賞

循環のみち下水道賞（旧いきいき下水道賞）とは、国土交通省が人々に「見える下水道」として特に優れた事例を表彰し、広く紹介することにより、下水道事業者の創意工夫努力の参考に供するとともに、下水道についての国民の理解と関心を深めることを目的として、平成4年度より実施しています。平成20年度より、21世紀社会の下水道の基本コンセプトである「循環のみち」の実現に向け、循環のみち下水道賞として名称が改められ、部門についても、令和元年度より、イノベーション部門、防災・減災部門、アセットマネジメント部門、広報・教育部門の4つに再構成された。毎年各部門から2～3団体が受賞されています。愛知県の受賞実績は、以下のとおりです。

① いきいき下水道賞（平成19年度まで）

回・年度	部門	受賞団体	件名
第1回 平成4年度	下水道普及啓発活動	名古屋市	下水道科学館
第2回 平成5年度	下水道資源利用	東海市	共生の郷・ロマンとランの浄化センター
第3回 平成6年度	地域環境創設	岡崎市	下水道散策路「はやかわ」の創設
	下水道普及啓発	名古屋市	親と子の洋上下水道教室
第5回 平成8年度	下水道資源有効利用	愛知県	三州瓦でイメージアップ 快適下水道！
第7回 平成10年度	下水道普及啓発活動	豊田市	豊田市下水道PR「CI作戦」
第8回 平成11年度	下水道有効利用	名古屋市	ランの館における 下水道資源の利用
第11回 平成14年度	下水道普及啓発活動	豊橋市	テキスト「ピカピカの水」で 下水道をPR！小学校訪問授業
第14回 平成17年度	下水道普及啓発活動	愛知県、愛知県下水道科学館ビオトープの会「Bioピース」	蘇れ「エッピーランド」 ～下水処理水を利用した住民参加によるビオトープ育成～
第15回 平成18年度	下水道普及啓発活動	名古屋市	「堀川1000人調査隊2005」との協働による堀川浄化の取り組み

③ 循環のみち下水道賞（平成20年度から） （令和5年9月末現在）

回・年度	部門	受賞団体	件名
第7回 平成26年度	イノベーション	国立大学法人豊橋技術科学大学・愛知県東三河建設事務所	豊川バイオマスパーク構想
	広報	公益財団法人愛知水と緑の公社	台所から学ぶ下水道
第10回 平成29年度	イノベーション	豊橋市	国内最大規模の 複合バイオマス利活用施設
	広報・教育	名古屋市	次世代を担う子どもたちに向けた 上下水道訪問授業
第12回 令和元年度	グランプリ	名古屋市	まちづくりの一翼を担い新たな価値を 創出する露橋水処理センター
第14回 令和3年度	広報・教育部門	春日井市	使用料改定に向けた情報発信力の強化 はじめまして！うすい&おすいです

(6) G K P 広報大賞

G K P 広報大賞は、「下水道広報プラットフォーム (G K P)」が下水道界で展開されている広報活動のうち、他業界への効果的な訴求など下水道インフラの価値を高める上で優れていると思われる広報活動事例を広く発掘、表彰し、下水道界に広く普及させることを目的として、平成 2 5 年度より創設されています。

平成 3 0 年度より実施母体によって行政部門、民間部門、学校・NPO・任意団体等部門の 3 部門に分けられています。愛知県の受賞実績は、以下のとおりです。

(令和 5 年 9 月末現在)

回・年度	受賞	部門	応募団体	事例名
第 4 回 平成 2 8 年度	会員投票特別賞	行政広報	名古屋市	水の歴史資料館
第 5 回 平成 2 9 年度	部門賞	行政広報	下水道に携わる愛知県・名古屋市の女性職員による広報活動チーム	G J リンク中部ブロック下水道 P R ポスターを用いた広報活動
第 6 回 平成 3 0 年度	審査委員特別賞	行政	公益財団法人愛知水と緑の公社	受験生応援企画：マンホール DE ゲン担ぎ！
第 7 回 令和元年度	準グランプリ	学校・NPO・任意団体等	稲沢鉄道クラブ	「メタウォーター下水道科学館あいち」における下水汚泥消化ガスで走るミニ鉄道
	部門賞	行政	半田市	P R 動画「下水寺子屋」
第 1 0 回 令和 4 年度	最多エントリー賞	関連団体等部門	公益財団法人愛知水と緑の公社	第 1 回から第 1 0 回までの通算エントリー回数(6 回)

1 1. 人材育成

近年、下水道関係職員の減少に加え、ベテラン職員の退職もあり、自治体職員の技術的知識の継承が重要な課題となっています。この課題を受け、愛知県では、組織の枠を超えた下水道関係職員の交流や研修の場を活用し、次世代を担う人材を育成することを目指して取組を行っています。

主な活動内容は、次のとおりです。

(1) 下水道研修

下水道行政に関する基礎知識を広げ、日々の業務における調整・判断能力の向上を図ることを目的に県内自治体職員を対象とした研修を実施しています。

(令和4年度末現在)

年度	回数	日時	対象	内容	場所	参加人数(自治体数)
29	第1回	6月13日	経験の浅い若手職員	下水道行政	愛知県庁	85人(42市町村)
29	第2回	11月15日	担当職員	下水道行政	愛知県庁	51人(30市町村)
30	第1回	5月18日	担当職員	下水道行政	愛知県庁	78人(33市町村)
30	第2回	6月12日	経験の浅い若手職員	下水道行政	愛知県庁	64人(37市町村)
R1	第1回	6月6日	担当職員	下水道行政	愛知県庁	86人(33市町村)
R1	第2回	6月28日	経験の浅い若手職員	下水道行政	愛知県庁	70人(41市町村)
R2	第1回	6月30日	担当職員	下水道行政	愛知県庁	66人(29市町村)
R2	第2回	9月11日	経験の浅い若手職員	下水道行政	愛知県庁	59人(38市町村)
R3	第1回	7月15日	担当職員	下水道行政	愛知県庁	43人(19市町村)
R3	第2回	9月29日	経験の浅い若手職員	下水道行政	愛知県庁	66人(31市町村)
R4	第1回	6月1日	担当職員	下水道行政	愛知県庁	59人(28市町)
R4	第2回	10月28日	経験の浅い若手職員	下水道行政	愛知県庁	51人(31市町村)

(2) あいち心の浄化センター(愛知県版下水道場)

「下水道場」とは、若手職員の組織の枠を超えた自己研鑽・切磋琢磨を目的として、国土交通省が平成24年9月に設立しました。愛知県においても、県内下水道関係の若手職員が集まり、自己研鑽・切磋琢磨し、組織の枠を超えたネットワークづくりを目的とした「あいち心の浄化センター(愛知県版下水道場)」を平成27年10月に設立しています。コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度はアンケートのみ実施、令和3年度はWeb会議方式による開催としました。

(令和4年度末現在)

年度	回数	日時	場所	参加人数(自治体数)
27	第1回	10月19日	愛知県庁	60人(25自治体)
	第2回	2月10日	名古屋市上下水道局柴田水処理センター	46人(19自治体)
28	第1回	7月26日	ポートメッセなごや	43人(18自治体)
	第2回	11月25日	蒲郡市下水道浄化センター	30人(8自治体)
29	第1回	5月26日	一宮市役所、一宮市東部浄化センター	71人(24自治体)
	第2回	11月2日	名古屋市空見スラッジリサイクルセンター	49人(20自治体)
	第3回	2月20日	名古屋市名城水処理センター	53名(24自治体)
30	第1回	5月18日	愛知県庁	35人(18自治体)
	第2回	11月22日	愛知県西三河建設事務所	44人(22自治体)

年度	回数	日時	場所	参加人数（自治体数）
27	第1回	10月19日	愛知県庁	60人（25自治体）
	第2回	2月10日	名古屋市上下水道局柴田水処理センター	46人（19自治体）
R1	第1回	7月19日	愛知県庁	33人（18自治体）
	第2回	12月13日	日光川上流浄化センター、 メタウォーター下水道科学館あいち	39人（18自治体）
R3	第1回	2月28日	Web 会議方式	14人（7自治体）
R4	第1回	2月10日	愛知県西三河総合庁舎 矢作川浄化センター	25人（16自治体）

（3）みずからまもる雨水塾（浸水対策勉強会）

愛知県では、県内市町村担当職員を対象に、浸水対策に係る人材育成及び情報共有を目的として「みずからまもる雨水塾」を設立し、情報交換や議論を交わしています。

（令和4年度末現在）

年度	日時	場所	参加人数（自治体数）
27	11月10日	愛知県庁	47人（25自治体）
28	7月28日	ポートメッセなごや	59人（36自治体）
29	8月29日	愛知県庁	46人（24自治体）
30	10月29日	春日井市 南部浄化センター・南部ポンプ場	38人（28自治体）
R1	10月30日	愛知県自治研修所	43人（22自治体）
R2	12月18日	書面開催	—（49自治体）
R3	2月22日	Web 開催	57人（31自治体）
R4	8月9日	Web 開催	91人（43自治体）

（4）GJリンク中部ブロック

GJリンク「下水道分野で働く女性の会（愛称：GJリンク）」とは、下水道業界で活躍する女性同士の繋がりを支援する場として、下水道協会・GKPが平成25年度に設立しました。中部4県（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）においても、より多くの女性職員の方が参加でき、また近隣の仲間を見つけ連携を深めるきっかけとなるよう「GJリンク中部ブロック」を平成27年度7月に設立しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度以降ワークショップは開催しておらず、令和2年度にアンケートのみ実施しました。

主な活動は、以下のとおりです。

① ワークショップ

（令和4年度末現在）

回数	日時	場所	参加人数 （自治体数）
第1回	平成27年7月14日	名古屋市 名城水処理センター	39人 （16自治体）
第2回	平成28年4月25日	名古屋市 空見スラッジリサイクルセンター	46人 （15自治体）
第3回	平成29年1月20日	愛知県庁	32人 （16自治体）
第4回	平成29年8月25日	名古屋市 名城水処理センター	39人 （22自治体）

回数	日時	場所	参加人数 (自治体数)
第5回	平成30年10月19日	静岡市 中島浄化センター	39人 (16自治体)
第6回	令和2年1月31日	愛知県 日光川上流浄化センター、メタウォーター下水道科学館あいち	33人 (16自治体)

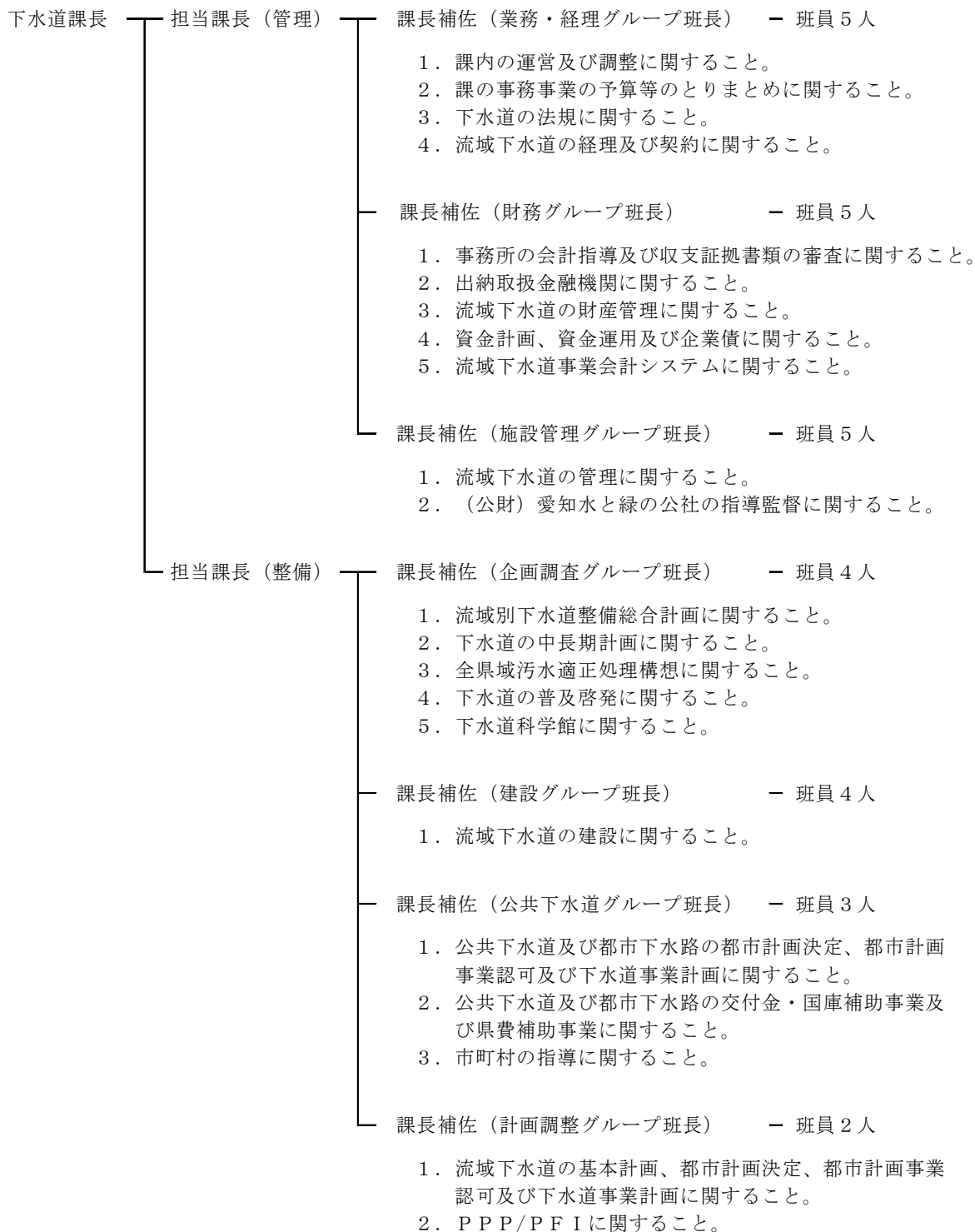
② GJ リンク刊行物「GJ Journal」

G J リンクWEB ページ <http://www.gk-p.jp/activity/gjlink/>

1 2. 下水道事業の執行体制

(1) 下水道課

R5.4 現在 職員総数 38 名



(2) 愛知県下水道推進協議会

下水道整備を推進し、下水道の普及発展を図るため、平成4年1月16日に愛知県下水道推進協議会が設立されました。組織は、次のとおりです。

会 長	矢作川境川流域下水道推進協議会会長	岡崎市長
副会長	愛知県下水道協会会長	一宮市長
監 事	豊川流域下水道推進協議会会長	豊川市長
”	五条川右岸流域下水道推進協議会会長	岩倉市長
会 員	矢作川境川流域下水道推進協議会	
”	豊川流域下水道推進協議会	
”	日光川上流流域下水道推進協議会	
”	五条川左岸処理区協議会	
”	五条川右岸流域下水道推進協議会	
”	矢作川処理部会	
”	境川処理部会	
”	衣浦西部下水道推進協議会	
”	衣浦東部処理区部会	
”	新川流域下水道推進協議会	
”	日光川下流流域下水道推進協議会	
”	愛知県下水道協会	

(3) 公益財団法人愛知水と緑の公社

公益財団法人愛知水と緑の公社は、昭和55年7月に財団法人愛知県下水道公社として設立され、流域下水道施設の維持管理を担ってきました。平成18年度からは指定管理者として流域下水道施設の処理場・ポンプ場等の維持管理を行っています。

ア 概要

設立年月日	昭和55年7月25日
本社	〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号 電話 052-971-3031 F A X 052-971-3053
設立目的	愛知県内における上下水道施設及び排水施設等社会インフラの適正かつ効率的な運営管理等を行うとともに、そこで得た知識及び技術を社会に積極的に移転、拡大して、県内の環境保全と公衆衛生の向上及び災害の防止を図り、もって地域の健全な発展に寄与する。
法人格	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づく公益財団法人
基本財産	220,684,000円
内 訳	愛 知 県 23,187,000円 11 流域関連市町 24,937,000円 そ の 他 172,560,000円

イ 事業

- 1 流域下水道施設に関する技術等を活用した事業
- 2 水道施設に関する技術等を活用した事業
- 3 排水施設等に関する技術等を活用した事業
- 4 前各号に掲げる事業に関する技術及び知識の普及・啓発に関すること。
- 5 その他公社の目的を達成するために必要な事業

ウ 沿革

昭和55年 7月25日	財団法人 愛知県下水道公社設立
昭和55年 7月31日	設立登記
昭和55年12月 1日	豊川事業所設置
昭和62年 4月 1日	五条川左岸事業所設置
平成元年 4月 1日	境川事業所設置
平成 3年 4月 1日	衣浦西部事業所設置
平成 4年 4月 1日	矢作川事業所設置
平成 8年 4月 1日	衣浦東部事業所設置
平成12年 4月 1日	(財)愛知県下水道公社、(財)愛知県環境保全公社、(財)愛知県水道サービスセンター、(財)愛知県臨海環境整備事業団の4団体を統合し、財団法人 愛知水と緑の公社と名称変更 日光川上流事業所設置 矢作川事業所と衣浦東部事業所が合併 矢作川・衣浦東部事業所となる。
平成13年 4月 1日	五条川右岸事業所設置
平成18年 4月 1日	平成28年3月31日までの10年間、流域下水道施設の指定管理者として業務を開始 日光川上流事業所と五条川右岸事業所が合併 日光川上流・五条川右岸事業所となる。
平成20年 4月 1日	五条川左岸事業所が新川東部浄化センター供用に伴い、五条川左岸・新川東部事業所となる。
平成22年 4月 1日	日光川下流事業所設置
平成25年 4月 1日	公益財団法人に移行 五条川左岸・新川東部事業所が新川西部浄化センター供用に伴い、五条川左岸・新川東部・新川西部事業所となる。
平成28年 4月 1日	令和8年3月31日までの10年間、流域下水道施設の指定管理者として業務を継続 境川事業所と衣浦西部事業所が合併 境川・衣浦西部事業所となる。

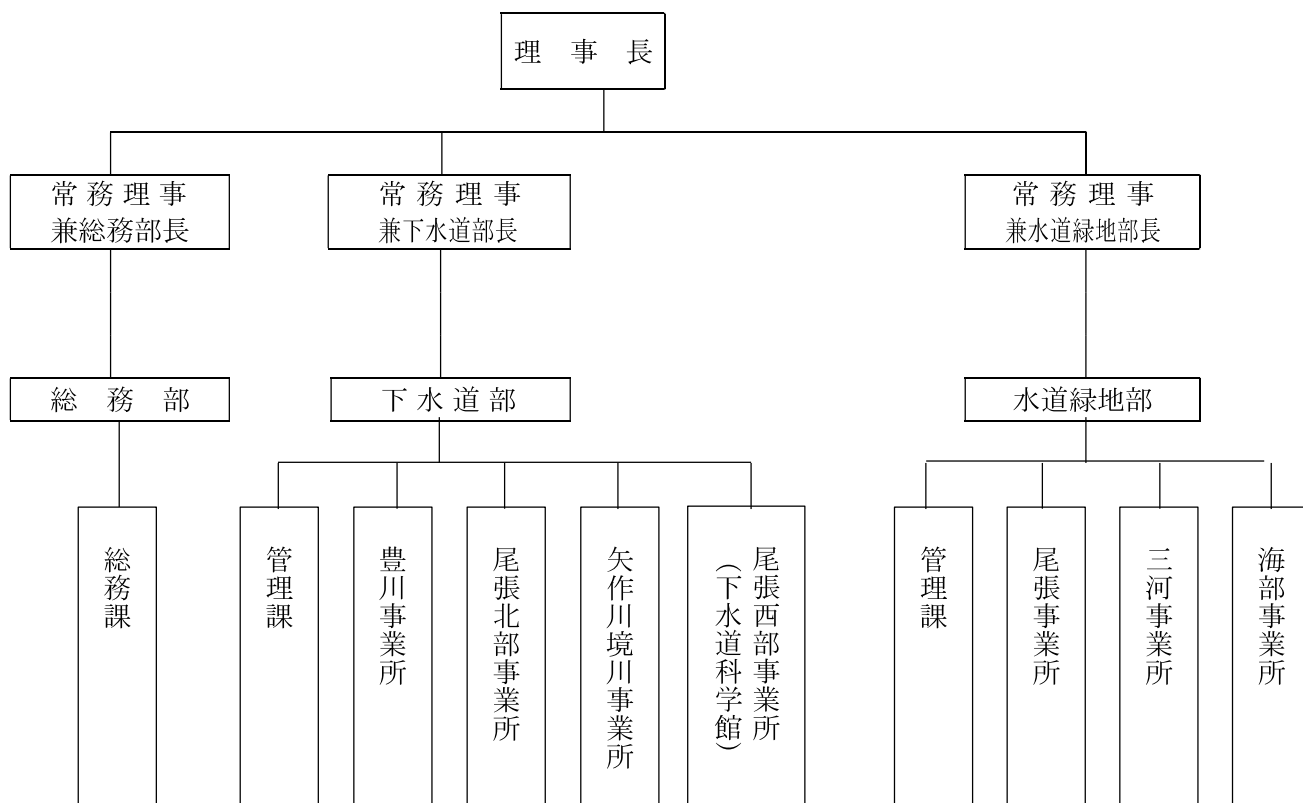
平成30年 4月 1日 日光川上流・五条川右岸事業所と日光川下流事業所が合併
日光川上流・五条川右岸・日光川下流事業所となる。

平成31年 4月 1日 総務部、下水道部、水道緑地部の3部体制となる(環境部の廃止)。

令和 2年 4月 1日 境川・衣浦西部事業所と矢作川・衣浦東部事業所が合併
矢作川境川事業所となる。

五条川左岸・新川東部・新川西部事業所を尾張北部事業所に、
日光川上流・五条川右岸・日光川下流事業所を尾張西部事業所
に名称変更

エ 組織機構図 (令和5年4月1日現在)



区 分		県派遣職員		公社固有職員		合計					
		事務	技術	事務	技術	事務	技術	計			
現 員	総務部職員	1		1	1	1	2	1	2		
	下水道部職員		2	3	7	7	3	7	9		
	水道緑地部職員		1		4	3		4	4		
	計	1	3	1	4	1	2	0	1	3	8

※役員・臨時的任用職員を除く。

13. 下水道関係年表

明治5年～昭和10年

法制度及び国の事項		県の事項		市町村の事項	
明治 5.	(東京銀座に溝渠が完成)	明治 5.	名古屋県から愛知県となる		
19.	内務大臣が土木・衛生の事務を管理	12.	県庁に土木課を設置		
22.	市町村制の施行			明治 22.	名古屋区から名古屋市となる
26.	土木局治水課が衛生工事を担当 衛生局保健課が上水・下水・清潔法を担当				
明治 33.	(旧) 下水道法の公布 〔市街地における汚水雨水の排除〕			明治 41.	名古屋市が下水道事業に着手
大正 7.	土木局道路課が上水道、下水道工事及びその補助に関する事項を担当			大正 7.	名古屋市区改正委員会が発足
8.	(旧) 都市計画法の公布				
9.	(旧) 都市計画法が6大都市に施行	大正 10.	内務部に都市計画課を設置	9.	名古屋市に(旧) 都市計画法を適用
大正 11.	東京三河島処理場が供用開始：散水ろ床法			12.	名古屋市下水道事業第1期工事が完成
				大正 13.	岡崎市が下水道事業に着手
		昭和 3.	県庁に土木部を設置	昭和 元.	一宮市が下水道事業に着手
				5.	名古屋市堀留処理場、熱田処理場が供用開始：活性汚泥法
				6.	豊橋市が下水道事業に着手
				8.	名古屋市露橋処理場が供用開始
				9.	名古屋市伝馬町処理場が供用開始
昭和 10.	下水試験方法が定められる	昭和 10.	内務部都市計画課が総務部都市計画課となる	昭和 10.	豊橋市野田処理場が供用開始

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
昭和 13. 内務省土木局第1技術課が上水道及び下水道工事の技術に関する事項を担当 厚生省衛生局保健課が水道及び下水道に関する事項を担当 放流水の水質基準が定められる		
14. 工場排水の下水道への水質の許容限度が定められる	昭和 16. 総務部都市計画課が土木部都市計画課となる	
22. 戦災復興が始まる		
23. 建設省が設置される 下水道の補助制度が復活(1/3) 都市局水道課が下水道行政を担当 厚生省公衆衛生局水道課が下水道行政を担当		
26. 水質汚濁防止に関する勧告が出される		昭和 26. 津島市が下水道事業着手 27. 刈谷市が下水道事業着手
32. 下水道行政に関する閣議決定 { 上水道は厚生省、 工業用水は通産省、 下水道は建設省(終末処理場は厚生省) 建設省の都市局に下水道課を設置		32. 尾西地方特別都市下水路が建設事業に着手(後に、特定公共下水道となる)
33. 新下水道法の公布 { 現行下水道の骨格 都市環境の改善と公衆衛生に寄与する	昭和 33. 12 愛知県地方計画	
34. 建設省土木研究所に下水道研究室を設置		34. 半田市が下水道事業に着手 名古屋市西山処理場が供用開始
36. 全国下水道促進デー始まる 第1次下水道財政研究委員会の提言		35. 一宮市東部浄化センターが供用開始 名古屋市山崎処理場が供用開始
昭和 37. 下水道法一部改正の公布 { 行政不服審査法の制定 に伴う関連規定の改正		昭和 37. 岡崎市八帖処理場が供用開始

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
<p>昭和 37. 第1次全国総合開発計画閣議決定 新産業都市促進法の公布</p> <p>38. 第1次下水道整備5箇年計画の策定(昭38-42)</p> <p>39. 工業整備特別地域整備促進法の公布 (財)日本下水道協会が設立</p> <p>40. 流域下水道の方式が採用される(大阪府寝屋川流域下水道)</p> <p>41. 下水道行政の一元化について行政管理庁の勧告 第2次下水道財政研究委員会の提言 中部圏開発整備法の公布</p> <p>42. 終末処理場の所管が建設省となる(下水道行政の一元化) 下水道整備緊急措置法の公布 第2次下水道整備5箇年計画の策定(昭42-46) 公害対策基本法の公布 下水道法一部改正の公布(下水道行政の一元化) 公共下水道の補助率引上げ(4/10)</p> <p>43. 流域下水道は都道府県事業となり補助率アップ(30%→50%) 新都市計画法の公布 大気汚染防止法の公布 騒音規制法の公布</p> <p>昭和 44. 公共下水道の補助対象範囲拡大</p>	<p>昭和 37. 8 愛知県新地方計画</p> <p>38. 1 木曾川水域に指定水域及び水質基準を設定</p> <p>38. 6 木曾川下流水域に指定水域及び水質基準を指定</p> <p>43. 2 企画部に排水対策研究会を設置し、流域下水道に関する調査を開始</p> <p>43. 7 研究会の検討結果として流域下水道案が出される</p> <p>44. 4 企画部企画課に流域下水道担当を設置</p> <p>昭和 44. 9 広域下水道調査計画会議を設置</p>	<p>昭和 39. 春日井市が下水道事業着手 名古屋市千年処理場、岩塚処理場が供用開始 一宮市西部浄化センターが供用開始 津島市下水終末処理場が供用開始</p> <p>40. 知立市が下水道事業着手 名古屋市名城処理場が供用開始</p> <p>41. 知立市昭和処理場が供用開始</p> <p>42. 豊明市が下水道事業着手 尾西地方特別都市下水路が供用開始</p> <p>43. 大府市が下水道事業着手 瀬戸市が下水道事業着手 春日井市高蔵寺浄化センターが供用開始 名古屋市下之一色処理場が供用開始</p> <p>昭和 44. 名古屋市鳴海処理場が供用開始</p>

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
<p>昭和</p> <p>44. 9 広域的下水道計画の方針を 発表 木曾川左岸・庄内川、矢作川 ・境川、豊川の3流域の構想</p> <p>45. 1 第3次愛知県地方計画</p> <p>45. 3 矢作川水系の流域下水道をト ップに採用することを発表</p> <p>昭和</p> <p>45. 下水道の一部改正の公布 <ul style="list-style-type: none"> ┌ 目的に公共用水域の水質保 ├ 全を明記し、流総計画、流域 └ 下水道の規定を加える 第3次下水道整備5箇年計 画の策定(昭46-50) 水質汚濁防止の公布 水質環境基準の閣議決定 廃棄物の処理及び清掃に関 する法律の公布 公害防止事業費事業者負担 法の公布 都市計画中央審議会に下水 道部会設置</p> <p>46. 悪臭防止法の公布 環境基準に係る水域及び地 域の指定権限(県際水域を除 く)を知事に委任 下水道整備緊急措置法の一 部改正 建設省に下水道部設置</p> <p>47. 日本下水道センターの発足 (日本下水道事業団の前身) 第3次下水道財政研究委員 会の提言</p> <p>48. 下水道法の一部改正の公布 (汚濁原因者負担金を追加)</p> <p>昭和</p> <p>49. 下水道法施行令の一部改正 の施行 上乘せ条例、横乗せ条例に基 づく水質規制を追加、補助率 アップ</p>	<p>昭和</p> <p>44. 9 広域的下水道計画の方針を 発表 木曾川左岸・庄内川、矢作川 ・境川、豊川の3流域の構想</p> <p>45. 1 第3次愛知県地方計画</p> <p>45. 3 矢作川水系の流域下水道をト ップに採用することを発表</p> <p>45. 4 土木部都市計画課から都市 施設課を分課 都市計画課で下水道計画を 都市施設課で下水道事業を 担当 第3次愛知県地方計画の策定 企画部に開発調整課が設置 され企画課の流域下水道担 当を開発調整課へ移す</p> <p>46. 4 土木部に下水道課を設置 都市計画の下水道計画担当、 都市施設課の下水道事業担 当、開発調整課の流域下水道 担当を統合</p> <p>46. 11 境川流域下水道の都市計画 決定</p> <p>47. 9 豊川等流総計画の承認申請 豊川流域下水道の都市計画 決定</p> <p>47. 11 矢作川流域下水道の都市計 画決定</p> <p>48. 1 豊川等流総計画の大臣承認</p> <p>昭和</p> <p>49. 4 愛知県土木研究所 下水処理研究室を設置</p>	<p>昭和</p> <p>45. 瀬戸市西部浄化センター が供用開始 蒲郡市が下水道事業着手 東海市が下水道事業着手 豊田市が下水道事業着手 知多市が下水道事業着手</p> <p>46. 豊明市豊明終末処理場が 供用開始</p> <p>47. 豊川市が下水道事業着手 名古屋市柴田処理場が供 用開始 瀬戸市水野浄化センター が供用開始</p> <p>48. 豊橋市中島処理場が供用 開始 知多市西部浄化センター が供用開始 小牧市が下水道事業着手</p> <p>昭和</p> <p>49. 安城市が下水道事業着手</p>

法制度及び国の事項		県の事項		市町村の事項	
昭和		昭和		昭和	
50.	日本下水道事業団が発足 (日本下水道センターを改組) 特定環境保全公共下水道の 制度化 建設省下水道部に公共下水道 課及び流域下水道課を設置	50. 9	愛知県下水道懇談会を設置	50.	御津町が下水道事業着手 音羽町が下水道事業着手 新城市が下水道事業着手 豊橋市が特環事業着手 名古屋市打出処理場、宝神 処理場が供用開始
51.	下水道法一部改正の公布 ┌ 直罰制度、事前チェック ├ 制度の導入 └ 水質規制の強化 第4次下水道整備5箇年計 画の策定(昭51-55)	51. 3	愛知県地方計画	51.	春日井市勝西浄化センター が供用開始
52.	第3次全国総合開発計画閣 議決定	52. 3	新川流総計画の承認申請 五条川左岸流域下水道の都 市計画決定	52.	西尾市が下水道事業着手 豊橋市特環(高根)が供用 開始 蒲郡市下水道浄化センター が供用開始
53.	水質汚濁防止法の一部改正 の公布(総量規制の導入)	53. 12	境川流域下水道終末処理場 用地(5名8筆約15,800m ²) について収用裁決申請	53.	名古屋市守山処理場が供 用開始
54.	第4次下水道財政研究委員 会の提言 都市計画中央審議会の答申 (下水道のあり方について) 総量規制制度実施	54. 12	五条川左岸流域下水道につ いて岩倉市と公害防止協定 を締結	54.	小坂井町が下水道事業着手
55. 3	愛知県流域下水道条例の 公布	55. 3	五条川左岸流域下水道につ いて小牧市と公害防止協定 を締結		
		55. 6	境川流域下水道について刈 谷市と公害防止協定を締結	55.	尾張旭市が下水道事業着手
55. 7	伊勢湾におけるCODの総量 規制がスタート	55. 7	財団法人愛知県下水道公社 設立		
		55. 8	境川流域下水道終末処理場 用地にかかる収用審理が結審		
		55. 11	境川流域下水道終末処理場 用地にかかる収用裁決		
		55. 12	豊川流域下水道が供用開始	55.	豊川市供用開始 (豊川流域下水道)
		56. 1	境川流域下水道終末処理場 用地にかかる土地収用裁決 取消等請求の提訴。		
昭和		昭和		昭和	
56. 5	下水道整備緊急措置法の一 部改正(同日施行)	56. 4	境川流域下水道終末処理場 用地の行政代執行実施	56. 4	豊橋市特環(豊南)が供 用開始

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
昭和 56. 6 第1回下水道展開催		
56.11 第5次下水道整備5箇年計画の策定(昭56-60)		
57. 2 流域下水道研究会設置	昭和 57. 3 第5次愛知県地方計画	昭和 57. 6 犬山市が下水道事業着手 57.10 名古屋市植田処理場が供用開始 57.12 一宮町が下水道事業着手 58. 4 知多市南部浄化センターが供用開始 58.12 御津町供用開始(豊川流域下水道) 59.11 日進市が下水道事業着手 60. 2 三好町が下水道事業着手
60. 3 都市計画中央審議会に下水道部会の設置	57.12 衣浦西部流域下水道の都市計画決定	
60. 5 水質汚濁防止法施行令の一部改正の交付(湖沼の窒素及びりんにかかる排水規制関連同日施行)	59. 3 境川流域下水道の都市計画変更	
60. 7 第5次下水道財政研究委員会の提言	59. 8 豊川流域下水道の都市計画変更	
60. 8 都市計画中央審議会答申(今後の下水道整備はいかにあるべきか)		
60.11 下水道法施行令の一部改正(窒素及びりんにかかる排除制限等)		60.11 東浦町が下水道事業着手 武豊町が下水道事業着手
	61. 3 第1回五条川左岸流域下水道公害防止委員会	61. 1 尾張旭市東部浄化センターが供用開始
61. 4 下水道整備緊急措置法の一部改正	昭和 61. 4 境川流域下水道訴訟について裁判所より和解勧告が出される	昭和 61. 4 豊橋市富士見台処理場が供用開始
昭和 61. 5 下水道法施行令の一部改正(建設大臣の権限の一部を都道府県知事に委譲)		

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
昭和 61. 11 第6次下水道整備5ヶ年計画の策定(昭61～66) 62. 9 N T T無利子貸付金制度の導入 63. 8 下水道法施行令の一部改正の公布(特定施設の追加に伴う所要の措置、63年10月1日施行)	昭和 61. 12 矢作川流域下水道の都市計画変更 62. 4 五条川左岸流域下水道が供用開始 流域下水道建設事業が一般から特別会計へ移行 63. 7 五条川左岸流域下水道の都市計画変更 昭和 63. 9 衣浦東部流域下水道の都市計画決定	昭和 61. 7 小坂井町供用開始(豊川流域下水道) 一宮町供用開始(豊川流域下水道) 61. 12 田原町が下水道事業着手 幸田町が下水道事業着手 62. 4 小牧市供用開始(五条川左岸流域下水道) 62. 11 三好町三好ヶ丘浄化センターが供用開始 63. 4 豊田市豊田終末処理場が供用開始 豊橋市特環(五並)が供用開始 63. 10 音羽町供用開始(豊川流域下水道) 63. 11 阿久比町が下水道事業着手 大口町が下水道事業着手
昭和 63. 12 消費税法等公布(同日施行平成元年4月1日適用)	昭和 63. 9 衣浦東部流域下水道の都市計画決定	昭和 63. 12 碧南市が下水道事業着手
平成 元. 4 下水道法施行令の一部改正の公布(有害物質の追加、平成元年10月1日施行)	平成 元. 3 愛知県21世紀計画 元. 4 境川流域下水道が供用開始	平成 元. 2 新城市供用開始(豊川流域下水道) 元. 4 日進町北部浄化センターが供用開始 刈谷市供用開始(境川流域下水道) 大府市供用開始(境川流域下水道) 東浦町供用開始(境川流域下水道)
元. 6 水質汚濁防止法の一部改正の公布(地下への浸透の規制平成元年10月1日施行)	元. 9 豊川流域下水道の都市計画変更 元. 11 日光川上流流域下水道の都市計画決定 衣浦西部流域下水道の都市計画変更	元. 9 岩倉市が下水道事業着手 元. 10 犬山市供用開始(五条川左岸流域下水道) 東郷町が下水道事業着手
2. 3 過疎地域活性化特別措置法公布(平成2年4月1日施行)	平成 2. 8 矢作川流域下水道の都市計画変更	2. 4 幸田町供用開始(蒲郡市下水道浄化センターへ流入)
平成 2. 6 水質汚濁防止法の一部改正の公布(生活雑排水対策の実施の推進に関する措置平成2年9月22日)	平成 2. 8 矢作川流域下水道の都市計画変更	平成 2. 10 東海市浄化センター供用開始

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
<p>平成</p> <p>3. 3 過疎地域活性化特別措置法の一部改正の公布（都道府県過疎代行制度の創設、平成3年4月1日施行）</p> <p>3. 5 下水道整備緊急措置法の一部改正の公布</p> <p>3. 6 下水道法施行令の一部改正の公布（事務の簡素化、同日施行）</p> <p>3.11 第7次下水道整備五箇年計画の策定（平3～7）</p> <p>平成</p> <p>5. 9 下水道法施行令の一部改正の公布（海域における窒素・りんにかかる排水規制の実施平成5年10月1日施行）</p>	<p>平成</p> <p>3. 4 衣浦西部流域下水道が供用開始</p> <p>3.11 五条川左岸流域下水道の都市計画変更</p> <p>4. 2 衣浦東部流域下水道の都市計画変更 矢作川流域下水道の都市計画変更</p> <p>4. 4 矢作川流域下水道が供用開始</p> <p>4. 8 境川流域下水道の都市計画変更</p> <p>4.12 五条川右岸流域下水道の都市計画決定</p> <p>5. 2 衣浦西部流域下水道の都市計画変更 境川流域下水道訴訟第1審判決（県勝訴）</p> <p>5. 3 原告側控訴</p> <p>平成</p> <p>5. 7 矢作川流域下水道の都市計画変更</p>	<p>平成</p> <p>2.11 高浜市が下水道事業着手</p> <p>2.12 稲沢市が下水道事業着手 尾西市が下水道事業着手</p> <p>3. 1 長久手町が下水道事業着手</p> <p>3. 4 田原町田原浄化センター供用開始 半田市供用開始（衣浦西部流域下水道） 武豊町供用開始（衣浦西部流域下水道） 豊明市供用開始（境川流域下水道）</p> <p>3.10 三好町黒笹浄化センター供用開始</p> <p>3.12 一色町が下水道事業着手</p> <p>4. 4 西尾市供用開始（矢作川流域下水道）</p> <p>5. 4 蒲郡市供用開始（豊川流域下水道） 安城市供用開始（矢作川流域下水道） 岡崎市供用開始（矢作川流域下水道）</p> <p>平成</p> <p>5. 8 祖父江町が下水道事業着手 常滑市が下水道事業着手</p>

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
<p>平成</p> <p>5. 11 行政手続法公布 (平成6年10月1日施行) 環境基本法公布 (一部を除き同日施行)</p> <p>5. 12 下水道法施行令の一部改正の公布(有害物質の追加平成6年2月1日施行)</p> <p>6. 6 地方自治法の一部改正の公布(中核市に関する特例の規定の新設等7.4施行) 都市計画法の一部改正の公布(大都市の特例に中核市を加える等7.4一部施行)</p> <p>6. 7 下水道法施行令の一部改正の公布(浸透性雨水ます、同日施行)</p> <p>7. 4 悪臭防止法の一部改正の公布(工場、事業場からの悪臭に対する新基準の導入等8.4施行)</p> <p>7. 5 地方分権推進法の公布(一部同日施行)</p> <p>平成</p> <p>8. 6 下水道整備緊急措置法の一部改正の公布(同日施行) 下水道法の一部改正の公布(汚泥等の処理に関する規定の整備、行為の制限の緩和)</p>	<p>平成</p> <p>6. 1 新川流総計画の大臣承認</p> <p>6. 2 衣浦東部流域下水道の都市計画変更</p> <p>6. 6 庄内川及び日光川流総計画の大臣承認</p> <p>6. 8 境川流域下水道の都市計画変更</p> <p>6. 9 矢作川流域下水道の都市計画変更</p> <p>6. 12 過疎地域活性化計画(平7～11年度)策定</p> <p>7. 2 衣浦西部流域下水道及び日光川上流流域下水道の都市計画変更</p> <p>7. 3 五条川左岸流域下水道について小牧市及び岩倉市と変更公害防止協定を締結(汚泥を焼却する等)</p> <p>8. 2 日光川上流流域下水道の都市計画変更</p> <p>平成</p> <p>8. 4 衣浦東部流域下水道が供用開始</p>	<p>平成</p> <p>5. 11 江南市が下水道事業着手 吉良町が下水道事業着手</p> <p>6. 1 豊田市供用開始(境川流域下水道)</p> <p>6. 4 阿久比町供用開始(衣浦西部流域下水道)</p> <p>6. 10 日進町が日進市に市制移行</p> <p>7. 2 岩倉市供用開始(五条川左岸流域下水道)</p> <p>7. 7 東栄町が下水道事業着手(特定環境保全公共下水道) 平和町が下水道事業着手</p> <p>8. 1 大口町供用開始(五条川左岸流域下水道) 豊田市鞍ヶ池浄化センター(特環)供用開始</p> <p>平成</p> <p>8. 4 碧南市供用開始(衣浦東部流域下水道) 木曾川町が下水道事業着手</p>

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
<p>平成 8.11 下水道法施行令の一部改正の公布(8.12施行) (8.6法改正に伴うもの)</p> <p>9.6 環境影響評価法の公布 (10.6施行、一部9.12施行)</p> <p>9.12 環境影響評価法施行令の公布(9.12施行)</p> <p>10.5 水質汚濁防止法施行令の一部改正の公布(10.6施行) (廃PCB等処理施設を特定施設とした)</p> <p>10.9 排水基準を定める総理府令等の一部改正の公布 (10.10施行)</p> <p>10.12 愛知県環境影響評価条例の公布(11.6施行)</p> <p>11.7 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(12.4施行) (下水道法、都市計画法、地方自治法関係) ダイオキシン類対策特別措置法の公布(12.1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の公布(13.4施行)</p> <p>平成 11.11 地方分権の推進を図るための法律の整備等に関する法律の施行に伴う建設省関係政令の整備等に関する政令の公布(12.4施行)</p>	<p>平成 9.1 渥美湾・豊川等流総計画の大臣承認</p> <p>9.4 境川流域下水道訴訟控訴審判決(県勝訴)</p> <p>9.5 控訴人上告</p> <p>9.9 五条川右岸流域下水道の都市計画変更</p> <p>10.3 愛知県2010計画</p> <p>10.12 矢作川流域下水道の都市計画変更</p> <p>11.2 衣浦西部流域下水道の都市計画変更</p> <p>平成 11.7 日光川上流流域下水道の都市計画変更</p>	<p>平成 8.10 長久手町長久手浄化センターが供用開始</p> <p>9.3 春日井市南部浄化センターが供用開始 東郷町が供用開始 (境川流域下水道)</p> <p>9.10 一色町供用開始 (矢作川流域下水道)</p> <p>10.4 扶桑町が下水道事業着手 赤羽根町が下水道事業着手 渥美町が下水道事業着手</p> <p>10.10 高浜市供用開始 (衣浦東部流域下水道)</p> <p>平成 11.3 安城市供用開始 (衣浦東部流域下水道)</p>

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
<p>平成</p> <p>11. 12 下水道法施行令の一部を改正する政令(12.1施行、ダイオキシン関係)</p> <p>12. 1 排水基準を定める総理府例の一部を改正する総理府令の一部を改正する総理府令の公布(12.2施行、セレン関係)</p> <p>12. 3 過疎地域自立促進特別措置法の公布(12.4施行)</p> <p>12. 5 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の公布(13.5施行)</p> <p>12. 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係わる特定施設の整備の促進に関する法律の公布(12.10施行) 浄化槽法の一部を改正する法律の公布(13.4施行)</p> <p>13. 3 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(13.5施行)</p> <p>13. 6 下水道法施行令の一部を改正する政令(13.7施行、「ほう素」、「ふっ素」及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」関係)</p> <p>平成</p> <p>14. 3 市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(14.3施行、流域下水道に関する特例)</p>	<p>平成</p> <p>12. 4 日光川上流流域下水道が供用開始 愛知県下水道科学館が開館 愛知県下水道公社が愛知水と緑の公社に名称変更</p> <p>12. 8 五条川左岸流域下水道の都市計画変更</p> <p>12. 10 知多湾等流総計画の大臣承認</p> <p>12. 11 豊川流域下水道の都市計画変更 新川東部流域下水道の都市計画決定</p> <p>13. 3 日光川上流流域下水道の都市計画変更</p> <p>13. 4 五条川右岸流域下水道が供用開始</p> <p>13. 10 境川流域下水道の都市計画変更</p> <p>13. 11 矢作川流域下水道の都市計画変更</p> <p>14. 3 建設技術研究所の下水道研究室の廃止</p> <p>平成</p> <p>14. 4 境川流域下水道訴訟上告審判決(県側勝訴)</p>	<p>平成</p> <p>12. 3 東栄町東栄浄化センターが供用開始</p> <p>12. 4 稲沢市供用開始 (日光川上流流域下水道) 平和町供用開始 (日光川上流流域下水道)</p> <p>12. 6 尾張旭市西部浄化センターが供用開始</p> <p>13. 4 常滑市常滑浄化センターが供用開始 岩倉市供用開始 (五条川右岸流域下水道) 一宮市供用開始 (五条川右岸流域下水道) 吉良町供用開始 (矢作川流域下水道) 幸田町供用開始 (矢作川流域下水道)</p> <p>平成</p> <p>13. 10 豊山町が下水道事業着手 師勝町が下水道事業着手 西春町が下水道事業着手</p>

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
<p>15. 6 特定都市河川浸水被害対策法の公布(16.5施行)</p> <p>15. 9 下水道法施行令の一部改正の公布(16.4施行) (認可基準の明確化、合流式下水道の改善、水処理の高度化)</p> <p>15.10 日本下水道事業団の特殊法人から地方共同法人への移行</p> <p>16. 4 特定都市河川浸水被害対策法施行令の公布(16.5施行)</p> <p>16. 5 特定都市河川浸水被害対策法施行規則の公布(16.5施行)</p> <p>平成 17. 4 地域再生法の公布・施行 地域再生法施行令の公布・施行 地域再生法施行規則の公布・施行 (汚水処理施設整備交付金) 下水道法の一部改正(17.10施行)</p>	<p>平成 14. 8 衣浦東部流域下水道の都市計画変更</p> <p>14.10 日光川下流流域下水道の都市計画決定</p> <p>15.10 矢作川流域下水道の都市計画変更</p> <p>16.10 渥美湾等及び知多湾等流総計画の大臣承認</p> <p>平成 17. 3 名古屋港海域等流総計画の大臣承認</p>	<p>平成 14. 8 江南市供用開始 (五条川右岸流域下水道)</p> <p>14.12 幡豆町供用開始 (矢作川流域下水道)</p> <p>15. 1 蟹江町が下水道事業着手 弥富町が下水道事業着手</p> <p>15. 4 赤羽根町赤羽根浄化センターが供用開始 渥美町渥美浄化センターが供用開始</p> <p>15. 6 七宝町が下水道事業着手 美和町が下水道事業着手 甚目寺町が下水道事業着手 大治町が下水道事業着手 佐屋町が下水道事業着手 佐織町が下水道事業着手</p> <p>15. 8 田原町と赤羽根町が合併して田原市が誕生</p> <p>16. 2 藤岡町が下水道事業着手</p> <p>16. 3 一宮市供用開始 (日光川上流流域下水道)</p> <p>16. 4 尾西市供用開始 木曾川町供用開始 祖父江町供用開始 (日光川上流流域下水道) 日進市南部浄化センターが供用開始</p> <p>平成 17. 4 一宮市、尾西市、木曾川町が合併して一宮市が誕生 豊田市、藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町が合併して豊田市が誕生 稲沢市、祖父江町、平和町が合併して稲沢市が誕生 佐屋町、立田村、八開村、佐織町が合併して愛西市が誕生 尾西地方特定公共下水道管理組合が一宮市の合併に伴い解散。管理を一宮市に引継ぐ</p>

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
<p>平成 17. 6 下水道法の一部を改正する法律の公布(17. 11施行)</p> <p>17. 10 下水道法施行令の一部を改正する政令の公布(17. 11施行、一部18. 4施行) 下水道法施行規則の一部を改正する省令の公布</p> <p>下水道法施行規則の一部を改正する省令の公布 下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令の公布</p> <p>18. 11 下水道法施行令の一部を改正する政令の公布(18. 12施行)</p> <p>19. 3 伊勢湾等流域別下水道整備総合計画の策定</p> <p>平成 20. 3 下水道法施行規則の一部を改正する省令の公布(20. 3施行)</p>	<p>平成 17. 10 五条川右岸流域下水道の都市計画変更</p> <p>17. 12 日光川上流流域下水道の都市計画変更</p> <p>18. 1 新川流域が特定都市河川流域に指定</p> <p>18. 2 衣浦東部流域下水道の都市計画変更 新川西部流域下水道の都市計画決定</p> <p>18. 11 新川東部流域下水道の都市計画変更</p> <p>19. 2 豊川流域下水道の都市計画変更</p> <p>19. 4 日光川下流流域下水道の都市計画変更</p> <p>19. 7 境川及び五条川左岸流域下水道の都市計画変更</p> <p>平成 20. 3 新川東部流域下水道の供用開始</p>	<p>平成 17. 7 西枇杷島町、清洲町、新川町が合併して清須市が誕生</p> <p>17. 10 新城市、鳳来町、作手村が合併して新城市が誕生 田原市と渥美町が合併して田原市が誕生</p> <p>設楽町と津具村が合併して設楽町が誕生</p> <p>17. 11 豊根村と富山村が合併し豊根村が誕生</p> <p>18. 1 岡崎市と額田町が合併し岡崎市が誕生</p> <p>18. 2 豊川市と一宮町が合併し豊川市が誕生</p> <p>18. 3 師勝町と西春町が合併し北名古屋市が誕生</p> <p>18. 4 弥富町と十四山村が合併し弥富市が誕生 大口町供用開始 (五条川右岸流域下水道)</p> <p>18. 6 清須市が下水道事業着手 春日町が下水道事業着手</p> <p>19. 4 扶桑町供用開始 (五条川右岸流域下水道)</p> <p>20. 1 豊川市、音羽町、御津町が合併し豊川市が誕生</p> <p>平成 20. 3 北名古屋市供用開始 (新川東部流域下水道) 豊山町供用開始 (新川東部流域下水道) 豊田終末処理場(豊田市)を廃止し矢作川流域下水道へ接続</p>

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
<p>平成 23.5 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第一次一括法）の公布（下水道関係24.4施行、流総計画、事業計画の策定について）</p>	<p>平成 20.7 豊川流域下水道の都市計画変更</p> <p>21.2 新川東部流域下水道及び新川西部流域下水道の都市計画変更</p> <p>22.3 日光川下流流域下水道の供用開始</p> <p>平成 22.12 境川流域下水道、新川流域下水道、日光川下流流域下水道、五条川左岸流域下水道、日光川上流流域下水道、五条川右岸流域下水道、衣浦西部流域下水道、矢作川流域下水道、衣浦東部流域下水道、豊川流域下水道の都市計画変更</p>	<p>平成 20.3 黒笹浄化センター（三好町）を廃止し境川流域下水道へ接続</p> <p>21.4 八帖処理場（岡崎市）を廃止し矢作川流域下水道へ接続</p> <p>21.10 清須市、春日町が合併し清須市が誕生</p> <p>22.1 三好町がみよし市に市制移行</p> <p>22.2 豊川市、小坂井町が合併し豊川市が誕生</p> <p>22.3 七宝町、美和町、甚目寺町が合併し、あま市が誕生 津島市供用開始（日光川下流流域下水道） 愛西市供用開始（日光川下流流域下水道） 弥富市供用開始（日光川下流流域下水道） あま市供用開始（日光川下流流域下水道） 大治町供用開始（日光川下流流域下水道） 蟹江町供用開始（日光川下流流域下水道）</p> <p>平成 23.4 西尾市、一色町、幡豆町、吉良町が合併し西尾市が誕生 三好ヶ丘浄化センター（みよし市）を廃止し境川流域下水道へ接続</p>

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
平成 23.8 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第二次一括法)の公布(下水道関係24.4施行、公共下水道及び流域下水道の構造基準について)	平成 23.8 日光川下流流域下水道の都市計画変更	
23.10 下水道法施行令の一部を改正する政令の公布(23.11施行、循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法の代表的な処理方法とされる区分に追加及び排水基準の変更)		
24.5 下水道法施行令の一部を改正する政令の公布(24.5施行、1,4-ジオキサンに関する水質基準の追加及びその他所用の改正)	23.12 矢作川流域下水道の都市計画変更	平成 24.1 長久手町が長久手市に市制移行
	25.3 新川西部流域下水道の供用開始	25.3 清須市供用開始(新川西部流域下水道)
	25.4 大臣より、渥美湾等流総計画の協議を了する通知	25.4 長久手市長久手南部浄化センターが供用開始
26.11 下水道法施行令の一部を改正する政令の公布(26.12施行、特定事業場に対する排水基準の改正)	26.12 大臣より、名古屋港海域等流総計画の協議を了する通知	
	27.3 愛知水と緑の公社と協同で流域下水道の管理運営事業においてISO55001の認証を取得	
平成 27.5 下水道法の一部を改正する法律の公布(27.7及び27.11施行、官民連携による浸水対策、再生エネルギーの活用、下水道の維持修繕基準の創設等について) 日本下水道事業団法の一部を改正する法律の公布(27.7施行)		
	平成 27.8 大臣より、知多湾等流総計画の協議を了する通知	平成 27.12 常滑市、東海市及び知多市と愛知県との汚泥処理施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する協議について議決

法制度及び国の事項	県の事項	市町村の事項
平成 28.4 地域再生法の一部を改正する法律の公布・施行 地域再生法施行令の一部を改正する政令の公布・施行 地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布・施行 (地方創生汚水処理施設整備推進交付金) 令和 3.5 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の公布(下水道関係3.7及び3.11施行、浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、樋門等の操作ルールの策定を義務付け) 令和 4.4 常滑市、東海市及び知多市の公共下水道と衣浦西部流域下水道で発生する汚泥の共同処理が、衣浦西部浄化センターで開始 令和 5.3 豊川流域下水道の都市計画変更	平成 28.3 常滑市、東海市及び知多市の汚泥処理施設の建設及び維持管理に関する事務の受託について議決 28.4 常滑市、東海市及び知多市の汚泥処理施設の建設及び維持管理に関する事務を愛知県事へ事務委託することについて、総務大臣へ届出 29.2 新川流域下水道及び日光川上流流域下水道の都市計画変更 平成 31.4 流域下水道事業が特別会計から公営企業会計へ移行(地方公営企業法の財務規定等を一部適用) 令和 4.4 常滑市、東海市及び知多市の公共下水道と衣浦西部流域下水道で発生する汚泥の共同処理が、衣浦西部浄化センターで開始 全流域下水道が脱水汚泥の処理・処分を共同して行う共同汚泥処理体制へ移行 令和 5.3 豊川流域下水道の都市計画変更	平成 28.4 豊田市あすけ水の館が供用開始 設楽町が下水道事業着手 令和 3.4 設楽町供用開始 設楽町田口浄化センターが供用開始

14. 水質保全

水質環境基準は環境基本法第16条において、人の健康を保護及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準により定められるものとされています。

人の健康の保護に関する環境基準として「健康項目」27項目が定められており、全水域において直ちに達成しなければならない項目です。また、生活環境の保全に関する環境基準として「生活環境項目」があり、その基準は、水域別（河川、湖沼、海域）に類型指定されています。平成15年11月5日に生活環境項目として、新たに類型区分が設定され公共用水域における水生生物及びその生息、又は生育環境を保全する観点から全亜鉛が追加されています。

(1) 水質基準

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/l 以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/l 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/l 以下	規格65.2(規格65.2.2 及び65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長50mm の吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4 又は65.2.5 に定める方法による場合(規格65.の備考11 のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/l 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/l 以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/l 以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l 以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/l 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法

項目	基準値	測定方法
ふっ素	0.8mg/l 以下	規格34.1(規格34 の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものをを用い、日本産業規格K0170-6の6 図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c) (注(2)第三文及び規格34 の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7 に掲げる方法
ほう素	1mg/l 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	付表8に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>		

「水質汚濁に係る環境基準について」より抜粋

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	20CFU/ 100ml以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	300CFU/ 100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	1,000CFU/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/l 以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	
備考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。</p> <p>5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

(注)1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低 温域を好む水生生物及びこ れらの餌生物が生息する水 域	0.03mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.03mg/l 以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物A の欄に掲げる水生生物の産 卵場(繁殖場)又は幼稚仔の 生育場として特に保全が必要 な水域	0.03mg/l 以下	0.0006mg/l 以下	0.02mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.05mg/l 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のう ち、生物Bの欄に掲げる水生 生物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場として特に保 全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.04mg/l 以下	
測定方法		規格 53 に定める 方法	付表 11 に掲げ る方法	付表 12 に掲げる 方法	
		備考 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)			

(2) 湖沼 (天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	20CFU/ 100ml 以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	300CFU/ 100ml 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/l 以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 17 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表 10 に掲げる方法	
備考							
<p>1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p> <p>2 水道 1 級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。</p> <p>3 水道 3 級を利用目的としている地点(水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。</p> <p>4 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境の保全

2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l 以下	0.005mg/l 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l 以下	0.01mg/l 以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l 以下	0.03mg/l 以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/l 以下	0.1mg/l 以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6(規格45の備考3を除く。2イにおいて同じ。)に定める方法	規格46.3(規格46の備考9を除く。2イにおいて同じ。)に定める方法	
備考				
<p>1 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。</p>				

(注)1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.001mg/l以下	0.03mg/l以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.0006mg/l以下	0.02mg/l以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.05mg/l以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.002mg/l以下	0.04mg/l以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	
備考			
1 基準値は、日間平均値とする。			
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以上	300CFU/ 100ml以下	検出されな いこと	第1の2 の(2)に より水域 類型ごと に指定 する水 域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l 以下	5mg/l 以上	—	検出されな いこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2mg/l 以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうち、ノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	付表14に掲げる方法	
<p>備考</p> <p>1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/l) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1ml とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) 0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/l}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$ <p>(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の滴定値(ml) (b) : 蒸留水について行った空試験値(ml) fNa₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の力価</p> <p>3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l 以下	0.02mg/l 以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指 定する水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/l 以下	0.09mg/l 以下	
測定方法		規格 45.4 又は 45.6 に定める方 法	規格 46.3 に定め る方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注)1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

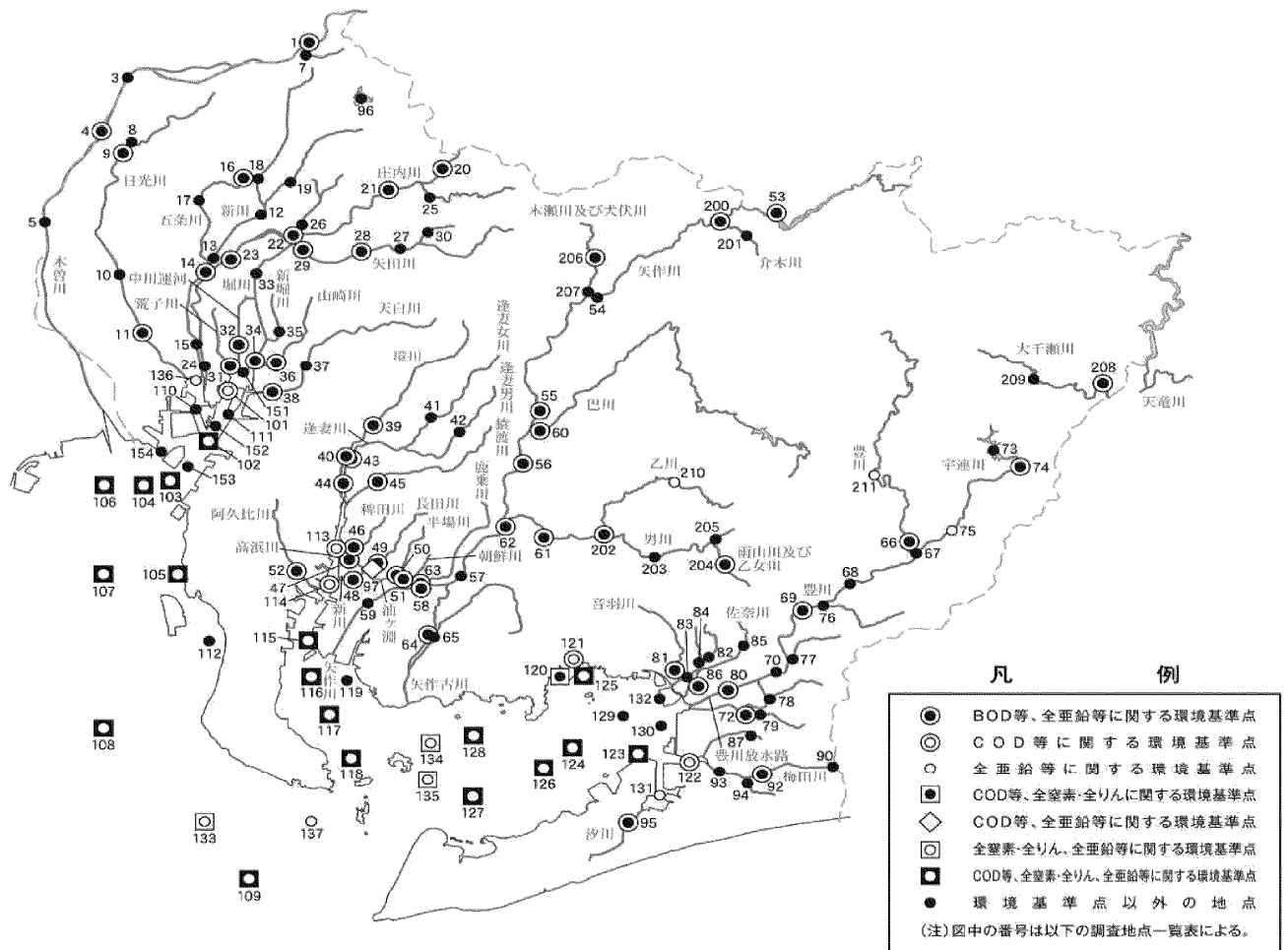
項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.01mg/l 以 下	第1の2 の(2)によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物 の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔 の生育場として特に保全が必 要な水域	0.01mg/l 以下	0.0007mg/l 以下	0.006mg/l 以 下	
測定方法		規格 53 に定める 方法	付表 11 に掲げ る方法	付表 12 に掲げ る方法	

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	第1の2の(2)により 水域類型ごとに 指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法	
備考			
1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

(2) 水質汚濁の状況

図一 水質調査地点



※2022 (令和4) 年4月1日現在

調査の概要

環境基準達成の評価は、環境省が示している基準に則って判断します。

○BOD（河川）及びCOD（湖沼及び海域）

水域内のすべての環境基準点において、75%水質値が環境基準に適合。

（木曾川水域におけるBODの環境基準点は、岐阜県及び三重県の調査分を含む）

（75%水質値とは、年間n個の日間平均値を小さいものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目の数値）

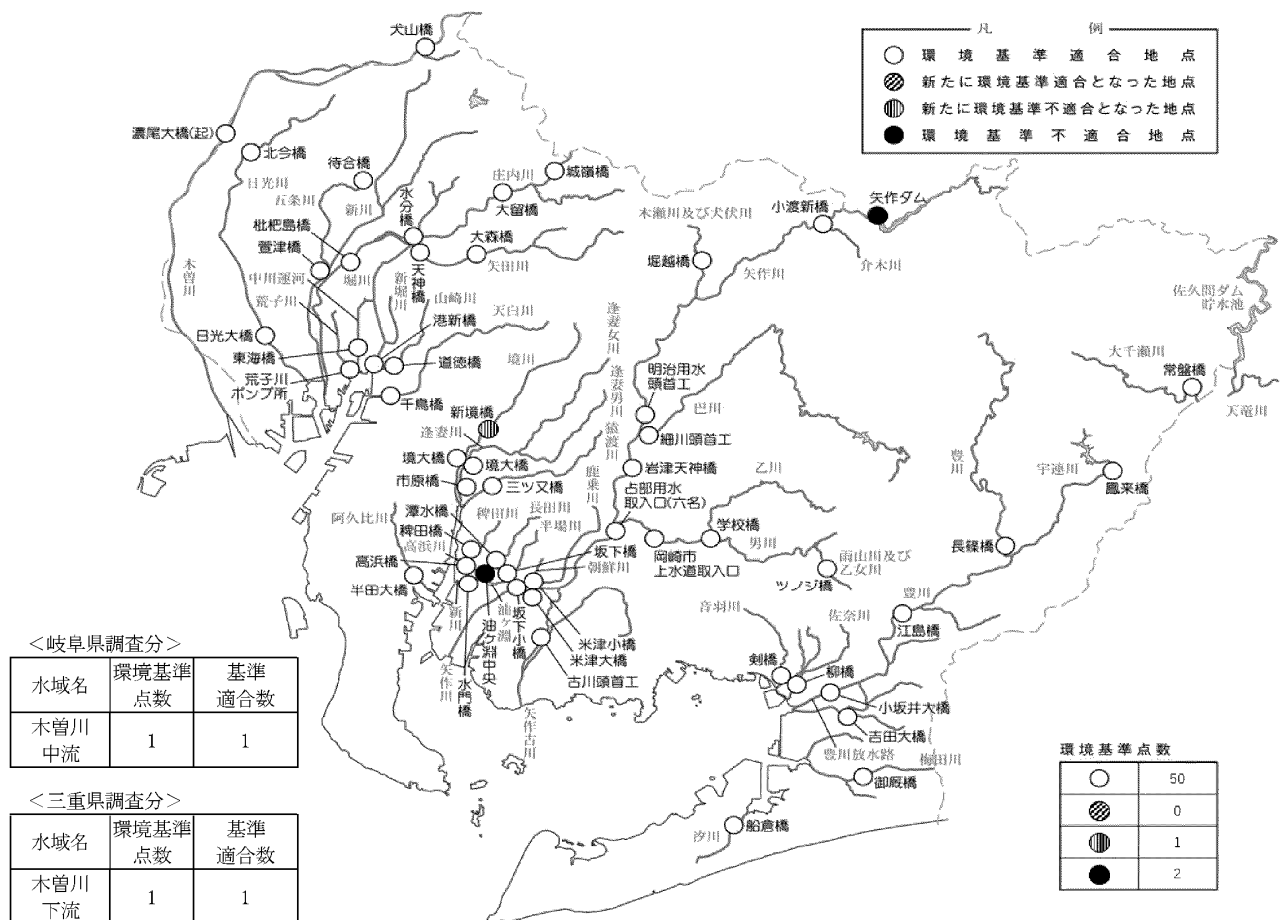
○全窒素及び全りん

水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての環境基準点において平均した値が環境基準に適合。

（伊勢湾水域における全窒素、全りんの環境基準点は三重県の調査分を含む）

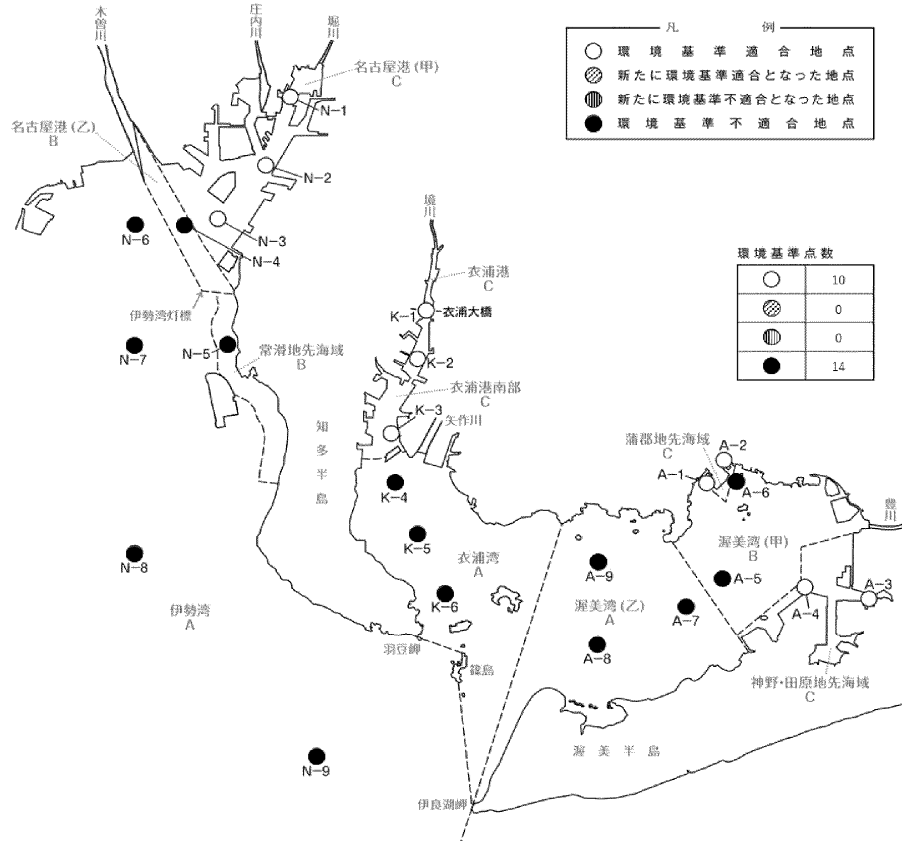
※「2022年度公共用水域及び地下水の水質調査結果（愛知県環境局調査）」より

図－河川・湖沼における環境基準の適合状況（BOD, COD）

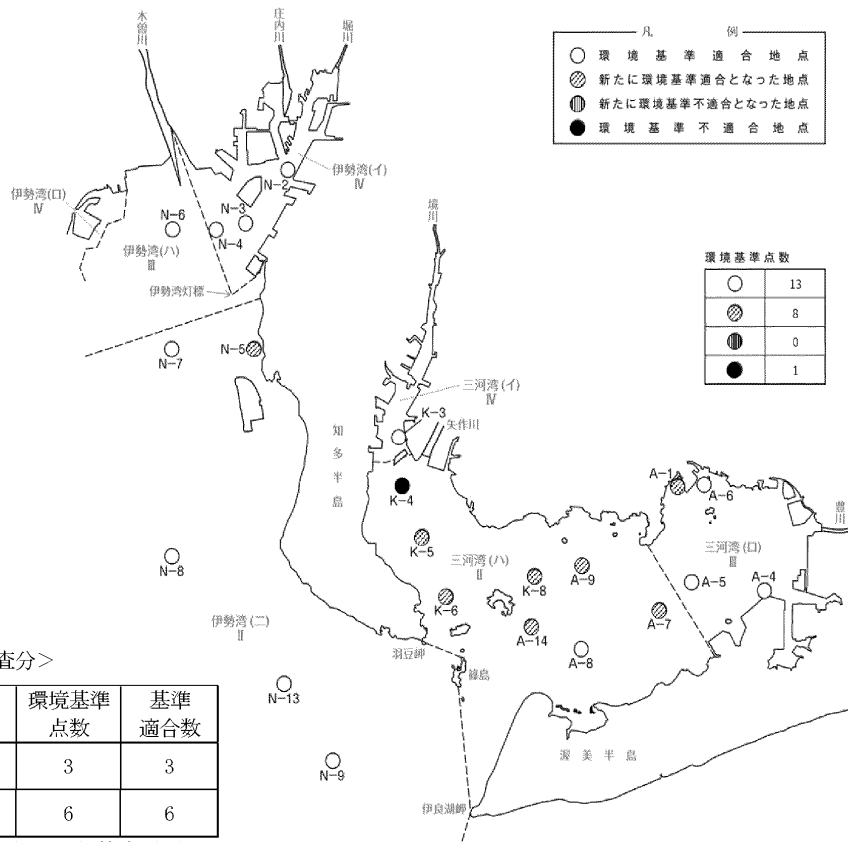


*木曾川中流では岐阜県の、木曾川下流では三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。

図一 海域における環境基準の適合状況 (COD)



図一 海域における環境基準の適合状況 (T-N)

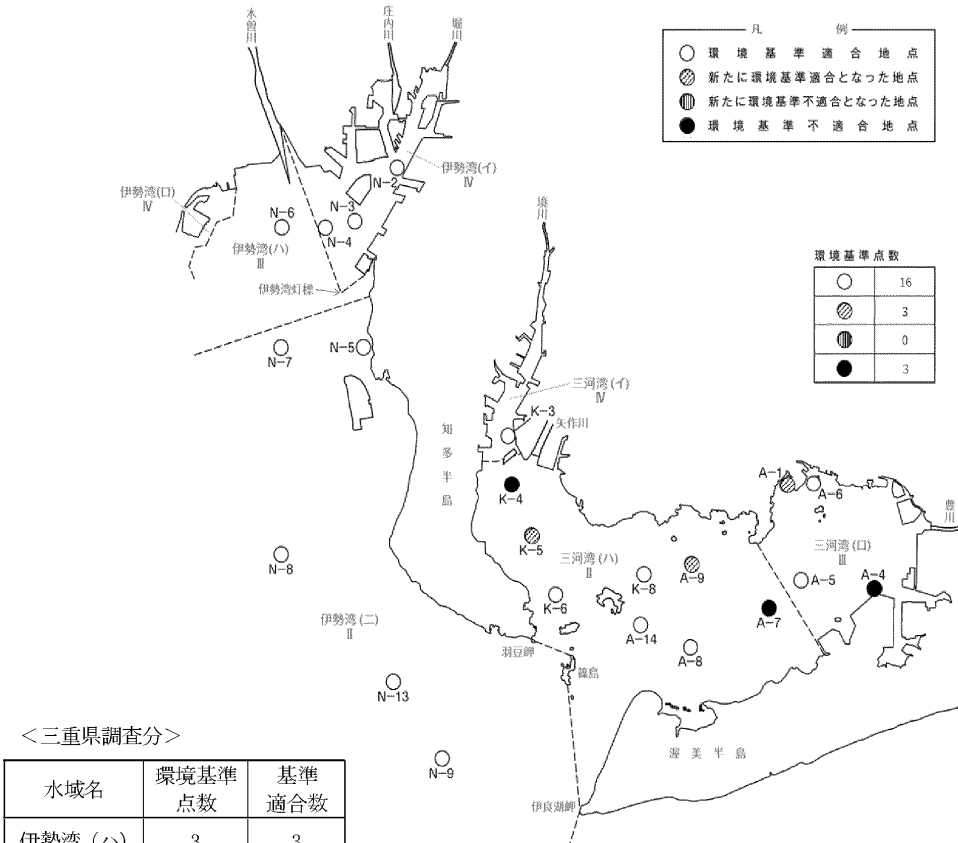


<三重県調査分>

水域名	環境基準 点数	基準 適合数
伊勢湾 (ハ)	3	3
伊勢湾 (ニ)	6	6

*伊勢湾 (ハ) 及び伊勢湾 (ニ) では、
三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。

図一 海域における環境基準の適合状況 (T-P)



*伊勢湾 (ハ) 及び伊勢湾 (ニ) では、
三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。

表-2-1 河川におけるBODの経年変化(75%水質値)その1

(単位: mg/l)

水域区分	水 域 名	類型・達成期間 (基準値)	指定年月日	地点番号	地 点 名	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993		
						(S48)	(S49)	(S50)	(S51)	(S52)	(S53)	(S54)	(S55)	(S56)	(S57)	(S58)	(S59)	(S60)	(S61)	(S62)	(S63)	(S64)	(S65)	(H元)	(H元)	(H元)	(H元)	(H5)
木曾川水域	木曾川中流	A・ロ (2mg/L以下)	S45.9.1	1*	大山橋	1.3	1.0	0.8	1.1	1.0	1.0	1.1	1.0	1.2	1.0	1.2	1.1	1.0	1.2	1.1	0.8	0.9	1.0	1.0	1.2	1.0		
	木曾川下流	A・イ (2mg/L以下) (B・ロ)	H14.7.15 (S45.9.1)	2	愛岐大橋	0.9	0.8	0.8	1.0	0.9	1.0	1.0	0.8	1.1	0.9	0.9	1.0	0.7	1.0	1.0	0.8	0.7	0.8	0.9	1.0	0.9		
				3	木曾川橋(笠松)	1.1	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	1.0	0.8	1.1	1.1	1.1	1.2	0.8	1.0	1.0	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0	1.0	
				4*	濃尾大橋(起)	1.2	0.8	0.9	1.0	0.9	1.1	1.0	1.0	1.3	1.1	1.0	1.0	1.0	1.3	0.9	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0
				5	東海大橋(成戸)	3.0	1.9	2.2	2.9	1.6	1.7	1.8	1.4	1.3	1.2	1.5	1.2	1.0	1.3	1.2	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8	0.7
				6	尾張大橋(弥富)	-	-	2.1	2.1	1.4	1.1	1.3	1.0	1.0	0.9	1.8	0.9	1.1	0.9	1.4	0.7	0.5	1.4	0.5	0.8	0.5	0.8	0.5
	郷瀬川	-	-	7	公園橋	11**	6.6**	5.3**	14**	12**	9.9**	16**	15	17	11	26	14	9.2	18	9.9	12	8.1	12	10	7.8	9.6		
庄内川	日光川	D・イ (8mg/L以下) (E・ハ)	H29.3.31 (S46.5.25)	8	板倉橋	26	23	18	19	16	16	16	13	11	15	10	15	16	14	10	11	12	6.5	16	10	15		
				9*	北今橋	96	56	52	52	27	15	18	13	15	27	12	14	9.7	13	14	12	9.4	9.8	11	8.8	11		
				10	日光橋	-	-	16	15	14	10	12	10	10	11	10	8.9	9.8	8.5	7.1	7.1	5.8	4.4	5.9	5.3	4.5	4.5	
				11*	日光大橋	29	18	13	19	14	13	17	12	13	10	7.6	13	11	9.7	8.4	6.5	7.1	5.2	5.8	4.5	5.8	4.5	4.9
	新川下流	D・イ (8mg/L以下) (E・ハ)	H29.3.31 (S46.5.25)	12	比良新橋	12	7.7	11	10	13	11	14	11	11	13	12	11	9.5	10	9.6	11	12	13	11	10	9.2		
				13	新川橋	25	16	16	15	22	17	15	13	14	18	12	12	12	11	13	11	14	13	10	10	10	12	
				14*	荳津橋	26	12	14	15	15	15	15	15	16	12	11	11	9.2	12	12	11	13	9.9	9.2	9.4	9.4	9.9	
				15	日の出橋	-	-	4.1	5.5	3.9	4.5	4.4	5.8	3.5	4.9	4.0	5.2	3.9	5.0	4.8	5.2	4.2	4.4	4.2	5.1	4.6	4.6	
				五条川下流	D・イ (8mg/L以下) (E・イ) (E・ハ)	H29.3.31 (H8.3.29) (S46.5.25)	16*	待合橋	9.5	8.4	10	7.2	11	11	15	13	13	17	15	10	12	9.2	7.7	7.6	7.7	6.8	7.2	6.7
	17	稲春橋	10				9.4	11	9.9	13	14	11	15	12	10	13	7.3	8.4	9.3	8.5	7.8	8.6	9.1	8.8	8.2	8.2		
	合瀬川	-	-	18	十三塚橋	6.5	11	16	9.3	7.8	9.0	10	6.8	5.8	7.5	7.9	7.0	7.8	5.6	6.1	10	5.8	7.7	5.5	3.6	3.5		
	大山川	-	-	19	小向橋	7.7	4.7	6.3	6.3	9.5	8.9	11	12	10	7.8	14	8.5	9.5	11	15	15	14	10	13	10	10		
	庄内川等	庄内川中流(1)	A・イ (2mg/L以下) (B・イ) (C・イ) (C・ロ)	R2.3.31 (H12.3.31) (S61.3.31) (S46.5.25)	20*	城嶺橋	5.0	2.6	1.4	1.9	2.6	1.7	2.1	1.8	1.6	1.8	1.7	2.2	1.5	2.1	1.7	1.7	1.9	2.4	1.7	1.2	1.6	
					庄内川中流(2)	C・イ (5mg/L以下) (D・イ) (D・ハ)	R2.3.31 (H8.3.29) (S46.5.25)	21*	大留橋	4.2	3.5	1.8	2.5	3.0	2.2	2.5	2.3	2.5	2.6	2.6	2.5	2.4	3.3	3.2	2.6	1.8	3.0	2.7
		22*	水分橋	24				9.1	3.4	7.6	8.1	7.1	5.6	6.2	7.6	7.5	9.2	6.7	6.2	5.6	7.3	5.1	5.6	6.5	3.6	5.0	6.1	
		庄内川下流	C・イ (5mg/L以下) (D・イ) (E・ハ)	R2.3.31 (H8.3.29) (S46.5.25)	23*	枇杷島橋	17	8.8	4.3	6.6	5.8	4.9	4.6	4.0	5.2	4.7	6.2	6.2	4.8	4.7	4.3	5.5	5.2	6.9	7.0	5.2	5.3	
					24	庄内新川橋	11	5.3	3.0	3.4	2.2	2.9	2.8	3.4	2.5	3.3	3.6	2.6	3.1	3.2	3.4	3.4	4.1	3.8	3.3	3.6	3.6	
		水野川	-	-	25	荇坪橋	-	3.0**	2.9**	2.9**	2.5**	3.5**	4.1**	3.9	4.2	4.5	3.8	3.2	3.9	4.5	4.2	3.3	3.4	3.5	3.2	3.4	5.2	
		八田川	-	-	26	御幸	-	-	-	-	26	25	24	34	28	36	30	34	22	15	16	22	24	21	24	24	22	
矢田川上流		D・イ (8mg/L以下) (D・ロ)	R2.3.31 (S46.5.25)	27	宮下橋	-	-	-	-	-	-	-	18	21	16	17	21	11	14	11	9.9	10	8.7	9.1	9.3	9.8		
				28*	大森橋	47	25	17	11	13	17	13	9.0	13	10	12	16	10	11	11	12	9.6	9.2	10	9.6	10		
矢田川下流		C・イ (5mg/L以下) (D・イ) (E・イ) (E・ロ)	R2.3.31 (H17.3.25) (H8.3.29) (S46.5.25)	29*	天神橋	12	13	6.4	8.1	10	9.5	8.3	9.9	8.2	8.8	11	10	10	8.0	8.8	6.6	6.4	5.5	7.7	5.5	6.4		
瀬戸川	-	-	30	共栄橋	-	-	22	31	40	35	45	28	32	32	39	44	29	24	33	22	29	17	21	21	21			

(注) 1 この表は、河川におけるBODの環境基準適合状況を判断するために75%水質値で示したものである。
 75%水質値が当該水域にあてはめられた基準に適合している場合に達成していると判断する。
 1つの水域に複数の環境基準点がある場合は全ての基準点が適合している場合に達成していると判断する。
 2 地点番号及び達成状況の*印は環境基準点である。
 3 郷瀬川・公園橋の**印は彩雲橋の値である。水野川・荇坪橋の**印は大藪橋の値である。
 4 達成期間の分類 イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

(単位 : mg/l)

1994	1995	1996	1997	1998 (H10)	1999	2000	2001	2002	2003 (H15)	2004	2005	2006	2007	2008 (H20)	2009	2010	2011	2012	2013 (H25)	2014	2015	2016	2017	2018 (H30)	2019 (R元)	2020	2021	2022年度 (R4)			
																												観測値	達成状況		
																													観測点	水域	
1.3	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.6	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	1.2	0.8	0.7	0.9	1.3	1.0	0.9	0.7	0.6	1.1	0.6	0.6	0.6	0.8	0.8	1.0	1.0	○*	○
1.0	1.0	1.0	0.9	0.7	0.8	0.7	0.9	0.7	0.8	0.7	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1.1	0.9	0.9	0.8	0.8	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	1.2	0.7	0.6	0.8	1.1	0.9	0.7	0.6	0.5	1.0	0.6	0.7	0.5	0.9	0.8	0.9	○	○	
1.0	0.9	1.1	0.9	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6	0.6	0.7	0.5	0.9	0.9	0.6	0.6	0.9	1.0	0.9	0.6	0.6	0.7	0.5	0.7	0.7	1.0	0.8	0.9	○*	○	
1.3	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.9	0.8	0.6	0.7	0.7	0.6	0.9	0.8	<0.5	0.6	0.7	0.7	1.5	0.9	1.0	0.5	0.8	0.8	1.0	0.8	0.8	0.5	○	○	
0.9	0.5	0.6	0.6	0.5	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6	0.5	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	10	13	5.4	5.9	5.6	5.5	5.5	4.4	2.8	2.3	2.3	2.8	3.9	3.0	2.3	2.1	1.6	2.8	1.8	2.5	1.6	2.2	2.1	1.7	1.8	1.9	1.8	2.4	-	-	
18	9.8	10	13	12	10	10	12	12	9.0	12	9.8	7.6	10	5.6	4.4	3.9	4.5	4.0	4.7	3.1	4.0	3.9	4.2	3.1	2.7	3.1	3.4	2.6	○	○	
10	7.2	9.1	8.5	8.7	9.8	9.0	8.8	5.7	6.2	7.9	7.5	6.2	7.0	5.8	3.8	3.8	7.1	4.7	6.6	5.3	3.8	5.6	4.2	3.7	3.5	3.5	4.3	2.8	○*	○	
5.5	4.6	7.3	8.5	4.9	5.6	4.8	5.2	4.7	4.6	4.5	4.3	3.8	3.4	3.9	4.3	3.6	4.0	4.3	3.9	4.0	2.9	3.0	3.2	3.8	3.4	3.1	3.7	2.9	○	○	
5.9	5.6	4.5	4.3	5.8	6.0	6.8	5.0	5.0	4.5	4.7	4.4	3.2	4.3	3.4	3.7	4.0	5.3	3.9	4.7	4.8	3.2	3.4	4.3	6.8	4.0	4.5	6.1	4.7	○*	○	
9.2	12	6.2	5.6	5.8	6.8	6.0	6.1	5.8	5.5	3.7	4.1	3.7	4.5	5.4	3.5	2.9	3.7	3.2	3.7	2.6	2.1	3.2	3.0	3.3	2.4	2.3	3.0	2.3	○	○	
12	11	11	9.4	8.2	8.4	8.3	10	8.0	8.3	8.2	6.8	5.6	6.3	5.7	3.7	3.3	3.8	4.0	3.2	4.0	4.3	3.7	4.2	5.0	4.1	4.9	4.3	3.8	○	○	
9.6	9.7	10	8.0	6.8	6.0	5.2	8.9	8.0	5.6	4.7	5.4	4.9	4.2	4.6	3.9	3.7	3.2	4.0	3.2	3.4	3.0	3.4	3.5	5.0	3.8	3.7	3.8	3.4	○*	○	
6.2	5.1	5.6	5.0	4.6	4.3	3.6	5.8	3.4	2.8	2.9	3.0	2.4	2.6	2.6	1.9	1.8	1.9	2.8	2.1	2.2	1.6	2.0	2.3	2.6	1.5	2.2	1.8	1.5	○	○	
9.5	7.0	5.4	4.1	5.0	4.7	4.4	4.3	4.0	2.6	3.0	4.1	2.5	3.4	2.7	3.4	2.0	2.7	3.4	2.7	3.1	1.5	2.5	2.1	2.9	2.1	2.3	2.0	2.0	○*	○	
8.9	8.0	6.2	5.8	5.8	6.4	5.4	7.3	7.0	4.8	4.6	3.9	3.7	6.3	4.7	5.1	2.7	5.1	4.3	3.2	4.8	4.4	3.8	5.1	7.1	3.4	6.0	2.4	2.9	○	○	
3.7	3.3	3.0	3.2	3.5	2.8	3.1	3.8	3.2	2.5	2.2	2.1	3.5	2.6	2.4	2.9	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8	1.0	1.8	1.4	1.9	1.4	1.4	1.6	2.4	-	-	
11	11	12	10	13	12	10	10	7.8	6.1	7.4	7.9	10	14	17	7.8	8.0	9.2	7.2	7.6	4.0	5.3	16	29	9.4	17	24	9.8	5.3	-	-	
2.0	1.6	1.5	1.2	1.7	0.9	1.0	1.1	1.1	0.9	0.8	1.0	0.9	1.4	1.1	1.3	1.9	1.3	1.5	1.2	1.1	1.2	1.1	1.5	0.7	1.2	0.9	1.0	1.2	○*	○	
2.4	1.8	1.8	1.5	2.1	1.0	1.3	1.2	1.3	1.0	1.0	1.1	0.9	1.7	1.0	1.3	2.4	1.5	1.5	1.8	1.3	1.5	1.4	1.5	1.1	1.3	1.7	1.1	1.8	○*	○	
8.2	9.3	8.0	5.6	6.6	6.2	5.1	6.2	5.9	4.7	4.5	5.0	4.1	9.5	3.8	5.4	7.6	3.7	3.8	3.4	3.1	3.1	2.9	3.5	3.8	4.6	2.8	2.3	3.0	○*	○	
7.0	5.9	5.5	5.0	4.7	4.5	3.6	3.7	4.4	4.5	4.2	4.8	4.4	5.6	3.0	3.4	3.7	3.1	4.1	3.3	2.7	2.9	2.7	3.0	3.4	4.1	4.0	3.5	4.1	○*	○	
4.4	3.2	3.3	2.8	2.8	2.7	1.9	2.6	2.4	3.0	2.2	2.4	2.0	2.5	1.8	2.3	5.5	2.1	2.6	2.0	2.2	2.5	1.5	2.6	1.5	2.3	1.7	3.6	1.3	○	○	
5.4	5.5	3.1	2.5	4.1	4.1	2.6	3.3	3.2	2.2	1.8	2.3	1.5	1.9	2.1	2.2	1.6	1.6	1.4	1.6	2.0	1.0	1.9	1.7	1.9	1.2	1.2	1.4	2.6	-	-	
16	16	15	13	11	13	11	11	11	12	15	11	14	10	15	11	14	8.3	9.2	7.9	7.5	7.3	6.5	6.4	6.7	8.0	7.1	6.8	7.0	-	-	
10	10	11	7.8	10	9.3	8.5	13	9.4	7.5	9.4	10	7.8	9.5	6.4	6.9	4.7	6.8	8.3	5.2	5.9	5.4	5.5	6.0	8.0	4.8	6.0	4.6	4.5	○	○	
11	11	12	8.7	12	12	7.9	11	12	8.6	12	11	9.0	8.0	6.4	6.4	6.4	6.2	7.1	6.5	7.1	5.7	7.5	5.1	7.6	7.4	4.9	3.9	5.2	○*	○	
8.2	7.0	6.7	5.3	4.8	5.8	4.1	5.2	5.1	4.6	3.2	5.7	4.0	4.2	2.2	3.2	5.1	4.4	4.0	4.1	3.5	3.0	3.1	3.1	3.7	3.4	3.0	3.4	2.8	○*	○	
32	22	23	11	10	18	17	16	12	13	9.8	11	7.6	8.6	6.1	6.4	4.7	6.2	4.8	6.3	4.2	3.8	3.5	3.8	5.1	2.5	2.1	1.8	3.0	-	-	

※木曾川中流では岐阜県の、木曾川下流では三重県の測定分を含め環境基準を達成している。

表-2-1 河川におけるBODの経年変化(75%水質値)その2

(単位: mg/l)

水域区分	水 域 名	類型・達成期間 (基準値)	指定年月日	地点番号	地 点 名	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	
						(S48)	(S49)	(S50)	(S51)	(S52)	(S53)	(S54)	(S55)	(S56)	(S57)	(S58)	(S59)	(S60)	(S61)	(S62)	(S63)	(S64)	(S65)	(H元)	(H元)	(H元)	(H元)
名古屋市	荒子川	E・イ (10mg/L以下) (E・ハ)	H9.3.31 (S45.9.1)	31*	荒子川ポンプ所	21	17	12	11	13	11	12	8.1	8.3	9.6	9.2	13	13	9.2	9.7	9.1	7.1	8.0	7.5	8.8	8.3	
	中川運河	E・イ (10mg/L以下) (E・ハ)	H9.3.31 (S45.9.1)	32*	東海橋	15	13	11	7.1	13	10	12	8.2	9.3	6.7	5.9	9.9	20	13	22	13	12	8.1	7.2	9.6	10	
	堀川	D・イ (8mg/L以下) (E・ハ)	H9.3.31 (S45.9.1)	33	小塩橋	15	10	12	7.4	5.8	8.8	6.2	5.8	9.0	7.8	5.7	7.2	6.5	7.7	4.3	5.0	4.3	5.7	7.2	5.4	6.4	
				34*	港新橋	6.9	6.6	4.4	2.6	5.8	4.3	4.0	4.3	5.4	3.6	5.5	5.9	5.9	5.9	5.6	5.8	4.6	4.9	4.6	5.4	6.0	
	新堀川	-	-	-	35	日の出橋	11	8.6	7.1	3.8	5.5	5.5	3.8	3.8	5.1	5.1	4.8	4.5	5.3	5.1	5.4	4.6	4.9	3.7	7.4	7.6	9.3
	水 域	山崎川	D・イ (8mg/L以下) (E・ハ)	H9.3.31 (S45.9.1)	36*	道徳橋	13	8.3	11	5.8	10	9.8	5.0	4.4	4.8	8.1	6.3	7.3	6.3	8.5	8.6	5.8	5.1	6.6	4.9	5.8	5.4
天白川		C・イ (5mg/L以下) (E・ハ)	H9.3.31 (S45.9.1)	37	天白橋	12	6.3	6.4	7.7	7.2	7.1	8.3	8.5	8.9	7.1	8.6	9.1	7.7	7.8	8.8	7.4	7.9	7.0	9.8	7.1	7.4	
				38*	千鳥橋	5.7	6.1	6.1	5.6	7.2	7.2	8.5	10	6.2	6.2	6.5	6.3	5.6	5.8	7.6	4.3	5.3	4.1	3.7	4.3	3.8	
境 川	境川上流	B・ロ (3mg/L以下) (B・ハ)	H31.3.29 (S45.9.1)	39*	新境橋	10	6.2	8.3	6.4	11	7.8	7.6	6.4	9.8	7.9	7.4	8.8	7.6	7.8	9.1	6.3	7.8	6.2	5.4	5.6	6.9	
	境川下流	B・イ (3mg/L以下) (C・ロ)	H31.3.29 (S45.9.1)	40*	境大橋	12	10	9.3	8.2	15	9.0	9.6	9.1	8.4	8.2	10	11	7.6	10	13	7.0	11	8.3	7.2	8.3	8.5	
	逢妻川上流	C・イ (5mg/L以下) (D・ハ)	H31.3.29 (S45.9.1)	41	御乗替橋	7.2	6.5	6.4	6.5	13	12	10	14	29	21	26	20	12	13	8.8	11	9.4	11	8.7	7.1	11	
				42	宮前橋	8.7	9.5	6.6	10	12	10	9.1	9.6	12	12	8.3	8.0	6.8	6.7	8.2	9.2	7.4	8.4	7.2	7.1	7.2	
				43*	境大橋	9.2	9.0	7.3	9.3	10	9.3	10	11	10	8.2	10	10	8.4	7.7	8.5	7.6	7.4	7.4	8.7	8.5	9.0	
	逢妻川下流	B・イ (3mg/L以下) (D・イ) (E・ロ)	H31.3.29 (H10.3.30) (S45.9.1)	44*	市原橋	11	10	6.9	5.2	8.4	8.3	8.2	7.2	11	7.9	10	7.9	7.4	5.6	7.8	5.8	5.3	4.3	7.8	6.0	5.0	
	猿渡川	C・イ (5mg/L以下) (D・ハ)	H31.3.29 (S45.9.1)	45*	三ツ又橋	8.7	9.6	7.3	9.0	9.1	10	8.2	12	12	11	11	11	9.0	10	13	9.1	14	9.6	12	12	10	
	稗田川	C・イ (5mg/L以下) (C・ロ)	H31.3.29 (S45.9.1)	46*	稗田橋	28	24	11	20	20	17	15	20	32	18	23	20	15	16	19	15	22	15	16	14	14	
	高浜川	C・イ (5mg/L以下) (C・ロ)	H31.3.29 (S45.9.1)	47*	高浜橋	13	10	11	7.8	12	12	7.8	13	9.8	9.8	9.4	8.6	4.6	7.7	9.3	7.4	8.0	8.3	5.4	7.1	4.5	
	新川	C・イ (5mg/L以下) (C・ロ)	H31.3.29 (S45.9.1)	48*	水門橋	11	8.1	11	8.6	6.4	4.0	6.0	7.8	7.3	7.1	6.8	10	8.9	6.1	7.1	8.3	8.4	9.8	5.7	7.2	5.4	
長田川	B・イ (3mg/L以下) (C・ロ)	H31.3.29 (S45.9.1)	49*	潭水橋	17	7.2	7.6	5.6	8.1	11	6.7	11	8.6	10	10	12	8.5	5.9	7.3	8.4	6.0	8.0	7.4	6.0	7.2		
水 域	半場川	C・イ (5mg/L以下) (C・ロ)	H31.3.29 (S45.9.1)	50*	坂下橋	16	12	11	7.4	9.5	9.2	7.5	8.8	9.1	12	9.6	10	5.8	8.0	8.2	6.2	7.2	6.5	6.6	7.0	6.5	
	朝鮮川	B・イ (3mg/L以下) (C・イ) (C・ロ)	H31.3.29 (H10.3.30) (S45.9.1)	51*	坂下小橋	6.8	3.9	5.6	4.1	6.0	5.6	6.3	8.1	9.2	6.4	9.0	6.5	4.0	4.6	6.9	6.5	7.7	5.3	5.7	4.7	4.5	
	阿久比川	C・イ (5mg/L以下) (C・ロ)	H31.3.29 (S47.3.31)	52*	半田大橋	7.0	5.4	5.7	6.6	9.1	6.8	7.0	7.0	7.9	6.5	6.0	6.0	7.3	5.6	6.9	7.1	6.2	6.0	6.6	9.0	9.5	
	矢 作 川 水 域	矢作川上流(1)	AA・イ (1mg/L以下)	S48.3.30	53*	矢作ダム	1.5	1.1	1.1	1.0	0.8	1.1	0.8	0.8	0.6	0.7	1.1	0.6	1.1	0.7	1.0	0.7	1.5	2.1	3.0	1.8	1.5
矢作川上流		A・イ (2mg/L以下)	S45.9.1	54	新富国橋	0.9	0.8	0.6	0.9	0.8	0.8	1.0	1.3	1.0	1.3	1.0	0.9	0.8	0.9	1.7	1.0	1.2	1.1	1.0	1.1	1.0	
				55*	明治用水頭首工	1.0	1.0	0.7	0.6	0.8	1.0	0.7	0.9	1.1	1.0	1.3	1.2	1.0	1.0	1.3	1.1	1.2	1.0	1.1	1.2	1.2	
矢作川下流		A・イ (2mg/L以下) (B・イ)	H30.3.30 (S45.9.1)	56*	岩津天神橋	1.4	1.2	1.4	0.7	1.0	1.7	1.6	3.4	2.8	1.5	1.3	1.5	1.2	1.2	2.0	1.6	1.7	0.9	1.3	1.5	1.7	
				57	木戸	-	-	1.1	0.9	1.4	1.5	1.1	1.4	1.6	0.9	1.2	2.2	2.1	1.5	2.2	1.3	2.9	0.9	1.1	1.5	1.7	
	58*			米津大橋	2.8	1.6	1.6	1.1	1.3	1.3	1.1	1.3	1.5	0.9	1.4	2.2	2.4	1.8	2.1	1.3	1.5	1.2	1.3	1.6	1.8		
59	中畑橋 (伏見屋)	3.3	1.8	1.8	1.5	2.0	1.7	1.5	2.3	2.1	1.9	1.8	2.0	2.8	2.1	1.5	1.9	1.8	1.6	1.6	2.5	1.4					

- (注) 1 この表は、河川におけるBODの環境基準適合状況を判断するために75%水質値で示したものである。
 75%水質値が当該水域にあてはめられた基準に適合している場合に達成していると判断する。
 1つの水域に複数の環境基準点がある場合は全ての基準点が適合している場合に達成していると判断する。
 2 地点番号及び達成状況の*印は環境基準点である。
 3 新富国橋の平成23年度以前は富国橋の値
 4 達成期間の分類 イ:直ちに達成、ロ:5年以内で可及的速やかに達成、ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成

(単位：mg/l)

1994	1995	1996	1997	1998 (H10)	1999	2000	2001	2002	2003 (H15)	2004	2005	2006	2007	2008 (H20)	2009	2010	2011	2012	2013 (H25)	2014	2015	2016	2017	2018 (H30)	2019 (R元)	2020	2021	2022年度 (R4)		
																												観測値	達成状況	
																													観測点	水域
8.9	8.8	9.9	9.3	8.7	9.4	9.6	10	8.8	8.0	7.4	7.4	6.2	9.6	7.4	7.0	6.0	5.6	5.6	9.5	7.4	5.8	4.7	5.4	8.9	5.9	7.2	8.1	7.9	○*	○
9.3	9.7	8.9	6.8	9.5	8.1	9.9	10	8.8	9.2	10	9.0	8.4	8.0	8.6	6.6	8.9	11	6.8	7.0	10	8.2	9.7	7.6	6.8	17	10	7.5	7.8	○*	○
7.8	6.2	6.8	7.2	6.5	5.7	4.9	6.9	5.9	4.4	3.2	4.2	3.6	4.4	3.8	3.5	3.3	3.3	5.2	3.4	5.1	6.0	3.4	4.3	3.2	3.1	3.8	4.7	3.7	○	○
5.7	5.7	5.8	5.2	4.8	7.4	6.5	8.5	5.9	6.0	6.2	5.0	4.5	6.6	5.2	4.2	4.9	4.8	4.8	5.8	5.2	4.2	6.5	5.8	4.2	8.7	4.7	3.6	5.6	○*	○
10	9.2	7.8	8.5	5.4	5.6	6.2	11	5.2	6.4	5.8	5.6	5.0	6.0	5.0	4.2	6.1	5.0	3.4	3.8	5.6	4.6	6.0	4.8	3.9	5.4	4.2	3.7	4.4	-	-
7.3	5.8	6.5	4.6	4.6	4.4	5.2	8.0	7.2	4.4	4.2	3.8	4.5	3.9	4.4	4.7	4.2	5.9	5.7	5.8	7.8	3.4	8.1	5.1	3.2	7.3	4.4	3.7	5.1	○*	○
7.4	6.5	6.6	8.0	7.3	6.1	7.5	9.3	6.0	6.8	7.2	6.2	7.5	7.8	4.8	5.3	5.4	3.5	6.6	5.8	7.1	2.9	3.2	4.3	5.5	3.5	5.2	4.0	1.7	○	○
5.5	5.0	6.4	5.4	4.6	4.8	5.7	8.2	8.4	2.8	4.4	3.5	3.3	4.0	3.9	5.1	5.4	3.2	4.0	5.6	4.6	2.8	3.7	3.9	2.9	2.6	4.0	2.8	2.5	○*	○
6.4	7.1	6.1	5.6	5.9	6.6	5.3	7.6	4.2	5.5	3.0	4.3	3.8	3.7	3.2	4.3	5.7	4.3	3.1	4.6	2.5	4.9	2.2	3.5	3.9	2.7	2.4	2.8	3.1	×*	×
10	9.3	8.9	10	6.3	8.7	6.0	7.7	5.7	7.0	4.2	4.8	5.2	2.9	3.1	2.9	3.7	3.4	3.4	2.8	2.6	2.2	2.3	2.6	2.5	1.7	1.6	2.3	1.8	○*	○
16	6.7	10	8.4	6.0	8.5	10	5.7	7.1	8.8	5.7	6.7	6.4	3.7	4.1	3.6	5.6	3.7	4.9	4.1	3.7	6.1	10	5.7	3.9	3.0	3.7	6.0	4.3	○	○
10	9.9	7.0	7.3	8.1	7.6	6.2	6.1	6.8	7.6	6.3	5.1	3.7	3.1	2.7	2.2	2.4	1.8	1.8	2.1	1.7	1.6	1.2	3.0	1.3	1.5	2.2	2.0	2.1	○	○
9.4	7.3	10	5.8	6.0	8.2	6.9	6.7	7.4	5.6	5.7	4.8	4.1	3.8	3.7	3.1	3.6	3.5	3.6	3.7	2.2	3.0	2.8	3.0	2.4	1.8	2.2	2.2	2.5	○*	○
5.4	7.8	7.4	4.9	4.8	4.9	4.5	4.5	5.4	4.4	3.9	3.2	2.7	3.6	2.7	1.7	3.6	2.1	2.2	2.0	2.0	1.5	1.8	2.4	2.1	1.8	2.4	2.0	1.9	○*	○
10	18	13	9.3	10	11	7.8	9.5	8.3	8.1	4.8	6.8	4.9	5.7	3.6	4.8	3.9	3.6	3.8	2.1	3.0	1.8	2.5	3.5	3.0	2.2	2.1	1.8	2.8	○*	○
16	18	16	15	12	12	11	9.3	7.5	8.1	7.8	5.5	4.4	4.3	3.8	3.1	2.9	3.1	3.3	3.0	2.3	2.6	2.7	3.5	2.1	2.1	2.2	2.2	2.5	○*	○
6.4	5.5	6.3	4.3	4.2	5.9	3.8	4.7	3.6	5.6	3.6	3.5	3.2	4.6	2.4	2.4	2.4	2.3	2.9	2.7	3.3	2.7	2.1	2.6	3.5	2.2	2.6	2.1	3.0	○*	○
6.8	6.8	7.1	5.5	4.9	4.9	5.1	6.8	4.0	5.5	4.9	4.1	6.0	4.3	3.1	3.2	5.2	2.6	2.4	4.5	2.8	2.5	4.4	3.2	3.0	3.2	1.9	2.3	2.9	○*	○
9.6	5.7	6.8	4.7	5.3	5.4	4.9	6.6	6.4	5.4	4.5	4.2	4.4	4.3	2.8	3.0	2.9	2.9	2.7	2.8	2.2	2.8	2.5	2.6	3.1	2.7	2.9	2.5	2.3	○*	○
7.4	8.4	6.4	5.7	5.6	5.3	5.3	6.0	6.2	5.1	5.5	4.0	2.8	3.2	2.3	2.8	2.1	2.8	3.0	3.4	2.3	2.6	2.2	2.2	3.2	2.8	2.5	2.0	2.3	○*	○
5.0	4.6	4.4	4.1	4.0	4.8	3.4	5.2	3.8	3.2	4.3	3.8	4.0	3.7	2.2	2.8	3.0	2.5	2.0	2.5	1.7	1.5	2.2	1.9	1.4	1.4	2.1	1.8	1.4	○*	○
6.5	6.0	5.6	2.9	5.2	3.8	3.7	2.5	2.8	2.1	2.4	2.2	3.1	2.6	1.7	1.8	1.8	2.1	3.0	1.5	2.8	1.6	2.7	3.6	2.5	2.2	2.0	2.2	3.1	○*	○
0.8	0.8	0.6	0.6	0.7	0.9	0.7	0.7	0.6	0.9	0.8	0.7	1.3	1.0	1.0	0.6	0.8	1.0	0.8	1.2	0.7	0.9	1.5	1.0	0.8	1.3	0.9	1.3	1.2	×*	×
1.3	1.0	1.1	0.8	1.2	1.0	1.0	1.2	1.0	0.9	1.0	1.1	1.0	0.6	0.7	0.9	0.6	<0.5	0.6	0.8	0.9	0.7	0.5	1.1	0.6	0.6	0.8	0.8	0.9	○	○
1.5	1.3	1.5	0.9	1.0	0.9	1.4	1.1	1.3	0.8	0.9	1.1	0.8	1.1	0.7	1.0	0.6	0.8	0.8	1.3	1.0	0.9	0.9	0.8	0.5	0.7	1.3	1.2	1.1	○*	○
2.1	1.4	2.1	1.2	1.0	1.2	1.0	1.1	1.1	0.9	0.8	1.0	0.8	1.0	0.7	0.8	0.7	0.8	0.8	1.5	0.9	1.1	1.0	1.0	0.8	0.8	1.1	1.1	1.0	○*	○
2.2	1.7	1.6	1.0	1.1	1.1	0.8	1.1	1.0	0.8	0.9	1.0	0.7	1.1	0.8	0.8	0.7	0.7	1.0	1.1	0.6	0.8	0.8	0.8	0.6	0.8	1.1	1.1	0.9	○	○
2.4	1.6	2.4	1.1	1.2	1.0	0.9	1.1	1.0	0.9	0.7	1.0	0.7	1.0	0.7	0.8	0.6	0.7	0.9	1.4	0.6	0.6	1.0	0.7	0.7	0.7	1.2	1.1	1.1	○*	○
2.4	2.2	2.9	1.0	1.5	1.0	1.0	1.5	1.3	1.2	0.8	0.9	0.8	0.8	0.8	1.0	0.7	0.9	1.3	1.1	0.8	1.1	1.3	1.0	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	○	○

表-2-1 河川におけるBODの経年変化(75%水質値) その3

(単位: mg/l)

水域区分	水 域 名	類型・達成期間 (基準値)	指定年月日	地点番号	地 点 名	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	
						(S48)	年 度	(S50)	年 度	年 度	年 度	年 度	(S55)	年 度	年 度	年 度	年 度	(S60)	年 度	年 度	年 度	年 度	(H元)	年 度	年 度	年 度	年 度
矢作川	巴川	A・イ (2mg/L以下)	S45.9.1	60*	細川頭首工	1.5	0.8	0.9	0.9	0.8	1.2	1.3	1.3	1.2	1.1	1.1	1.2	0.8	0.9	1.0	0.8	0.6	0.8	0.7	0.9	0.7	
	乙川上流	A・イ (2mg/L以下)	S45.9.1	210	乙川天神橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				61*	岡崎市上水道取入口	1.3	1.0	1.2	1.0	1.3	1.5	1.5	1.6	2.3	2.3	2.0	2.1	1.6	1.6	1.4	1.4	1.3	1.6	1.2	1.4	1.3	1.3
	乙川下流	A・イ (2mg/L以下) B・イ (C・ロ)	H30.3.30 (H12.3.31) (S45.9.1)	62*	占部用水取入口 (六名)	19	9.0	3.1	3.3	4.9	5.1	4.8	4.7	6.1	7.0	5.2	8.6	5.9	6.4	6.6	4.9	7.9	5.2	4.9	6.4	4.3	
	鹿乗川	C・イ (5mg/L以下) C・ロ	H30.3.30 (S50.3.31)	63*	米津小橋	10	7.7	8.2	5.3	7.6	8.4	7.9	8.0	7.3	11	7.4	5.8	9.3	9.8	8.7	7.2	8.3	6.8	5.3	6.1	5.7	
	矢作古川	B・イ (3mg/L以下) C・イ	H30.3.30 (S48.3.30)	64*	古川頭首工	5.6	1.9	2.4	1.9	2.7	4.5	3.4	2.1	4.2	3.6	4.6	4.3	3.5	3.1	5.3	3.0	2.6	4.2	2.5	4.5	4.0	
	広田川	-	-	65	吉良頭首工	20	6.5	6.6	4.8	5.9	4.9	3.9	5.0	8.6	8.4	7.6	5.7	8.2	8.5	11	6.4	6.1	8.2	9.1	9.6	7.8	
	介木川	AA・イ (1mg/L以下) (A・イ)	H30.3.30 (H8.3.29)	200*	小渡新橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				201	万町浄水場取入口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	男川	A・イ (2mg/L以下)	H8.3.29	202*	学校橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
203				南部簡易水道浄水場 取入口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雨山川及び 乙女川下流	AA・イ (1mg/L以下) (A・イ)	H30.3.30 (H8.3.29)	204*	ツノジ橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			205	万足上橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
木瀬川及び 犬伏川下流	AA・イ (1mg/L以下) (A・イ)	H30.3.30 (H11.3.31)	206*	堀越橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			207	犬伏橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊川	豊川上流	AA・イ (1mg/L以下)	S46.5.25	211	出合橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				66*	長篠橋	1.4	0.9	1.0	0.7	0.8	0.8	0.6	0.8	0.7	0.8	0.9	0.8	0.8	0.7	0.8	0.6	0.6	0.6	0.9	0.7	1.0	1.0
	豊川中流	A・イ (2mg/L以下) (A・ロ)	H11.3.31 (S46.5.25)	67	牛淵橋	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	1.2	0.8	0.7	0.8	0.6	0.8	0.8	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7	0.8	0.9	1.0	1.0	
				68	石田	1.4	1.6	1.3	0.9	0.9	0.5	<0.5	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.8	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.5	0.5	0.5
				69*	江島橋	1.2	1.5	1.3	1.1	0.6	0.7	0.6	<0.5	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6	0.7	0.6
70	当古橋	1.5	1.4	1.0	1.0	0.5	0.8	0.6	0.8	0.7	0.8	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6	0.7	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6	0.7	0.8			
71	下条	-	-	1.2	0.9	0.5	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.5	0.5	0.7	0.5	0.7	0.5	0.7	0.8			
豊川下流	A・イ (2mg/L以下) B・イ (B・ロ)	H29.3.31 (H11.3.31) (S46.5.25)	72*	吉田大橋	1.8	1.7	1.4	1.7	0.8	1.4	1.2	1.1	1.0	1.1	1.0	1.4	1.2	1.3	0.9	0.9	0.9	1.1	1.1	1.0	1.0		
宇連川	AA・イ (1mg/L以下)	S46.5.25	73	鳳来湖	-	-	1.8	0.9	0.9	1.2	1.3	0.7	0.5	0.5	0.7	0.8	0.8	0.9	0.8	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7	0.8		
			74*	鳳来橋	1.1	1.1	1.0	0.7	0.6	0.6	<0.5	0.7	0.6	0.5	0.7	0.9	0.8	0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5	0.8	0.7
			75	大野頭首工	1.7	1.0	0.9	0.9	0.8	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.9	0.7	0.8	0.9	0.7	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0	1.0
宇利川	-	-	76	大谷橋	-	-	-	-	-	-	-	1.9	1.4	1.7	1.3	1.6	1.7	1.9	2.0	1.4	1.6	2.0	1.6	1.9	2.4		
間川	-	-	77	六盃橋	-	-	1.6	1.8	1.5	1.5	1.4	1.6	1.4	1.5	1.2	1.6	1.0	1.5	1.2	1.3	1.2	1.1	1.5	1.4	1.7		
神田川	-	-	78	神田川橋	-	-	1.8**	1.7**	3.5**	3.1**	3.2	3.4	2.5	3.0	2.7	5.2	3.7	3.6	4.3	3.2	3.8	4.4	4.5	3.8	4.7		
朝倉川	-	-	79	境橋	-	-	4.1	4.9	6.1	4.4	5.3	4.3	5.4	3.8	3.8	4.3	3.1	4.0	3.5	4.5	3.9	3.8	3.7	3.2	2.7		
豊川放水路	B・イ (3mg/L以下) C・イ (C・ハ)	H29.3.31 (H11.3.31) (S46.5.25)	80*	小坂井大橋	8.0	4.0	4.8	6.0	6.2	5.1	5.3	2.5	2.5	2.5	2.7	2.3	2.2	1.6	4.1	1.3	1.2	1.9	1.8	1.5	1.9		
音羽川	B・イ (3mg/L以下) C・イ (C・ロ)	H29.3.31 (H11.3.31) (S62.3.30)	81*	剣橋	5.8	3.2	2.7	3.2	4.2	5.0	2.7	3.2	3.9	4.5	6.5	10	5.7	5.0	5.7	4.0	7.0	8.6	6.3	4.8	6.6		

- (注) 1 この表は、河川におけるBODの環境基準適合状況を判断するために75%水質値で示したものである。
 75%水質値が当該水域にあてはめられた基準に適合している場合に達成していると判断する。
 1つの水域に複数の環境基準点がある場合は全ての基準点が適合している場合に達成していると判断する。
 2 地点番号及び達成状況の*印は環境基準点である。
 3 神田川・神田川橋の**印は水道橋の値である。
 4 達成期間の分類 イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

(単位：mg/l)

1994 年度	1995 年度	1996 年度	1997 年度	1998 (H10)	1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 (H15)	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 (H20)	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 (H25)	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 年度	2021 年度	2022年度 (R4)		
																												観測 値	達成状況	
																													観測 点	
0.9	1.0	1.4	0.9	0.6	0.6	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.6	0.8	0.9	0.6	1.0	0.6	0.9	0.6	0.5	0.7	1.1	0.8	0.6	0.6	<0.5	0.9	<0.5	○*	○
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.5	0.7	0.6	0.5	<0.5	0.5	<0.5	1.0	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	○	○
1.5	1.9	2.3	1.4	1.0	1.2	1.4	1.7	1.3	0.9	1.0	1.3	1.0	1.1	1.0	0.8	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	1.3	0.9	0.5	<0.5	0.5	1.2	0.5	○*	○
10	9.6	5.4	4.1	2.9	3.2	3.1	3.9	3.3	1.8	2.1	3.3	2.2	2.2	1.7	1.2	1.5	1.5	1.7	1.2	0.9	0.8	1.6	1.2	1.0	1.0	1.0	1.3	0.8	○*	○
6.4	6.6	7.1	4.3	7.1	6.1	5.9	7.1	6.0	5.1	5.3	4.7	5.2	4.6	4.4	3.8	3.5	3.3	3.8	2.5	3.4	2.5	2.6	3.5	3.1	2.7	2.6	2.6	2.8	○*	○
4.2	3.1	5.0	3.0	1.7	1.8	2.0	3.1	1.8	1.1	1.3	2.1	1.9	1.1	1.2	1.6	1.9	1.1	1.4	1.0	2.4	1.7	1.6	1.6	1.5	1.0	1.2	0.6	1.2	○*	○
6.3	5.1	6.5	4.0	5.6	3.7	3.8	5.1	3.7	3.6	2.8	4.3	3.1	3.2	2.0	2.1	2.1	2.0	3.0	2.7	2.2	1.9	2.8	2.5	2.8	1.8	1.9	1.3	2.8	-	
-	-	0.9	0.9	1.8	1.0	0.7	0.8	1.0	0.6	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.9	0.6	0.7	0.5	0.7	0.7	0.5	<0.5	0.9	0.9	0.6	0.6	0.6	0.9	○*	○
-	-	0.7	0.9	0.9	0.7	<0.5	1.0	0.7	0.5	0.8	0.8	0.6	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	0.5	0.6	<0.5	0.7	<0.5	0.5	0.6	0.6	0.8	○	
-	-	1.2	0.9	1.1	1.0	0.7	1.4	0.8	0.8	0.9	0.8	0.6	0.6	0.7	0.7	0.9	0.6	0.6	0.6	<0.5	<0.5	1.2	0.6	<0.5	<0.5	0.5	0.9	<0.5	○*	○
-	-	0.8	0.7	0.8	0.8	<0.5	1.0	0.9	0.6	0.9	1.1	0.5	0.7	0.5	0.5	0.8	<0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	1.0	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	<0.5	○	
-	-	0.6	0.6	0.8	0.9	<0.5	0.8	0.8	0.5	0.8	0.7	<0.5	0.6	<0.5	0.7	0.7	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.9	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	<0.5	○*	○
-	-	0.5	0.5	<0.5	0.6	<0.5	0.9	0.8	0.5	0.8	0.8	0.5	0.7	0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	0.9	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	○	
-	-	0.8	0.6	1.6	0.8	0.7	0.9	0.9	0.6	1.0	1.1	0.8	0.6	0.7	0.7	0.5	0.6	0.7	0.8	0.6	0.7	0.6	0.9	0.5	0.9	0.6	0.9	0.8	○*	○
-	-	0.8	0.8	1.0	0.8	0.7	0.8	0.6	1.0	0.8	0.9	0.9	<0.5	<0.5	0.8	0.5	<0.5	0.7	0.7	0.7	0.6	0.5	1.0	0.5	<0.5	0.7	0.7	0.8	○	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.5	<0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7	0.5	<0.5	0.8	<0.5	<0.5	○	
0.7	0.7	0.7	0.8	<0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.8	0.6	0.6	0.8	0.6	0.7	<0.5	<0.5	0.6	0.7	0.6	0.5	0.6	0.6	<0.5	0.5	1.1	0.5	0.5	○*	○
0.7	0.9	0.7	0.7	0.5	0.5	0.7	0.8	0.6	0.6	0.8	0.7	0.6	0.7	0.8	0.6	<0.5	0.5	0.7	0.5	0.9	0.6	0.9	<0.5	0.7	<0.5	0.9	<0.5	0.8	○	
0.6	0.6	0.7	0.5	0.6	0.6	0.5	0.7	0.7	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.9	1.1	0.8	0.8	0.5	0.5	1.0	0.5	0.6	0.5	0.6	<0.5	0.5	1.0	0.5	0.7	○	
0.9	0.6	0.8	0.7	0.5	0.6	0.5	0.6	0.7	0.6	0.5	0.5	<0.5	1.1	1.1	0.7	0.7	0.6	0.5	1.1	0.9	0.7	0.7	0.7	0.5	0.5	1.1	0.5	0.9	○*	○
0.6	0.5	0.9	0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	0.7	0.5	0.6	0.8	<0.5	1.0	1.0	0.9	0.7	0.7	0.6	1.3	0.6	0.6	0.9	0.8	0.5	0.6	1.0	0.7	0.8	○	
0.8	0.5	0.7	0.6	0.7	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1.0	1.3	0.8	0.6	0.8	0.9	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	0.9	0.6	1.3	1.2	0.9	0.9	0.9	0.8	1.6	0.9	0.8	1.0	0.9	1.0	1.0	1.6	0.7	0.8	○*	○
0.5	0.5	0.5	0.7	<0.5	<0.5	0.6	1.1	1.0	<0.5	<0.5	0.5	0.6	0.7	0.8	0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.5	1.1	0.7	0.9	<0.5	1.0	0.5	0.8	<0.5	0.9	○	
0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.6	0.7	<0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.8	<0.5	<0.5	0.5	0.7	0.7	0.6	0.7	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	○*	○
0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.7	0.7	0.8	0.6	0.7	0.6	0.6	0.7	0.8	0.6	<0.5	0.5	0.7	0.5	1.2	0.7	1.0	<0.5	0.8	0.5	0.8	<0.5	0.9	○	
1.7	1.8	1.3	2.1	1.6	1.5	1.6	1.6	2.0	1.7	1.4	1.1	0.9	1.1	1.0	0.8	0.8	0.9	0.7	0.8	1.3	1.0	1.3	0.6	1.1	0.7	1.1	0.7	1.1	-	-
1.1	1.3	1.5	1.2	1.4	1.1	1.5	1.8	1.7	1.8	1.9	1.4	1.0	1.7	1.5	1.4	1.0	1.0	1.4	0.8	1.0	0.8	1.4	0.8	1.3	1.2	2.0	1.7	1.5	-	-
4.5	5.0	6.7	5.4	7.3	10	2.9	4.3	3.9	3.7	3.5	2.5	1.9	2.3	2.1	1.6	1.3	1.1	0.9	0.9	0.9	0.8	1.2	0.8	1.1	1.4	1.6	2.0	1.1	-	-
2.1	2.0	2.0	1.3	1.9	1.5	1.6	2.9	1.5	1.3	1.7	1.3	1.5	1.2	1.6	1.2	0.9	1.2	1.7	1.1	0.7	0.8	0.5	0.9	1.3	1.7	1.3	1.8	1.2	-	-
3.0	2.9	2.7	2.2	1.8	4.7	3.6	1.8	2.2	4.5	1.4	3.5	5.7	2.7	2.9	2.1	2.2	1.5	2.2	2.3	1.6	1.7	1.9	1.7	1.4	1.4	2.3	1.4	1.8	○*	○
7.8	7.8	8.2	4.5	3.0	5.1	2.5	3.2	3.4	1.4	1.3	1.6	0.9	1.7	1.3	1.0	0.9	1.3	1.0	0.7	1.6	1.7	1.7	0.7	1.4	0.6	1.1	0.5	1.3	○*	○

表-2-1 河川におけるBODの経年変化(75%水質値)その4

(単位: mg/l)

水域区分	水 域 名	類型・達成期間 (基準値)	指定年月日	地点番号	地 点 名	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	
						(S48)	(S48)	(S50)	(S50)	(S50)	(S50)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(H元)	(H元)	(H元)	(H元)
豊川	白川	-	-	82	念仏橋	-	-	-	-	-	-	-	7.7	11	8.6	8.4	7.9	7.6	8.6	8.0	6.7	7.2	12	15	10	10	
				83	新白川橋	-	-	7.0	6.0	4.1	5.1	4.6	2.8	2.7	4.2	6.0	4.8	5.3	4.1	6.2	4.6	6.6	7.8	8.1	5.4	6.3	
	西古瀬川	-	-	84	西古瀬橋	-	-	-	-	-	-	-	7.6	10	16	15	22	8.7	6.9	6.4	4.1	6.5	9.2	9.5	5.2	8.2	
				85	荒古橋	-	-	4.7	2.6	2.4	3.0	2.7	7.4	3.7	3.6	7.0	9.4	9.6	6.5	16	8.9	11	25	15	6.2	24	
	佐奈川	C・イ (5mg/L以下) (D・イ) (E・ハ)	H29.3.31 (H11.3.31) (S62.3.30)	86	*柳橋	38	38	18	37	47	60	26	24	26	26	44	39	19	24	19	20	19	40	26	8.7	21	
				98	浜田橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.7	3.5	4.8	7.0	3.9	3.2	2.6
				87	下立合橋	28	28	6.1	8.9	10	9.4	17	14	17	14	11	15	9.0	7.0	7.3	8.9	8.2	8.7	7.7	9.7	9.2	
	柳生川	-	-	88	上富田橋	-	-	-	-	-	-	-	9.1	9.9	9.0	10	11	5.3	5.8	6.3	5.8	5.2	5.7	6.5	6.3	6.2	
				89	市場橋	-	-	6.8	6.6	6.4	6.9	6.9	6.1	6.5	7.6	8.9	8.2	8.4	6.0	6.6	5.9	5.1	6.0	5.5	6.1	4.5	
				90	飛越橋	-	-	24	15	13	11	9.9	11	8.8	8.4	8.7	16	13	21	14	14	14	14	13	10	10	12
梅田川	C・イ (5mg/L以下) (C・ハ)	H29.3.31 (S50.3.31)	91	沢渡橋	-	-	-	-	-	-	8.5	10	6.5	6.4	8.4	9.9	9.2	9.7	11	8.3	10	10	6.3	5.2	6.3		
			92	*御殿橋	10	9.2	8.7	8.3	9.7	9.5	7.9	8.0	7.1	6.6	6.5	8.3	8.6	7.1	8.5	7.3	7.7	7.5	6.5	6.7	6.9		
			93	植田橋	-	-	6.5	6.1	7.1	5.0	6.8	5.8	5.5	6.0	6.4	5.4	4.9	5.5	5.4	5.2	5.1	6.4	5.0	5.0	5.0	4.6	
			94	佐久良橋	-	-	-	-	-	-	-	-	7.3	8.8	5.5	9.3	9.7	8.6	7.5	6.8	5.1	6.7	7.6	6.7	7.8	3.9	
汐川	D・イ (8mg/L以下) (E・ハ)	H29.3.31 (S62.3.30)	95	*船倉橋	-	-	68	110	76	51	45	24	25	30	23	28	37	28	49	29	14	49	34	20	20		
天童川水域	AA・イ (1mg/L以下) (AA・ロ)	R2.3.31 (H8.3.29)	208	*常盤橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			209	御殿橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 この表は、河川におけるBODの環境基準適合状況を判断するために75%水質値で示したものである。
 75%水質値が当該水域にあてはめられた基準に適合している場合に達成していると判断する。
 1つの水域に複数の環境基準点がある場合は全ての基準点が適合している場合に達成していると判断する。
 2 地点番号及び達成状況の*印は環境基準点である。
 3 下立合橋の2020年度以前は柳生橋の値
 4 達成期間の分類 イ:直ちに達成、ロ:5年以内で可及的速やかに達成、ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成

表-2-2 湖沼におけるCODの経年変化(75%水質値)

(単位: mg/l)

水域区分	水 域 名	類型・達成期間 (基準値)	指定年月日	地点番号	地 点 名	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
						(S48)	(S48)	(S50)	(S50)	(S50)	(S50)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(S55)	(H元)	(H元)	(H元)
入鹿池	-	-	-	96	中央	-	-	3.4	3.6	2.9	3.9	3.6	3.4**	3.3**	3.9**	3.3**	3.5**	3.7**	3.4**	3.2**	3.4**	3.4**	3.4**	3.2**	3.4**	5.2**
油ヶ淵	B・イ (5mg/L以下)	S45.9.1	97	*中央	17	11	12	15	13	12	12	12	12	13	13	16	9.9	12	14	13	13	13	9.9	10	9.8	

- (注) 1 この表は、湖沼におけるCODの環境基準適合状況を判断するために75%水質値で示したものである。
 75%水質値が当該水域にあてはめられた基準に適合している場合に達成していると判断する。
 2 地点番号及び達成状況の*印は環境基準点である。
 3 **印は流出口の値である。
 4 達成期間の分類 イ:直ちに達成

(単位：mg/l)

1994	1995	1996	1997	1998 (H10)	1999	2000	2001	2002	2003 (H15)	2004	2005	2006	2007	2008 (H20)	2009	2010	2011	2012	2013 (H25)	2014	2015	2016	2017	2018 (H30)	2019 (R元)	2020	2021	2022年度 (R4)			
																												観測値	達成状況		
																													観測点	水域	
9.0	11	10	7.3	8.7	9.8	7.0	7.7	7.2	6.2	7.1	8.6	4.8	7.7	5.3	4.3	3.2	3.3	4.6	3.8	4.1	4.1	2.6	2.2	2.4	1.3	2.5	1.2	2.1	-	-	
5.7	4.1	4.3	4.1	3.9	3.5	3.9	2.7	3.3	3.1	2.8	3.7	2.2	4.3	3.0	4.1	2.1	2.4	2.7	2.6	3.0	3.0	3.3	2.3	3.0	2.2	4.3	1.5	4.4	-	-	
7.8	9.2	10	6.5	5.2	5.2	4.1	4.8	5.8	5.4	6.0	5.1	5.9	5.3	3.8	2.8	2.3	2.0	2.4	3.6	3.6	1.9	2.8	1.6	2.1	1.1	1.9	1.2	2.5	-	-	
15	20	16	8.9	7.3	11	6.4	9.5	5.4	4.3	3.3	3.4	1.9	2.2	2.0	1.2	1.5	1.5	1.5	1.3	2.4	1.9	1.8	1.1	1.6	1.1	1.5	1.3	1.6	○	-	
14	10	9.5	5.0	7.7	6.8	5.5	4.8	3.8	4.7	8.5	4.2	3.2	3.5	2.4	2.0	2.4	1.6	2.5	2.8	2.8	2.9	3.9	3.2	2.2	3.2	3.0	3.1	2.9	○*	○	
3.3	3.6	3.6	2.8	2.5	4.2	5.4	3.0	3.5	2.5	3.2	3.0	2.5	3.0	1.6	1.7	1.4	1.4	1.4	1.6	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	9.4	8.6	7.9	8.6	11	7.3	9.5	6.5	4.7	4.3	4.6	3.4	3.8	5.1	3.8	3.4	5.3	3.4	4.0	4.6	4.5	3.5	4.3	3.3	3.8	3.7	5.0	3.7	-	-	
11	12	7.1	6.6	8.3	6.7	6.3	5.7	6.2	6.1	5.3	4.7	5.8	6.5	3.8	3.8	4.0	5.8	7.0	8.7	6.4	4.5	7.0	5.7	6.3	4.4	3.5	4.2	-	-	-	
8.2	8.5	6.9	7.8	7.5	6.9	6.8	6.3	9.4	4.3	6.1	4.6	5.7	5.2	3.1	3.8	5.0	4.4	4.7	4.5	4.0	5.2	6.6	5.6	4.8	4.2	3.4	5.9	-	-	-	
10	16	11	14	10	15	11	13	10	7.6	7.9	7.4	6.6	5.1	6.7	4.7	6.7	5.9	4.9	5.7	5.6	4.4	5.0	4.0	4.9	5.4	4.8	6.8	4.2	○	-	
7.2	7.9	8.2	5.0	7.7	7.8	9.7	8.8	8.3	5.9	4.7	4.7	3.9	4.3	4.5	4.3	2.9	4.0	3.4	3.1	3.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7.9	6.8	6.8	5.3	6.9	7.2	6.7	9.8	5.7	4.5	4.6	4.9	3.5	3.1	4.6	3.7	3.5	4.0	2.8	3.2	3.0	3.7	3.7	3.0	3.1	4.6	3.9	4.6	3.0	○*	○	
4.8	5.2	4.5	4.3	4.6	5.0	6.0	6.2	4.4	5.3	3.7	3.6	2.5	2.5	3.1	2.3	2.0	3.4	2.2	2.4	3.5	2.6	4.2	2.9	5.7	3.7	2.7	4.6	4.2	○	-	
6.3	3.9	5.8	4.3	4.5	6.4	5.5	7.5	5.6	4.7	5.3	4.3	4.5	3.6	4.9	3.9	3.2	3.4	5.1	3.2	2.8	2.3	2.9	2.7	2.0	2.0	5.3	2.7	2.3	-	-	
18	14	21	12	13	11	12	14	21	10	9.4	9.2	7.3	3.9	2.5	3.0	3.4	2.6	3.7	4.1	4.3	4.6	4.5	5.3	2.8	2.8	2.6	2.9	3.4	○*	○	
-	-	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9	0.5	0.7	0.7	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	1.0	0.5	0.9	<0.5	0.9	<0.5	0.8	<0.5	0.7	○*	○	
-	-	0.6	0.8	<0.5	0.6	<0.5	0.8	0.7	<0.5	0.8	0.6	<0.5	0.6	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.5	<0.5	0.7	<0.5	0.7	<0.5	0.6	<0.5	0.5	○	○	

河川の環境基準地点では52地点中50地点で環境基準を達成しています。
河川の水域別では49水域中47水域で環境基準を達成しています。

(単位：mg/l)

1994	1995	1996	1997	1998 (H10)	1999	2000	2001	2002	2003 (H15)	2004	2005	2006	2007	2008 (H20)	2009	2010	2011	2012	2013 (H25)	2014	2015	2016	2017	2018 (H30)	2019 (R元)	2020	2021	2022年度 (R4)		
																												観測値	達成状況	
																													観測点	水域
3.5	5.1	9.9	4.9	4.6	4.7	4.2	3.6	4.3	3.6	4.0	3.8	4.0	4.0	3.9	4.1	3.5	3.4	2.8	3.2	3.1	3.4	3.3	3.7	3.5	4.0	3.6	3.3	3.5	-	-
10	11	12	10	9.4	10	9.3	9.9	9.5	11	9.7	10	9.8	9.0	7.6	6.7	7.0	7.6	7.5	7.7	7.5	7.2	7.4	7.4	6.9	8.1	7.9	6.6	7.3	×*	×

湖沼では油ヶ淵で環境基準に達していません。

表-2-3 海域におけるCODの経年変化(75%水質値)

(単位: mg/l)

水域区分	水域名	類型・達成期間 (基準値)	指定年月日	地点番号	地点名	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993		
						(S48)	(S49)	(S50)	(S51)	(S52)	(S53)	(S54)	(S55)	(S56)	(S57)	(S58)	(S59)	(S60)	(S61)	(S62)	(S63)	(S64)	(S65)	(H元)	(H元)	(H元)	(H元)	(H元)
伊勢湾	名古屋港(甲)	C・ハ (8mg/L以下)	H14.3.29 (S46.5.25)	136	N-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				101*	N-1	3.9	6.1	4.8	4.8	5.6	5.0	4.0	4.4	4.1	5.0	5.3	7.2	4.0	4.2	4.6	5.8	4.9	5.2	6.5	5.2	4.4		
				102*	N-2	4.0	4.9	5.2	3.6	3.6	4.5	4.0	3.9	3.1	3.2	3.0	2.9	3.5	5.6	2.4	3.0	4.0	2.8	3.0	3.8	3.8	3.4	3.3
				103*	N-3	2.7	3.9	3.9	3.3	2.9	3.7	3.1	3.2	3.0	2.9	3.5	5.6	2.4	3.0	4.0	2.8	3.0	3.0	3.8	3.8	3.8	3.4	3.3
				110	N-10	4.7	4.7	4.3	4.1	3.9	4.6	4.1	3.8	3.6	4.2	5.1	6.6	3.6	3.7	4.6	4.6	4.6	5.0	5.0	5.0	5.0	3.7	3.6
	111	N-11	-	-	-	-	-	-	-	-	5.0	4.3	4.5	5.0	5.2	4.4	3.4	4.2	3.6	3.4	4.0	4.0	3.3	4.6	3.4			
	名古屋港(乙)	B・ロ (3mg/L以下)	S46.5.25	104*	N-4	3.0	3.2	3.3	3.4	3.4	3.7	3.3	2.7	2.8	3.2	3.8	5.1	2.5	2.8	3.3	3.7	3.5	3.6	3.8	3.4	3.3		
				105*	N-5	2.6	2.4	2.4	2.7	3.1	2.3	2.4	4.2	2.5	3.9	4.2	5.0	3.2	3.9	2.2	2.8	5.0	2.7	3.6	3.8	3.0		
	伊勢湾	常滑地先海域	B・ロ (3mg/L以下)	S46.5.25	112	N-12	-	-	-	-	-	-	-	3.6	2.2	2.5	3.2	2.5	2.4	2.5	1.9	1.3	2.6	1.1	3.3	3.1	2.6	
					106*	N-6	2.8	3.2	3.0	3.3	3.9	3.3	3.0	3.0	2.5	3.0	3.9	5.1	2.0	2.9	3.2	3.6	3.4	3.7	4.0	2.9	2.8	
					107*	N-7	2.0	3.0	2.9	3.3	2.9	3.1	2.6	3.2	2.6	3.8	4.0	3.5	2.5	2.9	3.1	2.6	3.6	2.0	2.9	2.9	3.0	
108*					N-8	2.4	2.9	2.1	2.8	2.3	2.3	2.3	2.5	2.1	2.3	2.7	2.8	1.6	1.9	1.6	1.5	2.2	1.2	2.2	2.2	2.2	2.1	
109*					N-9	1.3	2.1	1.7	1.5	2.2	1.6	1.7	3.4	2.1	2.8	3.2	2.8	1.8	1.5	1.9	1.5	1.8	0.9	3.0	2.4	2.2		
133					N-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
137					N-15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
衣浦湾	衣浦港	C・ロ (8mg/L以下)	S45.9.1	113*	K-1	5.5	4.1	6.1	3.9	4.2	3.9	4.8	4.4	4.0	4.1	6.1	5.9	4.6	4.8	6.2	4.1	4.8	4.2	5.3	4.7	4.2		
				114*	K-2	5.6	3.5	7.0	4.0	4.4	3.7	5.1	5.3	4.1	3.6	5.7	6.5	3.9	4.2	5.8	4.7	4.3	3.6	5.0	5.1	4.4		
	衣浦湾南部	C・ロ (8mg/L以下)	S47.3.31	115*	K-3	4.3	3.1	5.9	3.0	3.3	3.6	4.0	3.6	4.0	4.2	4.8	4.8	3.7	3.9	4.3	3.1	4.5	3.5	4.0	4.3	3.4		
				116*	K-4	2.1	2.9	3.0	2.0	2.7	2.3	2.4	3.4	2.2	3.7	3.9	3.7	2.6	2.6	2.1	1.8	3.1	2.5	2.7	3.1	2.9		
				117*	K-5	2.4	2.9	2.7	2.3	2.7	2.1	2.2	3.1	2.1	3.2	2.9	3.3	2.3	2.5	2.4	1.7	1.8	2.5	1.9	2.3	2.5		
				118*	K-6	1.6	2.5	3.1	2.7	2.6	1.8	1.8	3.0	2.4	2.9	3.9	3.1	3.7	1.5	2.0	1.3	1.9	2.1	3.3	2.5	3.1		
				119	K-7	2.4	2.8	2.8	2.3	2.2	2.2	2.8	2.7	2.0	1.9	3.5	2.8	2.6	2.9	2.4	2.3	1.9	2.6	2.3	2.8	3.2		
				134	K-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美湾	蒲郡地先海域	C・ロ (8mg/L以下)	S46.5.25	120*	A-1	3.4	4.4	5.8	3.5	4.2	3.5	3.2	4.1	3.9	4.7	4.2	5.1	4.0	4.2	3.8	4.6	2.7	3.3	3.9	3.7	3.2		
				121*	A-2	5.5	4.2	5.7	5.4	4.8	5.5	4.6	4.2	4.6	4.8	5.1	5.3	5.2	5.1	4.1	4.5	3.3	3.8	5.7	3.9	3.7		
	神野・田原地先海域	C・ロ (8mg/L以下)	S46.5.25	122*	A-3	5.8	4.3	6.6	4.8	5.1	4.0	4.7	4.8	3.1	4.6	3.9	5.0	5.7	4.9	4.7	4.6	3.7	5.3	5.2	4.8	6.1		
				123*	A-4	3.2	3.0	4.5	3.2	3.8	3.5	3.5	3.5	3.4	4.7	5.5	4.8	4.4	4.1	3.8	4.1	2.9	3.5	3.1	3.7	3.5		
				130	A-11	-	-	1.7	3.3	4.4	4.6	6.0	3.4	3.1	3.2	3.4	4.0	4.7	4.3	3.8	3.7	3.0	4.3	3.7	4.4	4.8		
				131	A-12	-	-	1.6	4.2	4.2	4.3	5.9	3.2	2.1	3.1	2.9	3.7	4.6	3.9	3.8	3.1	2.6	3.3	3.2	3.3	5.2		
	渥美湾(甲)	B・イ (3mg/L以下)	S46.5.25	124*	A-5	3.6	3.2	3.2	3.5	3.9	3.1	2.1	2.8	2.9	3.4	2.7	3.5	3.0	3.1	2.7	2.7	1.9	1.9	2.2	2.7	2.9		
				125*	A-6	2.9	3.6	4.0	3.9	3.5	3.5	3.8	3.0	3.6	4.7	3.1	4.2	4.1	3.8	3.2	2.8	2.9	2.6	2.7	2.8	3.9		
				129	A-10	3.4	3.2	5.7	3.2	3.2	3.7	3.5	3.1	3.2	4.9	4.2	4.5	4.2	3.6	3.5	2.9	2.9	2.6	2.6	3.1	3.8		
				132	A-13	-	-	-	-	-	-	-	3.7	2.7	3.5	4.4	3.3	5.1	4.8	3.5	3.3	3.3	4.3	3.8	3.9	4.6		
渥美湾(乙)	A・イ (2mg/L以下)	S46.5.25	126*	A-7	3.0	2.9	2.7	2.9	3.2	2.9	1.8	2.9	2.9	3.7	3.3	3.4	3.5	2.8	2.9	2.5	2.2	2.3	2.6	2.6	3.5			
			127*	A-8	2.1	2.4	2.3	2.5	2.3	2.2	1.6	3.0	3.0	2.8	2.5	2.8	2.8	2.3	3.0	1.7	1.5	1.6	1.7	1.7	3.3			
			128*	A-9	2.2	3.2	3.0	3.1	2.5	2.5	1.8	2.6	2.9	3.4	2.1	3.2	3.3	2.5	1.8	2.2	1.8	2.5	2.1	2.2	3.8			
135	A-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

(注) 1 この表は、海域におけるCODの環境基準適合状況を判断するために75%水質値で示したものである。
 75%水質値が当該水域にあてはめられた基準に適合している場合に達成していると判断する。
 1つの水域に複数の環境基準点がある場合は全ての基準点が適合している場合に達成していると判断する。
 2 地点番号及び達成状況の*印は環境基準点である。
 3 達成期間の分類 イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成
 ※：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(単位：mg/l)

1994	1995	1996	1997	1998 (H10)	1999	2000	2001	2002	2003 (H15)	2004	2005	2006	2007	2008 (H20)	2009	2010	2011	2012	2013 (H25)	2014	2015	2016	2017	2018 (H30)	2019 (R元)	2020	2021	2022年度 (R4)		
																												観測値	達成状況	
																													観測点	水域
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.2	5.8	4.3	3.8	3.5	3.0	4.3	4.0	4.4	3.6	○	
3.1	4.2	3.6	6.3	5.2	5.0	6.2	4.4	4.2	3.2	3.6	3.3	4.0	3.7	3.6	3.1	4.2	4.6	7.1	3.5	6.0	5.1	5.3	4.0	3.7	6.8	5.0	4.8	4.6	○*	
3.3	4.0	2.9	4.9	4.6	4.1	4.7	3.5	2.8	2.6	3.6	3.1	3.2	3.6	3.5	3.1	4.0	3.8	4.5	4.4	3.6	4.2	4.5	3.7	3.8	4.8	4.3	3.8	4.1	○*	
2.4	2.4	2.0	4.7	3.3	3.6	3.8	2.9	2.6	2.2	2.4	2.4	2.7	2.2	3.0	2.1	3.7	3.3	3.7	3.7	3.7	3.1	3.6	3.3	3.4	4.1	3.6	3.0	4.1	○*	
3.7	3.4	2.6	5.5	4.4	4.4	4.7	3.5	3.0	2.6	3.7	3.0	3.6	2.8	3.6	2.8	3.9	3.5	7.3	3.1	4.5	3.8	3.6	4.3	3.6	4.6	3.7	4.4	3.5	○	
4.6	4.7	4.4	3.7	5.7	4.8	5.2	5.0	4.8	4.0	4.8	4.7	4.9	4.4	4.8	5.7	4.8	3.8	5.3	3.0	6.0	4.3	3.6	4.0	3.4	5.9	4.1	3.8	3.9	○	
2.4	2.1	1.7	3.9	3.4	2.9	3.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.0	3.1	2.4	2.6	2.0	3.3	3.3	3.6	3.7	3.6	2.6	3.3	3.1	2.8	4.0	3.2	3.2	3.8	×*	×
3.4	2.6	4.2	4.2	5.0	3.8	-	-	3.6	3.6	3.6	3.1	3.3	2.9	4.9	4.6	4.5	2.8	2.7	3.4	3.7	3.0	3.0	3.5	4.0	3.8	2.8	3.8	3.7	×*	×
4.1	3.2	3.9	3.9	4.7	2.8	3.1	2.7	2.5	3.7	3.3	3.5	3.4	2.8	4.2	4.1	4.1	2.8	2.6	3.2	2.6	2.9	2.3	5.0	3.5	3.2	2.7	3.5	3.6	×	×
2.5	2.3	1.6	3.9	2.9	3.5	4.5	2.3	1.9	2.1	2.4	1.9	3.1	2.3	2.1	1.8	2.9	3.3	4.0	3.6	3.5	2.7	2.9	3.1	2.9	3.8	3.0	2.8	3.7	×*	
4.0	2.8	3.7	3.5	3.9	3.7	3.3	3.2	2.4	3.5	3.2	2.8	3.5	2.9	4.5	3.4	3.6	3.2	3.0	3.3	3.1	2.8	2.7	3.4	3.6	3.7	2.7	3.5	4.1	×*	
2.7	1.9	2.5	2.7	2.9	2.6	2.3	2.2	1.9	2.2	2.2	2.4	2.5	2.7	2.7	2.4	2.2	2.5	1.9	2.0	2.3	2.1	2.1	3.2	3.2	3.2	2.4	2.8	2.8	×*	×
2.6	2.4	2.8	3.6	3.2	3.3	2.6	2.4	2.5	2.6	3.0	2.6	2.8	2.1	2.8	3.2	2.7	2.0	2.1	2.4	2.5	3.0	2.1	2.8	3.2	2.7	2.7	2.8	3.2	×*	×
-	-	2.9	3.2	3.3	2.7	2.7	2.9	2.3	2.7	3.0	2.8	2.9	3.0	3.0	3.4	2.6	2.3	1.9	2.6	2.9	2.5	2.2	2.5	3.2	2.6	2.4	2.8	3.3	×	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.5	2.8	2.9	2.1	3.7	3.3	2.8	2.1	2.6	4.0	×	
4.5	4.9	4.8	5.3	5.6	7.1	5.2	5.3	4.5	4.9	5.2	5.6	5.2	6.2	5.0	4.3	5.4	4.1	4.1	4.5	4.9	4.5	3.4	4.3	5.0	4.8	4.4	4.4	4.6	○*	○
4.6	4.5	3.3	6.0	4.5	6.2	4.3	5.2	5.4	4.8	4.8	5.3	6.3	6.1	5.1	4.6	5.5	4.6	4.3	4.6	4.8	4.4	3.3	4.6	5.2	5.6	4.9	4.6	5.0	○*	○
4.0	4.4	3.1	4.0	4.6	5.7	3.8	3.7	4.4	4.6	4.9	3.7	3.9	4.0	6.1	5.6	4.5	4.0	4.2	4.5	5.0	4.6	4.2	4.0	3.9	4.6	3.9	3.9	5.1	○*	○
3.3	3.6	3.2	3.8	3.5	4.0	3.8	3.2	3.6	3.6	3.4	3.3	4.4	3.7	4.1	3.4	3.9	3.2	3.1	3.2	3.6	3.5	3.0	3.6	3.9	4.5	3.4	3.8	4.8	×*	
2.9	2.8	2.6	3.5	3.4	3.6	3.1	2.9	2.7	3.2	3.3	2.9	3.2	2.9	3.8	2.7	3.1	2.5	2.7	3.1	3.0	2.7	2.3	2.7	3.0	3.4	2.8	3.4	3.6	×*	
2.9	3.0	2.8	4.0	4.2	4.0	3.7	3.4	3.1	3.6	4.2	3.5	3.8	2.8	5.3	3.8	3.1	2.7	3.3	3.2	3.7	2.8	2.3	3.5	4.4	3.8	3.1	4.0	3.3	×*	×
2.9	2.7	3.3	3.9	3.7	4.0	4.1	2.9	3.5	3.5	4.3	3.3	3.8	3.2	4.3	3.4	3.7	2.7	3.3	3.6	3.7	3.0	2.6	3.2	4.3	4.1	3.6	3.6	4.6	×	
-	-	3.5	4.6	3.6	3.8	3.5	3.3	3.0	3.0	3.6	3.3	3.5	3.1	3.4	3.1	3.3	2.9	3.0	3.3	3.2	3.1	2.7	3.4	4.3	3.4	3.2	3.9	4.1	×	
3.4	3.5	4.2	4.2	3.9	5.2	4.8	3.9	4.1	4.5	4.0	4.2	4.8	4.0	5.2	4.0	4.7	3.8	4.2	3.9	4.4	4.5	3.3	4.6	5.1	4.5	3.2	4.7	4.3	○*	○
3.4	3.6	5.2	4.8	5.3	4.3	5.0	4.3	3.6	4.8	4.1	4.3	4.8	4.1	5.4	4.1	4.3	3.8	4.3	4.0	5.1	4.4	3.6	5.1	6.4	5.6	4.0	5.3	4.8	○*	○
6.6	7.2	6.3	6.2	6.0	6.0	6.2	6.3	6.3	5.4	6.4	5.5	5.3	5.4	5.5	4.9	5.3	4.5	6.0	6.2	6.2	6.7	6.3	6.6	4.8	4.3	5.3	5.6	5.2	○*	○
4.0	3.9	5.4	4.2	4.0	4.6	4.9	4.4	4.4	4.5	4.6	4.4	4.7	4.0	4.6	3.7	4.7	3.7	4.1	4.0	4.5	4.7	4.1	4.6	4.8	4.0	3.8	5.0	4.5	○*	○
5.2	4.8	5.1	5.3	4.5	4.8	4.6	4.1	4.3	4.3	4.8	4.6	3.9	3.9	4.4	3.8	4.2	4.1	4.9	3.3	4.2	5.7	4.6	4.2	3.4	3.6	4.4	4.3	3.8	○	
4.9	5.0	5.6	4.8	4.9	3.9	4.6	4.1	4.8	4.7	5.2	4.1	4.6	4.6	4.4	3.7	4.3	4.2	4.5	4.5	5.6	5.8	5.0	4.4	3.4	3.5	4.5	4.4	4.7	○	
3.2	3.3	3.9	3.5	3.3	3.9	4.6	3.7	3.4	3.6	3.7	3.7	4.0	3.4	4.1	3.1	3.8	3.2	4.1	3.7	3.4	4.2	3.1	4.0	3.9	3.9	3.3	4.1	3.9	×*	
3.5	3.7	4.6	4.0	4.0	4.4	4.7	4.0	3.5	4.5	3.7	3.9	4.3	4.2	4.8	4.1	4.7	4.0	4.1	4.0	4.4	4.2	3.4	4.7	4.7	4.3	3.6	4.9	4.3	×*	×
4.0	4.3	4.4	4.7	4.0	4.7	4.8	4.3	4.3	4.8	4.3	4.5	4.5	4.2	4.9	3.5	4.7	3.7	4.6	4.0	4.5	4.8	3.7	4.6	5.1	4.2	3.6	4.4	4.6	×	×
5.2	4.8	4.9	5.5	4.6	4.5	5.0	4.5	4.8	4.8	5.1	5.1	4.6	4.6	4.8	4.1	4.1	4.0	5.2	3.6	5.1	5.7	5.1	4.9	4.0	4.5	4.5	4.8	4.7	×	
3.0	3.6	3.8	3.9	3.3	3.6	4.5	3.9	3.3	3.9	4.2	4.0	4.1	3.2	3.9	3.2	3.7	2.9	3.3	4.0	3.6	3.7	3.5	3.8	4.4	3.9	3.1	4.4	3.8	×*	×
2.7	3.4	3.4	3.9	3.4	3.2	3.5	3.2	3.1	3.2	3.1	4.1	3.7	3.0	3.5	2.7	3.0	2.5	3.2	3.1	3.2	3.7	3.0	3.7	4.2	3.2	2.8	3.5	3.9	×*	×
2.8	3.6	3.3	4.2	3.3	3.8	4.0	3.5	3.0	3.1	3.4	3.4	4.0	2.9	4.1	2.7	3.6	2.9	3.3	3.8	3.4	3.8	3.3	3.7	4.4	3.4	3.2	4.2	3.9	×*	×
-	-	3.9	4.0	3.2	3.6	3.4	2.9	3.1	3.2	3.7	3.3	3.7	3.1	3.8	3.9	3.3	2.8	3.1	3.6	3.5	3.2	2.6	3.7	4.0	3.3	2.6	3.6	3.9	×	

海域の環境基準地点では24地点中10地点で環境基準を達成しています。

海域の水域別では11水域中5水域で環境基準を達成しています。

表-2-4 海域における全窒素の経年変化（表層の年間平均値）

（単位：mg/l）

水域名	類型・達成期間 (基準値)	指 定 年 月 日	地点		1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	
			番号	地点名	(S55) 年度	年度	年度	年度	年度	(S60) 年度	年度	年度	年度	(H元) 年度	年度	年度	年度	(H5) 年度	年度	年度	年度	年度
伊勢湾 (イ)	Ⅳ・イ (1mg/L 以下)	H14.3.15 (H8.2.27)	102	N-2	1.2	1.2	1.7	1.9	1.3	1.5	1.5	1.4	1.5	1.3	1.1	1.2	1.0	1.1	1.1	1.3	0.97	
			103	N-3	0.80	0.78	0.83	1.0	0.70	0.62	0.71	0.96	1.1	0.80	0.77	0.82	0.78	0.78	0.77	1.0	0.56	
			104	N-4	0.60	0.62	0.71	0.76	0.63	0.63	0.62	0.60	0.74	0.68	0.58	0.67	0.62	0.58	0.53	0.75	0.52	
伊勢湾 (ハ)	Ⅲ・イ (0.6mg/L 以下) (Ⅲ・ロ)	H14.3.15 (H8.2.27)	106	N-6	0.51	0.49	0.56	0.59	0.65	0.49	0.55	0.51	0.57	0.61	0.52	0.57	0.49	0.52	0.46	0.60	0.28	
伊勢湾 (ニ)	Ⅱ・イ (0.3mg/L 以下) (Ⅱ・※)	H14.3.15 (H8.2.27)	105	N-5	0.60	0.51	0.59	0.59	0.55	0.55	0.56	0.44	0.60	0.63	0.53	0.58	0.46	0.48	0.42	0.45	0.41	
			107	N-7	0.49	0.46	0.50	0.49	0.44	0.45	0.44	0.43	0.62	0.58	0.50	0.61	0.41	0.46	0.49	0.45	0.36	
			108	N-8	0.36	0.32	0.34	0.38	0.32	0.39	0.36	0.38	0.49	0.43	0.39	0.43	0.34	0.36	0.41	0.30	0.27	
			109	N-9	0.32	0.29	0.31	0.37	0.26	0.31	0.29	0.33	0.48	0.38	0.31	0.44	0.30	0.33	0.34	0.29	0.29	
			133	N-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.28
三河湾 (イ)	Ⅳ・ロ (1mg/L 以下)	H7.10.11	115	K-3	0.73	0.69	0.69	0.79	0.67	0.83	0.81	0.74	0.97	0.96	0.84	0.88	0.90	0.84	0.75	0.85	0.63	
三河湾 (ロ)	Ⅲ・イ (0.6mg/L 以下) (Ⅲ・※)	H17.3.25 (H7.10.11)	120	A-1	0.59	0.80	0.64	0.61	0.57	0.57	0.57	0.53	0.56	0.54	0.56	0.76	0.55	0.46	0.44	0.48	0.43	
			123	A-4	0.54	0.58	0.69	0.76	0.52	0.64	0.60	0.67	0.62	0.62	0.81	0.69	0.78	0.87	0.61	0.66	0.55	
			124	A-5	0.49	0.41	0.47	0.48	0.36	0.49	0.38	0.46	0.62	0.50	0.51	0.52	0.49	0.44	0.61	0.44	0.39	
			125	A-6	0.47	0.49	0.55	0.46	0.48	0.56	0.55	0.49	0.54	0.60	0.52	1.2	0.55	0.51	0.53	0.51	0.41	
三河湾 (ハ)	Ⅱ・ロ (0.3mg/L 以下) (Ⅱ・※)	H17.3.25 (H7.10.11)	116	K-4	0.57	0.48	0.52	0.58	0.43	0.46	0.50	0.41	0.49	0.51	0.55	0.56	0.73	0.53	0.46	0.46	0.35	
			117	K-5	0.50	0.39	0.40	0.37	0.34	0.44	0.41	0.34	0.48	0.46	0.49	0.48	0.40	0.41	0.44	0.37	0.32	
			118	K-6	0.46	0.36	0.41	0.45	0.33	0.40	0.36	0.33	0.44	0.41	0.40	0.46	0.36	0.36	0.39	0.37	0.32	
			134	K-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.32
			126	A-7	0.35	0.37	0.41	0.38	0.34	0.41	0.31	0.39	0.43	0.42	0.41	0.49	0.43	0.37	0.45	0.37	0.34	
			127	A-8	0.33	0.33	0.35	0.34	0.29	0.37	0.30	0.36	0.37	0.35	0.41	0.37	0.38	0.36	0.38	0.34	0.30	
			128	A-9	0.34	0.34	0.40	0.33	0.35	0.40	0.34	0.43	0.42	0.38	0.40	0.45	0.42	0.37	0.39	0.32	0.32	
			135	A-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.34

- (注) 1 この表は、海域における全窒素の環境基準適合状況を判断するために表層の年間平均値水質を示したものである。
 2 表層の年間平均値が当該水域にあてはめられた基準に適合している場合に達成していると判断する。
 1つの水域に複数の環境基準点がある場合は各基準点における年間平均値を、当該水域内の全ての基準点について平均した値が適合しているとき達成していると判断する。
 3 達成期間の分類 イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成
 ※：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

(単位：mg/l)

1997 年度	1998 (H10) 年度	1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 (H15) 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 (H20) 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 (H25) 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 年度	2021 年度	2022年度(R4)		
																									観測値	観測点	達成状況
0.95	0.82	1.1	1.1	0.86	1.0	1.2	1.0	1.0	0.92	0.81	0.84	0.80	0.88	0.97	1.1	0.85	0.83	0.93	0.88	0.85	0.83	1.2	0.91	0.80	0.93	○	
0.64	0.54	0.75	0.64	0.61	0.49	0.63	0.54	0.60	0.54	0.45	0.57	0.57	0.46	0.51	0.60	0.52	0.53	0.60	0.60	0.60	0.54	0.53	0.61	0.44	0.49	○	○
0.57	0.51	0.58	0.61	0.39	0.46	0.54	0.49	0.42	0.48	0.37	0.50	0.46	0.36	0.40	0.48	0.44	0.43	0.45	0.37	0.42	0.41	0.43	0.41	0.34	0.34	○	
0.48	0.44	0.58	0.47	0.29	0.42	0.46	0.35	0.32	0.49	0.32	0.45	0.39	0.35	0.40	0.47	0.41	0.35	0.38	0.34	0.37	0.35	0.37	0.35	0.26	0.31	○	○
0.45	0.47	0.39	-	-	0.43	0.48	0.47	0.42	0.42	0.37	0.43	0.40	0.42	0.42	0.32	0.25	0.30	0.40	0.32	0.34	0.36	0.40	0.35	0.32	0.28	○	
0.43	0.44	0.37	0.45	0.37	0.40	0.39	0.38	0.40	0.39	0.34	0.43	0.43	0.36	0.42	0.36	0.24	0.33	0.37	0.28	0.34	0.37	0.39	0.33	0.29	0.27	○	
0.39	0.32	0.28	0.39	0.30	0.29	0.29	0.39	0.29	0.31	0.30	0.26	0.30	0.33	0.33	0.29	0.22	0.25	0.28	0.26	0.26	0.27	0.38	0.25	0.25	0.22	○	○
0.33	0.31	0.30	0.29	0.30	0.46	0.27	0.33	0.28	0.30	0.23	0.28	0.32	0.30	0.35	0.34	0.23	0.23	0.26	0.26	0.30	0.29	0.32	0.27	0.25	0.20	○	
0.27	0.31	0.24	0.30	0.34	0.31	0.27	0.32	0.26	0.26	0.36	0.26	0.31	0.35	0.31	0.29	0.18	0.23	0.28	0.25	0.28	0.26	0.27	0.31	0.23	0.20	○	
0.70	0.73	0.61	0.66	0.63	0.87	0.58	0.69	0.53	0.67	0.50	0.64	0.62	0.54	0.62	0.54	0.37	0.46	0.58	0.51	0.54	0.49	0.57	0.47	0.51	0.40	○	○
0.61	0.69	0.52	0.46	0.48	0.51	0.44	0.50	0.31	0.41	0.38	0.46	0.49	0.37	0.43	0.34	0.32	0.42	0.42	0.38	0.38	0.35	0.42	0.38	0.73	0.37	○	
0.58	0.70	0.52	0.55	0.56	0.67	0.51	0.77	0.46	0.53	0.46	0.57	0.75	0.57	0.70	0.51	0.50	0.55	0.56	0.46	0.47	0.53	0.68	0.51	0.56	0.49	○	○
0.45	0.47	0.40	0.43	0.40	0.41	0.36	1.1	0.31	0.40	0.31	0.38	0.40	0.36	0.43	0.39	0.32	0.32	0.40	0.35	0.39	0.36	0.43	0.34	0.41	0.32	○	
0.54	0.65	0.49	0.59	0.47	0.49	0.38	0.52	0.33	0.40	0.40	0.46	0.48	0.41	0.44	0.39	0.34	0.40	0.44	0.40	0.41	0.41	0.46	0.38	0.41	0.33	○	
0.48	0.52	0.49	0.58	0.53	0.42	0.35	0.49	0.41	0.52	0.37	0.51	0.43	0.39	0.42	0.35	0.27	0.38	0.37	0.41	0.38	0.35	0.40	0.33	0.38	0.50	×	
0.44	0.47	0.36	0.42	0.37	0.31	0.31	0.39	0.30	0.41	0.31	0.36	0.40	0.36	0.33	0.33	0.25	0.29	0.30	0.35	0.32	0.29	0.32	0.28	0.32	0.26	○	
0.35	0.43	0.34	0.35	0.36	0.29	0.27	0.40	0.27	0.42	0.29	0.35	0.36	0.32	0.36	0.31	0.21	0.29	0.28	0.27	0.31	0.32	0.35	0.32	0.31	0.26	○	
0.37	0.41	0.30	0.37	0.45	0.31	0.27	0.41	0.30	0.35	0.28	0.32	0.35	0.34	0.35	0.32	0.22	0.29	0.35	0.32	0.34	0.32	0.35	0.30	0.33	0.25	○	
0.39	0.41	0.34	0.43	0.36	0.39	0.35	0.42	0.30	0.34	0.29	0.30	0.37	0.43	0.37	0.33	0.35	0.28	0.36	0.33	0.38	0.34	0.36	0.37	0.35	0.27	○	○
0.34	0.39	0.31	0.39	0.34	0.36	0.28	0.34	0.47	0.30	0.27	0.28	0.33	0.38	0.36	0.30	0.24	0.23	0.32	0.29	0.31	0.27	0.39	0.27	0.29	0.24	○	
0.35	0.52	0.30	0.38	0.34	0.34	0.29	0.43	0.28	0.28	0.28	0.35	0.35	0.34	0.40	0.29	0.23	0.32	0.32	0.31	0.35	0.30	0.33	0.41	0.36	0.25	○	
0.35	0.34	0.42	0.35	0.33	0.33	0.27	0.38	0.30	0.31	0.27	0.32	0.40	0.33	0.36	0.32	0.32	0.28	0.37	0.29	0.38	0.30	0.42	0.30	0.32	0.25	○	

海域の環境基準地点では22地点中21地点で環境基準を達成しています。

海域の水域別では6水域中6水域で環境基準を達成しています。

※伊勢湾（ハ）及び伊勢湾（ニ）は三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。

表-2-5 海域における全燐の経年変化（表層の年間平均値）

（単位：mg/l）

水域名	類型・達成期間 (基準値)	指 定 年 月 日	地点 番号	地点名	1980 (S55) 年度	1981 年度	1982 年度	1983 年度	1984 年度	1985 (S60) 年度	1986 年度	1987 年度	1988 年度	1989 (H元) 年度	1990 年度	1991 年度	1992 年度	1993 (H5) 年度	1994 年度	1995 年度	1996 年度		
伊勢湾 (イ)	Ⅳ・イ (0.09mg/L 以下)	H14.3.15 (H8.2.27)	102	N-2	0.15	0.13	0.16	0.13	0.11	0.13	0.14	0.14	0.13	0.14	0.12	0.13	0.10	0.12	0.14	0.11	0.12		
			103	N-3	0.10	0.10	0.08	0.11	0.07	0.08	0.09	0.11	0.09	0.07	0.08	0.08	0.07	0.07	0.080	0.088	0.064	0.070	
			104	N-4	0.08	0.10	0.13	0.07	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06	0.071	0.065	0.053	0.060	
伊勢湾 (ハ)	Ⅲ・イ (0.05mg/L 以下) (Ⅲ・ロ)	H14.3.15 (H8.2.27)	106	N-6	0.07	0.12	0.05	0.06	0.08	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.05	0.052	0.056	0.047	0.039		
伊勢湾 (ニ)	Ⅱ・イ (0.03mg/L 以下) (Ⅱ・※)	H14.3.15 (H8.2.27)	105	N-5	0.07	0.05	0.04	0.05	0.06	0.06	0.06	0.07	0.05	0.06	0.06	0.06	0.05	0.053	0.047	0.051	0.052		
			107	N-7	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.06	0.04	0.04	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.04	0.047	0.057	0.059	0.044	
			108	N-8	0.04	0.04	0.03	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04	0.03	0.05	0.04	0.05	0.04	0.03	0.035	0.041	0.033	0.031	
			109	N-9	0.03	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.03	0.07	0.03	0.027	0.035	0.030	0.037
			133	N-1 3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.033
三河湾 (イ)	Ⅳ・ロ (0.09mg/L 以下)	H7.10.11	115	K-3	0.11	0.10	0.09	0.11	0.10	0.13	0.13	0.12	0.11	0.15	0.12	0.11	0.10	0.11	0.13	0.12	0.095		
三河湾 (ロ)	Ⅲ・イ (0.05mg/L 以下) (Ⅲ・※)	H17.3.25 (H7.10.11)	120	A-1	0.07	0.10	0.05	0.05	0.05	0.06	0.08	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.09	0.06	0.059	0.070	0.062	0.056	
			123	A-4	0.08	0.07	0.08	0.10	0.07	0.10	0.08	0.09	0.08	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08	0.086	0.076	0.076	0.071	
			124	A-5	0.07	0.05	0.05	0.06	0.04	0.07	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.05	0.050	0.054	0.049	0.046
			125	A-6	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.07	0.13	0.06	0.061	0.076	0.063	0.054
三河湾 (ハ)	Ⅱ・ロ (0.03mg/L 以下) (Ⅱ・※)	H17.3.25 (H7.10.11)	116	K-4	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.06	0.066	0.065	0.069	0.052		
			117	K-5	0.08	0.06	0.05	0.04	0.04	0.06	0.06	0.04	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.048	0.051	0.051	0.043	
			118	K-6	0.09	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.07	0.05	0.044	0.049	0.048	0.044	
			134	K-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.040
			126	A-7	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.06	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.06	0.05	0.046	0.055	0.047	0.043
			127	A-8	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.043	0.046	0.044	0.037
			128	A-9	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.04	0.05	0.06	0.04	0.043	0.049	0.042	0.040
			135	A-1 4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.039

- (注) 1 この表は、海域における全燐の環境基準適合状況を判断するために表層の年間平均値水質を示したものである。
 2 表層の年間平均値が当該水域にあてはめられた基準に適合している場合に達成していると判断する。
 1つの水域に複数の環境基準点がある場合は各基準点における年間平均値を、当該水域内の全ての基準点について平均した値が適合しているとき達成していると判断する。
 3 達成期間の分類 イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

(単位：mg/l)

1997 年度	1998 (H10) 年度	1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 (H15) 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 (H20) 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 (H25) 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 年度	2021 年度	2022年度(R4)		
																									観測値	達成状況	
																								観測値	達成状況	水域	
0.12	0.092	0.081	0.11	0.10	0.10	0.097	0.092	0.10	0.10	0.12	0.096	0.084	0.089	0.084	0.10	0.083	0.086	0.096	0.097	0.095	0.090	0.13	0.089	0.072	0.081	○	○
0.073	0.057	0.063	0.063	0.072	0.061	0.053	0.055	0.062	0.059	0.073	0.067	0.045	0.050	0.050	0.065	0.053	0.055	0.066	0.073	0.069	0.060	0.061	0.065	0.046	0.053	○	○
0.066	0.044	0.077	0.056	0.054	0.047	0.043	0.046	0.055	0.051	0.059	0.054	0.057	0.041	0.046	0.056	0.044	0.049	0.048	0.048	0.053	0.050	0.046	0.052	0.040	0.039	○	○
0.058	0.039	0.044	0.044	0.041	0.043	0.034	0.033	0.051	0.052	0.058	0.049	0.044	0.035	0.045	0.053	0.042	0.043	0.044	0.050	0.048	0.047	0.043	0.052	0.036	0.038	○	○
0.043	0.043	0.041	-	-	0.040	0.038	0.044	0.042	0.039	0.049	0.043	0.041	0.039	0.032	0.043	0.029	0.027	0.035	0.033	0.035	0.032	0.033	0.030	0.027	0.030	○	○
0.036	0.039	0.039	0.045	0.029	0.040	0.034	0.033	0.044	0.037	0.042	0.038	0.038	0.035	0.041	0.045	0.025	0.028	0.032	0.027	0.032	0.038	0.025	0.023	0.024	0.027	○	○
0.036	0.027	0.028	0.034	0.023	0.030	0.028	0.036	0.030	0.027	0.042	0.024	0.026	0.027	0.028	0.034	0.021	0.022	0.024	0.021	0.025	0.021	0.020	0.018	0.020	0.019	○	○
0.028	0.026	0.029	0.023	0.025	0.047	0.024	0.026	0.028	0.023	0.030	0.021	0.022	0.020	0.023	0.030	0.019	0.026	0.022	0.016	0.023	0.018	0.016	0.017	0.019	0.018	○	○
0.025	0.027	0.027	0.026	0.032	0.031	0.028	0.028	0.028	0.023	0.049	0.023	0.026	0.022	0.024	0.031	0.018	0.018	0.022	0.019	0.021	0.019	0.014	0.019	0.018	0.019	○	○
0.097	0.12	0.094	0.096	0.078	0.077	0.080	0.11	0.073	0.092	0.081	0.082	0.081	0.067	0.077	0.069	0.062	0.057	0.078	0.064	0.075	0.062	0.064	0.053	0.060	0.061	○	○
0.071	0.071	0.053	0.050	0.054	0.052	0.049	0.053	0.042	0.045	0.050	0.046	0.047	0.038	0.042	0.043	0.042	0.051	0.043	0.048	0.039	0.039	0.042	0.037	0.074	0.044	○	○
0.063	0.080	0.065	0.068	0.070	0.068	0.054	0.086	0.067	0.055	0.060	0.061	0.096	0.060	0.086	0.066	0.054	0.075	0.061	0.052	0.049	0.066	0.075	0.057	0.066	0.070	×	○
0.044	0.047	0.048	0.045	0.040	0.042	0.036	0.073	0.045	0.041	0.039	0.041	0.037	0.031	0.041	0.048	0.034	0.033	0.044	0.034	0.037	0.034	0.037	0.033	0.040	0.036	○	○
0.062	0.064	0.057	0.052	0.049	0.051	0.044	0.055	0.044	0.045	0.053	0.048	0.046	0.040	0.046	0.048	0.039	0.046	0.049	0.048	0.040	0.042	0.044	0.04	0.040	0.040	○	○
0.066	0.065	0.067	0.067	0.048	0.054	0.042	0.084	0.046	0.067	0.053	0.051	0.047	0.041	0.042	0.042	0.040	0.039	0.042	0.042	0.041	0.033	0.036	0.032	0.034	0.073	×	○
0.052	0.053	0.049	0.044	0.037	0.040	0.036	0.042	0.039	0.051	0.044	0.039	0.040	0.032	0.033	0.038	0.030	0.030	0.032	0.035	0.032	0.027	0.030	0.026	0.031	0.030	○	○
0.042	0.048	0.041	0.034	0.041	0.035	0.032	0.041	0.034	0.051	0.039	0.037	0.037	0.030	0.033	0.036	0.027	0.030	0.029	0.026	0.026	0.028	0.027	0.023	0.029	0.030	○	○
0.047	0.043	0.035	0.037	0.058	0.036	0.033	0.043	0.035	0.044	0.040	0.031	0.040	0.032	0.033	0.035	0.031	0.032	0.038	0.027	0.031	0.031	0.027	0.026	0.030	0.030	○	×
0.041	0.039	0.038	0.046	0.036	0.039	0.033	0.041	0.043	0.036	0.037	0.031	0.036	0.034	0.033	0.040	0.039	0.027	0.035	0.030	0.032	0.032	0.029	0.029	0.036	0.031	×	×
0.037	0.041	0.037	0.034	0.033	0.037	0.027	0.030	0.059	0.032	0.034	0.030	0.029	0.030	0.030	0.033	0.025	0.022	0.030	0.026	0.028	0.024	0.024	0.023	0.029	0.024	○	○
0.038	0.066	0.036	0.037	0.034	0.037	0.029	0.044	0.036	0.032	0.037	0.038	0.031	0.027	0.035	0.032	0.029	0.040	0.033	0.028	0.032	0.027	0.028	0.034	0.033	0.030	○	○
0.039	0.034	0.039	0.033	0.032	0.034	0.030	0.034	0.032	0.036	0.033	0.032	0.034	0.030	0.027	0.032	0.036	0.026	0.030	0.026	0.033	0.027	0.027	0.024	0.027	0.025	○	○

海域の環境基準地点では22地点中19地点で環境基準を達成しています。

海域の水域別では6水域中5水域で環境基準を達成しています。

※伊勢湾（ハ）及び伊勢湾（ニ）は三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。

(3) 排水基準

下水終末処理場に係わる水質規制基準

項 目	下水道法施行令第6条 放流水の水質の技術上の基準	水質汚濁防止法第3条第1項 排水基準		
有害物質	カドミウム及びその化合物	—	0.03	
	シアン化合物	—	1	
	有機磷化合物	—	1	
	鉛及びその化合物	—	0.1	
	六価クロム化合物	—	0.5	
	砒素及びその化合物	—	0.1	
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	—	0.005	
	アルキル水銀化合物	—	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	—	0.003	
	トリクロロエチレン	—	0.1	
	テトラクロロエチレン	—	0.1	
	ジクロロメタン	—	0.2	
	四塩化炭素	—	0.02	
	1,2-ジクロロエタン	—	0.04	
	1,1-ジクロロエチレン	—	1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	
	1,1,1-トリクロロエタン	—	3	
	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	
	1,3-ジクロロプロペン	—	0.02	
	チウラム	—	0.06	
	シマジン	—	0.03	
	チオベンカルブ	—	0.2	
	ベンゼン	—	0.1	
	セレン及びその化合物	—	0.1	
	ほう素及びその化合物	—	海域 230,その他 10	
	ふっ素及びその化合物	—	海域 15,その他 8	
	1,4-ジオキサン	—	0.5	
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	—	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100		
生活環境項目	フェノール類含有量	—	5	
	銅含有量	—	3	
	亜鉛含有量	—	2	
	溶解性鉄含有量	—	10	
	溶解性マンガン含有量	—	10	
	クロム含有量	—	2	
	水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下	海域 5.0~9.0,その他 5.8~8.6	
	生物学的酸素要求量 (BOD)	計画放流水質	160 (120)	
	化学的酸素要求量 (COD)	—	160 (120)	
	浮遊物質量	40	200 (150)	
	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類	—	5
		動植物油脂類	—	30
	大腸菌群数	3,000 個/cm ³	(3,000 個/cm ³)	
	窒素含有量	計画放流水質	120 (60)	
燐含有量	計画放流水質	16 (8)		
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L	—		
水銀及びその化合物	新設 50 μg/m ³ 既設 100 μg/m ³	—		

注1) 単位で記入のないものは mg/l。ただし、水素イオン濃度については単位なし。

注2) () 内は、日間平均を示す。

注3) 計画放流水質は下水道法施行令第5条の5第二項に規定する水質であり、下水の放流先の状況等を考慮して、省令で定めるところにより、公共下水道管理者または流域下水道管理者が定めるもの。流域により異なる。

注4) ダイオキシン類については、ダイオキシン類特別措置法の放流水排出基準値で、同法の対象となる下水処理場に限り適用される。

○下水道法による放流水の水質基準関係の法令

下水道法第8条（放流水の水質の基準）

公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

下水道法施行令第6条（放流水の水質の技術上の基準）

法第8条に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の表（※前項に記載）に掲げる項目について、それぞれに定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

項目	数値
水素イオン濃度	水素指数 5.8 以上 8.6 以下
大腸菌群数	3,000 個/cm ³ 以下
浮遊物質	40mg/l 以下
生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び磷含有量	第5条の5第二項に規定する計画放流水質に適合する数値

下水道法施行令第5条の5

二 「計画放流水質」とは、放流水が適合すべき生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は磷含有量に係る水質であって、下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮し、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めるものをいう。

下水道法施行規則第4条の2（計画放流水質）

令第5条の5第二項に規定する計画放流水質は、次に定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めるものとする。

一 放流水の水量及び下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水量又は水質を勘察し、放流が許容される生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は磷含有量を科学的な方法を用いて算出した数値（次の表の左欄に掲げる項目について算出した数値が、同表の右欄に掲げる数値を超える場合にあっては、同欄に掲げる数値）を計画放流水質として定めること。

項目	数値
生物化学的酸素要求量	5 日間に 15mg/l 以下
窒素含有量	20mg/l 以下
磷含有量	3mg/l 以下

二 当該地域に関し流域別下水道整備総合計画が定められている場合においては、これと整合性のとれたものであること。

事業計画で定める計画放流水質（施設整備を行った場合の水質）

単位：mg/L

流域下水道名	矢作川	境川	衣浦西部	衣浦東部	豊川	五条川左岸	日光川上流	五条川右岸	新川東部	日光川下流	新川西部
生物化学的酸素要求量 (BOD)	10	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
窒素含有量 (T-N)	10	10	10	10	10	10	10	10	1系20 2,3系10	10	10
りん含有量 (T-P)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

下水道終末処理場に係る上乗せ排水基準（その1）

区 域	工場または事業場	業 種	項目および許容限度 (mg/l)										適用の日	
			生物化学的 酸素要求量 括弧内は 日間平均	化学的酸素 要求量 括弧内は 日間平均	浮遊物質 量	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量		フェノール 類含有量	銅含有量	溶解性鉄 含有量	溶解性マン ガン含有量			
						鉍抽出 量	動植物 油類							
木曽川水域	新 設		下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)		70 (50)								S48.4.1
		下水道処理区域ご所在 するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1				S48.6.24
名古屋港・ 庄内川等水 域	既 設		一宮市西部終末処理場	(20)		(70)								S49.10.1
		下水道終末処理施設 を有するもの	名古屋下之色下水処 理場、名古屋市岩塚下水 処理場、一宮市東部終末 処理場および津島市下 水終末処理場	(60)		(120)								S48.4.1から規則で 定める日まで
			その他	(20)	(20)	(70)								規則で定める日
	新 設		全業種	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1				S48.4.1
			下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)	25 (20)	70 (50)								S48.4.1
名古屋市内 水域	新 設		全業種	25 (20)		70 (50)	5	10	1	1				S47.10.1
		下水道処理区域ご所在 するもの	西山下水処理場、名城下 水処理場および柴田下 水処理場	25 (20)		70 (50)								S48.4.1
	既 設		下水道終末処理施設 を有するもの	25 (20)		70 (50)								S48.10.1
			その他	25 (20)	(20)	70 (50)								S47.4.1
	新 設		全業種	25 (20)	30 (20)	70 (50)	2	10	1	1				S47.4.1
			下水道終末処理施設を有するもの	25 (20)		70 (50)								S47.4.1

下水道終末処理場に係る上乗せ排水基準（その2）

区 域	工場または事業場	業 種	項目および許容限度 (mg/l)										適用の日	
			生物学的酸素要求量 包括内は 日間平均	化学的酸素要求量 包括内は 日間平均	浮遊物質 包括内は 日間平均	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量		フェノール 類含有量	銅含有量	溶解性鉄 含有量	溶解性マン ガン含有量			
						鉱油類	動植物 油類							
衣浦湾・境 川等水域	既 設	下水道処理区域ご所在 するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1				S47.10.1
				25 (20)	90 (70)									
	新 設	下水道処理区域ご所在 するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	1	1	5	5		S47.4.1
				25 (20)	25 (20)	70 (50)								
矢作川水域	既 設	下水道処理区域ご所在 するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1			S48.6.24	
				(60)	(120)									
	新 設	下水道処理区域ご所在 するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1			S48.4.1	
				25 (20)	25 (20)	70 (50)								
渥美湾・豊 川等水域	既 設	下水道処理区域ご所在 するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1			S48.6.24	
				(20)	(70)									
	新 設	下水道処理区域ご所在 するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1			S48.4.1	
				(60)	(120)									
天竜川水域	新 設	下水道処理区域ご所在 するもの	全業種	25 (20)	25 (20)	70 (50)	70 (50)						S48.4.1	
				(20)	(70)									

備考 1. 上表の下水道終末処理場に係る上乗せ排水基準は、「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例（昭和四十七年三月二十九日条例第四号）」による。
 2. この条例は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第三条第三項の規定に基づき、同条第一項の排水基準にかえて適用する排水基準（以下「上乗せ排水基準」という。）を定めるものとする。
 3. この表に掲げる上乗せ排水基準は、既設の工場または事業場にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場または事業場に係る排出水について、新設の工場または事業場にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が20m³以上である工場または事業場に係る排出水について適用する。
 4. 生物学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域および湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域および湖沼に排出される排出水について適用する。
 5. この表において「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第八号に規定する処理区域をいう。
 6. 溶解性マンガン含有量についての上乗せ排水基準は、刈谷市の上水道水源よりも上流の境川に排出される排出水について適用する。

(4) 第9次水質総量規制基準

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の3の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「施行令」という。）別表第2第2号ロに掲げる区域について、令和4年1月24日付け「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）」に定められた削減目標量を達成するため、県は令和4年10月25日に第9次の総量削減計画を策定し、必要な事項を定めています。

その中で、産業排水における削減対策として、指定地域内の特定事業場で1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上のものから排出される汚濁負荷量について、法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準が定められています。（平成29年6月27日愛知県告示第286、287、288号、一部改正令和4年10月25日愛知県告示第427、428号）

総量規制基準(kg/日)は、水量(m³/日)×C値(mg/l)×10⁻³により算出される値です。

下水道業に係る総量規制基準のC値は表-1のとおりです。

表-1 第9次総量規制基準のC値(項番号209 下水道業)

1日当たりの平均的な 排出水の量	C値 (mg/l)						
	COD※ ¹			窒素含有量※ ²		りん含有量※ ³	
	Cco	Cci	Ccj	Cno	Cni	Cpo	Cpi
50m ³ 以上30,000m ³ 未満	20	20	20	25	20	2	1.5
30,000m ³ 以上				20	15	1.5	1.5

※1 水処理の方法によってはCODのC値を40に設定している。

※2 活性汚泥法などよりも高度に窒素を除去できる処理方法を有するものはCno=15、Cni=10とする。

ただし、豊川流域下水道の豊川浄化センター及び矢作川流域下水道の矢作川浄化センターに係るものにあつては、水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験の期間（令和4年11月1日から令和5年3月31日まで及び同年9月1日から令和6年3月31日までの期間）においてCno=20、Cni=20とする。

また、高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものはCno=25、Cni=20とする。

※3 活性汚泥法などよりも高度にりんを除去できる処理方法を有するものはCpo=1、Cpi=1とする。

ただし、豊川流域下水道の豊川浄化センター及び矢作川流域下水道の矢作川浄化センターに係るものにあつては、水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験の期間（令和4年11月1日から令和5年3月31日まで及び同年9月1日から令和6年3月31日までの期間）においてCpo=2、Cpi=2とする。

また、高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものはCpo=2、Cpi=1.5とする。

C値：ある期間内の施設設置や変更の届出により排出されることになる水量(m³/日)に対するCOD(あるいは窒素、りん)の濃度値(mg/l)。水量×C値×10⁻³により汚濁負荷量の排出限度(kg/日)を算出する。

Cco：昭和55年6月30日までに設置された特定施設からの特定排出水の量に対するC値

Cci：昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに特定施設の設置又は構造等の変更によって増加した特定排出水の量に対するC値

Ccj：平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更によって増加した特定排出水の量に対するC値

Cno及びCpo：平成14年9月30日までに設置された特定施設からの特定排出水の量に対するC値

Cni及びCpi：平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更によって増加した特定排出水の量に対するC値

(5) 水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験

三河湾では、ノリ養殖の生産量及びアサリの漁獲量が減少しており、その要因の一つに冬期の栄養塩類の不足が指摘されています。愛知県では第9次水質総量規制基準において、期間を限定して窒素・りんの水質濃度の上限を緩和し、水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験として、栄養塩管理運転(窒素・りんの水質濃度を増加させる運転)を矢作川浄化センター及び豊川浄化センターで試行しています。

【社会実験の概要】

- ア 実施施設
矢作川浄化センター（西尾市港町1番地）
豊川浄化センター（豊橋市新西浜町1-3）
- イ 実施期間
令和4年度：11月から3月まで
令和5年度：9月から3月まで
- ウ 対象とする栄養塩類と排水濃度の上限
りん：上限 2mg/L（実施期間外 1mg/L）
窒素：上限20mg/L（実施期間外10mg/L）

【令和4年度の社会実験結果】

- ア 窒素の排水濃度（平均）
矢作川浄化センター
通常運転期間6.6mg/L 社会実験期間10.5mg/L
豊川浄化センター
通常運転期間7.0mg/L 社会実験期間11.3mg/L
- イ りんの排水濃度（平均）
矢作川浄化センター
通常運転期間0.33mg/L 試験運転0.73mg/L 社会実験期間1.28mg/L
豊川浄化センター
通常運転期間0.36mg/L 試験運転0.69mg/L 社会実験期間1.40mg/L
※通常運転期間：4月1日～8月31日（りん） 4月1日～10月31日（窒素）
試験運転期間：9月1日～10月31日（りん）
社会実験期間：11月1日～3月31日

(6) 公害防止計画

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、公害の防止に関する諸策を総合的、計画的に実施することにより、公害の防止を図り、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とし、知事が策定することとされています。

本県における公害防止計画は、昭和47年12月に名古屋等地域、その後に衣浦・西三河地域及び東三河地域の2地域についても順次計画が策定され、3地域の公害防止計画は平成4年3月から統合し、以後、愛知地域として計画が策定されました。策定地域は、現に公害が著しいか又は今後著しくなるおそれのある地域とされており、平成24年3月には、名古屋市、豊橋市、岡崎市、碧南市、安城市、小牧市、東海市の7市を対象区域として、計画期間を平成23年度から32年度までとした計画が策定されました。

令和2年度の中央環境審議会公害財特法の在り方検討小委員会においては、全国的に計画区域内外において環境基準の達成状況等について大きな差がないとされ、本県も同様の傾向にあったことから、本県の公害防止計画は令和2年度末をもって計画期間を終了し、次期計画は策定されていません。

しかしながら、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（公害財特法）の失効後一定期間は、財政措置を講ずることとされていることから、令和3年度以降も、名古屋市、豊橋市、岡崎市、碧南市、安城市を対象として、公害防止計画の一部を構成する、公害財特法に基づく「公害防止対策事業計画」を策定しています。

(7) 高度処理について

高度処理とは、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理をいいます。

以前は、活性汚泥法等による二次処理の後に、さらに付加的に行われる諸プロセスを三次処理と呼んでいましたが、付加的に行う処理のみだけでなく、二次処理で行われる生物学的処理プロセスに改善を加え、高度な処理水を得る技術が一般化してきたことにより、現在では三次処理法にこれら二次処理の改善法を加えて「高度処理」という用語が用いられています。

一概に高度処理といっても、処理する対象物質は様々あり、処理する対象物質によって施設形態は異なります。

1. 高度処理(窒素、りん)導入の必要性について

本県が臨む伊勢湾及び三河湾は、海水の交換効率が悪く、汚濁物質の蓄積しやすい広域閉鎖性水域であるため、汚濁物質の指標の一つである COD を管理指標として水質環境基準が定められ、COD による総量規制が行われてきましたが、依然として環境基準の達成率は改善されていません。また伊勢湾では、窒素・りん等の栄養塩類が大量に流入すると、植物プランクトンを異常増殖させ、赤潮を発生させるなど富栄養化の原因となります。そのため、伊勢湾の富栄養化を防止するために、昭和 57 年以来、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市は協調して 4 次につながる伊勢湾富栄養化対策指導指針を定め、窒素・りんの削減指導がなされてきました。また、平成 7 年 10 月 11 日に三河湾、平成 8 年 2 月 27 日に伊勢湾において窒素、りんの環境基準の類型指定がなされたことに伴い、平成 8 年度には、第 4 次伊勢湾富栄養化対策指導指針に基づき窒素・りに係る水質管理目標値が設定され、平成 14 年 7 月 12 日には、従前の COD にあわせて、窒素・りに係る水質総量規制基準が告示されました。

下水道計画においても窒素・りんに対応した流総計画（前述した「(2) 流総計画」）を策定し、水質総量規制基準を遵守するため、流総計画に沿って、下水道処理場施設を窒素・りん対応の高度処理施設としていく必要があります。

最近では、愛知県漁業協同組合連合会からの要請を踏まえ、水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験（前述した(5)）を実施しており、総量規制基準を改定し、求められる水質改善の取り組みが変わってきていることから、柔軟な対応が可能な処理施設を検討していく必要があります。

2. 高度処理施設の役割

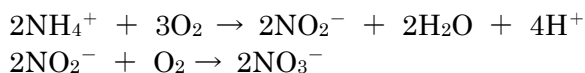
活性汚泥も窒素やりんが必要です。活性汚泥が増殖するとき、一定の比率で窒素、りんも吸収します。しかし一般の下水にはそれ以上に窒素、りんが入っています。一般的に家庭下水を主体とする流入下水の水質は BOD : 200mg/l, T-N : 40mg/l, T-P : 5mg/l 程度です。すなわち、有機物 : 窒素 : りん = 100 : 20 : 2.5 となっています。

一方、活性汚泥のバクテリアの菌体の構成成分は、有機物 : 窒素 : りん = 100 : 10 : 1.5 程度です。したがって、活性汚泥法に代表される通常の二次処理（標準法）だけでは窒素とりんが余ってしまい、処理水に残ることとなります。そのため、何らかの方策を講じて窒素とりんの除去率を高める工夫が必要となり、その役割を担うのが高度処理施設となります。

3. 窒素除去のしくみ

下水処理では窒素は生物処理により行います。他の方法は現実的ではありません。

窒素は処理場へ主に有機性窒素とアンモニア性窒素の形で流入します。これらの窒素は好気条件下で、亜硝酸細菌及び硝化細菌により亜硝酸態窒素を経て硝酸態窒素まで酸化されます(硝化)。



硝酸態窒素は脱窒細菌により有機物の存在する無酸素条件化で窒素ガスとなります。(脱窒)



3-1. 窒素の硝化

標準活性汚泥法では窒素がどうなるのかは考慮されていません。例えば、夏場は硝酸態窒素で放流されますが、冬場はアンモニア態で放流されるなどという例が多くあります。一般に能力に余裕があるときは硝化が進行するケースが多くなっています。

・硝化促進型活性汚泥法

硝化は活性汚泥の中の硝化細菌が行います。硝化細菌は他の菌より増殖が遅いため、十分な汚泥滞留時間（SRT）が確保されないと増殖することはできません（特に冬場）。

硝化を確実に進めるためには水温に応じた好気的条件における SRT (A-SRT) を確保する必要があります。このことは結果的に反応槽の容積を大きくし、空気量を増やし、低負荷で運転することになります。このような方式は「硝化促進型活性汚泥法」といわれます。

（硝化の効用と問題点）

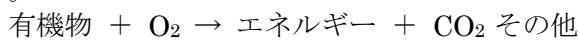
硝酸態窒素は水域での窒素の安定した形態の一つであり、窒素を確実に硝化させるだけでも、アンモニアの状態では環境に対しての影響は小さくなります。上水水源の保全等の観点からはアンモニアをなくすことが重要であり、硝化促進型は高度処理の一方法と位置づけられています。

ただし窒素を確実に硝化させても、硝酸態窒素が残っているため、富栄養化の防止には役立ちません。また、硝化を促進するだけの処理には問題点があり、アルカリ性のアンモニアを酸性の硝酸にするので pH が低下します。原水水質にもよりますが、ひどい場合は水質汚濁防止法の基準を超えるほど pH が低下してしまいます。

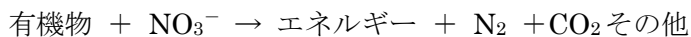
硝酸態窒素は脱窒することにより、アルカリ度を回復することができます。そこで窒素自体の除去を必要としなくても脱窒を併用して pH を上げる運転方法をとることもあります。

3-2. 脱窒

一般の生物が食物を食べて（酸化して）エネルギーを得るには酸素が必要です。微生物も同じことをします。



酸素（DO）のない条件化では、脱窒細菌が硝酸態窒素の結合酸素を利用して有機物を分解し、硝酸態窒素は最終的には窒素ガスとして大気中に放出されます。



3-3. 脱窒のための運転方法

脱窒させるためには嫌気状態で有機物を与える必要があります。

窒素を除去するためには

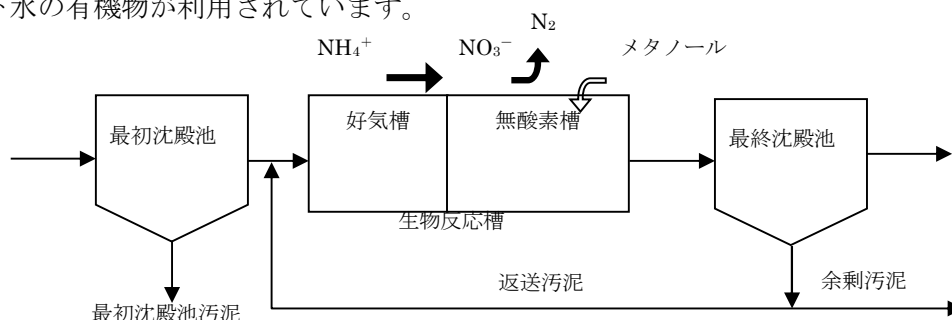
- 有機態窒素やアンモニアを好気状態で硝酸態窒素とし、
- これを嫌気状態にして有機物を与え脱窒させる

という手順が必要です。

一般に下水処理において好気槽で硝化まで進めてしまえば有機物(BOD)はほとんど分解されて水中からなくなってしまう。これをそのまま無酸素状態にしても脱窒は進みません。“どのように有機物を与えるか”にいろいろな工夫があります。

イ) 有機物の添加

好気槽の後に無酸素槽を設けメタノールなどの有機物源を与えます。メタノールの量を加減することで理屈上 100%脱窒することができます。しかし、下水中の有機物を利用すれば薬品類を外部から購入する必要もなく、さらに脱窒過程で下水中の有機物を同時に処理することができるため、現在は流入下水の有機物が利用されています。



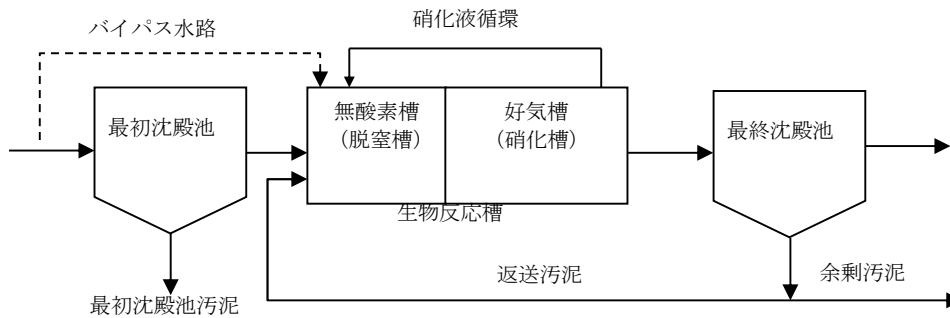
ロ) 流入下水の有機物を用いる方法

流入下水には多くの有機物が含まれているので、BOD 細菌によって分解される分を脱窒に使用するという発想が生まれてきます。そのための手法がいくつかあります。

(1) 循環式硝化脱窒法

硝化した処理水と汚泥を前段の無酸素部に戻し、流入下水と混ぜることで流入下水に含まれる有機物を与え脱窒を図ります。硝化液を脱窒タンクに循環することによって、硝化工程で消費されたアルカリ度の一部を脱窒により回収できるという特徴もあります。処理水を戻すには、返送汚泥ポンプをフル回転して返送率を上げることで可能ですが、高度処理として最初から設計する場合は別に循環ポンプを設置するのが一般的です。

循環式硝化脱窒法を標準活性汚泥法と比べると以下の特徴があります。



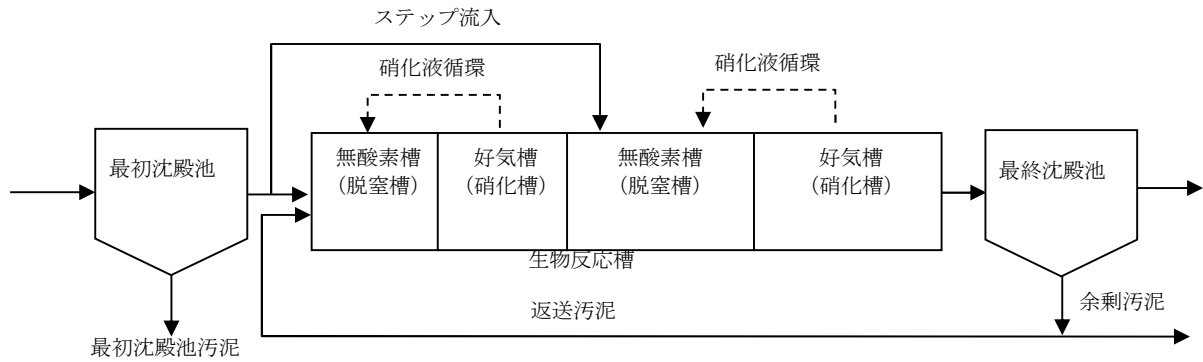
- 1) 生物反応槽の容量が標準活性汚泥法に比べると大きくなる。
- 2) 生物反応槽をいくつかに仕切り、無酸素槽は無酸素状態が維持できるような構造とする必要がある。
- 3) 硝化液を循環させるためのポンプ等の施設が必要。
- 4) 生物反応槽の MLSS 濃度を標準活性汚泥法より高く保つ必要がある。このため、最終沈殿池の流入固形物負荷が高くなるので、設計水面積負荷を小さくしたり、有効水深を大きく取る必要がある。
- 5) 循環ポンプの設置、無酸素タンクの設置等により、運転管理項目が若干増加する。
- 6) 標準活性汚泥法と比較して、窒素除去率が向上するだけでなく、BOD,SS についても除去率が向上する。

窒素除去率は循環率で決まります。好気槽で硝化された窒素は嫌気槽にもどされると全量脱窒されるという前提で設計されますが、除去率を7割、8割に上げようとする、多量の循環が必要となります。循環ポンプのランニングコスト等を考えると実用上は循環比2程度が限度であり、除去率は67%にしかなりません。循環率を上げるとポンプが巨大になるだけでなく、水の反応槽の通過速度が速くなりすぎて嫌気好気も維持できなくなります。

さらに高度な窒素除去を必要とする場合には、次のステップ流入式多段硝化脱窒法が用いられています。

(2) ステップ流入式多段硝化脱窒法

反応槽を無酸素-好気-無酸素-好気に4分割し、流入水の半分を3槽目にステップ流入させるフローを考えてみます。この場合、1槽目に入った流入水の窒素は2槽目で硝化され、3槽目の無酸素槽で流入下水の有機分により脱窒されます。一方、3槽目に入った下水の窒素は4槽目で硝化され多くはそのまま放流されますが返送汚泥とともに戻される分は1槽目で脱窒されます。これを上記の循環法と比較してみると、この方法はステップ流入させるだけで循環ポンプ等を設置せずとも結果的に67%の窒素が除去できます。理論上、段数を増やし、流入水を細かく分けて流入させることで窒素の除去率が上がります。除去できないのは最終段で注入された下水の窒素のうち、返送汚泥として戻らなかった分だけになります。このようにステップ流入は窒素除去の効率化に有効であるので、既存施設の改良や循環法との複合的な組み合わせなどいろいろな変法にも使われています。



なお、二段の無酸素－好気を効率的に行うには前段と後段で負荷を同一にするとよいのですが、この場合、後段は流入水により活性汚泥が希釈される形となるので、同じ菌体量を槽に保持するためには容積を前段より大きくする必要があります。このとき容積は大きくなりますが菌体量は同じなので、必要空気量は前段と同じになります。同じ理由により、三段 AO 法では二段目、三段目と槽が大きくなります。

4. リン除去のしくみ

リン除去には凝集剤による方法と生物処理の方法があります。

イ) 凝集剤の添加

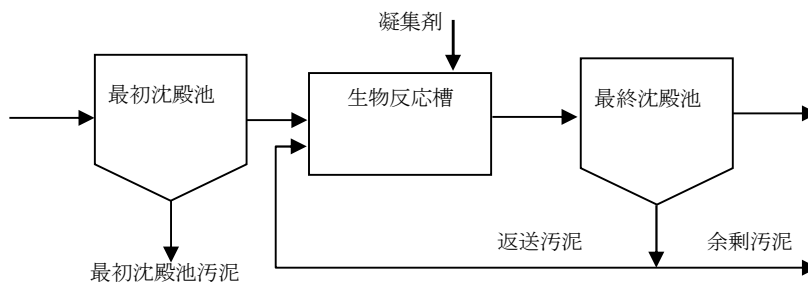
アルミニウムや鉄などの金属塩を凝集剤として注入し、水中に溶けているりんを不溶性の化合物の形で沈殿させ、水中から除去する方法です。これらの薬品を添加するのは上水の処理において一般的に行われており、本来の目的は沈殿しにくい微細な懸濁粒子を大きなかたまりにして沈殿させることにありますが、同時に金属成分やりんなどの溶解しているものも沈殿させることができます。

凝集沈殿を下水処理で行う場合、以前はいわゆる三次処理として活性汚泥処理の後に、浄水場のようなフロック形成池と沈殿池を設ける設計が行われ、りん除去のためには二次処理と同じかそれ以上の広大な三次処理用地が必要と考えられていました。

その後、反応槽の出口で凝集剤を注入し、活性汚泥に混ぜるだけで十分りんが除去できることが明らかになってきました。この方法は同時凝集法などと呼ばれ、設備が簡易であり既存施設の改造もきわめて容易であるので広く普及しています。

凝集剤添加によるりん除去には、以下のような特徴があります。

- 1) よく使われる凝集剤である PAC はりんとだけ反応するわけではなく、水中のアルカリ分と反応して各種の成分を含む固形物を形成する。このため、硝化促進法のようにアンモニア分がな



くなっていて、有機分もほとんど分解されているような状態の水に注入した方が入れる量が少なくてよく効く。

- 2) 添加した凝集剤に基づく余剰汚泥が発生するので、汚泥処理施設について配慮が必要。
- 3) 生物学的脱りんでの汚泥に比べて汚泥処理過程でのりんの再溶出は少ない。

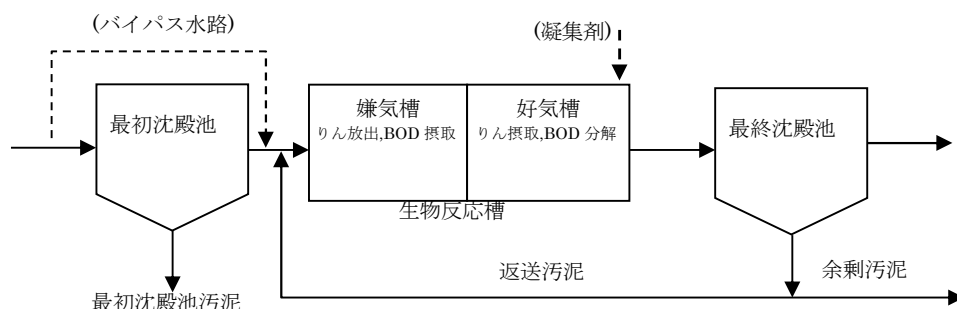
ロ) 生物学的脱りん

活性汚泥は、嫌気－好気を定期的に繰り返すという条件におかれると、りんを蓄積する菌（ポリりん酸蓄積細菌）が増えてきます。これらの菌はりんを吸収したり放出したりすることにより、エネルギーを蓄積したり解放したりする能力を持っているようです（つまり、りん化合物をバッテリーのように利用している）。

具体的には、

- i) 好気槽で水中に溶解しているりん(オルトリン酸)を体内に取り込み別の形(ポリリン酸)にして蓄える。このとき同時にりん化合物にエネルギーを蓄える(充電にあたる)。この現象はりんの過剰摂取といわれる。
- ii) 次にこの汚泥が「有機物はあるが、嫌気状態であるため他の菌が利用することができない」という環境に送られると、先の好気槽で蓄積したりん(ポリリン酸)をオルトリン酸に加水分解し放出することにより、エネルギーを取り出し、これをもとに有機物を体内に取り込んで加工して蓄積する、ということを行う。

このようにポリリン酸蓄積細菌は、他の菌が有機物を利用できないうちに、率先して有機物を取り込むことができます。そのような条件を作り出してやればポリリン酸蓄積細菌が増えていきます。そうしておいて好気状態で汚泥と水を分離すれば高度にりんが除去された処理水を得ることができます。



(生物学的脱りんの留意点)

i) 嫌気と無酸素

「有機物はあるが、嫌気状態であるため他の菌が利用することができない」という状態を実現するには嫌気状態にする必要がありますが、「酸素(O₂)はないが硝酸(NO₃⁻)ならある」という状態ではダメです。この状態ではポリリン酸蓄積細菌よりも脱窒細菌が優先して有機物を分解してしまうようであり、ポリリン酸蓄積細菌による有機物の吸収とりんの放出はおきません。すなわち嫌気状態でもNO₃⁻があるかどうかを区別する必要があります。

そこで、窒素りんの同時除去を考える場合、いわゆる「嫌気状態」を

- ・ 酸素はないが硝酸態窒素はある状態 → 無酸素 (anoxic)
- ・ 酸素も硝酸態窒素もない状態 → 嫌気または絶対嫌気 (anaerobic)

と区別して表現するのが一般的となっています。

ii) 汚泥からのりんの再溶出

りんを蓄積した汚泥は次に嫌気状態に置かれると再びりんを放出して有機物を取り込もうとします。したがって濃縮槽や汚泥貯留槽(通常嫌気状態になる)にためている間にせっかく吸収したりんを放出してしまい、脱水ケーキとして汚泥を水から取り出すときにはりん濃度が下がってしまうということがおこります。このような場合には高濃度のりんが返流水とともに水処理系に戻り、反応槽のりん濃度が上がり結果的に放流水に出ていくことになります。

このようなことにならないためには汚泥からのりんの溶出をおさえるような汚泥処理プロセスの工夫が必要です。つまり、生物学的脱りんは水処理だけではうまくできません。汚泥系も含めた配慮が必要です。

5. 窒素・りん同時除去

窒素とりんを同時に除去するため、上記プロセスの組み合わせとして、生物学的窒素除去プロセスとりん除去の嫌気好気法と組み合わせたもの嫌気-無酸素-好気法(A₂O法)と、凝集剤の添加によるりん除去と生物学的窒素除去プロセスを組み合わせた凝集剤併用型窒素除去法があります。

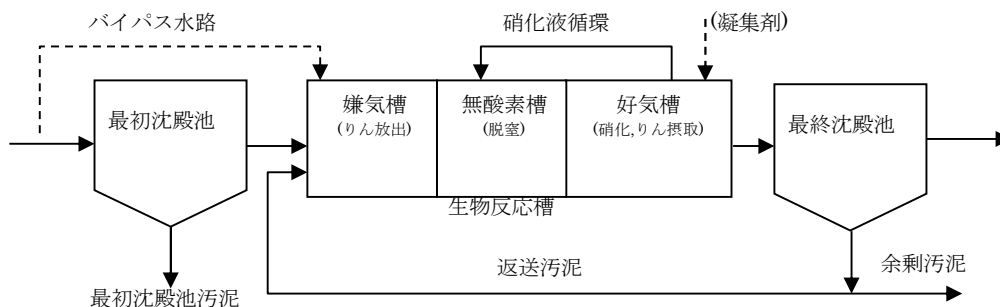
イ) 嫌気-無酸素-好気法

嫌気-無酸素-好気法(A₂O法)のA₂Oの意味は anaerobic-anoxic-oxic であり、1槽目は硝酸NO₃⁻が入っていない嫌気槽、2槽目は循環水のNO₃⁻が入ってくる無酸素槽です。

嫌気-無酸素-好気法は、理論上 3 槽がそれぞれの役割を分担し、機能を発揮すれば効率よく窒素もりんも除去できます。りん除去のための薬品もいらず、施設もコンパクトになり、施設計画、高度処理施設としては効率のよい方法ということになります。

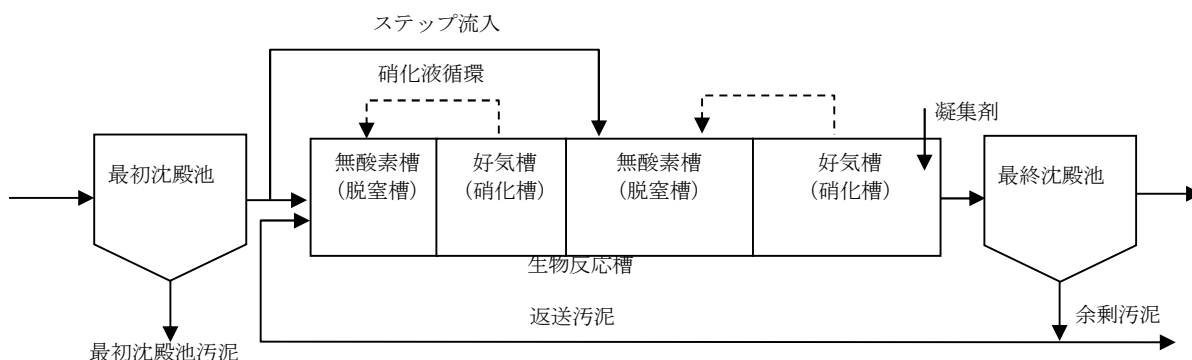
しかしながら下水というのは、流入水量の量や濃度の変動、季節変化による水温変化その他の外的変動要素により左右される面があります。このときに窒素の硝化脱窒もりんの除去も同時にうまくいくように運転をするのは難しく、窒素の硝化脱窒とりんの除去というのは相反する操作を必要とする面もあり、その両立を狙うのは高度の技術と経験を要することとなります。

負荷変動でりんの除去率が左右されるため、高度処理設計マニュアル等にも必ずバックアップ用に凝集剤注入設備も用意するよう記載されています。



ロ) 凝集剤併用型窒素除去法

凝集剤併用型窒素除去法は、生物学的窒素除去法の循環式硝化脱窒法などの反応槽に凝集剤を添加して、既存の生物処理機能にりん除去機能を付加する高度処理法であり、窒素およびりんを同時に除去する方法です。



6. 膜分離活性汚泥法 (MBR: membrane bioreactor)

6-1. 膜分離活性汚泥法について

膜分離活性汚泥法は、従来の活性汚泥法では最終沈殿池において重力沈降によって行われる固液分離を微細な孔径を有する分離膜によって行うものであり、有機物の分解、有機態窒素の分解、アンモニア性窒素の酸化、脱窒等は活性汚泥によって行われるものです。

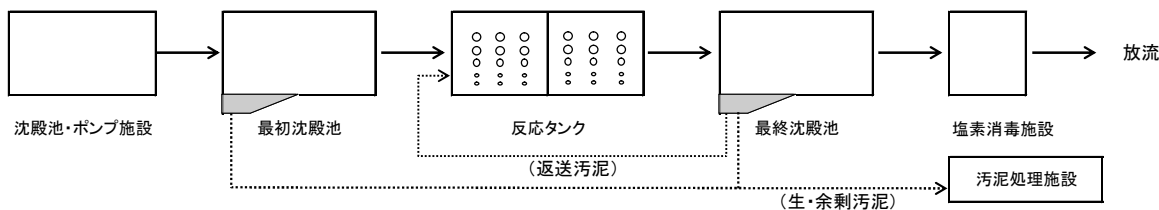
6-2. 施設構成上の特徴について

施設構成上としては、以下のような特徴があります。

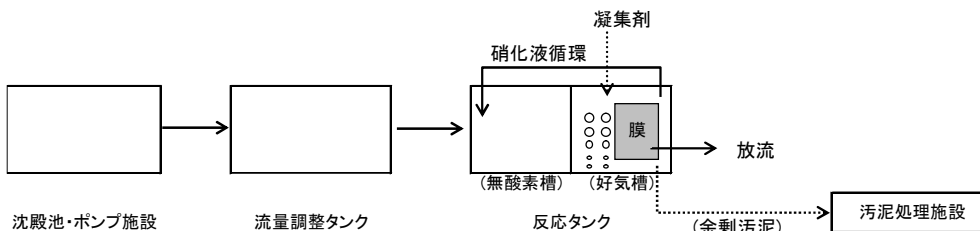
- ①最終沈殿池は必要ない。
- ②反応タンクの MLSS 濃度を高くすることができる。
- ③小規模な施設の場合、流入量の変動に対し、流量調整池による均等化、反応タンクの水位調節、膜透過流束の制御等により制御しなければならない。大規模な施設では改造例しかなく、初沈の数を減らしている。

これらのことにより、最終沈殿池を省略し、反応タンクの MLSS 濃度を高くして運転できることから、処理施設の必要容積を大幅に削減することが可能となります。

「従来の活性汚泥法」



「膜分離活性汚泥法（循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法の施設構成例）」



6-3. 処理機能上の特徴について

処理機能上としては、以下のような特徴があります。

- ①重力沈降による固液分離の制約がないため、反応タンク内のMLSS濃度を高め、短時間で処理を行うことが可能である。
- ②SSより小孔径の分離膜を用いるので、処理水中にSSは原則として検出されず、透視度が高く清澄な処理水が得られる
- ③処理水中には大腸菌がほとんど検出されない。
- ④処理水をそのまま修景用水として利用することが可能である。
- ⑤凝集剤の添加により高度なりん除去が可能である。

平成17年に初めて供用されて以来、実績が蓄積され、標準的な処理方法となりつつあり、平成23年11月1日より下水道法施行令第5条の6第1項第3号の表の趣旨を踏まえ、「循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法」が代表的な処理方法とされる区分に追加されています。

7. 最初沈殿池、最終沈殿池、急速ろ過

7-1. 最終沈殿池の大きさや急速ろ過の必要性について

良好な活性汚泥とは、よく「ふわふわしたかたまり」と表現されていますが、反応槽から採取した汚泥は味噌汁のような状態です。ガラスの器にとってながめるとふかふかの雲のようなかたまりがみえる沈殿し、その後には無色透明な上澄み液が得られる、というのが良好な状態です。一般的に、このような状態を得るのに最適な運転法が標準法といわれる運転条件になります。これよりも有機物が多すぎても少なすぎても汚泥の状態は悪くなります。

一般に高度処理型の運転は低負荷（有機物が少ない状態）で運転されるため、汚泥の状態は標準法ほどよくありません。活性汚泥は有機物不足（低負荷）の状態になるとかたまり（フロック）が小さくなり、パラパラした感じになります。もっと極端になるとさらに細分化し、沈まない細かい破片のようなものが濁りとして残り、白っぽくない処理水となります。ここまでくると「汚泥の解体」と呼ばれ、有機物不足で汚泥が自己分解しているような状態となります。

高度処理型の運転をしていると、時としてこういう状態に陥りやすくなります。そのため、最終沈殿池は標準法よりも大きくしておかないと微細なフロックが沈殿しきれず固液分離がうまくいかないこととなります。そしてそれでも沈まない濁りはろ過等により除去することとなります。

「ふわふわして沈みやすいかたまり」をつくるのはフロック形成菌と呼ばれますが、脱窒や脱りんをさせると、有機物の一番おいしいところを脱窒細菌やポリりん酸蓄積細菌が嫌気状態のうちに吸収してしまい、フロック形成菌が十分生育できない状況が生じます。そのようなことも汚泥があまり良好な状態にならない一因だと考えられます。

そこで、高度処理型の運転をする場合、

- ・最終沈殿池を標準法より大きくする。
- ・急速ろ過をつける

という対策をとり、汚泥の性状悪化に対応する必要があります。

(参考)

窒素・りんが高度処理の主目的としていわれるようになる前から、放流先の河川の自己流量が少なく、「下水処理水を BOD : 20mg/l で流すと河川的环境基準が守れない」などという事例がありました。このような場合は、急速ろ過を付けて二次処理水に残存する BOD, COD, SS を除去するという計画とします。

一般に、二次処理の処理水質は BOD : 20mg/l, SS : 20mg/l, COD : 30mg/l といった値になっています。しかしながら、能力に多少余裕があり、流入水はほとんど家庭排水という条件さえ満たせば、BOD : 3mg/l, SS : 2mg/l, COD : 10mg/l といった処理水質が得られます。このような処理水を急速ろ過に通してもほとんど何も変わりません。急速ろ過で除去できるものは「固形物」つまり SS です。処理水の SS を除去することにより付随して除去される成分は、下水中に含まれる浮遊性と溶解性に区分されるもののうち浮遊性の成分です。浮遊性成分の値は、SS とほぼ一定の比率があると考えられます。一般に処理水に残存する浮遊性の成分は SS : 10mg/l に対し、COD : 3mg/l, 窒素 : 1mg/l, りん : 0.2mg/l 程度です。

窒素・りんについて考えると処理水の浮遊性成分というのは全体に比べるとわずかであり、あとはほとんど溶解性です。したがって、急速ろ過では窒素・りんはあまり取ることができません。

7-2. 最初沈殿池について

標準法で設計された水処理施設を、窒素・りんの除去率向上を目的に高度処理的に運転しようとする、反応槽は嫌気槽等を含めて 6~7 割くらいの能力になります（それだけの水量しか流せない）。一方で最終沈殿池も大きめに必要となるので、6~7 割程度の水量で運転することになります。一方で最初沈殿池の能力には余裕が生じます。

流入下水に含まれる窒素の多くは溶解性です。一方 BOD は固形物として多く含まれています。このことは有機物のカスは大便として排泄されるのに対し、窒素は尿素やアンモニアとして小便に多く含まれて排泄されていることと関係しています。この流入下水を長時間、最初沈殿池で沈殿させると、「窒素は多く含まれるが、BOD は少ない上澄み水」となって反応槽へ流入することとなります。

高度処理型運転では有機物の取り合いとなり、常に不足気味になっています。こういう状況のときに最初沈殿池で有機物だけを取ってしまうとますます状況は悪化します。したがって最初沈殿池はなるべく小さくし、活性汚泥に必要な有機物が与えられるように運転をしなければなりません。ちなみに、供用開始当初や雨天時など有機物負荷が小さいときはバイパスして反応槽へ直接流入させるという手法がよく行われます。

一方で、最初沈殿池で除去される汚泥（生汚泥）は繊維質を多く含むため、これが多いほど汚泥の脱水は効率的に行えます。また、流入水に含まれる人毛やゴミなどを除去して反応槽へ入れないための機能も果たしており、総合的なバランスを考えて運転を行う必要があります。

15. 下水道資源の有効利用

(1) 下水汚泥の有効利用

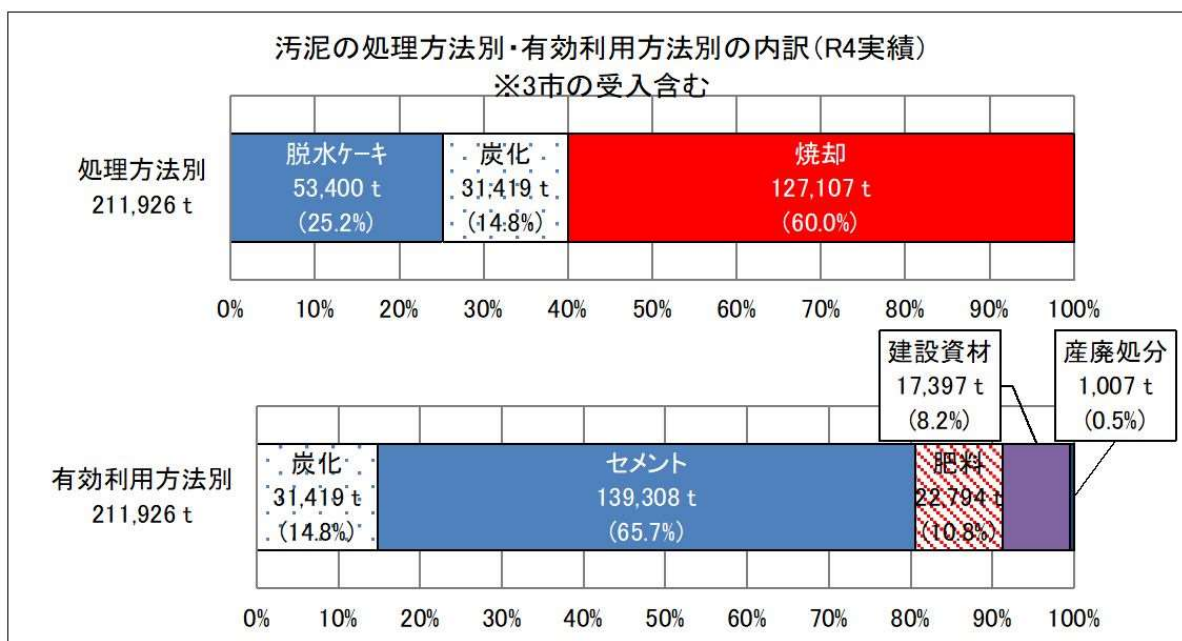
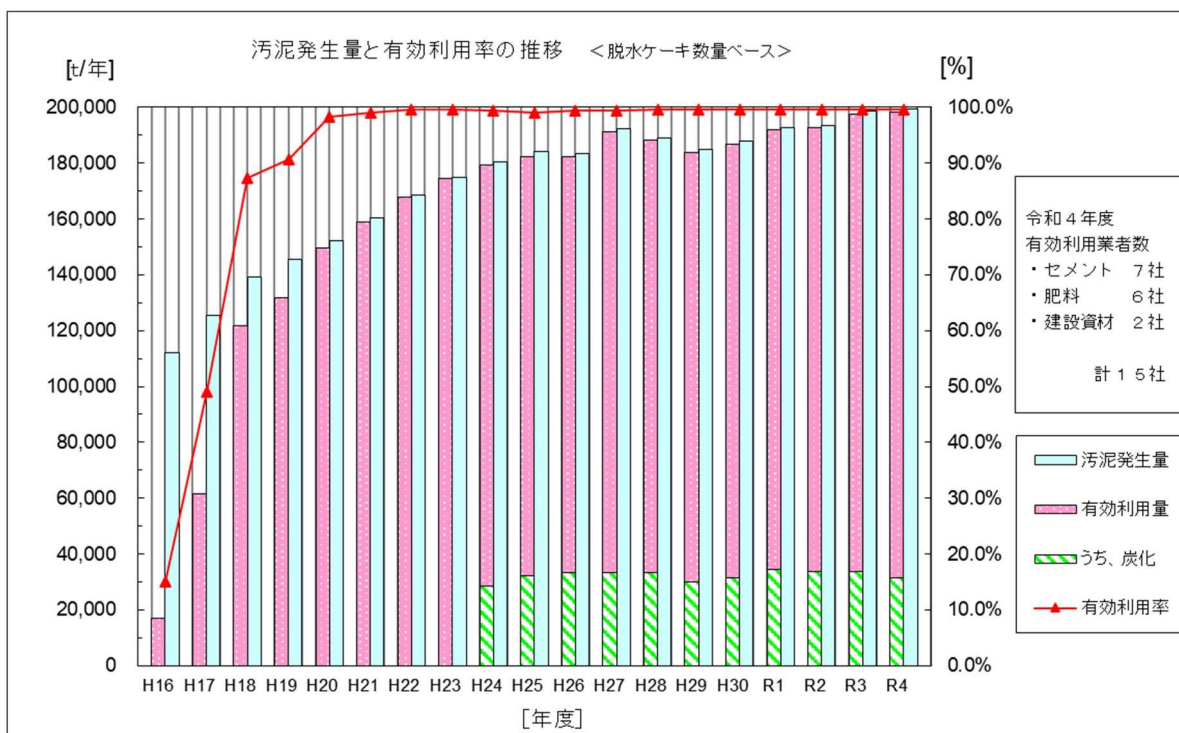
1) 目的

愛知県の流域下水道では、毎年増加する下水汚泥の安定的な処理と、下水道資源の有効活用を目的として、脱水ケーキや焼却灰をセメントや建設資材、肥料などへの利用を進めています。

2) 有効利用の実績

近年の愛知県の流域下水道では、発生した下水汚泥のほぼ100%を有効利用しています。

下水汚泥は、脱水ケーキや焼却灰の状態では処理場から搬出され、民間企業によってセメント原料や肥料原料等に活用されています。なお、令和4年度から常滑市、東海市、知多市（3市）の公共下水道と流域下水道で発生する汚泥を集約して処理する共同汚泥処理を行っており、汚泥の処理方法別・有効利用方法別の内訳には、3市の汚泥が含まれています。



3) 愛知県の取り組み

愛知県の流域下水道では、前述の民間企業等を活用した有効利用の他に、各処理場で独自に下水道資源の有効利用（エネルギー化）に取り組んでいます。

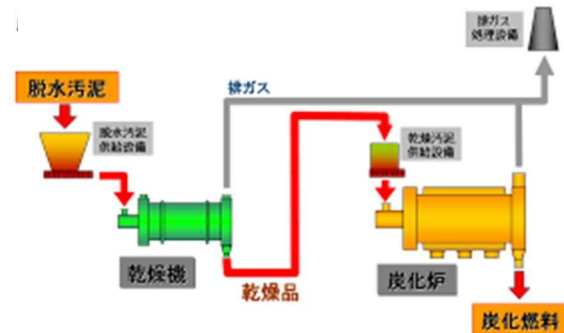
平成24年度に供用した衣浦東部浄化センターの污泥燃料化施設を始め、平成28年度からは矢作川浄化センター及び豊川浄化センターにおいて、污泥処理の過程で生じるバイオガスの有効利用施設の供用を開始しました。各処理場の立地条件や設備更新時期等を鑑みてその処理場に適した事業を実施しています。

① 衣浦東部浄化センター：污泥燃料化施設（炭化炉）

衣浦東部浄化センターでは、平成24年4月から污泥燃料化施設が稼動を開始しました。この施設は下水污泥をもとに炭化燃料を製造するもので、この炭化燃料は、隣接する(株)JERAの碧南火力発電所で石炭と混焼利用し、1年間で標準家庭1,270世帯分の年間使用電力に相当する約460万kWhを発電しています。



污泥燃料化施設全景



衣浦東部浄化センター 污泥処理フロー

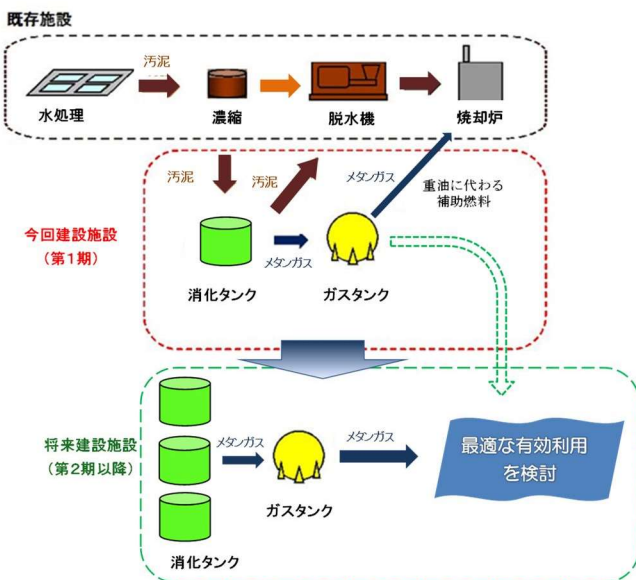
② 矢作川浄化センター、豊川浄化センター：污泥消化施設

下水污泥の減量化に『消化処理』を導入し、処理の過程で発生するバイオガスを活用する技術が注目されています。

消化処理とは、下水污泥をタンクに貯留し、タンク内のメタン生成菌等の作用により有機物を分解し、污泥を減らす処理方法です。この時、タンクの中では有機物が分解される過程でメタンを含むバイオガスが発生します。過去の消化処理では、発生するガスは余剰ガスとして燃やして処分していましたが、近年では、バイオガスは再生可能エネルギーとして注目され、発電や、下水污泥の焼却炉で補助燃料として活用する技術の開発が行われています。

平成28年度から、矢作川浄化センターでは、バイオガスを焼却炉の補助燃料に活用し、豊川浄化センターでは、PFI事業として民間提案のバイオガス発電（売電）事業を始めました。

<矢作川浄化センター>

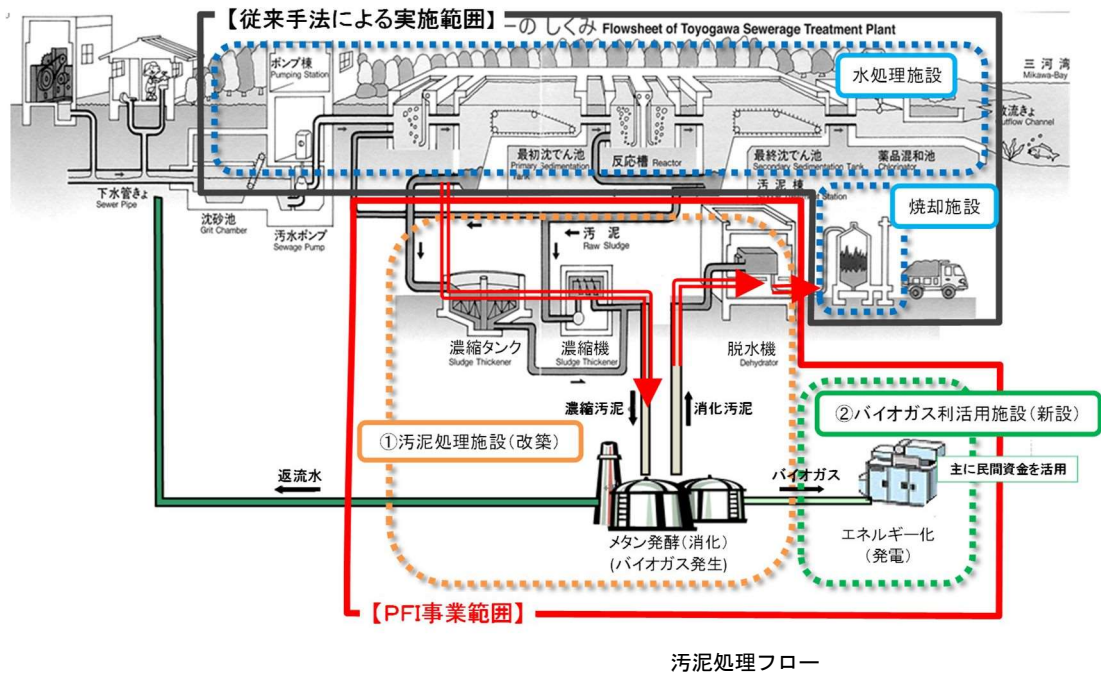


污泥処理フロー

○令和4年度の運転実績

	計画	実績	達成率
污泥処理量	105,850 m ³	100,902 m ³	95%
バイオガス 使用量	1,500,000 Nm ³	1,140,210 Nm ³	76%
CO2削減量	2,200 t	1,607 t	73%

<豊川浄化センター>



○令和4年度の運転実績

	計画	実績	達成率
汚泥処理量	4,665 t	5,948 t	128%
バイオガス 使用量	1,678,178 Nm ³	2,320,381 Nm ³	138%
売電量	2,710,850 kWh	3,528,424 kWh	130%
CO ₂ 削減量	1,274 t	1,658 t	130%

(2) 処理場用地の有効利用

処理場未利用地の有効活用を目的として、豊川浄化センター、衣浦西部浄化センター、日光川下流浄化センターにおいて、今後20年間、下水道施設の建設予定がない未利用地を民間事業者へ提供し、固定価格買取制度（FIT）を利用した太陽光発電を平成28年度から開始しました。これらの施設の発電量は、年間約640万kWh（約1800世帯の年間使用電力量）が見込まれ、20年間にわたって発電を行う予定です。

処理場名	所在市	発電開始	発電規模 (kW)	有効活用面積 (m ²)
豊川浄化センター	豊橋市	H28.4.28	1,990	30,416
衣浦西部浄化センター	半田市	H28.5.31	1,250	17,426
日光川下流浄化センター	弥富市	H29.1.12	1,990	28,752

令和5年度 愛知の下水道（資料編）

令和5年11月発行

愛知県建設局下水道課（計画調整グループ）

名古屋市中区三の丸三丁目1-2

電話 052-954-6533(ダイヤルイン)

FAX 052-972-6416

E-mail gesuido@pref.aichi.lg.jp

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gesuido/>